

目 次

1. 会期日程表	1
2. 令和3年6月3日（木曜日）	5
3. 議事日程（第1号）	5
4. 開 会	9
5. 日程第1 会議録署名議員の指名	9
6. 日程第2 会期の決定	9
7. 日程第3 市長あいさつ	9
8. 日程第4 市長提出議案上程（議第50号から議第81号まで）	11
9. 日程第5 提案理由の説明	12
10. 日程第6 報告（3件）	17
11. 日程第7 請願の報告（請第1号）	20
12. 散 会	20
13. 令和3年6月11日（金曜日）	23
14. 議事日程（第2号）	23
15. 開 議	26
16. 日程第1 一般質問	26
17. 西川裕文議員 質問	26
18. 北本将幸議員 質問	35
19. 田畑久吉議員 質問	56
20. 散 会	63
21. 令和3年6月14日（月曜日）	67
22. 議事日程（第3号）	67
23. 開 議	70
24. 日程第1 一般質問	70
25. 徳村登志郎議員 質問	70
26. 吉田憲司議員 質問	80
27. 近松恵美子議員 質問	102
28. 散 会	117
29. 令和3年6月15日（火曜日）	121
30. 議事日程（第4号）	121

31. 開 議	124
32. 日程第1 一般質問	124
33. 多田隈啓二議員 質問	124
34. 古奥俊男議員 質問	146
35. 松本憲二議員 質問	153
36. 散 会	169
37. 令和3年6月16日(水曜日)	173
38. 議事日程(第5号)	173
39. 開 議	176
40. 日程第1 一般質問	176
41. 前田正治議員 質問	176
42. 吉田真樹子議員 質問	193
43. 江田計司議員 質問	208
44. 日程第2 市長提出追加議案上程(議第82号及び議第83号)	218
45. 日程第3 提案理由の説明	218
46. 日程第4 議案及び請願の委員会付託	219
47. 散 会	221
48. 令和3年6月25日(金曜日)	225
49. 議事日程(第6号)	225
50. 開 議	230
51. 日程第1 全国市議会議長会表彰状の伝達	230
52. 日程第2 委員長報告	231
53. 総務委員長報告	231
54. 建設経済委員長報告	235
55. 文教厚生委員長報告	237
56. 日程第3 質疑・議員間討議・討論・採決 (議第50号から議第60号まで、議第82号及び議第83号)	241
57. 日程第4 閉会中の継続審査の件	243
58. 日程第5 市長提出議案審議(質疑・議員間討議・討論・採決) (議第61号から議第81号まで)	243
59. 日程第6 市長提出追加議案上程(議第84号)	247
60. 日程第7 提案理由の説明	247

61. 日程第 8	議案の委員会付託	248
62. 日程第 9	委員長報告	249
63.	総務委員長報告	249
64.	文教厚生委員長報告	251
65. 日程第 10	質疑・議員間討議・討論・採決（議第 84 号）	252
66.	閉 会	253
67.	署 名 欄	254

令和3年第5回玉名市議会定例会会期日程表
(会期 6月3日から6月25日までの23日間)

月	日	曜	開議時刻	会議別	摘 要
6	3	木	午前10時	本会議	開会宣告 会議録署名議員の指名 会期の決定 市長あいさつ 市長提出議案上程 提案理由の説明 報告 請願の報告
6	4	金		休 会	(一般質問発言通告締切 正午)
6	5	土		休 会	(市の休日)
6	6	日		休 会	(市の休日)
6	7	月		休 会	
6	8	火		休 会	
6	9	水		休 会	
6	10	木		休 会	
6	11	金	午前10時	本会議	一般質問
6	12	土		休 会	(市の休日)
6	13	日		休 会	(市の休日)
6	14	月	午前10時	本会議	一般質問
6	15	火	午前10時	本会議	一般質問
6	16	水	午前10時	本会議	一般質問 議案及び請願の委員会付託
6	17	木	午前10時	委員会	総務委員会
6	18	金	午前10時	委員会	建設経済委員会
6	19	土		休 会	(市の休日)
6	20	日		休 会	(市の休日)
6	21	月	午前10時	委員会	文教厚生委員会
6	22	火		休 会	
6	23	水		休 会	
6	24	木		休 会	
6	25	金	午前10時	本会議	委員長報告 質疑・議員間討議・討論・採決 閉会宣告

第 1 号

6 月 3 日 (木)

令和3年第5回玉名市議会定例会会議録（第1号）

議事日程（第1号）

令和3年6月3日（木曜日）午前10時00分開会

開 会 宣 告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 市長あいさつ
- 日程第4 市長提出議案上程

（議第50号から議第81号まで）

- 議第50号 専決処分事項の承認について 専決第9号
令和3年度玉名市一般会計補正予算（第4号）
- 議第51号 令和3年度玉名市一般会計補正予算（第5号）
- 議第52号 令和3年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第53号 令和3年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第54号 令和3年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第55号 令和3年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第56号 令和3年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）
- 議第57号 玉名市学校給食費の徴収に関する条例の制定について
- 議第58号 玉名市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議第59号 市道路線の廃止及び認定について
- 議第60号 工事請負契約の変更について
- 議第61号 農業委員会委員の任命について
- 議第62号 農業委員会委員の任命について
- 議第63号 農業委員会委員の任命について
- 議第64号 農業委員会委員の任命について
- 議第65号 農業委員会委員の任命について
- 議第66号 農業委員会委員の任命について
- 議第67号 農業委員会委員の任命について
- 議第68号 農業委員会委員の任命について
- 議第69号 農業委員会委員の任命について
- 議第70号 農業委員会委員の任命について
- 議第71号 農業委員会委員の任命について
- 議第72号 農業委員会委員の任命について

- 議第 7 3 号 農業委員会委員の任命について
- 議第 7 4 号 農業委員会委員の任命について
- 議第 7 5 号 農業委員会委員の任命について
- 議第 7 6 号 農業委員会委員の任命について
- 議第 7 7 号 農業委員会委員の任命について
- 議第 7 8 号 農業委員会委員の任命について
- 議第 7 9 号 農業委員会委員の任命について
- 議第 8 0 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議第 8 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第 5 提案理由の説明

日程第 6 報告（3 件）

- 報告第 5 号 令和 2 年度玉名市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第 6 号 一般財団法人玉名市自治振興公社の経営状況を説明する書類について
- 報告第 7 号 有限会社横島町特産物振興協会の経営状況を説明する書類について

日程第 7 請願の報告

（請第 1 号）

- 請第 1 号 新型コロナ禍によるコメ危機の改善を求める意見書の提出に関する請願
- 散 会 宣 告

本日の会議に付した事件

開 会 宣 告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 市長あいさつ
- 日程第 4 市長提出議案上程

（議第 5 0 号から議第 8 1 号まで）

- 議第 5 0 号 専決処分事項の承認について 専決第 9 号
令和 3 年度玉名市一般会計補正予算（第 4 号）
- 議第 5 1 号 令和 3 年度玉名市一般会計補正予算（第 5 号）
- 議第 5 2 号 令和 3 年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議第 5 3 号 令和 3 年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議第 5 4 号 令和 3 年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議第 5 5 号 令和 3 年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 議第 5 6 号 令和 3 年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）

議第57号 玉名市学校給食費の徴収に関する条例の制定について

議第58号 玉名市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例の制定について

議第59号 市道路線の廃止及び認定について

議第60号 工事請負契約の変更について

議第61号 農業委員会委員の任命について

議第62号 農業委員会委員の任命について

議第63号 農業委員会委員の任命について

議第64号 農業委員会委員の任命について

議第65号 農業委員会委員の任命について

議第66号 農業委員会委員の任命について

議第67号 農業委員会委員の任命について

議第68号 農業委員会委員の任命について

議第69号 農業委員会委員の任命について

議第70号 農業委員会委員の任命について

議第71号 農業委員会委員の任命について

議第72号 農業委員会委員の任命について

議第73号 農業委員会委員の任命について

議第74号 農業委員会委員の任命について

議第75号 農業委員会委員の任命について

議第76号 農業委員会委員の任命について

議第77号 農業委員会委員の任命について

議第78号 農業委員会委員の任命について

議第79号 農業委員会委員の任命について

議第80号 人権擁護委員候補者の推薦について

議第81号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第5 提案理由の説明

日程第6 報告（3件）

報告第5号 令和2年度玉名市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第6号 一般財団法人玉名市自治振興公社の経営状況を説明する書類について

報告第7号 有限会社横島町特産物振興協会の経営状況を説明する書類について

日程第7 請願の報告

（請第1号）

請第1号 新型コロナ禍によるコメ危機の改善を求める意見書の提出に関する請願

散 会 宣 告

+++++

出席議員（20名）

1番	坂本 公 司 君	2番	吉 田 真樹子 さん
3番	吉 田 憲 司 君	4番	一 瀬 重 隆 君
5番	赤 松 英 康 君	6番	古 奥 俊 男 君
7番	北 本 将 幸 君	8番	多田隈 啓 二 君
9番	松 本 憲 二 君	10番	德 村 登志郎 君
12番	西 川 裕 文 君	13番	嶋 村 徹 君
14番	内 田 靖 信 君	15番	江 田 計 司 君
16番	近 松 惠美子 さん	18番	前 田 正 治 君
19番	作 本 幸 男 君	20番	森 川 和 博 君
21番	中 尾 嘉 男 君	22番	田 畑 久 吉 君

+++++

欠席議員（なし）

+++++

欠 員（2名）

+++++

事務局職員出席者

事務局 長	糸 永 安 利 君	事務局 次長	松 野 和 博 君
次長 補 佐	酒 井 裕 之 君	書 記	古 閑 俊 彦 君
書 記	入 江 光 明 君		

+++++

説明のため出席した者

市 長	藏 原 隆 浩 君	副 市 長	村 上 隆 之 君
総 務 部 長	永 田 義 晴 君	企画経営部長	今 田 幸 治 君
市民生活部長	蟹 江 勇 二 君	健康福祉部長	酒 井 史 浩 君
産業経済部長	上 野 伸 一 君	建設 部 長	片 山 敬 治 君
企 業 局 長	荒 木 勇 君	教 育 長	福 島 和 義 君
教 育 部 長	藤 森 竜 也 君	監 査 委 員	元 田 充 洋 君
会 計 管 理 者	二階堂 正一郎 君		

午前10時00分 開会

○議長（内田靖信君） おはようございます。ただいまから、令和3年第5回玉名市議会定例会を開会いたします。

日程に入ります前に申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、マスクの着用を許可いたします。また、傍聴人についても同様といたします。

これより、本日の会議を開きます。

なお、今期定例会への説明員の出席につきましては、地方自治法第121条の規定により、お手元に配付しております報告のとおり、あらかじめ出席を要請しておきましたので、御了承願います。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（内田靖信君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において指名いたします。西川裕文君、嶋村徹君、以上の両君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（内田靖信君） 日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。このたびの定例会の会期については、5月27日の議会運営委員会の結論に基づき、本日から25日までの23日間にいたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（内田靖信君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日から25日までの23日間に決定いたしました。

日程第3 市長あいさつ

○議長（内田靖信君） 日程第3、「市長あいさつ」を行ないます。

市長より発言の申出がっておりますので、これを許可いたします。

市長 藏原隆浩君。

[市長 藏原隆浩君 登壇]

○市長（藏原隆浩君） 皆様、おはようございます。

令和3年第5回玉名市議会定例会の開会に当たり、ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様におかれましては、先月の臨時会に引き続き、御多忙の中、御出席を賜り、

御審議いただきますことに対し、誠にありがたく、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

まず、今もって衰えない新型コロナウイルス感染症の情勢につきましては、連日連夜、メディア等で報じられていることから、議員の皆様も充分、御認識のことと存じます。

4月23日、東京都をはじめとした4都府県に緊急事態宣言が再発令されて以来、福岡県や沖縄県等の6道県が追加され、現在10都道府県に拡大されたところであり、さらに、6月20日までと期間も再延長となっている状況であります。国内の感染状況は、全体として横ばいからやや減少に転じておりますが、新たに対象とされた北海道や沖縄県では依然、新規感染者の増加が見られるなど、地域差が大きく予断を許さない状況となっております。さらに、全国的に病床の逼迫が進行しており、新規感染者のさらなる抑え込みが必要となっているところです。

熊本県における新規感染状況は、現在、減少基調であるものの、特に感染力の強い変異株への置き換わりが一気に進み、日々、新規感染者数の動向が注視されている現状でございます。また、5月26日現在、病床使用率は62.8%と、厳しい医療体制が続いていることも踏まえて、県では感染状況は、高い水準を維持しているとし、県独自のリスクレベルで最上位となるレベル5 厳戒警報を引き続き、維持することとし、改めて県民の皆様には、最大限の危機感を持って行動していただくことをお願いされております。そして、5月16日から熊本県に適用されたまん延防止等重点措置につきましては、6月13日に解除する方針が示されているところでございますが、今後の取組につきましては、引き続き、県の動向を注視してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、本市の状況ですが、一時期に比べますと新規感染者数は、減少傾向にあるものと思われませんが、依然として予断を許さない状況に変わりはありません。

このような中、市民の皆様にとりましても関心ごとでございますワクチン接種につきましては、国の対応も含め、日々刻々と情勢が変化する中で、まず3月から医療従事者の接種を開始いたしました。続いて4月中旬からは、高齢者施設入所者及び従事者の接種を開始、さらに5月31日からは、高齢者の個別接種を開始いたしましたところであります。また、今週末の6月5日からは、玉名市役所本庁舎1階を含む市内4会場で、かかりつけ医療機関がない接種対象者へ集団接種の開始を予定しています。国の方針が、65歳以上の高齢者の接種完了を7月末までと示されたこともあり、従来の予定を前倒しして、ワクチン接種の準備に当たってきたところでありますが、この集団接種の運営におきましては、現在、本市職員を総動員して、全庁的に取り組んでいるところでございます。引き続き、玉名郡市医師会やくまもと県北病院等との連携を図りながら、万全なワクチン接種の推進に努めてまいりたいと考えております。

また、今議会では、公立保育所や武道館等のトイレ手洗いの自動水栓化、また学校体

育施設や社会体育施設でのインターネット環境を駆使した公共施設の予約システム導入等の新型コロナウイルス対策関連の予算も計上いたしております。ウィズコロナ時代に適応した環境整備が急務となっている今日であります、引き続き、感染拡大防止と地域経済活動の両立のために、基本的な感染防止対策と新しい生活様式を実践し、徹底することに努めなくてはならないと強く考えているところであります。

さて、何かと閉塞感が漂う昨今であります、明るい出来事といたしましては、合併当初より早期開通が切望されておりました都市計画道路・岱明玉名線が、先般5月24日、全線開通いたしました。この全線開通により、有明海沿岸地域と九州新幹線新玉名駅やくまもと県北病院等が位置する玉名北部地域がつながり、さらに災害時の避難路や緊急輸送路としての役割や、県北観光の回遊性向上にも充分、寄与するものであるというふうに確信をいたしております。

ところで、5月15日には、熊本県を含む九州北部地方の梅雨入りが発表されました。福岡管区气象台によりますと平年より20日早く、昨年より27日早い梅雨入りということになります。これは、昭和26年の統計開始以来、2番目に早い梅雨入りとなりましたが、今後、出水時期を迎えることとなり、水害をはじめとした自然災害に対する警戒も必要になってまいります。昨年の熊本豪雨は、まだ記憶に新しいところでありますけれども、現在のコロナ禍にあって感染拡大防止と経済回復に災害対策も加わり、災害に対する備えは、これまで以上に大切になってくるものと認識しております。引き続き、新型コロナウイルス感染症対策と併せて、この防災・減災への取組につきましても、危機意識をもって、迅速な対応に努めてまいりたいと考えております。

最後になりますけれども、議案の内容につきましては、この後、提案理由の説明の中で、それぞれ申し上げさせていただきます。今議会提案の予算及び案件に対しましては、十分に御審議いただき、いずれも原案どおり御承認を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりまして、私のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

日程第4 市長提出議案上程（議第50号から議第81号まで）

○議長（内田靖信君） 日程第4、「市長提出議案上程」を行ないます。

これより、市長提出議案を上程いたします。

議第50号専決処分事項の承認について、専決第9号令和3年度玉名市一般会計補正予算（第4号）から議第81号人権擁護委員候補者の推薦についてまでの市長提出議案32件を一括議題といたします。

お手元に配付しております議案の朗読は、これを省略いたします。

日程第5 提案理由の説明

○議長（内田靖信君） 日程第5、「提案理由の説明」を行ないます。

ただいま上程いたしました各議案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長 永田義晴君。

[総務部長 永田義晴君 登壇]

○総務部長（永田義晴君） おはようございます。補正予算関係につきまして、私のほうから提案理由の御説明を申し上げます。

お手元の資料の1ページをお願いします。

まず、議第50号専決処分事項の承認について、専決第9号令和3年度玉名市一般会計補正予算（第4号）につきまして御説明を申し上げます。

この補正予算は、新型コロナウイルス感染症の再拡大に伴い、県が要請した飲食店等に対する営業時間短縮及び外出・移動の自粛等の影響を受けている中小事業者等への経済対策について、早急に対応するため補正を行なう必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により5月17日付けで専決処分を行ないましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるとでございます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ8,164万8,000円を追加し、総額を316億1,140万1,000円とするものでございます。

まず歳入を申し上げますと、15款国庫支出金8,164万8,000円の追加は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、今回の補正の財源調整でございます。

歳出につきましては、本市独自の緊急経済対策第2弾といたしまして、2事業、4,513万4,000円を計上いたしております。内容といたしまして、第2期中小事業者緊急支援事業は、県が要請した営業時間短縮に伴う時短協力金の受給までのつなぎとして、市内に店舗を有する中小事業者に対し、令和3年4月または5月の売上高が前々年度の同月比で30%以上減少している事業者へ、年間事業収入の月間平均売上高の10%、15万円を上限として緊急的に支援するもので、400件分、4,000万円の支援金などでございます。

次に、第3期宿泊施設特別支援金は、外出・移動の自粛などの影響を受けている、ホテル、旅館業を営んでいる市内事業者に対し、施設の収容人数及び部屋数に応じ最大50万円の支援を行なうもので17件分、510万円を計上いたしております。

次に、新型コロナウイルス対策関連として、県が行なった飲食店等への営業時間短縮要請に伴う協力金事業に対する負担金で、3,651万4,000円でございます。協力金に係る負担割合といたしまして、国10分の8、県10分の1、市10分の1でございます。

2ページをお願いいたします。

続きまして、議第51号から議第56号までの補正予算関係6件につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

今回御提案いたします補正予算は、現計予算計上後の事情の変化によりまして補正を行なう必要が生じたので、御提案いたすものでございます。

初めに、議第51号令和3年度玉名市一般会計補正予算（第5号）について御説明いたします。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ2億2,887万1,000円を追加し、総額を318億4,027万2,000円とするものでございます。

まず、歳入の主なものを申し上げますと、15款国庫支出金は1億511万9,000円の追加で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金9,286万7,000円の追加は、今回の補正の財源調整でございます。このほかに、多様な広域連携促進事業委託金といたしまして、人吉市、宇土市、玉名市における全庁の業務量調査を実施し、3市の業務を詳細に比較することで、災害・感染症拡大等の非常時に行なう優先業務や、広域での業務の標準化、最適化及び共同化を目指す事業で、全額が国より交付されるものでございます。16款県支出金は6,234万円の追加で、予備保育士確保促進事業補助金の追加などがございます。17款財産収入は1万2,000円の追加、21款諸収入は5,530万円の追加で、雑入として玉名観光協会が、持続可能な旅行商品造成事業など3本の旅行商品造成について、国の補助採択を受けるまでの事業資金を、市が一旦全額負担した分の返還金などがございます。22款市債は610万円の追加で、公営住宅建設事業債は南大門団地外壁改修事業等の国庫補助の内示に伴う調整のため追加を行なうものなどがございます。

歳出につきましては、新型コロナウイルス対策関連として、コロナ危機に対応した新たなビジネスプランの立案・実践等を目的とした、たまな未来創造塾運営事業134万9,000円、最下段になりますが、公立保育所3園の園児及び職員等が使用するトイレなどへの自動水栓設置費といたしまして171万円でございます。

3ページをお願いいたします。

中段になります。対面で行なわれております学校体育施設及び社会体育施設の利用予約等を、インターネット環境を利用して、非接触で行なう公共施設予約システム導入事業1,487万9,000円を含めた10事業で、1億63万1,000円を計上しております。また、4月の職員の定期異動等に伴う職員給与の調整及び共済費の負担率変更などにより、人件費の総額として771万4,000円の追加を計上しており、1款議会費から10款教育費まで調整を行なっております。

次に、款ごとの主な内容でございますが、1款議会費は697万6,000円の追加、

2款総務費は1,580万2,000円の追加で、定期異動等に伴う職員給与等の調整、このほか自治総合センターコミュニティ助成事業の採択を受けた、天水町尾田区の公民館建設に伴うコミュニティ助成事業補助金などを計上しております。3款民生費は4,932万3,000円の追加で、放課後児童健全育成事業業務委託は、新型コロナウイルス感染症対策としてマスク及び消毒液等の環境整備に係る経費の追加、本年度より県が新たに設けた待機児童解消事業として、年度当初より配置基準を超えて予備的に保育士を雇用する保育園等に人件費の一部を補助する予備保育士確保促進事業補助金の追加などがございます。4款衛生費は2,630万1,000円の追加で、定期異動等に伴う職員給与等の調整、6款農林水産業費は4,023万6,000円の追加で、3戸以上の農家が組織する団体への機械・設備等導入に対する攻めの園芸生産対策事業補助金の追加、産地の生産部会単位で行なうハウス補強など、園芸産地における事業継続強化対策事業補助金の追加などがございます。7款商工費は4,862万5,000円の追加で、玉名観光協会が観光庁の実証事業を活用して行なう持続可能な旅行商品造成事業ほか2事業に係る負担金の追加などがございます。8款土木費は380万6,000円の減額、9款消費費は200万8,000円の追加で、当初より予定しておりました高瀬地区の防災行政無線子局増設工事で、設置に当たり検討の結果、商工会館屋上への設置となったことに伴う工事費の追加などがございます。

4ページをお願いいたします。

10款教育費は4,340万6,000円の追加で、学校教育施設整備基金積立金は、令和3年3月に岱明中学校の教育振興のために寄附をいただきましたものを基金へ積立を行なうものでございます。また、実用英語技能検定実施業務委託は英語検定取得率向上と、英語力のさらなる強化を目的として、公益財団法人日本英語検定協会が実施する技能検定を受検する中学3年生の検定料を支援するものでございます。

次に、第2表地方債補正につきましては、公営住宅建設事業ほか1件の限度額を変更するものでございます。

以上が一般会計の補正予算の説明でございます。

次に、議第52号令和3年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ186万5,000円を追加し、総額を88億5,178万2,000円とするもので定期異動等に伴う職員給与等の調整でございます。

次に、議第53号令和3年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ1,665万5,000円

を追加し、総額を77億3,536万6,000円とするものでございます。

主な内容は、歳出の1款総務費は定期異動等に伴う職員給与等の調整による追加、7款諸支出金につきましては、支払基金への償還金でございます。

5ページでございます。

次に、議第54号令和3年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ258万1,000円を減額し、総額を4,000万7,000円とするもので、定期異動等に伴う職員給与等の調整でございます。

次に、議第55号令和3年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第2条収益的支出の補正につきましては、519万6,000円を追加し、総額を15億5,389万6,000円とするもので、定期異動等に伴う職員給与等の調整でございます。

次に、議第56号令和3年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第2条収益的支出の補正につきましては、16万8,000円を追加し、総額を3億7,954万2,000円とするもので、定期異動等に伴う職員給与等の調整でございます。

以上、主な内容等について御説明申し上げましたが、詳細につきましては、所管の各委員会において御説明いたしますので、御審議の上、原案どおり御承認賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 副市長 村上隆之君。

[副市長 村上隆之君 登壇]

○副市長（村上隆之君） おはようございます。

私のほうからは、議第57号から議第60号までの提案理由につきまして御説明を申し上げます。

議案書の2ページをお願いいたします。

議第57号玉名市学校給食費の徴収に関する条例の制定についてでございますが、これは、学校給食費の公会計化に伴い、条例を制定するものでございます。

内容といたしましては、学校給食費の公会計化に伴いまして、その徴収、額、納付等に関し必要な事項を定めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和4年4月1日から施行するものでござ

います。

4ページをお願いいたします。

議第58号玉名市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、行政手続における押印の見直しに伴い、条例の整備を図るものでございます。

内容といたしましては、申請、申出等の手続に押印が必要である旨定めております4本の条例につきまして、押印を不要とするため、所要の改正を行なうものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

6ページをお願いいたします。

議第59号市道路線の廃止及び認定についてでございますが、これは、道路法第10条第3項及び第8条第2項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

今回廃止及び認定をする路線は、新玉名停車場線で、その一部を県道である主要地方道玉名八女線として県に移管するため一旦廃止しますとともに、残りの部分について新たに市道に認定するものでございます。

9ページをお願いいたします。

議第60号工事請負契約の変更についてでございますが、これは、令和3年3月26日議決の工事請負契約の締結についての一部を変更するものでございます。

主な変更の理由といたしましては、玉名漁港（大浜地区新港部分）しゅんせつ工事におきまして、施工範囲の変更により、しゅんせつ土砂の土量が増加したことに伴い、当初契約金額1億6,192万円に対しまして、499万6,055円の増額となりますことから、議決事件の変更を行なうものでございます。

なお、増額分につきましては、現在契約の相手方であります末広建設株式会社と変更の仮契約を締結しており、本議会で御承認をいただきました後に、本契約の締結とするものでございます。

以上、詳細につきましては、所管の各委員会で御説明申し上げますので、御審議の上、原案どおり御承認いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 市長 藏原隆浩君。

[市長 藏原隆浩君 登壇]

○市長（藏原隆浩君） 本議会に提案しております人事案件の提案理由について御説明申し上げます。10ページから28ページまでをお願いいたします。

議第61号から議第79号までの農業委員会委員の任命についてでございますが、西本賢二郎氏、土田健一氏、岡村栄一氏、徳井勝美氏、中島浩輔氏、丸山和則氏、高島尚氏、高田優子氏、下川安氏、澤村哲志氏、田上靖晃氏、田端末雄氏、坂本正敏氏、木村

昌治氏、岡田正治氏、本田多美子氏、中山一久氏、境浩之氏、村上孝夫氏の19人を本市農業委員会委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

29ページ及び30ページをお願いいたします。

議第80号及び議第81号の人権擁護委員候補者の推薦についてでございますが、現委員の日田匠氏及び吉村孝行氏が、本年9月30日をもちまして任期満了となるため、日田匠氏の後任に引き続き同氏を、吉村孝行氏の後任に村上一則氏をそれぞれ推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を求めるものでございます。

以上、21件の人事案件につきましては、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（内田靖信君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

日程第6 報告（3件）

○議長（内田靖信君） 日程第6、「報告」を行ないます。

報告第5号令和2年度玉名市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてほか2件の報告があります。

総務部長 永田義晴君。

[総務部長 永田義晴君 登壇]

○総務部長（永田義晴君） それでは、3件の報告案件について御説明申し上げます。

議案書の31から33ページをお願いします。

まず、報告第5号令和2年度玉名市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

これは、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、議会に報告するものでございます。

32ページをお願いいたします。

令和3年度への繰越事業としまして、総務費において4件、衛生費において1件、農林水産業費において4件、商工費において3件、土木費において6件、消防費において1件、教育費において5件の計24件の事業を繰り越したところでございます。

繰越総額は13億1,635万円で、その財源内訳は一般財源4億3,109万4,000円、未収入特定財源のうち、国庫支出金が4億8,982万1,000円、県支出金が1億8,373万5,000円、地方債が2億1,170万円でございます。

34ページをお願いいたします。

報告第6号一般財団法人玉名市自治振興公社の経営状況を説明する書類についてでございますが、これは、地方自治法第243条の3第2項の規定により、議会に報告する

ものでございます。

別冊の一般財団法人玉名市自治振興公社経営状況説明書を御覧ください。

令和2年度事業報告書及び収支決算書の4ページをお願いいたします。

初めに、令和2年度の事業報告でございますが、玉名市から公共施設等の管理運営を受託しました施設は、市民会館をはじめとする5施設でございます。内訳としまして、指定管理施設が3施設、受託管理施設が2施設でございます。

戻りまして2ページをお願いいたします。

文化振興事業では、6月に玉名燈師と共催で、新型コロナウイルスと闘う医療従事者や、市民の皆様へ感謝の気持ちを伝えるためにブルーライトアップを実施しました。10月、11月には、市民会館ホール利活用の検証事業として、玉名女子高等学校吹奏楽部と専修大学玉名高等学校吹奏楽部 Ventures（ベンチャーズ）に演奏会を想定した練習体験をしていただきました。

3ページをお願いいたします。

令和3年1月から3月まで、市民会館ホールリハーサル支援事業として使用料の一部を支援する事業を企画しましたが、コロナ禍のため申込みはございませんでした。2月には、大ホールとマルチホールにあるピアノを貸切りで利用できる新しい玉名市民会館ホールでピアノを弾こうを実施し、大好評を得ました。また、3月には、徹底したコロナ対策を行なった上で専修大学玉名高校吹奏楽部 Ventures（ベンチャーズ）演奏会を開催。多くの人に感動を与える素晴らしい演奏会となっております。

4ページをお願いいたします。

勤労福祉事業では、11月に第12回健康親善ラージボール卓球大会を開催予定でしたが、新型コロナウイルス感染防止のため中止しました。

次に、5ページをお願いいたします。

令和2年度収支計算書でございます。経常収益は8,540万9,360円、経常費用は8,957万2,990円。なお、収支差額のマイナス416万3,630円につきましては、一般正味財産から補填することといたします。

次に、令和3年度事業計画書及び収支予算書中の1ページをお願いいたします。

令和3年度の主な事業計画でございますが、文化振興事業としましては、7月に第8回玉名市民会館カラオケ祭たまなの紅白歌合戦の実施を予定しております。

4ページをお願いいたします。

勤労福祉事業の勤労者体育センター事業におきましては、11月に第12回健康親善ラージボール卓球大会を計画しております。健康の維持や増進を目的に始めましたこの大会は、市民に喜ばれる大会となっております。

5ページをお願いいたします。

令和3年度収支予算でございますが、経常収益計は1億1,558万3,440円で、その内訳として、基本財産運用益が600円、事業収益として市から受託しております施設の管理料収入、受託収入及び利用料収入が8,135万9,440円、玉名市からの補助金収入として2,067万3,000円、雑収入として1,355万400円となっております。

続きまして、経常費用計は1億2,258万3,440円で、その内訳として、事業費が1億166万9,647円、管理費が2,091万3,793円となっております。当期経常増減額としましては、マイナス700万円でございます。

以上が、一般財団法人玉名市自治振興公社の経営状況の報告でございます。

35ページをお願いいたします。

報告第7号有限会社横島町特産物振興協会の経営状況を説明する書類についてでございますが、これも、地方自治法第243条の3第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

別冊の有限会社横島町特産物振興協会経営状況説明書を御覧ください。

令和2年度事業報告及び収支決算書中1ページをお願いいたします。

まず、令和2年度の事業報告でございますが、玉名市から公共施設の管理運営を受託しました施設は、玉名市ふるさとセンターY・BOXをはじめとする3施設でございます。指定管理の対象施設の効果を最大限に発揮させるよう利用者のニーズを的確に把握し、質の高いサービスを偏ることなく提供するとともに、地域の産業振興の拠点となるよう努めたところでございます。

主な事業としましては、令和2年度も新型コロナウイルス感染拡大の影響で、イベントの多くが中止や延期となりましたが、一部地域で開催されたイベント等に参加し、特産品の振興及びPR活動を行なったところでございます。

令和2年度の収入及び支出決算でございますが、収入が1億6,722万2,181円、支出が1億6,545万9,685円で、当期損益は、176万2,496円の利益となっております。

内容といたしましては、売上高は、前年度比で約11%の減少となりましたが、経費につきましても約15%の減少となりました。これは、いだてん大河ドラマ館特産品販売所の終了に伴う売上減少と、経費の減少によるものであることに加え、新型コロナウイルス感染拡大防止のために市からの休館要請による売上減少が要因となっておりますが、全体的に経費の減少が大きかったことから、結果的に減収増益となり約176万円の利益となっております。

次に、令和3年度事業計画及び収支予算書中1ページをお願いいたします。

令和3年度の事業計画でございますが、指定管理者の受託施設の事業計画書に基づく

事業展開を図るとともに、県内外の各種物産イベントへ積極的に参加していく予定でございます。しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大の影響により毎年4月末に実施しておりましたいちご祭りは中止となり、毎月10日、20日に開催されておりました大牟田10日市、20日市などのイベントも現状では中止となっております。そのため、店舗での売上増を図る企画を検討していきますとともに、新型コロナウイルス感染症が終息した際には、積極的にイベント等へ参加してまいりたいと考えております。

2ページ及び3ページをお願いいたします。

収入支出予算でございますが、収入が1億5,100万1,000円、支出が1億5,081万円で、当期損益は19万1,000円の利益を予定いたしております。

以上が、有限会社横島町特産物振興協会の経営状況の報告でございます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 以上で、報告の説明は終わりました。

日程第7 請願の報告（請第1号）

○議長（内田靖信君） 日程第7、「請願の報告」を行ないます。

請第1号新型コロナ禍によるコメ危機の改善を求める意見書の提出に関する請願、以上、請願1件が今回提出されております。

内容については、お手元にその要旨を配付しておりますので、説明を省略いたします。

これにて、請願の報告を終わります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

この際、お諮りいたします。

議事の都合により、明4日から10日までの7日間休会いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内田靖信君） 御異議なしと認めます。

よって、明4日から10日までの7日間休会することに決定いたしました。

6月11日は、定刻より会議を開き、一般質問を行ないます。

なお、今期定例会での発言に関する規程第11条における発言時間は、議会運営委員会の結論に基づき、40分といたします。

一般質問を希望しておられる方は、発言通告書に質問の要旨を具体的に記載し、明4日の正午までに事務局にお届けください。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時44分 散会

第 2 号

6月11日 (金)

令和3年第5回玉名市議会定例会会議録（第2号）

議事日程（第2号）

令和3年6月11日（金曜日）午前10時00分開議

開議宣告

日程第1 一般質問

- 1 12番 西川 裕文 議員（新生クラブ）
- 2 7番 北本 将幸 議員（創政未来）
- 3 22番 田畑 久吉 議員（市民改革クラブ）

散会宣告

本日の会議に付した事件

開議宣告

日程第1 一般質問

- 1 12番 西川 裕文 議員（新生クラブ）
 - 1 新型コロナウイルスワクチン接種の現状と今後について
 - 2 飲食業、ホテル・旅館業、旅行業等の新型コロナウイルスによる影響について
 - 3 任期満了を迎えるに当たっての考えについて
- 2 7番 北本 将幸 議員（創政未来）
 - 1 魅力ある公園整備について
 - (1) 市における公園の現状について（公園の数、総面積、維持管理費の推移）
 - (2) 今後の整備計画について
 - (3) 利用者のニーズ把握について
 - (4) 今後の魅力ある公園整備について
 - 2 新しい生活様式に即した行政運営について
 - (1) 体育施設の予約システム事業について
 - (2) 体育施設以外の公共施設における予約システムの導入について
 - 3 第2次玉名市総合計画の見直しについて
 - (1) 総合計画前期基本計画の検証について
 - (2) 基本構想の見直しにおける市民ニーズの把握について
 - (3) ウィズコロナを見据えた計画見直しについて
 - (4) 大規模災害への対策を見据えた計画見直しについて
 - (5) SDGs（持続可能な開発目標）の反映について

(6) 後期基本計画の策定について

3 22番 田畑 久吉 議員 (市民改革クラブ)

1 市道及びその他生活道路の管理は万全か

(1) 明示すべき表示は完全か

(2) 生活道路 (市道外) に対する対応は

2 防災関連の対策について

(1) 指定避難所施設への道路整備は万全か

(2) 指定避難所施設内の空調設備は。市民、避難者の生命は守れるのか

(3) 防災井戸の必要性は

散 会 宣 告

出席議員 (20名)

1番	坂 本 公 司 君	2番	吉 田 真樹子 さん
3番	吉 田 憲 司 君	4番	一 瀬 重 隆 君
5番	赤 松 英 康 君	6番	古 奥 俊 男 君
7番	北 本 将 幸 君	8番	多田隈 啓 二 君
9番	松 本 憲 二 君	10番	徳 村 登志郎 君
12番	西 川 裕 文 君	13番	嶋 村 徹 君
14番	内 田 靖 信 君	15番	江 田 計 司 君
16番	近 松 恵美子 さん	18番	前 田 正 治 君
19番	作 本 幸 男 君	20番	森 川 和 博 君
21番	中 尾 嘉 男 君	22番	田 畑 久 吉 君

欠席議員 (なし)

欠 員 (2名)

事務局職員出席者

事務局 長	糸 永 安 利 君	事務局 次長	松 野 和 博 君
次長 補 佐	酒 井 裕 之 君	書 記	前 田 もと子 さん
書 記	入 江 光 明 君		

説明のため出席した者

市長	藏原隆浩君	副市長	村上隆之君
總務部長	永田義晴君	企画經營部長	今田幸治君
市民生活部長	蟹江勇二君	健康福祉部長	酒井史浩君
産業經濟部長	上野伸一君	建設部長	片山敬治君
企業局長	荒木勇君	教育長	福島和義君
教育部長	藤森竜也君	監査委員	元田充洋君
會計管理者	二階堂正一郎君		

午前10時00分 開議

○議長（内田靖信君） おはようございます。ただいまから、本日の会議を開きます。

一般質問期間中は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、マスクの着用を許可いたします。また、傍聴人についても同様といたします。

日程第1 一般質問

○議長（内田靖信君） 日程第1、「一般質問」を行ないます。質問は、通告の順序によって許すことにいたします。

なお、今期定例会での発言に関する規程第11条における発言時間は、議会運営委員会の結論に基づき、40分といたします。

12番 西川裕文君。

[12番 西川裕文君 登壇]

○12番（西川裕文君） おはようございます。今定例会の質問のトップを務めさせていただきます。12番、新生クラブ、西川裕文です。

傍聴席の皆様、また、ネット配信で御覧いただいている皆様、本当にありがとうございます。

さて、今定例会の開会の日でしたけれども、当日は島原の普賢岳の火砕流からちょうど30年目の日でありました。犠牲になられた皆様に対しましては、心からお悔やみ申し上げますとともに御冥福をお祈り申し上げたいと思います。

ちょうどそのとき、30年前ですけれども、高瀬裏川花しょうぶコンサート、たしかコンサートが始まって2年目だったと思いますけれども、コンサートのときに火山灰が降ったことを今現在思い出されます。その後、普賢岳、雲仙ですけれども、緑でいっぱいであった雲仙普賢岳は岩場になりまして緑がなくなりました。夏の時期は恒例でありました夕立、雲仙からの夕立も今現在はなくなって、本当に環境が変わるなというふうなところを感じております。

新型コロナの影響で、昨年、今年と第30回の花しょうぶまつりも行なわれなくて残念でありますけれども、先月の下旬から先週まで北稜高校の造園科の生徒の皆様方が、市役所の玄関に玉名の風景をコンセプトに箱庭を設置していただいております。本当に美しかったですね。すばらしかったです。今はなくなりました、逆にちょっと寂しいなという感じであります。生徒さん方には、本当にありがとうございました。

裏川の花しょうぶも今年は例年より早く咲き始めまして、美しいぐらいの裏川でした。密にならないほどの見学の皆様も多く見ていただきまして、コロナで祭りやコンサートはできませんでしたが、楽しんでいただけたと思います。

それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、新型コロナウイルスワクチン接種の現状と今後について伺います。ワクチンの接種が行なわれている現在、まずは医療関係者や高齢者施設関係者の方々に続いて、今現在、高齢者の方々主体の接種になっております。三密を避ける必要がある中、そういう中ですけれども、保育園や幼稚園、また、学校等の保育、教育においてはどうしても子どもたちとのスキンシップ、接触が必要でもあります。そのことを考慮した場合に、保育園、幼稚園等の保育従事者の方々や小中教職員の方々にも、市独自の優先接種が必要と考えられますけれども、市の考えはどうか伺います。また、私立の保育園協会から保育従事者へのワクチン優先接種に係る要望書も市長宛に提出され、また、郡市の医師会へも同じく協会から協力依頼が出されていると伺っております。熊本市の場合は、完全な優先接種ではありませんけれども、教員や保育士の方々に優先接種を行なうというふうな方向になっていると、先日、熊本市で保育士をしている友達からそういう話を伺いました。執行部の考え方について伺います。

○議長（内田靖信君） 健康福祉部長 酒井史浩君。

[健康福祉部長 酒井史浩君 登壇]

○健康福祉部長（酒井史浩君） おはようございます。

西川議員御質問の新型コロナウイルスワクチン接種の現状と今後についてお答えいたします。

現在、本市では国の示す接種順位に従い、重症化リスクの高い高齢者が7月末までに接種できるよう鋭意努力を行なって、ワクチン接種を実施しているところであります。

これから次の接種順位である基礎疾患を有する方や60歳から64歳の方などから一般の方までの接種スケジュールを検討する中で、議員御質問の感染リスクの高い保育従事者や小中学校教職員の優先接種につきましても、職域での接種を含めまして検討を進めているところでございます。また、高齢者向けの接種会場で、予約キャンセルによるワクチンの余剰が発生した場合の対策といたしまして、本市におきましてもワクチン廃棄防止指針を策定しており、その指針にのっとり余剰ワクチンの廃棄防止に取り組んでいます。保育士や教職員につきましても指針に基づき、接種対象者としており、現在、接種協力者バンクリストの作成を準備しているところでございます。この余剰ワクチンを用いて接種を進めることで、現場でのクラスター、家庭内感染を少しでも抑制できるよう対策を講じてまいります。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 12番 西川裕文君。

○12番（西川裕文君） 答弁ありがとうございました。

今、部長から答弁いただく中で、余剰ワクチン等々、熊本市もそういうふうなところ

での具体的な内容で、余剰ワクチン等々を活用した教員とか保育士関係の方々ということで伺っております。そういうことで、ぜひ今後、どうしてもスキンシップも含めて、保育園は特に子どもたちとのつながりというか、交流もそばでないといけないという状況もありますので、もし何かあったときには、勤めの親の方々とかは、どうしてもやっぱり勤めをされないといけないということもありますので、ぜひ、検討していただきたいと思います。

そこで、市長に伺いたいと思います。市長はどういうふうにお考えか、よろしいでしょうか。

○議長（内田靖信君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 西川議員の再質問にお答えをいたします。

今現在、庁舎内で職員と一丸となってワクチン接種に取り組んでいるところでありますけれども、先ほど申されたまずは7月末までに高齢者接種を完了するということはもちろんのことということで進めております。その中で、感染リスクの高い方々、例えば、保育士さんであるとか、学校の教職員の先生方、また、学童保育の指導員さん、そういった感染リスクが高いであろうと思われる方々をいかに早く接種していただけるのかということをしっかり検討しております。検討の段階にあつて、自治体接種という計画を立ててやっておりますけれども、やはりその中でも先行して接種ができるような形を検討しているわけでありまして、実は、自治体接種以外でもあらゆる手段においてその接種数を上げていくことができないかということで、九州看護福祉大学、こちらは医療系の大学でありますので、学長、それから理事長にも掛け合いをさせていただいて、非常に前向きに「ぜひともそういったことには協力をしていきたい」というふうなお答えもいただいております。

また、くまもと県北病院にあつては、医療従事者の接種はくまもと県北病院で行ないました。ただ、陽性患者さんの受入れが非常に多い時期がありまして、そこはしっかり一般の接種の方々を分けたほうがいいのではないかなというような判断の中で、医師会、それからくまもと県北病院、それから県も交えながら市のほうと、担当と協議をしながら、結局のところこの玉名市役所本庁舎1階にそちらを移して、この1階の会場で接種をするようにしております。ただ、今少し治まりつつありますけれども、くまもと県北病院にもまた、一般の接種であつたり、一般市民の方々を例えば、職種別なり何なりのルールを設けて、病院のほうでもまた接種をしていただけないかなというようなお話も理事長にもさせていただいております。そういったことであらゆる手段を活用して、県にもそういった意向をお伝えして、本庁でもその協議を今してもらっているところでもあります。とにかく、今後とも医師会、これは医師の先生の方々がいらっしゃらなければいけないものでもありませんので、玉名郡市医師会、それからくまもと県北病

院、有明保健所をはじめとする県としっかり連携をしながら、そして近隣の自治体も含めて、玉名郡市という位置づけ、有明管内でいうならば、荒尾市も含めて、2市4町という枠組みの中で、全体的にしっかりと連携をとりながら、しっかりと対応をしてまいりたいというふうに思っておりますので、どうか議員の皆様にも御理解をいただいて、御協力をお願いしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 12番 西川裕文君。

○12番（西川裕文君） 市長からも答弁をいただきました。本当にありがとうございます。

本当に行政一丸となって、これは私の知人から聞いたんですけれども、市長も2市4町の中の首長さんたちと一緒に県との交渉もされているというふうなことを伺いました。今、市長の言葉にもありましたけれども、この1年半、いろいろ今まで経験のない中での対応ということで、それぞれ各部一丸となって、庁内で話し合いながら、今現在も当然されておりますけれども、市長の言葉にありましたように、ワクチン接種に関しましては、医師会の方々並びに県も含めたところで、それぞれ対応していただいているし、大事な保育士さんとかそういうところで密がどうしても避けられないところも考慮しながら、庁内でいろいろ検討していただいて、なるべく早めにワクチン接種を行なわれるようにということで検討されていることに今後とも、今、説明を受けまして安心しましたけれども、いつ、どういうふうなところが起こるか分からないということで、今後もそれぞれ協議をしていただいて、具体的に早期に、まずは早期ワクチンの接種、そしてそれぞれ必要な方々をまずは、市民の皆様方全員平等ではありますけれども、どうしてもそれぞれの職種の中で、優先順位がどうしても必要になってくる中で、今、市長から述べていただいたようなことで検討していただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

[12番 西川裕文君 登壇]

○12番（西川裕文君） それでは、続きまして、2番目の質問をさせていただきます。

これも新型コロナウイルスの影響についてでありますけれども、市内の飲食業、ホテル・旅館業、旅行業等の新型コロナウイルスによる影響について伺います。

新型コロナウイルスが発生して、約1年半になりますけれども、今までに経験したことのない事態で、全世界が被害を受けている中、日本においても身体的な被害または経済的な被害、本当に今まで経験のないような状況であります。その中で、玉名市自体、この1年半、県内でもトップの市独自の対応策をとってきていただいていると思います。今議会におきましても、市独自のまた対応策が出ておりますけれども、ちょうど昨日だったですけれども、まん延防止等重点措置が13日で終了いたしますけれども、市内業

者の方々の経営は本当に、事業によっては違いますけれども、本当に厳しい状況にあると思います。市内のホテルの中にも6月いっぱい臨時休業をされているホテルもございます。繰り返しになりますけれども、飲食業、ホテル・旅館業、旅行者等の新型コロナウイルスによる影響について伺います。

○議長（内田靖信君） 産業経済部長 上野伸一君。

[産業経済部長 上野伸一君 登壇]

○産業経済部長（上野伸一君） おはようございます。

西川議員の飲食業、ホテル・旅館業、旅行業などの新型コロナウイルスによる影響についての御質問にお答えいたします。

国内では、昨年初めより新型コロナウイルスの感染の広がりが周期的に発生し、この約1年半の間、その影響は地域経済にとって日に日に強くなり、玉名市内の事業者においても深刻な状況であります。

御質問の飲食業、ホテル・旅館業、旅行業などへの影響については、外食自粛や休業要請等の影響を直接的に受ける業種であることは言うまでもなく、ほかにもこの影響を受ける業種も多くあると認識しております。また、これらの業種に関連する業種への影響も長期化によりさらに深刻になってきております。玉名市といたしましては、このような中、多くの経済対策を実施してきたところです。感染拡大の初期には、熊本県の制度融資に対する利子補給事業の実施を打ち出し、制度融資利用についての支援を行っております。昨年4月の緊急事態宣言においては、外出自粛要請、休業要請の影響が顕著に表れた飲食店や宿泊業等への支援として、飲食店特別支援事業及び宿泊施設特別支援事業、テイクアウト、デリバリーPR事業を早急に実施し、その後、全業種を対象とした事業継続支援事業、家賃補助事業を実施しました。併せて7月からは旅行業や宿泊業の支援として、市内宿泊施設の感染防止の徹底を推進するべく、玉名クオリティ認証制度、地元を楽しもう！クーポン事業や玉名に泊まろう！クーポン事業を展開しました。また、農産物直売所の支援として、ふぁーマーず・マーケット応援の輪事業として、また来る券クーポンの発行を行ない、非常に好評を得ました。10月からは、事業所における感染防止対策の補助事業を開始し、飲食店、理容・美容店を皮切りにその後、小売店、現在は、対象全業種へ拡大しながら事業を実施してきております。同じく10月からは、地域応援商品券事業、たまな好得券を発行し、地域消費の活性化の促進を図ったところです。昨年12月には、国の持続化給付金の給付を受けた者を対象に、玉名市からも給付上乘せを行なう持続化給付金支援事業を実施し、感染症が長期化する中での事業継続を支援してきたところです。本年1月には、いわゆる第3波の感染拡大の影響も深刻となり、第2期の宿泊施設特別支援事業、飲食店及び売上げが前々年比で30%以上減少した事業者への緊急支援事業を実施してきており、さらに本年4月からの第4波

の流行にあつては、第3期の宿泊施設特別支援事業と併せ、4月または5月の売上げが、前々年比で30%以上減少した事業者を対象とした緊急支援事業を6月1日より開始しております。また、先行して行なった飲食店、理容・美容店、小売店が行なう感染防止対策への補助についても5月より追加補助を実施し、市内事業所におけるさらなる感染防止の徹底をお願いしているところです。

今後も引き続き、感染症の状況を注視しながら経済対策を実施していくことはもちろんのこと、感染症終息後、地域経済の一定の回復が見えるまでが一連の経済対策と認識しておりますので、地域経済回復に資する事業を展開していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 12番 西川裕文君。

○12番（西川裕文君） 答弁ありがとうございます。

ただいま部長から答弁いただきましたけれども、本当に1年半、今まで経験のない中で、そのとき、そのときに応じて先ほども申しましたけれども、県内でもトップの支援策をそのときに応じて、全ての業種で対応していただいているというふうに思いました。

今後もコロナの状況がどういうふうに変化するか、まだなかなかつかめない状況の中に経済状況本当に厳しい業種の方々いっぱいいらっしゃいますし、飲食業だけでなく、その関連の事業者の方々等々も本当に厳しい状況の中で、今後もそのとき、そのときに合わせて管内の事業者の方々、全ての事業者の方々への対応をしていただきたいというふうに思います。

それでは、再質問になりますけれども、今、それぞれ1年半の中での事業所への対応をしていただいておりますけれども、市独自の経済対策を行なっていただいている中で、その効果についてはどういうふうな状況になっているか、再質問いたします。

○議長（内田靖信君） 産業経済部長 上野伸一君。

○産業経済部長（上野伸一君） 西川議員再質問のこれまで行なった市独自の経済対策の効果についてお答えいたします。

市独自の経済対策は、地域の状況に合わせ、国、県が行なってきた支援策に不足する部分を補完するような形で実施してきております。国や県の補助金は、給付までである一定の期間を要するものも多く、市としましては、申請から支給までをできる限り短期間で済ませることにより、国や県の補助金が出るまでのつなぎ的な面として効果があったものと考えております。

詳細な効果につきましては、現在、電話にて事業所にヒアリング調査を行なっており、今後の施策の検討に活用していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 12番 西川裕文君。

○12番（西川裕文君） 答弁ありがとうございます。

今、効果について話をさせていただきまして、事業主の方々、国や県の助成がありますけれども、どうしても助成が受けられるまでに時間的な間があって、そこで本当に困られているというふうなところで、それぞれ市の中で手助けをどういうふうにすれば業者の方々が厳しくなく、厳しい状況でありますけど、少しでも頑張っていただけるかということに対応していただいているのが分かりました。本当にその時期、時期での今後に対応していただきたいと思えますし、最後にありましたけれども、多くの経営者の方々と直接会話をもちながら、何がそのとき必要であるかというのが十分把握をしていただいていると。そしてそれに対しての対応をしていただいておりますので、今後も特に事業者の方々とコンタクトを常に取っていただいきながら、対応をしていただきたいと、よろしくお願ひしたいと思えます。

それでは、ちょっと再々質問になりますけれども、一つだけ。先ほどホテル業等々も今、6月いっぱいまで臨時休業されておるところがありますけれども、本市の基幹産業の一つであります観光産業における今後の施策について、どのように考えられているか伺います。

○議長（内田靖信君） 産業経済部長 上野伸一君。

○産業経済部長（上野伸一君） 西川議員御質問の本市の基幹産業の一つ、観光産業における今後の施策についてお答えいたします。

まず、施策の一つとして、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、市内の宿泊施設へ衛生環境が整ったことを確認し、基準を満たした宿泊施設へ認証を行なう玉名クオリティ認証制度を昨年度に引き続き実施し、県内外から訪れる観光客へ安心して滞在いただける環境を提供いたします。

現在、市内の宿泊施設全てが玉名クオリティ認証を受けており、宿泊者からも安心して宿泊することができたなどの御意見をいただいていることから、本年度もコロナ禍に対応した取組として進めてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、宿泊者などの減少により深刻な影響を受けている宿泊施設や観光関係の事業者等を支援する宿泊クーポン券事業についても本年度実施を予定しているところです。事業の開始時期や利用対象につきましては、新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、効果的な内容とタイミングで実施できるよう準備を進めてまいります。さらに本年度から民間会社と連携し、本市への人の流れを創出する総務省の地域活性化企業人制度を活用した事業を進めております。本事業につきましては、現在、株式会社阪急交通社から1名、観光アドバイザーとして派遣いただいております。長年観光分野に携わってこられた知識と経験を生かし、本市の観光施策に御助言をいただくこととしております。早速観光アドバイザーとして観光の現状、並びに分析

について御助言をいただいたところ、観光産業全般では依然として厳しい状況は続くものの、ワクチン接種が進むことにより人の動きが緩やかに回復すると考えている。そのためにも今後はコロナ禍の終息を見据えた、本市独自の魅力ある旅行商品の造成、新たな観光素材の洗い出しやブラッシュアップ、地域観光団体とのさらなる連携、強化が重要であるとの御意見を頂いております。また、昨年度整備した金栗四三マラニックコース構想を生かしながら、新たな観光の切り口として、玉名型福祉メディカル・ツーリズム、玉名型教育ツーリズム、玉名型スポーツ・ツーリズムの3つの玉名型ツーリズムを開発したいと考えております。

以上、今後も引き続き市内観光産業の事業者などと情報を共有しながら、適切な支援策を実施するとともに、ウィズコロナ、アフターコロナに対応した積極的な観光施策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 12番 西川裕文君。

○12番（西川裕文君） 答弁ありがとうございました。

ただいま説明いただきましたように、衛生環境をきれいにして、それを発信して玉名に来られる皆様方に安心して泊まっていただける対応ということをしていただいておりますし、国の事業を活用した観光アドバイザーを入れて、玉名の観光産業の今後を十分計画していただきたいと。もし、こう言うと失礼になりますけれども、コロナがなければそういうことはなかなか逆にできなかった、そういう機会がなかったというふうな感じもいたします。ウィズコロナ、アフターコロナに対して、今後のビジョンづくりを先ほども申しましたけれども、観光産業もですけれども、市内の業者の方々と意見を交わしあいながら、新たなビジョンづくりをしていただきたいと思います。また、ワクチン接種の影響、変異株発生等で新型コロナの今後の状況はなかなか明確ではありませんけれども、繰り返しになりますけれども、市内業者の方々全ての今していただいているように、全ての業種の方々と対応していただいております。今後も業者の全ての業種の方々との交流を続けて、市独自の対応策を今後もそのとき、そのときの必要に応じて対応していただくように、重ねてお願いいたします。よろしく申し上げます。

[12番 西川裕文君 登壇]

○12番（西川裕文君） それでは、最後の質問に入ります。任期満了を迎えるに当たっての考えについてということで、藏原市長に伺います。

藏原市長も就任以来3年半が経過されております。特にこの1年半は新型コロナウイルス感染症という長年庁舎内でお働きいただいている職員の皆様も経験したことのない事態の中で、市長も市政運営に大変苦慮されてこられたと思います。しかし、この3年半、藏原市長は従来の懸案事項等も含め、様々な課題に対し先頭に立って職員の方々と

ともに、そして加えて関係機関及び県等と、また、管内の首長の方々との連携も含めながら、真摯に取り組まれ数々の成果を残してこられました。市長が目指す玉名の実現の未来にはまだまだ時間が必要だと思います。

そこで伺います。2期目に向けた市長選の出馬について、どのようにお考えか伺います。

○議長（内田靖信君） 市長 藏原隆浩君。

[市長 藏原隆浩君 登壇]

○市長（藏原隆浩君） 西川議員御質問の任期満了を迎えるに当たっての考えについてお答えいたします。

まず、現下の新型コロナウイルスの感染拡大が長引く中、このたびのワクチン接種も含め、長きにわたり医療現場の最前線で御対応をいただいております医療従事者の皆様に心から敬意と感謝を申し上げます。また、地域経済活動の持続に御尽力いただいております事業者の皆様、保育、介護、教育現場など、私たちの生活を支えてくださっている皆様、そして感染拡大防止策への御理解と御協力をいただいております全ての市民の皆様に対しましても心から感謝を申し上げます。

そのような中、私事でお話をさせていただくことは大変心苦しく思うところではございますが、質問でございますのでお答えをさせていただきます。

平成29年10月、市民の皆様を負託をいただき、その重責を果たすべくこれまで市政運営に全身全霊をささげて取り組んでまいりました。振り返りますと、就任当初は玉名市民会館の建設や九州新幹線新玉名駅駐車場の有料化、岱明町公民館の建設など、長年の懸案事項であって早急に決断を要する事業の実現に奔走してまいりました。さらに、私の理念を基に策定した「笑顔をつくる10年ビジョン」、その基本目標である市民の笑顔が人を呼び込むまち、これを実現するため、市民生活の安定、まちづくりの充実、行政運営の進化、この3原則の取組を強力に推進してまいったところでございます。取組の中には実を結び実現しているものもあり、成果として現れつつありますが、まだ道半ばであり、市民の皆様のお意見や御希望を形にするため、継続して推進していくことが私に課せられた責務であると強く感じているところでございます。

そしてまた現在、パンデミックとなり今もって衰えない新型コロナウイルス感染症が発生した中、感染拡大防止対策と経済対策、そしてワクチンの早期接種など市民の皆様一人お一人の健康と命、そして暮らしを守ることを最優先にこれまで全力を挙げて取り組んでまいりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の終息の兆しが見えない中、市民の皆様は日々の生活に不安を抱かれ、そして事業者の方々は経済活動である生業も制限を余儀なくされるなど、大変な苦境に立たされている状況が続いております。私は、このような状況であるからこそ、これらの課題に真正面から向き合い、そし

て市民や事業者の皆様へ寄り添いながら、安心して暮らせる日常と活気にあふれる地域経済へと1日も早く導かなければならない、そんな強い使命感と責任感を抱いているところでございます。私は、このような強い思いから残りの任期を責任をもって全力でまっとうすることはもちろんのこと、市民の皆様から負託をいただけるのであれば、引き続き2期目の市政運営を担わせていただきたい、そう決意したところでございます。

[「頑張れー」と呼ぶ者あり]

○市長（藏原隆浩君） これからも全ての市民が笑顔で暮らせるまち玉名の実現に全身全霊を尽くして取り組んでまいり所存でありますので、引き続き皆様の御指導、御鞭撻をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 12番 西川裕文君。

○12番（西川裕文君） 市長、答弁本当にありがとうございました。

本当に3年半、就任されて3年半、そしてこの1年半は今までに、ほかの方々も経験したことのない、このような状況の中で、市長一生懸命使命感と責任感をもって対応していただいております。そして私たちから見て、私から見て、本当に庁舎内が一つになって、バラバラじゃなくて、縦プラス横のつながりも本当に強く玉名を笑顔で、そして暮らせる輝く玉名づくりのために一生懸命されておりますので、2期目も精いっぱい頑張りたいと思います。前市長の段階では、予算的にもちょうど合併特例債とか、合併算定替等々があつて、予算的にはある程度恵まれていた状況の中で、それがなくなつてやっぱり市長や職員の方々の知恵が必要になってきております。こう言うともた失礼になりますけれども、コロナの影響で逆にいろんな知恵を出しあいながら対応していただいているのが、本当に身近に感じられます。市長は庁舎内外の多くの方々との人的交流をなされ、また、今まであまりなかったですけども、計画の見直し等々も新たに見直して次に向かって新たな玉名づくりのビジョンづくりを庁舎一丸となつて今現在行なわれております。現在の問題につきましても庁舎一丸となつて今、対応していただいております。まず、残りの任期頑張りたいと思いますし、その後もまた新たに2期目頑張りたいというふうに思います。玉名づくりよろしく願いいたします。

それでは、これをもちまして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（内田靖信君） 以上で、西川裕文君の質問は終わりました。

引き続き一般質問を行ないます。

7番 北本将幸君。

[7番 北本将幸君 登壇]

○7番（北本将幸君） おはようございます。7番、創政未来の北本将幸です。

今週初めに京都市が財政破綻の危機にあるということで、収支改善の改革案を公表したというニュースが報道されていました。5年で1,600億円の収支改善を行なうとのこと。要因としては、新型コロナウイルス感染症による税収の減少など、様々あるようですが、京都市のような政令指定都市でも財政的に厳しい状況にあり、市民サービスを維持していくことが難しくなっている現状があります。こういった影響は玉名市も含め、他の自治体でも起こりえないとは言えません。玉名市としても市民サービスの維持を行なっていくためにも行財政運営をきちんと見直しながら、時代の変化に対応しながら、様々な施策を行なっていかなければなりません。その一役を担っているのがこの議会でありますので、今後も私自身誰もが住みよい玉名を目指して活動していきたいと思えます。

それでは、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

まず初めに、魅力ある公園整備について質問いたします。新型コロナ感染症の感染がいまだに終息しない中、自粛生活などにより私たちの生活様式は本当に大きく変わりました。人びとの生活行動も大きく変わりました。その一つに挙げられるのが公園利用ではないでしょうか。現在、コロナ感染のリスクを避けるために、三密を回避することができる屋外での活動が人気を集めています。コロナ禍の中で公園の価値が再認識され、多くの人々が利用するようになりました。緊急事態宣言下でも屋外での運動や散歩など、生活の維持に必要なことについては、外出の自粛要請の対象にならないとされています。その屋外での運動などに対して必要なものの一つが公園ではないでしょうか。公園は感染症対策だけでなく、運動不足やストレス解消につながり、心理的、身体的な健康を向上させることができます。このコロナ禍を機に、今一度公園の在り方を見直してみる必要があります。市内にも公園がたくさんありますが、本当に市民ニーズに応えられる公園になっているのでしょうか。まだまだその特性を生かし切れていないような気がします。今後は、新たな視点からウィズコロナ、アフターコロナ時代の市民ニーズに応えるためにも公園を拠点としたまちづくりにも取り組んでいく必要があります。

そこで、魅力ある公園整備について、まず、2点質問いたします。(1)、市における公園の現状について。(2)、今後の整備計画について、以上、2点質問いたします。

○議長(内田靖信君) 建設部長 片山敬治君。

[建設部長 片山敬治君 登壇]

○建設部長(片山敬治君) 北本議員御質問の魅力ある公園整備についての中の市における公園の現状についてお答えいたします。

現在、都市整備課が管理しております公園は、都市公園が56公園、都市公園以外が11公園、その他の公園が3公園の合計70公園でございます。公園の総面積としましては、約78ヘクタールでございます。また、玉名市の都市公園の住民1人当たりの面

積は約12平方メートルで、国の補助事業の採択基準10平方メートル未満を超えている状況でございます。

次に、年間の公園管理費の推移としまして、過去3年間で申し上げますと、平成30年度約1億1,000万円、令和元年度約8,000万円、令和2年度が約1億1,000万円となっており修繕による多少の増減はございますが、おおむね横ばいとなっております。今後も同程度の維持管理は必要と考えておりますが、軽微な修繕等は職員で行なうなど、公園管理に対して創意工夫し、修繕コストを抑えております。

続きまして、今後の整備計画についてお答えいたします。新規での公園整備につきましては、現在は計画の予定はありませんが、既存の施設を計画的に更新することにより、利用者の皆様が安全で安心して利用できる公園として維持管理の充実を図っていききたいと考えております。公園内にある遊具や園路、トイレや外灯など、公園施設の改修につきましては、玉名市公園施設長寿命化計画に基づき、平成21年度から平成30年度まで改修を行なってまいりました。今後も施設の老朽化の度合いを考慮した上で、必要に応じて玉名市公園施設長寿命化計画の見直しを図っていきながら調査、点検を行ない、優先順位をつけ、計画的に改修、修繕を行なってまいります。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 7番 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） 答弁いただきました。

公園の現状としては、70の公園が市内にあって、維持管理が8,000万円から1億1,000万円ぐらい毎年かかっているというのが現状だと思います。今後の整備計画として、国の基準を超えているので新規の公園建設は今のところ考えていないということで、長寿命化計画にのっとって維持管理されていくとの答弁だったと思います。公園は、市民の憩いの場としての役割以外にも災害時の避難場所としての役割や都市の緑地としての役割など、いろいろあると思いますので、きちんと維持管理していくことは必要ですが、公園に対する需要が高まってきている中、単に今ある公園を維持管理していくのではなくて、市内に70か所ある公園の一つ一つの現在の利用のされ方というのを今一度検証しながら、遊具の設置や廃止、トイレの整備など取り組んでいって利用価値を高めていくことが必要なんじゃないかなと思います。

ちょっと1点再質問したいんですけども、70公園あるんですけど、その中で玉名市の代表する公園としてやっぱり蛇ヶ谷公園があるんじゃないかなと思いますけれども、蛇ヶ谷公園は市民全般の憩いの場として総合的に利用されていると思いますし、面積的にも一番大きいですし、市を代表する公園だと思いますけれども、これまでこの蛇ヶ谷公園に対しては整備や新たな遊具の設置などに対してどう取り組んでこられたのかお伺いしたいと思います。

○議長（内田靖信君） 建設部長 片山敬治君。

○建設部長（片山敬治君） 北本議員の再質問にお答えいたします。

蛇ヶ谷公園の遊具や施設の整備、改修の状況についてでございますが、蛇ヶ谷公園内にある遊具や園路、トイレや外灯など、公園施設の施設改修費用の状況につきましては、玉名市公園施設長寿命化計画に基づき改修工事を行ない、平成21年度から平成30年度までの10年間で約1億3,000万円の改修費がかかっております。新規遊具整備につきましては、公園の利用状況や利用者の要望等が多くあれば、将来的には検討していきたいと思いますが、基本的には玉名市公園施設長寿命化計画に基づき、既存遊具の改修を優先して実施していく所存でございます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 7番 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） 答弁いただきました。

蛇ヶ谷公園に関して1億円ちょっと今まで維持管理を投資されていて、新規遊具に関しては要望があれば考えるということで、今のところは考えてないということだったんですけど、この公園内部の整備を進めると同時に公園の価値を高めていくために利用しやすい状況をつくっていくのも必要だと思うんですけども、蛇ヶ谷公園比較的利用しやすい場所にあると思うんですけども、これは一般質問でもよく取り上げられているんですけど、駐車場が分かりづらいとか、狭いとか、進入口が狭いといったそういう利用環境面でのしにくさというのがあると思いますけれども、そういう駐車場の整備であったり進入口の整備であったり、そういう利用環境面の整備については、今のところどう考えられているのかお伺いしたいと思います。

○議長（内田靖信君） 建設部長 片山敬治君。

○建設部長（片山敬治君） 北本議員の再質問にお答えいたします。

蛇ヶ谷公園入り口の拡幅、駐車場の整備についてでございますが、現在、蛇ヶ谷公園の入り口は市道との交差路で樹木も生い茂り公園入り口が分かりづらい状況でございます。また、桜の開花時期には、公園入り口東側部分の個人所有地を借用し臨時駐車場として使用しております。借用地には数名の地権者がおられますが、ここ最近において一部の方ではございますが、地権者側の土地取得に対し前向きな意見をいただいております。また、この数年想定を超える災害が全国各地で発生しており、公園全体の再整備を今後計画していく中で、現在の施設の見直しも含めて、市民の安全、安心を高めるためにも公園入り口の拡幅と防災機能を考慮した再整備を検討してまいります。

以上です。

○議長（内田靖信君） 7番 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） やっぱり蛇ヶ谷公園、玉名の代表する公園だと思いますので、公

園内の遊具であったり、広場であったりというものの整備やその駐車場とか入り口とかトイレとか、いろんな整備があると思って、防災面も取り入れて考えていくということだったので、ぜひ、しっかりこの魅力が上がるような取組をしていただきたいと思います。

私も子どもがいますので、もちろん蛇ヶ谷公園にも行きますけど、それ以外に熊本市の坪井川緑地公園であったり、山鹿のあんずの丘だったり、玉東町のオレンジタウンの公園だったり、あとは大牟田市の諏訪公園とか、市外の公園にも行ったりします。意外とその市外の公園に行くと、そこで玉名市の人と会ったりすることがよくあります。私含め、やっぱり玉名市民がわざわざそういう市外の公園に憩いの場を求めて行っている現状があります。情報化社会で、スマートフォンで調べればある程度なんでも分かる時代でありますので、子育て世代の方たちは市内にどういう公園があるというのも、市外にどういう公園があるというのも大体把握しておられて、やっぱり把握した上で市外の公園を選択して行かれている現状があると思います。やっぱりこれは市内の公園の魅力といった点で、市民ニーズと違っている部分が少なからずあるのではないかと思います。必ずしも市外の公園に行くのが悪いわけではありませんが、できるなら近くにそういった公園があったほうがいいかなと思います。しかもコロナ禍の中で、移動自粛が求められるとなかなか市外の公園に行くというのもためらってしまいますので、やはり市内にある公園の魅力向上に取り組んでいく必要があります。

以前、文教厚生委員会が行なわれた保護者との意見交換でも、公園に対する要望が多く出たみたいですし、健康増進でなく、さっき答弁にもありましたけれど、防災対策、子育て支援など、進めていく上でも公園整備をしっかり行なっていく必要があるのではないかなと思います。

もう1点再質問したいんですけども、今、ちょっとほかの市外の公園を例に挙げたんですけど、こういう人気というか、多くの人が行く公園の作りというのは、意外と単純というか、シンプルだと思うんですね、駐車場があって、広場があって、真ん中に大きい遊具があって、極めてシンプルな作りで、それプラスその公園、公園の特性が備わっている公園が人気なんじゃないかなと思います。

ここでスライドを見てほしいんですけども。

[拡大投影にて画像を示す]

- 7番(北本将幸君) これ以前、私たちが会派研修で山形県東根市に行ったときの公園なんですけれども、ここも駐車場がどんとあって、広場があって、次いいですか。

[拡大投影にて画像を示す]

- 7番(北本将幸君) ちょっとイベントができる屋根付きのステージみたいなのがあって、次いいですか。

[拡大投影にて画像を示す]

○7番(北本将幸君) 真ん中に大きい遊具がどんとあるような感じの公園でした。これは2年ぐらい前なので、コロナがはやる前でしたけど、本当に多くの子どもたちが遊んでいました。こういった公園と蛇ヶ谷公園比較してみると、駐車場が分散されていてわかりにくくて、広場も分散されているので保護者の目が届きにくいという環境があり、大型遊具もこれほどの大型遊具はないのが現状じゃないかなと思います。やっぱり市を代表する蛇ヶ谷公園でありますので、ちょっと市長に最後お伺いしたいんですけど、やっぱり遊具の整備であったり広場の配置とか、トイレの整備とか、駐車場の整備、総合的にやっぱりこの蛇ヶ谷公園の整備考えていかないといけないんじゃないかなと思いますけど、市長はどういう考えをもっておられるのかお伺いしたいと思います。

○議長(内田靖信君) 市長 藏原隆浩君。

○市長(藏原隆浩君) 北本議員の再質問にお答えいたします。

蛇ヶ谷公園は、市民の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等を総合的な利用に供することを目的とする公園として、市民の皆様はもとより市外のほうからの皆様などにも多く御利用いただいて親しんでいただいております。また、近年は市民の安全、安心や防災への意識の高まりによりまして、遊び場の安全性や防災対策などにもこれからの公園作りには欠かせない要素となっております。現在、この蛇ヶ谷公園は指定管理者制度を導入して、公園の利活用をより効果的に使いこなし、柔軟に運営していただくために民間企業の力を積極的に活用しているところでございます。今後は、公園全体の再整備をしていく中で、自然公園内に立地している特性をしっかりと生かしながら、これまで利用者の皆様からいただきました御意見や御要望等を基に、公園施設の充実を図っていくとともに、公園入り口の拡幅と駐車場の整備については、地権者の御意向等もしっかりと何とか解消していかなければならないというふうに思っておりますけれども、しっかりと検討してまいりたいと考えておりますので、どうか御理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長(内田靖信君) 北本将幸議員の一般質問の途中ですが、議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時11分 開議

○議長(内田靖信君) 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行ないます。

7番 北本将幸君。

○7番(北本将幸君) 市長から答弁いただきました。

公園の整備については必要性があると思われていると思いますので、やっぱり代表する公園でもありますので、予算をある程度かけてでも整備していくべきじゃないかなと思います。市長の答弁にもあったんですけども、整備していく上で市民からの意見とか要望をしっかりと取り入れながらということがあったと思うんですけど、やっぱり蛇ヶ谷公園含めて、市内にある小さい公園も含めて整備していくには、しっかり利用者のニーズを把握していくことが必要だと思うんですけど、その辺のニーズ把握についてはどういうふうに考えられているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（内田靖信君） 建設部長 片山敬治君。

○建設部長（片山敬治君） 北本議員御質問の利用者のニーズ把握についてお答えいたします。

公園利用者の皆様からのニーズを把握する手段といたしまして、蛇ヶ谷公園、桃田運動公園、岱明中央公園の3公園につきましては、指定管理者が入っておりますので、ご意見箱を設けて公園利用者の皆様の御意見や御要望をお受けしております。また、街区公園等につきましては、区の皆様に年間を通して維持管理を委託しておりますので、地元区からの御要望や御指摘を賜りながら、公園利用者のニーズにお応えできるように対応を行なっているところでございます。

以上です。

○議長（内田靖信君） 7番 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） 指定管理が入っているところはその業者からとか、ご意見箱からということで、小さい公園に関しては区を通してだから、区長さんを通してからだと思いますけど、この利用者がどういう今、ニーズを持っているかというのを正確に把握していく必要があると思いますし、総合計画の基本構想が見直されるということで、大きく価値観が変わってきていると思います。やはりそこで利用頻度が高い子育て世代の保護者向けのワークショップとか、日頃から利用されている方へのワークショップとか、市民を無作為に選んだアンケート調査とか、やっぱりそういう行政側から働きかけるようにニーズを把握していくことが必要だと思いますけど、その辺についてはどうお考えかお伺いします。

○議長（内田靖信君） 建設部長 片山敬治君。

○建設部長（片山敬治君） 北本議員の再質問にお答えいたします。

公園利用者意見集約のためのアンケート調査、ワークショップの開催についてでございますが、地域住民の皆様をはじめ、利用者の皆様の声を把握することは、それぞれの地域にあった公園作りが必要と考えております。改めてアンケート調査についてですが、今年度から2か年をかけて都市計画マスタープランの見直しを行ないます。その中で、まちづくりに関するアンケートを実施し、都市施設である公園についての御意見も伺う

予定としております。

以上です。

○議長（内田靖信君） 7番 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） アンケート調査、ワークショップも必要と思われていて、マスタープランのアンケート調査で公園についても項目があるということだったので、そこにいろんな意見とか、データが出るとお思いますので、そういうのを活用しながら整備していただきたいなとお思います。こういう行政側から働きかけてしっかり意見を吸い上げていくというような体制をとっていただきたいなとお思います。

ここで一つ資料を見ていただきたいんですけど。

[拡大投影にて画像を示す]

○7番（北本将幸君） ちょっと小さくて分かりづらいかもしれないんですけど、これ国土交通省が出している都市公園のストック効果を高めるための工夫事例の一つなんですけど、これ北九州市の取組で、公園を小学校校区で地域住民がワークショップをして公園の再整備に取り組まれた事例です。

内容としては、小学校校区に小さい公園、中ぐらいの公園、いっぱいあると思うんですけど、その公園が本当にどういうふうに使っていききたいかというのをワークショップされて、他世代、子育て世代とかいろんな世代が住んでいる公園には遊具をしっかり設置したり、もう高齢化が進んでいるところの公園には遊具は全部廃止して軽い運動ができるようなスペースとかいうように、ワークショップで地域の方が公園作りを整備していったというような取組で、利用者も増えたそうで、アンケートの結果では8割ぐらいの方から地域のニーズにあった公園になったとの回答も得られているみたいです。

やっぱりこういうワークショップなど生かして住民を巻き込みながら整備していく、そして魅力を向上させていくというような取組が必要なんじゃないかなとお思います。

そこで4点目の最後の質問ですけど、今後の魅力ある市内の公園整備についてどう進められていくのかお伺いしたいと思います。

○議長（内田靖信君） 建設部長 片山敬治君。

○建設部長（片山敬治君） 北本議員御質問の今後の魅力ある公園整備についてお答えいたします。

まず、公園整備する際の目的といたしまして、地域住民の憩いの場や交流の場としての役割、また、災害時には避難場所としての拠点となるなど、災害時の避難場所の確保や良好な都市環境を提供するため公園の整備を進めてまいりました。公園整備を行なう中で、先ほど答弁いたしましたとおり、利用者のニーズに対応すべくアンケートなどを行ない、既存の施設を効果的に更新、修繕を行なうことにより、利用者の皆様が安全で安心して利用できる公園として、維持管理の充実を図ることがますます重要になると考

えております。また、地域住民の皆様をはじめとした様々な御意見を賜りながら、魅力ある公園作りにつなげていきたいと思っております。

以上です。

○議長（内田靖信君） 7番 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） しっかり更新したり、修繕しながら整備を進めていきたいという答弁だと思っておりますけど、公園70か所ぐらいあって、公園が設置されてから年月がかなりたっているところもあると思っておりますし、やっぱりそこに住んでいる年齢層というのも変わっていると思っておりますし、やっぱりコロナもあって今の利用ニーズというのも当然変わっていると思っておりますので、しっかりそのニーズを把握して整備を進めていただきたいと思っております。

やっぱり今ある小規模な公園というのは滑り台があって、ちょっと遊具があって、ベンチがあって、どれも本当同じようなつくりになっているのが現状じゃないかなと思っておりますので、それらが本当に利用されているのかというのを再検証していく必要もあるんじゃないかなと思っております。その地域、地域にある小規模な公園に対しても遊具の廃止、本当に使っていないところは廃止とかいうのも含めて整備していく必要があるんじゃないかなと思っておりますけど、その辺についてどう考えられているかお伺いします。

○議長（内田靖信君） 建設部長 片山敬治君。

○建設部長（片山敬治君） 北本議員の再質問にお答えいたします。

既存公園の遊具の再整備についてでございますが、既存の公園の中でも利用頻度の少ない遊具や施設は確かにございます。しかし、公園施設につきましては、それぞれの地域にあった公園施設を適切に配置しております。今後は公園施設長寿命化計画の見直しの中で、遊具の利用頻度や施設の必要性など、公園利用者のニーズに対応できるよう効果的に改築、更新を行なってまいりますので、現段階では遊具の集約化は考えておりません。

○議長（内田靖信君） 7番 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） 毎年8,000万円から1億円以上の維持管理費がかかっている、公園として整備している以上は、やっぱり維持管理をしっかりしていけないと思っておりますけど、今まではそれでもよかったかもしれないですけど、人口減少社会に突入して、財政が厳しくなっていく中、やっぱりその中でもどう市民サービスを向上させていくかというのを考えなければいけないと思うので、公園整備についても本当に必要などころには整備する。あまり利用されていないところには緑地として整備するというような取組も必要なんじゃないかなと思っております。

[拡大投影にて画像を示す]

○7番（北本将幸君） もう1個、これも工夫事例の一つで、札幌市の事例なんですけど、

これは5年間、6年間か、小規模な公園、1,000平方メートル未満の公園の再整備をされた取組で、領域内に公園が2つあったのを1つ、ビフォー、アフターで書いてあるんですけど、大体どこにもブランコがあったり、滑り台があったり、砂場があったりしてると思うんですけど、ここがあまり利用されていないからここは更地にして広場として整備して、もう1個この領域に中ぐらいの公園があるんですけど、そこに遊具を再整備して、どっちもの公園の機能分担をして、利用価値を上げていくというような取組がされています。こういう小規模な公園の見直しをされて効果のところを書いてあるんですけど、40公園で再整備を実施した結果、遊具数が整備前の134基から65基に半減し、維持管理も半分300万円ぐらい毎年浮いているということになるんですけど、こういう取組をされています。実際浮いた経費を蛇ヶ谷公園とかメインの公園の遊具整備に投資していくというような機能分担的などころも取り組んでいかないといけないんじゃないかなと思うので、よろしくをお願いします。

もう1点再質問なんですけど、今言ったのは一つ一つの公園の見直しなんですけど、さらにそれをもう一步踏み込んで、公園の集約、再編というのにも今後は取り組んでいく必要があるんじゃないかなと思いますけど、その辺の見解についてお伺いします。

○議長（内田靖信君） 建設部長 片山敬治君。

○建設部長（片山敬治君） 北本議員の再質問にお答えいたします。

既存公園の再編、再整備、集約化についてでございますが、維持管理費の削減を考えますと特に小規模な公園については再編の必要は感じております。しかし、小規模であっても地域の憩いの場や交流の場としてはもちろん、災害時における地域住民の避難場所としての重要な役割も担っているため、公園の質を高めていくことで再編、再整備、集約化は現段階では考えておりません。

以上です。

○議長（内田靖信君） 7番 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） 再編というのは今の段階で考えていないということで、いろんな制約があって再編というのはかなり難しい、ハードルが高いと思いますけど、今後はこういうことも考えていかなければならない状況が出てくるんじゃないかなと思います。

もう1個最後見てもらいたいですけど。

[拡大投影にて画像を示す]

○7番（北本将幸君） これ北九州市で地域に2つ公園があったんですけど、どっちもちょっと利用しづらいということで、ちょうど真ん中あたりに団地跡地があったので2公園を集約して1公園新しくして、市民が利用しやすくしたというような事例なんですけど、これはなかなか簡単なことじゃないと思いますけど、あまり使われていない公園を合体させて、もっと利用しやすい公園に整備していくというような取組も今後は必要じ

やないかなと思いますので、公園の整備という点だけでも、ただ維持管理、修繕していくんじゃなくて、新たな視点をもって今後取り組んでいただきたいなと思います。やっぱりそれを進めていくには市民ニーズの把握というのが大前提だと思いますので、そういうのでしっかり意見を取り入れながら整備をしていっていただきたいなと思います。

最後にもう1点だけ再質問したいんですけど、現在、公園整備において先進的な注目を集めている公園整備があります。これ東京都での取組なんですけど、世田谷区砧公園にみんなのひろば、豊島区にとしまキッズパークとして整備された公園が注目されています。これは障がいのある子もない子も誰でも一緒に楽しめる遊具のあるインクルーシブ公園というものです。地面は衝撃を吸収するゴムチップで舗装されているなど、転倒してもけがしにくく、各遊具にも様々な工夫が凝らされています。インクルーシブ公園を通して、障がいがある方もない方も共に生活していくことで共生社会の実現につながっていくと思いますけど、このインクルーシブ公園について、現段階でどういう見解をもっておられるのかお伺いしたいと思います。

○議長（内田靖信君） 建設部長 片山敬治君。

○建設部長（片山敬治君） 北本議員の再質問にお答えいたします。

インクルーシブ公園についてでございますが、それは先ほど北本議員おっしゃったとおり、障がいのある子もない子も一緒に遊べるよう整備された公園であります。現在、市が管理している公園にインクルーシブに対応した公園施設はありませんが、桃田運動公園や蛇ヶ谷運動公園では、園路のスロープや広場の障がい者トイレなど、一部の施設についてバリアフリー化は行なっております。

議員のこれまでの御質問のように、今後市民の皆様が公園に求められるものは多種多様化し、市もそれに応えていくことが必要だと考えております。先ほど答弁いたしました都市計画マスタープランのアンケート調査の中に、インクルーシブ公園という表記はないものの、障がい者や高齢者などを含めた誰もが使いやすい施設の使用についての項目を表記しておりますので、そのアンケート結果を踏まえ、障がいのある子どもたちが障がいのない子どもたちとともに遊び楽しめる公園作りに努めてまいりますので、御理解のほどよろしくお願いたします。

以上です。

○議長（内田靖信君） 7番 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） インクルーシブ公園においては本当いろんな工夫がされていて、ブランコだけ見てもジェットコースターみたいな座席のようなブランコとか、椅子形で二、三人が乗れる円形のブランコとか、いろんなそういう配慮されたものになっています。そのほか車椅子や歩行器のまま遊具に上がれたりする幅広いスロープがあったりしています。いわゆるユニバーサルデザインによる公園の整備ですが、多様な利用者の幅

広いニーズに応じて誰もが使えるようにする必要があるんじゃないかなと思いますので、今後こういう取組もしっかり含めた上で整備をしていただきたいと思います。

コロナ禍の中で公園の利用価値が見直され、公園というものの在り方も大きく変わってきています。さらにはインクルーシブ公園のような今までになかった公園も誕生しています。これは世界的な動きでもあります。また、日本においては2017年の都市公園法の改正によって、公園の中に収益の上がる公園施設を民間事業者により設置し、収益の一部を整備に充てるPark-PFI（パークピーエフアイ）という新たな制度も全国で多く活用されています。コロナ禍の貴重な屋外空間としての公園などのオープンスペースの価値が再認識され、市民ニーズも増大しています。この機会を契機に今一度市内の公園の在り方というものを改めて検証して魅力向上につなげ、さらには玉名市の魅力向上につなげていただきたいと思います。次の質問に移ります。

[7番 北本将幸君 登壇]

○7番（北本将幸君） 次に、新しい生活様式に即した行政運営について質問いたします。

新型コロナ感染拡大に伴い、大きく進んだものの一つが行政のデジタル化だと思います。今議会においてもデジタル化推進の一つとして体育施設のウェブ予約に関する予算が計上されています。今までは施設に行って用紙を書いて予約する形だと思いますが、ウェブ予約ができるようになるとその場所まで行かなくてもよくなり、どこからでも、いつでも予約できるようになります。確実に市民の利便性も高まっていくと思います。

そこで、今議会に計上されている体育施設の予約システム事業についてお伺いしたいと思います。

○議長（内田靖信君） 教育部長 藤森竜也君。

[教育部長 藤森竜也君 登壇]

○教育部長（藤森竜也君） 北本議員御質問の体育施設の予約システム業務についてお答えいたします。

今議会の補正予算に上程しています体育施設の予約システムについては、運用開始になりましたら利用者はパソコンやスマートフォンなどから予約を行なっていただくことになり、まず最初に予約用のアカウントを取得するためスポーツ振興課または総合体育館などの社会体育施設での申請が必要になります。そのアカウントによりウェブ上の予約サイトにアクセスして、例えば、総合体育館を例に挙げますと、希望日を仮予約、仮に重複すれば自動抽選になり仮予約が確定し、施設で使用料をお支払いいただき本予約となって、その後の施設利用となります。また、玉名町小学校など、学校の体育館を利用したい場合は、予約の流れは同じですが、使用料の支払いが学校ではできませんので、総合体育館などの社会体育施設またはスポーツ振興課で支払いいただきまして本予約となります。この本予約になりますと、利用者に対しメールで体育館の鍵の暗証番号が送

信されます。利用者はその番号で体育館の鍵を開閉していただき、施設利用という流れになります。

次に、これからのスケジュールについてお答えします。補正予算議決いただきました後、詳細を詰めまして9月頃にシステムの公募を実施し、11月頃に業者の選定、並行して必要に応じて例規を整備しまして、12月ごろから利用者団体への説明、管理者への事務説明を順次行ない、年明けの2月、3月分の利用からテスト運用を実施、新年度からシステムの本格運用を目指し進める計画としております。なお、この周知の方法ですが、市のホームページや市の公式LINEで導入のお知らせ、利用方法を周知しまして、体育館などの施設にはお知らせを掲示しまして周知を図っていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 7番 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） 答弁いただきました。

今年度テスト運用までして、来年度から本格的に導入していきたいということだったと思いますけど、1点再質問なんですけど、ウェブ予約できるようになったら当然する人たくさんいると思うんですけど、今は窓口に行って予約する形だと思いますけど、ウェブ予約以外にもやっぱり窓口に来て予約するという方も出てくると思うんですけど、その辺の人たちの取扱いというか、そういうのはどうなるのかお伺いします。

○議長（内田靖信君） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 北本議員の再質問にお答えいたします。

システムを利用できない方への予約対応につきましては、学校の体育施設や社会体育施設共にスポーツ振興課、社会体育施設の体育館などの窓口での対応を考えております。ただ、この窓口にて申請書記入による申込みを受け付ける際に、この予約システムでの申請の方法や必要に応じ操作方法も窓口でレクチャーしていくことを考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 7番 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） ウェブ予約がスタートしてできなかった人たちもできるように説明していくということだったので、推進していくように取り組んでいただきたいと思います。

今現在は、体育施設で導入されると思いますけど、これがうまくいけば、これ2点目の質問なんですけど、それ以外の公共施設にも導入していったほうがいいと思うんですけど、その辺についてはどう考えられているのかお伺いしたいと思います。

○議長（内田靖信君） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 北本議員御質問の体育施設以外の公共施設における予約システムの導入についてお答えいたします。

教育委員会で所管しています公民館、博物館、また、市民会館大ホール及び市民会館の会議等につきましては、この社会体育施設のシステム導入後の状況を確認しながら、環境が整い次第、この予約システムを順次導入していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 7番 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） 利便性は確実に向上すると思いますので、この体育施設の導入してみても、市民の方たちの反応を見てみて取り組んでいただきたいなと思います。

この行政のデジタル化の推進において、ウェブ予約以外にもキャッシュレス化への取組があると思いますけど、ここで1点再質問なんですけど、今月、6月1日から市民課窓口にてP a y P a y（ペイペイ）のQRコード決済の試験導入がされていると思いますけど、このキャッシュレス化についての見解をお伺いしたいなと思います。

○議長（内田靖信君） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員の再質問にお答えいたします。

現在、本庁市民課窓口の証明書発行手数料についてP a y P a y（ペイペイ）を利用したQRコード決済による支払いを試験的に導入し、併せて簡易なアンケート調査を実施しております。施行導入の期間については、6月1日から9月30日までの4か月となります。施行導入の背景としては、全国的にキャッシュレス化が急速に普及していることや市民サービス向上の観点から、本市におけるキャッシュレス化推進の一環として取り組んでいるものでございます。また、キャッシュレス決済の導入は、非接触型の決済方法でございますので、市民、窓口職員の新型コロナウイルス感染拡大防止にもつながるものと期待しております。本格導入につきましては、4か月間の試行導入の結果やアンケート調査の結果を踏まえ、本格導入の時期や決済手段の種類について検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 7番 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） このキャッシュレス化についてもしっかり試験導入で、アンケート調査もされているということなんで、検証されて取り組んでいただきたいなと思います。

本年、デジタル庁が設置される流れとなっており、今後も行政運営のデジタル化というものは必然的に進んでいくと思います。市においても検証段階、いろいろ取り組まれていると思いますので、引き続き取り組んでいただきたいなと思います。

次の質問に移ります。

[7番 北本将幸君 登壇]

○7番（北本将幸君） 最後に、第2次玉名市総合計画の見直しについて質問いたします。

総合計画は、玉名市の最上位計画であり、全ての施策がこの計画に基づいて行なわれます。現在は第2次計画であり、平成29年から10年間の計画となっています。今年度がちょうど前半の前期基本計画の5年目で、来年度から後半の5年間の後期基本計画となります。よって今年度は前期の検証と後期基本計画の策定年度の重要な年となります。さらに新型コロナウイルス感染症などの社会情勢の大きな変化に伴い、総合計画の基本構想についても見直しがされます。防災、新型コロナ、行政のデジタル化など、社会情勢は日々刻々と変化しています。そこで、今回、基本構想を見直し、後期基本計画を策定していくに当たっては、明確なビジョンを持って、未来を見据えて市民が何を求めているかというものを正確に把握した上で取り組んでいかなければなりません。

そこで玉名市総合計画の見直しについて2点質問いたします。（1）、総合計画前期基本計画の検証について。（2）、基本構想の見直しにおける市民ニーズの把握について質問いたします。

○議長（内田靖信君） 企画経営部長 今田幸治君。

[企画経営部長 今田幸治君 登壇]

○企画経営部長（今田幸治君） 議員御質問の総合計画前期基本計画の検証について及び基本構想の見直しにおける市民ニーズの把握についてお答えいたします。

総合計画は本市が進むべき方向を明確にし、それに向かって行なうべき施策を体系化した市の最上位計画に位置づけ、市の将来像である「人と自然が輝き やさしさと笑顔にあふれるまち 玉名」を目指し様々な施策に取り組んでおります。議員御質問の総合計画前期基本計画の検証についてでございますが、これは玉名市自治基本条例において総合計画の進行管理について適切に行なうことを規定しており、前年度取組を行なった事項について進捗を毎年取りまとめ、市のホームページで公開しております。また、総合計画の見直しに当たり多様な意見を収集するため、本年2月1日現在で、20歳以上の市民、3,000人を無作為で抽出を行ない、市民意識調査を実施いたしました。現在はその分析作業を行っており、その結果をもとに前期基本計画で策定した32の主要施策ごとの目標指標の達成状況について把握することといたしております。

次に、基本構想の見直しにおける市民ニーズの把握についてでございますが、先ほど申し上げました市民3,000人を対象とした市民意識調査では、1,088人の皆様から御回答をいただき、その分析により市民ニーズを把握するほか、今月12日と19日に実施を予定しております高校生ワークショップで、若い世代の学生の皆さんから玉名市のまちづくりについて率直な意見をいただく場を設けております。このようにいただいた意見について真摯に耳を傾け、今後玉名市が取り組むまちづくり計画に反映できるよう検討してまいります。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 7番 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） 答弁いただきました。

このニーズ把握については、アンケート調査を3,000人にされて、高校生に対してワークショップを計画されているとの答弁だったと思いますけど、いいんですけど、このワークショップを高校生もされていていいと思うんですけど、5年前総合計画されたときに未来カフェ、たまな未来カフェというワークショップされていていろんな世代の方を対象にしたワークショップをされていると思うんですけど、そういういろんな意見聞くためにそういうワークショップもしてもいいんじゃないかなと思いますけど、その辺についてはどうですか。

○議長（内田靖信君） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員の再質問にお答えいたします。

第2次玉名市総合計画後期計画の策定に当たり、民意の収集方法として、総合計画策定審議会委員からの意見、市民意識調査のアンケート、パブリックコメント、高校生ワークショップの4つの方法で行なうことといたしました。このうち市民意識調査のアンケートにつきましては、20歳以上の市民を対象に現在の施策についての重要度や満足度のほか、まちづくり全般について意見をいただくことを目的としたものです。一方で、高校生ワークショップにつきましては、総合計画後期計画の終了年であります令和8年度には新社会人となる年齢層で、より若い市民の意見を聞く場として位置づけ、若者の地元定着や地元回帰への方策について率直な意見をいただくことを目的としており、民意の収集方法について適切なすみ分けを行なうものと計画いたしました。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 7番 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） 若い方の意見を聞きたいということで、高校生にされたということで、それはいいと思うんですけど、やっぱり総合計画に限らず、何の計画に対してもそうですけど、パブリックコメントだけだとやっぱりなかなか意見が上がってこないというようなこともあると思うので、やっぱり可能な限り市民参画の機会を設けて、そこでいろんな意見を言っていくというのも重要じゃないかなと思います。玉名市自治基本条例でも執行機関は政策の立案、実施、評価及び見直しの段階において、継続的かつ多様な手段で市民の参画を推進するよう配慮しなければならないとされていますので、行政側から積極的に意見を吸い上げる、さっき公園のときにも言ったんですけど、そういうワークショップ的なものをどんどんできる限り開催していただきたいと思いますので、検討をお願いします。

そこでもう1点再質問なんですけど、この計画、後期基本計画の策定に向けて、策定審議会の方たちで審議されてつくられていくと思いますけど、その第1回の審議会がこ

の前行なわれていると思いますけど、その審議会の公開が新型コロナの影響で中止となっていたんですけど、やっぱりこの市の最上位計画を決めていく審議会なので、なるべくなら公開できるようにするべきじゃないかなと思います。コロナ禍なので直接会議室などで公開することが難しいのであれば、インターネット中継など他の方法も取れたんじゃないかなと思います。

1個スライドを見てほしいんですけど。

[拡大投影にて画像を示す]

○7番（北本将幸君） これ熊本市のホームページなんですけど、この前、庁舎建設に関する有識者会議があっていて、それウェブであっていたんですけど、それを市のホームページからインターネットで公開されていました。なるべくならこういう市の一番大事な計画を決める会議なので、しっかり市民の方たちに公開していくというような形を取っていく必要があると思いますけど、この策定審議会の公開についてどう考えられているのかお伺いしたいと思います。

○議長（内田靖信君） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員の再質問にお答えいたします。

玉名市総合計画策定審議会の第1回目の会議を今月2日に開催いたしました。総合計画策定審議会の会議は玉名市総合計画策定審議会の組織及び運営に関する規則の規定により、公開することとなっておりますが、公開することが適当でないと審議会の会長が認めるときは、審議会の会議に諮り公開しないことができるとされています。また、附属機関の会議の公開の方法につきましては、玉名市審議会等の会議の公開に関する要綱の規定により、傍聴によるものを基本とするとしております。今回、開催いたしました審議会の公開につきましては、熊本県に発出してあります新型コロナウイルス感染症対策に係るまん延防止等重点措置期間中であったことに鑑み、会議の公開を中止したところでございますが、それに代えまして審議会が出た意見などは会議録として市のホームページで公開することとしております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 7番 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） やっぱり市の一番重要な計画を決める会議だと思いますので、できれば公開できるように今後していただきたいなと思います。

コロナの影響もあってできなかったという面もあると思いますけど、その辺いろんなやり方があると思いますので、しっかり市民に公開していくというような形を今後はとっていただきたいなと思います。

今回、基本構想において見直しがされますけど、その見直しについてどのような見直しをされていくのかについて3点お伺いします。（3）、ウィズコロナを見据えた計画

見直しについて。(4)、大規模災害への対策を見据えた計画見直しについて。(5)、SDGsの反映について、3点お伺いしたいと思います。

○議長(内田靖信君) 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長(今田幸治君) 議員御質問のウィズコロナを見据えた計画見直しについて、大規模災害への対策を見据えた計画見直しについて及びSDGsの反映についてお答えいたします。

まず、ウィズコロナを見据えた計画見直しについてでございますが、今般、様々な社会情勢の変化がございました。その代表的なものとして新型コロナウイルスの対策が上げられます。新型コロナウイルスの発生後、マスクの着用やソーシャルディスタンスといった生活様式の変化やリモートワーク、ワーケーションといった働き方の変化もございました。このように社会情勢の変化に対しても対応した計画書に見直すことを予定しております。

次に、大規模災害への対策を見据えた計画見直しについてでございますが、近年の災害は激甚化が著しく、また、頻発化している状況でございます。身近なところでは平成28年に発生した熊本地震や平成29年の九州北部豪雨、直近では令和2年7月豪雨などが発生いたしました。このように大規模災害対策についても感染症対策を含め、元気で安心して暮らせるまちの実現のため、第2次総合計画後期計画に盛り込むことを予定しております。

次に、SDGsの反映についてでございます。今、様々な場面でこのSDGsが取り上げられています。SDGsは2015年に国連サミットで採択され、2030年度までの国際目標で地球上の誰一人として取り残さないことを基本理念とされております。第2次総合計画後期計画の策定に当たり、SDGsの基本理念と17のゴールが市の事務事業や市民活動について関連していることを意識づけるように計画に反映させていきたいと考えているものでございます。

以上でございます。

○議長(内田靖信君) 7番 北本将幸君。

○7番(北本将幸君) 今回いろんな見直しがされるとは思いますけど、このコロナについては全く基本構想に入っていないことだろうと思いますので、新たに今回入れられるということなので、しっかりコロナ対策が入るような構想の見直しにしていきたいなと思います。

大規模災害、災害についてはもともと基本構想に入っていると思いますので、それからしっかりバージョンアップさせて、激甚化する災害にしっかり備えられるような構想にしていきたいと思います。

このSDGsについても盛り込んでいくということだったので、しっかり今取り組ま

れていますので、基本構想の見直しにも入れていただきたいなと思います。

最後の質問になるんですけど、6点目の今後基本構想見直されて後期基本計画を具体的につくられていくと思いますけど、その策定についてはどういう取組をされていくのかお伺いしたいと思います。

○議長（内田靖信君） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員御質問の後期基本計画の策定についてお答えいたします。

議員御承知のとおり総合計画は基本構想、基本計画及び実施計画で構成しております。基本構想とは、本市の将来像やこれを達成するための10年間の計画であり、基本計画は、基本構想において定めた施策を達成するために前期と後期、それぞれ5年間の主要な事業を定めた計画でございます。また、それらを踏まえ、具体的な事業計画を定めた実施計画を策定し、本市の将来像の達成のため、計画的にかつ効率的な行政運営を行なっているところでございます。

議員御質問の後期基本計画の策定につきまして、策定体制及び策定スケジュールについて御説明いたします。

まず、今年4月に庁内全ての課長で構成する総合計画起案委員会を設置し、後期基本計画の策定方針について意識統一を図り、現在関係各課と取組事業について協議を行なっているところでございます。また、今月2日には市の附属機関である総合計画策定審議会を25人の委員で設置し、市長から総合計画後期計画の策定などについて諮問を行なったところでございます。今後さらに4回ほどの審議会の開催を予定し、基本構想の見直しや後期基本計画の策定について審議いただき答申を受けることとしております。議会への説明などにつきましては、基本構想の見直しは議会の議決に付すべき事件として条例に定めていますので、9月定例会で議案上程を予定しており、適宜全員協議会などの開催をお願いし、御説明をさせていただきたいと考えております。

後期基本計画の策定についても、その進捗などの報告の場として定例会のときに時間をいただき議会への説明を行ないたいと考えております。

最後に、市民の皆様からの意見の収集として来年1月に後期基本計画についてのパブリックコメントを行なうことを予定し、それによりいただいた意見を計画に反映しつつ、来年度末に第2次玉名市総合計画後期計画を完成させ公表するスケジュールでございます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 7番 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） 後期計画今からつくられていくと思いますが、しっかり前期の計画を検証して、新型コロナも新しく出てきましたので、そういうのも含めた上で進め

ていただきたいなと思います。

やっぱり今後も時代が今加速的に変化している中で、こういう社会情勢が今後また大きく変化することもあり得ないとは言えないと思うんですけど、この基本構想の見直しとか後期計画の見直しというのも今後また新たに出てくることもあるかもしれないですけど、そういう見直しというのはその都度されていくのか、その辺についての考えをお伺いしたいと思います。

○議長（内田靖信君） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員の再質問にお答えいたします。

大きな社会情勢の変化があった場合の計画書の見直しを行なうのかについてでございますが、基本計画については玉名市総合計画策定に関する規程にありますように、特に著しい社会情勢の変化があった場合は変更することができる旨の規定がされておりますので、今後の情勢など注視しながら現状にあった総合計画となるよう整備してまいります。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 7番 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） この総合計画は、市の最上位計画ですので、なるべくならその方向性が変わらないほうがいいと思うんですけど、やっぱり時代が大きく変化する出来事があったときには、しっかり見直しをして新たな方向性で向かっていくというのも必要になってくると思いますので、その辺はしっかり変更を見直すなら理由を提示して見直しをいただきたいなと思います。

一番上の計画が変わるということは、その下に付随しているいろんな個別の計画も変わっていくことになりますので、その辺の整合性というのもしっかり取りながら行なっていただきたいなと思います。

やっぱりこの総合計画10年でされているところが多いんですけど、10年スパンというのも見直していく必要があるんじゃないかなと思います。最近だと市長の任期の4年、4年の8年とかにしているところもあるので、この10年という期間も今後第3次計画立てるときには考えないといけないんじゃないかなと思います。

最後に、市長にお伺いしたいんですけど、今2期目を目指していくということもあつたんですけど、この後期基本計画は今後の5年間の最上位計画になると思いますけど、市長はこの5年間でどういう玉名市を目指していきたいと考えられているのか、最後にお伺いしたいと思います。

○議長（内田靖信君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 北本議員の再質問にお答えします。

新型コロナウイルスによります生活環境の変化、あるいは大規模な災害の激甚化、多

発化など近年の社会を取り巻く環境が大きく変化をしている中で、市民が安心して暮らせるまち、住み続けられるまちづくりの重要性というものはますます高くなっております。これからの5年間の方向性につきましては、「人と自然が輝き やさしさと笑顔にあふれるまち 玉名」、この将来像を達成するためにキーワードを設けておりますが、まずは笑顔、それから健康と福祉のまちづくり、そして良質な暮らし、この3つのキーワードを軸に、市民、職員、議会が協働をして同じ方向を向いてまちづくりを推進したいと考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 7番 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） 答弁いただきました。

この市民ニーズというのは日々変化していると思います。今の玉名市には何が必要とされているのか、どういう対策が必要なのか、どういう仕組みづくりが必要なのか、常に考えていかなければならないと思いますし、常に考えられていると思います。基本構想が見直されるというのは、市の目指す方向性が変わることになります。行政としてどのようなまちをつくっていくかというような明確なビジョンを持って、今後の計画策定を進めていただきたいと思います。

今回、大きく3点について質問いたしました。コロナを経験したことで社会の在り方が大きく変わり、市民の価値観、行動など、多くのものが変化を余儀なくされました。よって、それに対応していく市の施策も変わらなければならないのは当然だと思います。公園整備においても、ただ維持管理を継続していくだけでなく、その時代の変化とともに地域ニーズに対応して整備していくことが必要だと思います。また、新しい生活様式に即した行政運営においては、予約システムとかキャッシュレス化に取り組まれていると思いますので、これらを進めていただきたいと思います。そしてこれら全ての施策の方向性を決めるのが総合計画だと思いますので、これからの策定審議会も含めて、多くの市民の方たちの意見が反映されるような体制を取りながら、見直し、計画の策定に取り組んでいただきたいと思います。私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（内田靖信君） 以上で、北本将幸君の質問は終わりました。

議事の都合により、午後1時まで休憩いたします。

午後 0時02分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（内田靖信君） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行ないます。

2番 田畑久吉君。

[2 2 番 田畑久吉君 登壇]

○ 2 2 番 (田畑久吉君) 市民改革クラブの田畑でございます。会派を代表して一般質問を行ないたいということでございますけれども、新しいほどの課題ではございませんけど、私の独断の考えで質問させていただきます。ちょうど昼の御飯の後、皆さん眠たくなるころだと思えますけれども、目は閉じていただいて耳だけはふさがないようによろしくお願ひします。

まず最初に、市道及びその他生活道路の管理は万全かということでお伺ひしております。その一つとしまして、明示すべき表示は完全かということを書いておりますけれども、交通法規に定められました路面上の表示に関しての私の見方を今日発言させていただくわけでございますけど、その表示が非常にどこに行っても薄れたり、もう消えかかっているということが各箇所が多く見られます。私の経験から一つ例を挙げますと、ある地域で一旦停止の消えかけたところなんですけれども、端っこにちょっと一部が残っておりますので、そこが一旦停止のラインかなと思って停止いたしました。そうして停止したんですけれども、右と左がなかなか見えにくい箇所で、左側に生け垣がありまして、そっと出ていかないと両方の確認ができないわけですね、そして私は確認のためそっと出ていったんですよ、左から生け垣のところからパトカーが来まして、生け垣でパトカー見えないんですね、生け垣ちょっと高いもので、そうしたらパトカーの二人の職員の方が一旦停止しなかったということで、私一旦ここでしたんですよと、しかし両方が見えなからそろっと出てきましたと言っても、悲しいかな 2 対 1。向こうは二人、こっちは一人、それだけでは私も納得できないと思って玉名署に掛け合いにいきました交通課長に、それでも意見が通らないわけです。相手は二人だもんだから、二人で見ていると、間違いのないと言うんですね、そして私はもうそれからどうしようもないもんだから、それはしょうがないなと思って、納得はしませんけども、点数 2 点ですか引かれて受けたわけなんですけれども、そのラインがやはりそこで止まっても左右が確認できないラインがあるんですね、もう少し前のほうにラインをしてもらったら両方が確認できる。この大きな例が立願寺の司ロイヤルホテルのほうから来ますとラインがあります。あそこ停止しても両方が見えません。そこもやっぱり自然に出ていってこう見ないといけない。そういったラインの確認とか。消えた、消えかかった表示すべき、路面上に表示すべきラインなんか、外側線、あるいは一旦停止、あるいは横断歩道とかいったものが市内各地域見受けられます。こういうものが必要あるのであればはっきりと明記すべき、必要でなければ消したらいい。交通法規である程度指定が決まっておりますので、必要だから書いてるのだと思えますけど、それをそのまま市道ですから、市の管理のある程度の管理責任というのがあると思うんですけれども、白線とかそういうものは交通なんかということとされるらしいんですけれども、そういうことを確認してやっぱり適切に指

示していかないと、そういった過ちも起こる可能性があるんです。交通事故になることもあると思いますので、ぜひ、そういうことを確認して、適切な処置をお願いするというのが今日の私の趣旨でございます。

それから2番目にしております生活道路、市道外に対する対応はということしております。市道側面であればいろんな住宅、あるいは対策ができるんですけども、例えば、生活道路の中でも里道に面しているとかいうところがたくさんあるわけですよ玉名市内に。市の考えとしましては、当初の間はそれ里道だから原材料支給等に関する要綱というのがありまして、そこに戸数3戸以上ないと事業、工事ができないというふうになっております。これも区長からの、市民からの要望もありまして、市所管のほうにお願いしましたら、速やかに要綱の改正していただきました。当時その改正に直接携わった職員も今、管理職としておられます。非常にありがたく、市民の目線に沿った考えを即実行していただいてという思いが私の偽らざる気持ちです。そういうことを市のほうには、もう一歩前進した形で、前向きな形で進めていただきたい。

もう一つは、普通の住宅会社が開発した住宅の中に道路があるわけです。ここは市道になっておりません。こういうところの改良、あるいは改善などをお願いするときにもどうしてもそれは住宅会社が開発したから、その住宅内の皆さんで工事しないといけないんじゃないですかという行政からの意見もいただきました。しかしながら市民の皆さんの考えは、市民としての責任を果たしておる。それはなぜかといいますと、市民税を払っている。県民としての責任も果たしておるじゃないか、県税を払っている、県民税で。国民としての責任も果たしておる、固定資産税も払っている。同じ責任を果たしておるのに自分たちでせなんいかんのかという意見が多数あるわけなんです。だから、市当局のおっしゃることも分かります。業者が開発した道路ですから、当然そういった考えにもなられると思うんですけども、これも所管の関係者の皆さんが前向きに先見の明をもって少しずつでも解決していくという言葉をしていただいて、今、二、三か所でもその工事があっております。私も27年ですか、28年ですけど、合併で少し短くなりましたけど27年と何か月になります。当初からそのハードな建設関係の議員を務めております。そういうことに対して非常に敏感な気持ちをもって今までやってきております。その関係でそういうことに対しては積極的に発言をさせていただいて、市の職員の皆様に御理解をいただくように努力をしております。こういうことに対して非常に改善、改良していただきました。今日の発言はそれに感謝をしながら、前向きな今後も取り組んでいただきたいという要望を今日は発言させていただいて、今一度所管の言葉をいただきたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

○議長（内田靖信君） 建設部長 片山敬治君。

〔建設部長 片山敬治君 登壇〕

○建設部長（片山敬治君） 田畑議員御質問の市道及びその他生活道路の管理は万全かの中、まず、明示すべき表示は完全かについてお答えいたします。

現在、本市が管理している道路は、主に路面の状況や危険な落下物、また、一旦停止や外側線などの設置状態を重点にパトロールを行なっております。簡易な修繕については迅速に対応し、常に市民の皆様が安全に通行できるように心がけております。その中で、議員御質問の明示すべき表示で路面標示についてですが、一旦停止や横断歩道など、交通規制を有するものは新設や停止線の位置の変更なども含め、管轄である警察の公安委員会に連絡を取り、その都度協議を行なっているところでございます。また、規制が伴わない外側線や路側線などの路面標示については、舗装のやり替え工事や修繕で新たに復旧を行なっておりますが、全て復旧するには至っておらず、表示が消えかかっている箇所があることも認識しております。一旦停止や外側線は交通事故防止や交通の円滑化を資する重要なものであるため速やかに復旧できるよう、今後も関係機関とさらに連携を強化し、交通量の多い道路から年次計画を立てて整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、生活道路に対する対応はについてお答えいたします。生活道路としては利用されているが、道路法に適用していない里道がございます。このような里道は市町合併後地域からの要望を考慮し、市道に認定して整備を行なってまいりましたが、その後の老朽化による維持管理費に毎年多く予算が必要となることから、現在は交通量の多い道路を優先に市道に認定し、整備を行なっているところでございます。ただ、里道のままでも生活道路として、その地域の皆様に欠かせない道路もあることも当然認識しておりますので、対策として令和元年度に生活道路整備の要綱を一部見直しており、それ以降も関連予算の増額や内容も充実させております。しかしながら、こういった里道の整備については、関連予算の範囲内となりますので、毎年少しずつの整備に変わりはございませんが、そこに住んでおられる地域の皆様の生活改善に少しでもつながるよう検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 22番 田畑久吉君。

○22番（田畑久吉君） 原材料支給等の要綱というのか、これも当初は戸数が3戸でないといけないというふうなことでした。それをこちらからのいろんな市民からの目線で要望しましたところ改善していただいて、家がなくてもその道路、里道を市民の生活道路として使用しているところであれば改善するというふうに要綱を変えていただきました。非常にこれも飛躍的な改善でありまして、当初関わっていただいた職員の方もおられまして、非常にありがたく思っております。

私は特定の職を持っておりません。野菜づくり、果物づくりとか、専業農家とはとて

も言えるような状態ではございませんし、市議としての活動が主な活動でございますので、必ずと言ってよいほど朝1回、午後1回、登庁いたしまして、関係所管の職員さんとはコミュニケーションを図るようにしております。今日私がここに立ってこのような発言をしておりますことについては、所管の職員さんたちは十分な理解をもって聞いておられると思います。その関係所管の職員の皆さん方には、感謝しているところでございますけれども、これから先も今よりもますますの市民の目線に沿った意見を取り上げて、前向きに進んでいただきたいというのが、今日の私の発言の趣旨でございます。どうか、所管の皆さんこれからも頑張ってくださいようお願いいたします。

次の質問に移ります。

[22番 田畑久吉君 登壇]

○22番(田畑久吉君) 次に掲げておりますのが防災関連の対策についてとしております。

非常に私、伊倉でございますし、桃田運動公園に行くたびにこちらに大きな体育館もメインとサブの体育館がございます。その他駐車場に関しましても広範囲の駐車ができるような状態のところでございます。しかしながら、私が長年伊倉に住みながらこの桃田運動公園を見ておりますと、やはりこれが広域の指定避難場所としてあるのに、まだまだ道路網というんですか、その辺が不十分ではないかと。私は常にそういうことが頭にありまして、よく車で上がってみたり、片方に反対に抜けてみたりしてみるんですけど、幸いにして玉名市には大きな災害も起こっておりません。去年は水害が少しありましたけど、これが大きな災害が起こったときに交通の渋滞、早めに早めに避難してくださいといってもなかなかそのようなことができるわけではない。幼稚園や小学校の子どもを行列させて連れて行くわけではないんですから。まだよかろう、大丈夫だろうという思いが常に大人、お年寄りにはあるわけです。そういうときに一斉にこれが大きな災害が発生して、車で避難するときに1台の車が途中で事故なり、故障なりしたときに渋滞してとても上に行けません。という思いでその周辺の道路も改良に今かかっておりますけども、ある地権者の方の意見で、なかなか進まない面もあるわけです。その土地が名前を出して本当はいけませんけども、凸版の横の駐車場になるわけですが、担当者からこうこうで地権者の方が反対でできないんですよということを聞きまして、凸版の部長にお会いできました。凸版としては駐車場に少し狭くなって、道路をとられて駐車場が少し狭くなっても借り賃を値切ったりはしませんというふうに言っていた。そこで駐車場を管理しているところに行って、そういう趣旨を伝えたんですけども、地権者に十分なそういった気持ちが伝わってないのか、地権者の方もお二人とも年配の方で、非常にやっぱり自分の土地については固執しておられます。そういうことに対してももう少し行政当局、上の方と言ったらおかしいんですけども、避難道路を整備する

という意味でも、意見を入れていただければ幸いかなと思うわけです。

非常にその辺の遅れがあって前に進まない点もありますので、その点も今一步、今一步をそういった意見を入れていただいて、直接交渉に行っていただいたらどうかなという思いでございますので、その点についても答弁をお願いします。

○議長（内田靖信君） 建設部長 片山敬治君。

[建設部長 片山敬治君 登壇]

○建設部長（片山敬治君） 田畑議員御質問の指定避難所施設への道路整備は万全かについてお答えいたします。

近年は地球温暖化の影響で豪雨災害のリスクが高まり、昨年の7月豪雨は、熊本県を中心に九州地方や中部地方など、日本各地で発生し、特に球磨川流域の人吉市では甚大な被害が発生しました。そのような中、本市の避難場所のうち桃田運動公園については、指定の緊急避難場所として位置づけられており、その中の玉名市総合体育館は一次避難所として指定をしております。現在、この桃田運動公園に接する道路としましては、南側の市道から2路線、西側の県道から2路線、北側の市道から1路線の計5路線がございます。しかしながら予測される災害のレベルによっては、市としましても災害時にこの5路線だけで十分だとは考えておりません。このため避難をされる皆様には、避難場所へ避難するにはどの道を通って避難すればよいか、事前に確認をお願いし、状況がまだ安全なうちに早めの避難を心がけるなど、危機管理意識を高めていただき、避難場所への新たな避難経路については、既存の避難経路ごとに安全性など見直しを図り、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 22番 田畑久吉君。

○22番（田畑久吉君） 部長おっしゃるとおり、5路線がございます。しかし、南からの路線は大雨のときなんか冠水することが多いです。立山のガード下の一番低いところなんかは、八嘉方面から流れてくる、みなあそこに集まって凸版の横に流れてくるわけです。あそこも冠水します。凸版の横の道路もあふれて冠水します。昨年の豪雨のときには県道も一部少し冠水しました。そういうふうにして当然所管の皆さん方はそれを認識しておられると思いますけど、今の避難道路では十分な避難ができないと思います。やはりどうしても先ほど申しましたとおり、いざとなったときは集中してそこに来るわけです。幸いにして玉名には大きな災害がっておりませんので、その経験をしておりませんので、まだちょっと甘い考えではないかなという思いで、さらなる努力をしていただきたいと思いますのが、今日の私の発言の趣旨でございます。防災の安全、安心というのは、これでいいという限界はないと思うんです。これでもか、これでもかということをしていかないと最後には反省の言葉しか出てきません。どうかその辺も考えてい

ただいて、さらなる先見の明をもって対応していただくように、私の今日の希望でございます。お願いでございます。よろしく願いしておきます。

続きまして、指定避難所施設内の空調設備は。市民、避難者の生命は守れるのかというふうに書いております。桃田体育館に導入されました複式空調設備、あれは非常に、メーカーに聞きますと、全国の学校の体育館とか、そういった公民館とか、そういうところに非常に導入が進んでいるわけです。数え切れないぐらい。なぜかといいますと、あの空調設備は、こういった風が出てきて冷たい風、温かい風出てくるわけですが、自然と冷やしていく、そういった空調の仕方でございますので、今回のコロナ禍の感染ワクチン、感染じゃないですけど、これほど中国の武漢で発生したことが世界に一斉に広がるとは誰も考えておりませんでした。それは皆さん御存じのとおり、大変な細菌戦争です。宇宙戦争じゃないけれど、細菌戦争のような状態になっているわけです。たまたま災害があってそこに避難している人がいっぱいならば、そのときに限って感染症の病気がはやったりしますと、一斉に感染が拡大します。そういう意味も含めて避難所の設備や特にそういった市民の目線に沿った命を安心して保てるような設備にしておくべきじゃないかと、私はそう思って都度あるごとに意見を申し上げております。

今回、岱明町の公民館に対しましてもせっかくの政府の交付金がつきました。それが61%、62%でしたか、この機会を逃してはいけません。そういった空調をつけていただいたならば、岱明の市民の方も、岱明の市民だけでなく、玉名市民全体でみんなが喜ぶことじゃなかろうかと、そう思って市長にも一言そういったことを触れさせていただきました。決して無理なお願いでは、ただ触れさせていただいたわけです。やはり防災拠点といううたい文句であれば、そこまで設備の整った、充実した設備をこの際しておくのが万全の対策ではなかろうかと、そう思います。といいますのは、やはり当初の設計からそれを組み入れたほうが、途中からしますとどうしても中の形状が少しは変わるような形になりますので、できればそのほうも導入したらどうかということで、ちょっと意見発言させてもらったわけですけど、これは建設部長とその辺を意見を聞いてもやはりトップがおられますので、少し市長が何かお考えであれば、一言発言していただければ、今日の私の発言の趣旨に沿うかと思っておりますので、どうか市長、簡単で結構です。よろしく願いします。

○議長（内田靖信君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 田畑議員の御質問にお答えいたします。

現在、一次避難所に指定している玉名市総合体育館、文化センター、岱明ふれあい健康センター、横島町公民館、天水市民センターには、基本的には空調設備は設置してあります。しかしながら、二次以降の避難所においては空調設備を備えていない施設も多くあり、昨年の台風10号の接近の際には、これまでになく多くの市民の皆様が避難さ

れた状況でありました。想定以上の避難者数となりまして、二次以降の避難所も数か所同時に開設をいたしましたけれども、避難された方には大変混雑や空調設備等で御不便をおかけした避難所もあったことは認識をいたしております。このようなコロナ禍において、避難所運営をするに当たって、新型コロナウイルス感染を未然に防ぐことを第一と考えて、手指消毒、また、換気などの予防対策を徹底しており、昨年1人の感染者もなく、市民の皆様の生命を守ることができたのも、ひとえに市民の皆様の御理解、御協力のたまものであると感じております。

今後は、混雑の緩和、それから施設の整備の状況を踏まえまして、議員がおっしゃられるように空調設備等も含めて、避難所の環境整備について、関係課と協議をし、精査、検証を行なってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 22番 田畑久吉君。

○22番（田畑久吉君） 藏原市長の前向きな答弁、本当にありがとうございました。

その言葉だけでも十分なことでございますので、どうかよろしくまたお願いします。

次の3番目に入ります。防災井戸の必要性はとしてあります。防災井戸といいましても皆さんびんとこないんじゃないかなろうかと思うわけです。どういうことかといいますと、大きな災害が起きたときは、電気の停電などがあります。停電しますとやはりそこに水の供給ができないことも起こります。この防災井戸といいますのは、今、益城町でも10何か所、宇城市でも5か所ほど、それから熊本市でも20何か所、今計画されております。肥後銀行本店に、あと支店に各自していかれる予定とのことを聞いております。電気が止まりますと水道が止まります。水道が止まりますとどういうことが起こるか。飲み水は全国さく井協会、これに入りますと自治体が参加しますと全国から水を送ってきます。しかし、トイレ等の生活向上のために水洗トイレとなった今、こちらのほうが非常に困るわけです。飲み水の不足で災害のときに亡くなった方は、全国さく井協会の話ではないそうです。しかし、トイレが詰まってトイレに行けない、そのためにどうするかというと、食べ物を控え、水を控える、それで体調を崩して亡くなった方はおられるそうです。だから、防災拠点としたら避難所のすぐ近く、横に井戸を掘るわけです。それも手押し式の井戸をつけて、もちろん発電機は据えていいです。そういった井戸があると避難した人たちへの対応ができるということです。これは非常に最近こういったものが設置されておりますし、私もそう興味はなかったんですけど、そういった人たちの話を、説明を受けますと、これは非常に重要なことだなという思いで、最近考えを変えました。確かに、手押しのポンプかいということでございますけど、電気が止まったときには手押ししかできないんです。もちろん発電機は据えておりますので、発電機でくみ上げもできますけど、防災拠点の近くにそういうのが設置してあれば、飲み水

にも困らない、トイレに使うこともできるということです。そういった意味で、この防災井戸の掘削を提案しているわけですが、副市長どうですか。非常にこのいろんなことを話をしますと、副市長、先見の明をもって何事も対応されます。そういった私は理解をしておるわけですが、その辺何か聞かれたことはございませんでしょうか。もしあればちょっと、村上副市長に指名はしておりませんでしたけれども、市長にもしましたので、そのことを副市長に一言発言いただきたいなと思います。どうかよろしくお願ひします。

○議長（内田靖信君） 副市長 村上隆之君。

○副市長（村上隆之君） 田畑議員の再質問にお答えいたします。

災害時に水といえば、飲料水をイメージするものでございますけれども、今、議員おっしゃいましたように、トイレの水とか生活雑排水も必要不可欠なものであるということも認識しております。大規模災害には、やはり必要なものであるということもいろいろ研究を今、しておる段階で、大事な手段というふうにも捉えております。まずは導入をされている団体等にもしっかりとお聞きをし、また、視察等も重ねながら、そういったことも含めて、今後検討してまいりたいというふう考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 22番 田畑久吉君。

○22番（田畑久吉君） 副市長の前向きな言葉は本当にありがたいものでございます。

我々は生活水準が非常に向上しまして、今はどこでも水洗便所、水洗トイレになっております。災害のときはこれに一番困るらしいんです。トイレがたまって使えない。飲み水を流すわけにはいかない。そうやって井戸があれば、その水できれいにできるという話も聞いておりまして、決して今、どうこうすぐに返事してくださいじゃなくて、市民のことを、災害時のことを考えて、前向きに検討課題の一つとしていただければ幸いかなと思いますので、どうか、その方向で一つよろしくお願ひいたしまして、今日の私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（内田靖信君） 以上で、田畑久吉君の質問は終わりました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

14日は、定刻より会議を開き、一般質問を行ないます。

本日は、これにて散会いたします。

午後 1時37分 散会

第 3 号

6 月 1 4 日 (月)

令和3年第5回玉名市議会定例会会議録（第3号）

議事日程（第3号）

令和3年6月14日（月曜日）午前10時00分開議

開議宣告

日程第1 一般質問

- 1 10番 徳村 登志郎 議員（無会派：公明党）
- 2 3番 吉田 憲司 議員（創政未来）
- 3 16番 近松 恵美子 議員（新生クラブ）

散会宣告

本日の会議に付した事件

開議宣告

日程第1 一般質問

- 1 10番 徳村 登志郎 議員（無会派：公明党）
 - 1 多胎児家庭への支援について
 - (1) 現在の本市の支援策について
 - 2 学校における働き方改革について
 - (1) 教育職員の在校等時間の適正な把握について
 - (2) 教育職員の在校等時間の上限を条例や規則等で明確に位置付けることになっているが、その対応について
 - (3) ICT支援員の配置について
 - 3 生命を大切にする教育について
 - (1) 本市の学校における動物飼育の現状について
 - (2) 学習指導要領に基づいた「学校における望ましい動物飼育のあり方」について
- 2 3番 吉田 憲司 議員（創政未来）
 - 1 防災体制、防災対策について
 - (1) 消防団員の装備、安全管理について
 - (2) 消防団員の出動報酬について
 - (3) 市民への確実な災害情報の周知について
 - ア 安心メールの登録について
 - イ 戸別受信機について
 - (4) 玉名市総合計画策定審議会への消防団幹部の委嘱について
 - 2 将来的な公共施設の方針について

- (1) 多目的競技場について
 - ア 場所や時期は検討されているのか
- (2) 閉館した勤労青少年ホームについて
 - ア 今後の利活用等の方針について
- (3) 玉名中央病院跡地について
 - ア 「跡地利用検討会」の進捗状況について
 - イ 近隣住民の意見を伝える機会について
 - ウ 今後のスケジュールについて

3 教育環境の方針について

- (1) 小中学校の制服について
 - ア 現状について
 - イ 将来を見据えた方針について
- (2) 天水中学校区新しい学校づくり委員会について
 - ア なぜ、急な方針転換だったのか
 - イ 天水中学校区の保護者への説明は
- (3) 今後の玉名市全域の学校再編の方向性について

4 新型コロナウイルスワクチンの接種について

- (1) 高齢者の接種は、国への報告どおり7月末で完了する見込みか
- (2) 16歳から59歳の一般の市民への接種について
- (3) 関係機関との連携について
- (4) 職域での接種について

3 16番 近松 恵美子 議員（新生クラブ）

- 1 有機農業の推進について
- 2 女性・子ども相談室の活動について
 - (1) 相談経路について
 - (2) 相談者の年齢、内容は
 - (3) トラブルの根本的原因は
 - (4) 相談場所として適切なのか
- 3 旧勤労青少年ホームの活用についての考えを伺う
 - (1) 市民会館会議室の時間帯別利用状況について

散 会 宣 告

出席議員（20名）

1番 坂 本 公 司 君

2番 吉 田 真樹子 さん

3番	吉田憲司君	4番	一瀬重隆君
5番	赤松英康君	6番	古奥俊男君
7番	北本将幸君	8番	多田隈啓二君
9番	松本憲二君	10番	徳村登志郎君
12番	西川裕文君	13番	嶋村徹君
14番	内田靖信君	15番	江田計司君
16番	近松恵美子さん	18番	前田正治君
19番	作本幸男君	20番	森川和博君
21番	中尾嘉男君	22番	田畑久吉君

欠席議員（なし）

欠 員（2名）

事務局職員出席者

事務局長	糸 永 安 利 君	事務局次長	松 野 和 博 君
次長補佐	酒 井 裕 之 君	書 記	前 田 もと子 さん
書 記	入 江 光 明 君		

説明のため出席した者

市 長	藏 原 隆 浩 君	副 市 長	村 上 隆 之 君
総 務 部 長	永 田 義 晴 君	企画経営部長	今 田 幸 治 君
市民生活部長	蟹 江 勇 二 君	健康福祉部長	酒 井 史 浩 君
産業経済部長	上 野 伸 一 君	建設部長	片 山 敬 治 君
企 業 局 長	荒 木 勇 君	教 育 長	福 島 和 義 君
教 育 部 長	藤 森 竜 也 君	監 査 委 員	元 田 充 洋 君
会 計 管 理 者	二階堂 正一郎 君		

午前10時00分 開議

○議長（内田靖信君） おはようございます。ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（内田靖信君） 日程第1、「一般質問」を行ないます。質問は、通告の順序によって許すことにいたします。

10番 徳村登志郎君。

[10番 徳村登志郎君 登壇]

○10番（徳村登志郎君） 皆さん、おはようございます。10番、公明党の徳村登志郎でございます。本日はお忙しい中、傍聴に来てくださった皆様、そしてネット中継を御覧の市民の皆様には深く御礼申し上げます。

昨日、熊本県のまん延防止等重点措置も終了いたしました。コロナ終息までにはまだまだ遠い道のりですが、本市においてもワクチン接種は着実に進んでおり、7月中の65歳以上の希望者への接種は、ほぼめどが立っているとの報告も伺っております。御苦労も多いかと思いますが、保健予防課、医療従事者の方々をはじめ、関係者の皆様へ心から感謝申し上げます。

それでは、通告に従い一般質問させていただきます。

多胎児家庭への支援についてお伺いします。双子や三つ子のいる多胎児教育は想像以上に大変です。多胎児のお母さんたちが、まず、子育ての大変さに直面するのが産後間もない時期です。産後1か月以降に見られる産後鬱は10人に1人の母親がなると言われていて、主に次のようなことが積み重なって発症します。1つ、睡眠不足。2つ、疲労。3、孤独を感じる。話す相手や協力者、理解者がいないなど。4、自分の時間が取れない。5、子育てや発育、発達に不安を感じる。6、泣きやまず精神的に追い込まれる。7、育児がうまくいかない。ストレスを感じる。8、育児に対して常に緊張感を持っている。9、経済的負担。不安を感じる。実は、1から9の項目は、ほとんどの多胎児の母親が該当するようです。だからこそ多胎児のお母さんは心身のバランスを保つためにも無理は禁物ですし、周囲がどれほど手を差し伸べられるか、第三者の力が必要となります。厚生労働省は2020年度から双子など多胎児がいる家庭を対象とした支援事業を始めています。具体的な支援の内容は自治体によって異なりますが、多胎児の育児経験者家族との交流会や相談支援事業を実施する多胎ピアサポート事業や多胎妊婦や多胎家庭の下で家事や育児をサポートするホームヘルパー派遣、乳幼児健診などに同行する外出時のサポーター派遣など、サポーター派遣事業が予算化されました。ほかに自治体独自の支援として、健診会場でのサポートやタクシー利用料の補助などがあります。

そこでお尋ねいたします。現在の本市の支援策について現状をお聞かせください。

○議長（内田靖信君） 健康福祉部長 酒井史浩君。

[健康福祉部長 酒井史浩君 登壇]

○健康福祉部長（酒井史浩君） おはようございます。

徳村議員の多胎児家庭における現在の本市の支援策についてお答えいたします。

本市における多胎児の出生数につきましては、近年、三つ子以上の誕生は聞いておりませんが、双子は平成30年度に6組、令和元年度に4組、令和2年度に11組誕生している状況でございます。保健センターでは全ての妊婦さんを対象に、母子手帳交付時から、健診状況など継続的に把握し、助産師や保健師、母子健康支援員による電話や家庭訪問等を通じて助言等を行なっておりますが、特に多胎児家庭の精神的な支援といたしましては、多胎児と判明した妊婦さんを要支援妊婦と認定し、多胎児妊娠のリスクや注意すべき点など、積極的に助言するとともに、子どもや保護者の状況に合わせて、妊娠期から出産、子育て期までの切れ目のない見守りと支援を行なっています。

また、経済的な支援といたしましては、多胎児家庭を対象にした支援は実施しておりませんが、18歳未満の児童を3人以上扶養している世帯、いわゆる多子世帯における第3子以降への児童への経済的な支援といたしまして、保育所に入所する場合の利用者負担の減額、ファミリーサポートセンターにおける1日当たり2時間の利用料無料、放課後児童クラブの月謝の減額などを実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 10番 徳村登志郎君。

○10番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございます。

多胎児独自の特に支援はないという答弁でしたが、それでは再質問になります。

民間団体の多胎育児のサポートを考える会が、多胎児を育てる家庭を対象に2019年秋にアンケートを実施いたしました。1,591世帯から回答があり、そのアンケート結果を基に、多胎育児のサポートを考える会は、国、都道府県、市区町村に要望を上げていますので、抜粋して紹介いたします。

主なものに、1つ、保育の必要性認定基準に「多胎児を育てている家庭」を追加してほしい。2つ、公的な居宅訪問型の一時的預かりサービスの制度拡充、民間ベビーシッター利用への補助。3、行政が多胎妊婦情報を把握した時点で行政側から情報と具体的支援を届ける。このようにございます。

以上についてですが、玉名市として取り組めるかどうか見解をお聞かせください。

○議長（内田靖信君） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 徳村議員の再質問にお答えいたします。

多胎児家庭における子育てへの孤独感や負担感等を軽減するためには、関係各課が連

携し、それぞれの業務分担に基づいた支援が必要であると考えます。保健センターにおいては、母子健康包括支援センターの事業として、特に妊娠期から産後1年を重点的に支援しています。多胎児ならではの子育てに悩むお母さんに寄り添いながら、子育ての不安感を解消し、安心して子育てできるよう、助産師や保健師、母子保健支援員がサポートしていきたいと考えています。また、子育て支援課で行なっている保育所入所につきましても、子ども・子育て支援法施行規則に基づいた基準によって入所を認定しておりますので、要件の緩和は難しい状況でございます。しかしながら、玉名市独自の経済的支援として、多子世帯における第3子以降のファミリーサポートセンターや放課後児童クラブの利用料補助を実施しております。玉名市独自の支援につきましても、今後も継続して実施していきたいと考えています。また、新たな多胎児家庭への支援につきましても、国や県においての新たな制度の計画等を注視しながら、本市も検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 10番 徳村登志郎君。

○10番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございます。

私が特に要望したいなと思っているのは、保育の必要性認定基準に多胎児であるということだけでも、すぐ保育所に入所できるようなそういう基準がほしいなというところでございます。これは今のところ国のほうのいろいろ取り決めとかもございましてしょうから、私も、党といたしましてもしっかりと国のほうに訴えて、早くこれが追加になるようなところで努力していきたいというふうに感じました。

国の支援事業は、多胎妊婦や多胎育児家庭の下に、育児サポーターを派遣し、外出時の補助や家事の支援などを行なうものですが、コロナの影響や周知不足で実施している自治体はまだまだ数える程度でございます。出産する母親の100人に1人は多胎児の親になります。先ほど答弁いただきましたけれども、平成30人が6人、令和元年4人、令和2年は11人という形で、本市でも多胎児のお子さんが生まれているという状況です。そのように考えるとこれは大変身近な存在であると思います。私たちが想像をもっと持って、多胎育児家庭の気持ちにより添えば一つ一つの行動が変わってくると思います。本市においては、このようなマイノリティー、少数者は政治から見放されていると感じることのないように、今後の取組を期待したいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

[10番 徳村登志郎君 登壇]

○10番（徳村登志郎君） 2番目は、学校における働き方改革についてです。公明党といたしましては、平成28年度の文部科学省の教員勤務実態調査の結果を踏まえ、令和元年の第200回臨時国会の給特法（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関

する特別措置法)改正に向けて、教職員定数の拡充、スクールカウンセラー、スクールサポートスタッフ等の増員、部活動指導員の配置、学校現場における勤務時間の適正な把握の徹底など、改革の実現に向けた提言を行なってまいりました。その意味からも私も学校における働き方改革についてお尋ねします。

そこで、まず3点質問させていただきます。(1)、教育職員の在校等時間の適正な把握について。(2)、教育職員の在校等時間の上限を条例や規則等で明確に位置付けることになっているが、その対応について。(3)、ICT支援員の配置について。

以上答弁をお願いします。

○議長(内田靖信君) 教育部長 藤森竜也君。

[教育部長 藤森竜也君 登壇]

○教育部長(藤森竜也君) おはようございます。

徳村議員の学校における働き方改革に関する御質問のうち、まず、教育職員の在校等時間の適正な把握についてお答えいたします。

教職員の在校時間の把握については、出退勤管理用のソフトを用い、それぞれの教職員がパソコンに入力する方法で、学校ごとに把握しております。そして、一月に45時間以上超過した職員については、各学校から教育委員会に報告をいただいているところです。

次に、在校等時間の上限を条例等で位置付けることに関する御質問にお答えします。

本市では、令和2年9月30日付で、玉名市立小中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則及び玉名市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針を定めまして、教職員の業務量の適切な管理に努めるとともに、各学校において長時間勤務の縮減に向けた取組を進めているところです。

続いて、ICT支援員の配置についてお答えいたします。

本市におきましては、タブレットの導入に合わせ本年4月からICT支援員を5名配置しています。ICT支援員は、教職員及び児童生徒に対して授業で使用しているタブレット等のICT機器やソフトウェアの操作補助を行っており、平均で1校当たり月7回訪問して支援を行なっています。また、授業で使用するICT機器の準備や機器の不具合が発生した場合の対応等、ICT環境の整備についても支援員が行っており、教職員の負担軽減につながっているものと認識しております。

以上でございます。

○議長(内田靖信君) 10番 徳村登志郎君。

○10番(徳村登志郎君) 答弁ありがとうございます。

しっかり在校等時間の把握もパソコンソフトを使ってなされているということで、また、時間外の勤務、これもすごく問題になっておりますが、45時間以上になった場合

は報告をいただいているということで、こちらの対応もしていただいているということを感じました。また、ICTに関しては、この活用を推進することでさらに効率的な情報共有や会議時間の短縮、また、ペーパーレス化など、教職員の負担軽減がさらに期待されると思います。ぜひとも推進のほうよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、再質問に移る前なんですけど、スクリーンのほうお願ひいたします。

[拡大投影にて画像を示す]

○10番(徳村登志郎君) この表は、文部科学省が作成したものなんですけれども、これまで学校教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方をまとめた表になっております。基本的に3つに分けてありまして、基本的には学校以外が担うべき業務、また、学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務、そして、教師の業務だが、負担軽減が可能な業務というふうに分けてあります。

基本的に学校以外が担うべき業務としては、1番目に、登下校に関する対応。これは地域の方がもう既に対応されているようなところもあります。2番目、放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導されたときの対応。3番は、学校徴収金の徴収・管理。4番、地域ボランティアとの連絡調整。

学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務の中では、5番、調査・統計等の回答等。これはアンケートとかそういうのも入ると思います。6番、児童生徒の休み時間における対応。7番、校内清掃。これもコロナ禍の中で、PTAも清掃作業とかで年に何度かやるんですけれども、それでさえ最近は中止になることもよくございますので、まさにこういうのも地域ボランティアの方との連携が必要になってくるかと思ひます。8番、部活動です。これは特に中学校においては、部活動指導員の適切な配置とかそういうものが今後必要になるかと思ひます。

次、教師の業務だが、負担軽減が可能な業務として考えられるものが、9番、給食時の対応。これも給食のとき先生も自分の給食をなかなか食わずに、でも子どもたちにお代わりをあげたり、ずっと見守りをしていたりとか、自分は、ごちそうさまと言ってから先生やっとな給食が食べられるとか、そういう状況もお聞きしたことがあります。それと、10番の授業の準備、これが一番先生の労力かかると思ひますけれども、こういうものにもサポートがあればと。また、11番、学習評価や成績処理。12番、学校行事の準備・運営、これもコロナ禍の中で、行事は今、減っているとはいえ、学校では様々な行事がございます。その準備等も大分負担になっているかと思ひます。13番、進路指導。14番、支援が必要な児童生徒・家庭への対応と、この中で14項目あげてございます。

これら業務の明確化、適正化は社会に対して学校を閉ざしたり、内容問わず一律に業務を削減したりするものではなく、社会との連携を重視、強化するものです。学校とし

て何を重視し、どのように時間を配分するかという考え方を明確にし、地域や保護者に伝え理解を得ることが求められると思います。

それではお尋ねします。これまで学校教師が担ってきた14の業務の在り方に関する考え方に基づく役割分担、適正化のために必要な取組で本市が実施できるもの、また、実施しようとしている業務があればお示してください。

○議長（内田靖信君） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 徳村議員の再質問にお答えします。

議員がお示しになられたこれまで学校や教師が担ってきた14の業務の在り方に関する考え方に基づき、現在、玉名市の小中学校で実施していることまたは実施を検討していることには、次のようなものがございます。

基本的には学校以外が担うべき業務では、まず、1番の登下校に関する対応について、地域の方々に依頼しボランティアを募り、児童生徒の見守りに協力いただいております。また、3番の学校徴収金の徴収・管理について、令和4年度から学校給食費の公会計制度を導入する予定です。これにより教職員による給食費の徴収、管理等の事務作業が削減されます。さらに、4番の地域ボランティアとの連絡調整については、昨年度から玉名市の全小中学校に地域学校協働活動推進員を配置し、地域ボランティアと学校をつなぐための連絡調整も行なっております。

次に、学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務では、8番の部活動について、中学校1校のみではございますが、昨年度から部活動指導員を配置しております。今後、部活動指導員の配置による効果、教職員の負担軽減でございますけれども、この効果を検証し、指導員の増員について検討してまいります。

最後に、教師の業務だが、負担軽減が可能な業務では、10番の授業準備については、昨年度から小学校12校、中学校1校にスクールサポートスタッフが配置され、プリントの印刷や教材作成などを行なうことで、担任の負担軽減につながっていると思います。また、14番の支援が必要な児童生徒・家庭への対応については、支援の内容によってスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、児童相談所などの関係機関及び本市の関係各課と連携協力して対応しております。

教育委員会としましては、学校現場にお願いしています業務の見直しと削減、また、学校以外で業務を担う受け皿の整備、校務支援ソフトの導入など、ICTによる業務の効率化等も図り、教職員の働き方改革を今後も推進してまいります。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 10番 徳村登志郎君。

○10番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございます。

いろいろ対応していただいている業務も確認できました。実際先生方の時間外勤務は

小学校で約34%、中学校で約58%が月80時間以上にもなっているようです。2020年には、新しい学習指導要領が実施されアクティブラーニング、これは議論や発表などを重視した能動的な学びであったり、また、プログラミング教育、また、外国語教育小学3年生からの導入など、先生の授業への準備が一層大切になっております。本来の学習指導が充実できるような環境でなくてはならないのに、実際はそのほかの業務に終わられて多忙を極めております。今回質問しております学校における働き方改革は一朝一夕でできるものではございません。だからこそ、一つ一つの業務を精査して、より先生方の負担が減る方向に進めなければなりません。そのため、一番大切なのは、様々な人が連携し、主体的に行動を起こしていくことだと思います。保護者、学校、自治体、そして何より地域住民のサポートが要になると思います。学校を、子どもたちを地域で支え守る体制の構築が急務ではないでしょうか。学校の雑務を担うスクールサポートスタッフや部活動指導員といった方々の手助けは、単なる補助ではなく、先生方の心の支えとなるはずです。子どもたち一人一人の力を伸ばすことができるそのような学校における働き方改革を私自身も力添えしていこうと決意しております。

それでは、次の質問に移ります。

[10番 徳村登志郎君 登壇]

○10番（徳村登志郎君） 生命を大切にする教育についてお尋ねします。

今、IT化が急速に進みメールや携帯電話でのコミュニケーションが多くなっていますが、最近の事件を見るとその背景には直接人と接する機会が少なくなっていることがあるように思います。私は、教育の中で様々な分野での直接体験を重視することが必要だと考えています。では、命を大切にする教育のためにはどのような体験が必要でしょうか。その一つのきっかけになるのが、学校における動物飼育です。この動物との触れ合いということで、このような言葉を聞いたことがございます。それはある小学生の男の子が、学校で飼っていたウサギを抱いたときに言った「すごくあったかいんだ」という言葉です。この言葉には生命と生命が触れ合ったときの新鮮な感動、そして驚きがあります。こうした感動や驚きこそが命を大切にする教育には一番必要ではないでしょうか。動物は子どもの心を育てる。全国学校飼育動物研究会での結論です。研究会の席上、動物飼育が子どもたちの心にどう影響を与えるのかの発表がありました。学校で1年間動物を飼育した子どもは、しなかった子どもに比べとても思いやりのある子どもになったということです。このように動物飼育が子どもの心、命を大切にする教育にとって大きな力を持つとしたら、学校で動物を飼育していくことがとても大事となっていきます。

そこで質問です。まず（1）、本市の学校における動物飼育の現状について答弁をお願いいたします。

○議長（内田靖信君） 教育部長 藤森竜也君。

[教育部長 藤森竜也君 登壇]

○教育部長（藤森竜也君） 徳村議員御質問の本市の学校における動物飼育の現状についてお答えいたします。

現在、本市の小中学校21校のうち、校内の飼育小屋で動物を飼っている学校は1校のみで、4羽のウサギを飼育しております。以前は多くの学校で鶏やウサギ等の小動物を校内の飼育小屋で飼育し、昼休みや放課後の時間に飼育委員会の児童が中心となって世話をしている姿が見られましたが、近年は非常に減少傾向にあるのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 10番 徳村登志郎君。

○10番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございます。

現在、動物飼育をしているのはウサギ4羽を飼っている1校だけということで、多分これは私の地元の大野小学校のことだと思います。

それでは再質問させていただきます。まず、このようにどうして動物飼育をする学校が減少しているのか、また、その原因をお示してください。

○議長（内田靖信君） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 徳村議員の再質問にお答えいたします。

動物を飼育する学校が減少している理由としまして、まずは2004年以降に流行した鳥インフルエンザの影響があげられると思います。その後、小動物を介しての感染症の報告等が多くなされ、児童生徒への感染の懸念が増大していったことが学校で鶏をはじめとする小動物を飼育しなくなった大きな要因でございます。また、児童生徒の感染症やアレルギーの回避に加え、飼育することの大変さ、長期休業期間に動物の世話のために登下校する際の事故等の懸念もあり、次第に飼育動物の世話は児童生徒から教職員へと移り、教職員の負担が増えたことも理由の一つとして考えられます。児童生徒の健康安全の保証、そして教職員の負担軽減等の理由から、動物を飼育する学校が減少しているものと考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 10番 徳村登志郎君。

○10番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございます。

鳥インフルエンザとか感染症、いろんな理由があったかと思います。ただ、この問題は先に質問いたしました学校における働き方改革にも関わってくるように感じました。

それでは、2番目、学習指導要領に基づいた学校における望ましい動物飼育の在り方について見解をお聞きしたいと思います。新しい学習指導要領が2020年度より小学校から順に実施されております。子どもたちには自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考

え、自ら判断して行動し、よりよい社会や人生を切り開いていく力が求められています。学校での学びを通じ、子どもたちがそのような生きる力を育むために学習指導要領が約10年ぶりに改訂されたようです。新しい学習指導要領では教育課程全体や各教科などの学びを通じて、何ができるようになるのかという観点から「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱からなる資質、能力を総合的にバランスよく育てていくことを目指しています。知識及び技能は個別の事実に基づく知識のみでなく、習得した個別の知識を既存の知識と関連づけて深く理解し、社会の中で生きて働く知識となるものを含むものです。そして、その知識及び技能をどう使うかという未知の状況にも対応できる思考力、判断力、表現力など、学んだことを社会や人生で生かそうとする学びに向かう力、人間性などを含めた資質、能力の3つの柱を一体的に育成するとされています。特に命あるものへの慈しみや思いやりといった人間性を養うためにも動物飼育があると思います。答弁のほうよろしく願いいたします。

○議長（内田靖信君） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 徳村議員御質問の学習指導要領に基づいた学校における望ましい動物飼育の在り方についてお答えいたします。

現在、小学校1、2年生の生活科の学習で動植物を買ったり育てたりする学習を行なっています。生活科の学習内容の一つに動物を飼ったり植物を育てたりする活動を通して、それらの育つ場所、変化や成長の様子に関心を持って働きかけることができ、それらは生命を持っていることや成長していることに気づくとともに、生き物への親しみをもち、大切にしようとするというのがございます。児童にとっては身近な動植物に計画的に触れ合うことが命を大切にすることを育む価値ある体験となり、命、生命の尊さを実感することにつながると考えます。

ある学校では、野外活動で見つけた昆虫の飼い方を図鑑で調べたり、成長の様子を観察する中で、成長していることの喜びや生き物への愛着を児童たちが感じているということです。このように感染症やアレルギー等配慮すべき点はありますが、児童生徒の豊かな情操の涵養や命を大切にすることを育むために各学校においてはそれぞれの実態に合わせて工夫した学習活動を行なっているところです。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 10番 徳村登志郎君。

○10番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございます。

なかなか実際の動物に触れ合うということが大変難しい状況なのかなと、今の答弁でも感じました。

ところで、最近は小動物を飼う側にも様々な問題点が浮かび上がってきているようです。その原因の多くが正しい飼い方を知らないままに生き物を飼っているということに

あるようです。現代は、動物に触れないままに大人になってしまふことが多く、動物との触れ合いを通して育つ命の仕組みや自然との関わり方を学ばせる学ばせ方が分からない状況と言っても過言ではないでしょう。そうした意味において、今日、学校での動物飼育の教育活動は新たな転換期を迎えようとしていることも事実のようです。動物を責任持って飼いつけるということは大変なことです。毎日の餌やりから水替え、飼育小屋の掃除、あるいは適度な運動や温度管理、そして病気の早期発見とその手当等、動物の命を守るための自分の果たさなければならない務めを自分の都合で勝手に変えることはできないからです。だからこそ生き物を飼うという営みを通して身につく事柄も多いはずで、例えば、もの言えぬ動物の立場に立って、物事を考えたり感じとろうとする感性の豊かさや思いやりの深さが次第に培われていくこともその一つと言えるのではないのでしょうか。

ところで学校のようなところで数多くの動物を飼育していると、その世話を追われ、幼児や児童、教師ともに負担が大きくなり、動物を飼うことへの抵抗感が増幅しかねません。そして、もう二度と動物なんか飼うものかなどといった気持ちだけが残るような結果になったのでは何なりません。そうしたことを防ぐために動物飼育を学校と切り離して考えることも解決策の一つだと考えております。

ここで動物飼育を学校と切り離して自治体で公営化管理し、子どもたちに動物と触れ合う場を提供している事例を紹介したいと思います。東京都渋谷区にある代々木ポニー公園という都心のど真ん中にその事例があります。ポニーと直接触れ合い乗馬もできる。区が公費で運営している施設です。区が動物飼育を行なっている大変珍しい事例です。いろいろと条件がそろわなければ実現できない案件だと思います。この渋谷区の場合は、都市部のため少子化が非常に進んでおり、目玉となる子どもへの支援対策を行ないたかったことと、ホームレス対策と、この場所で昭和初期から乗馬をやっている東京乗馬クラブがあった立地等がからんで実現したとのことです。利用希望者は無料で利用でき、ホースセラピーによる効果が教育面でも認められています。ホースセラピーは馬と接する場が乗馬以外に水や餌を与えたり、厩舎の掃除などを通じて馬と一緒にいることの安らぎや安心感が芽生え、馬との絆が芽生えていきます。馬の世話を通じて継続的な労働と馬の健康状態を感じ、自らの責任や自立心を養っていきます。また、馬に乗るという行為は、馬に自分がどうしたいか伝えることを学ぶために指導者とのコミュニケーションや援助が不可欠です。馬に乗ることで、他者との接し方の多くを学び、達成感や成就感を持つことで、挑戦する意欲を高めていきます。飼育している動物が馬であるということもウサギ等の小動物では体験できない効果もあるようです。学校における動物飼育には、働き方改革の観点からも先生方に負担を強いることは避けなければなりません。そのためには、動物飼育のためのネットワークづくりを学校、自治体、獣医師会、地域

ボランティアで連携して取り組んでいく必要があります。特に、地域ボランティアの存在は、これは先の学校における働き方改革の質問でも述べたように特に重要な要となると思います。子どもたちに命を大切にする教育が提供できるように、ぜひとも今紹介しました事例等も参考にされ、その方策を見つけ出していくことを要望したいと思います。

それでは、私の一般質問は、これで終わりたいと思います。御静聴ありがとうございました。

○議長（内田靖信君） 以上で、徳村登志郎君の質問は終わりました。

引き続き一般質問を行ないます。

3番 吉田憲司君。

[3番 吉田憲司君 登壇]

○3番（吉田憲司君） おはようございます。3番、創政未来の吉田憲司でございます。

傍聴席の皆様、そして画面越しに御覧の皆様、傍聴していただきありがとうございます。

さて、今回の一般質問は、職員の皆様のコロナ対応、ワクチン対応が大変ということで、質問時間が40分ということになりました。早速質問に入りたいと思います。

まず、最初の質問は、防災体制、防災対策についてであります。昨年の豪雨災害から早くも1年が経過しようとしています。物理的にも精神的にも被災地の復興はまだまだこれからです。今日は、災害時最も頼もしい存在であります消防団員の装備、安全管理について伺います。市議会の中にも玉名市消防団長を歴任されました作本議員、一瀬議員がおられる中に恐縮ですが質問させていただきます。

ここ数年、熊本地震やコロナの影響により消防団員の最も基本的な訓練の一つでありますポンプ操法の訓練や大会がなかなか開催できていない状況です。これは火災時の基本的な動作、連係、各隊のチームワーク、それに装備や服装など、自身の安全管理まで様々な要素が盛り込まれています。しかし、実際の災害現場に出場しますとヘルメット、手袋等を装着されていない団員の方々もまれに見受けられ、自分を守るための安全管理の徹底が望まれます。また、変色した古いヘルメットをかぶっておられる方もおられます。さらに昨年の豪雨災害、台風等の災害活動時には、命を守るライフジャケット、救命胴衣は必須です。今日はヘルメットとライフジャケットについて、その配備状況と、それから更新計画をまずお伺いします。

○議長（内田靖信君） 総務部長 永田義晴君。

[総務部長 永田義晴君 登壇]

○総務部長（永田義晴君） おはようございます。吉田憲司議員の御質問の消防団員の装備、安全管理についてお答えいたします。

議員御質問の消防団の装備でありますライフジャケット、救命胴衣につきましては、

平成31年度に積載車1台当たり3着ずつの91台分、273着を現在配備いたしております。配備の基準といたしましては、積載車1台当たり、通常3人が乗車し活動を行なっておりますため、1台当たり3着の配備基準となっております。ヘルメットにつきましては、原則全団員分を配備しておりますが、ヘルメットの更新につきましては、各分団への補助金の中で行なっておりますため、更新年数等につきましては、現在、把握できておりません。

今後救命胴衣につきましては、実情を踏まえながら配備数の検討を行なってまいりたいと思っております。また、ヘルメットにつきましては、各部に使用年数の確認も含め、適切な配備の指導を行なってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 3番 吉田憲司君。

○3番（吉田憲司君） 答弁をいただきました。

1台当たり3着ずつということでしたけども、平時の時はそれでいいかなと思いますけれども、去年のようなことがあると団員さんがたくさん出てきて活動されますので、その辺も今後の検討課題にさせていただきたいと思っております。

私は、現役の頃いつも思っていました。本当消防職員だけでは何もできません。消防団員の方々の地域に根ざしたサポートがあるからこそ市民を守っていけるのではないかと思います。ただ、人を助けるには、まず自分自身が安全でなければなりません。そのための装備については充実させ、そして必ず着装されて活動されますことをお願いして次の質問に移ります。

次は、消防団員の出勤報酬についてであります。総務省消防庁は、消防団の待遇の改善策として、1日当たりの出勤報酬と年額報酬を増額すること。また、報酬は団員に直接支給するように自治体に求めました。武田総務大臣は、団員の士気向上、団員数の確保につなげたいと述べており、今年度中に各自治体へ条例改正の見直しを促しています。これは多分幹部の方々ではなくて、一般の団員のことだと思いますが、現在の玉名市の報酬の状況、国が求めている改善策を玉名市としてはどのようにするのか、その方向性、方針を伺います。

○議長（内田靖信君） 総務部長 永田義晴君。

○総務部長（永田義晴君） 議員御質問の消防団員の出勤報酬等についてお答えいたします。

令和3年4月に消防団員の処遇改善に関する検討会から中間報告を受け、消防庁長官から消防団員の報酬等の基準の策定等について通知が発出されております。その中で、消防団の団員の階級にあります者の年額報酬、出勤報酬等を標準額へ引き上げるようにという記載がされております。中間報告の中では、近年消防団員数は減少の一途をたど

り、特にこの2年は全国で毎年1万人以上減少する危機的状況にある一方で、災害の多発化、激甚化が進み、消防団員一人一人の役割が大変重要なものとなっております。こうした消防団員の苦勞に報いるため、報酬、出動手当をはじめとした団員の適切な処遇改善が不可欠と考えられ、処遇改善は消防団団員の士気向上や家族等の理解につながり、ひいては消防団員の確保に資することというふうな報告がなされております。これは議員のおっしゃったとおりでございます。

現在、本市におきましては1,440人の消防団員が在団をし、年額報酬が1万8,000円、出動手当が1回当たり1,500円ということになっております。国が示します標準団員数は、人口10万人に対し、583人となっており、年額報酬が3万6,500円、出動報酬が7,000円から8,000円となっているところでございます。消防団員の年間報酬等に対する本市の交付税の参入額の合計金額が約4,180万円でございます。令和2年度の消防団への報酬手当の決算額は約4,000万円ちょっとでございます。現在のところ交付税の範囲内で補っている状況でございますが、今後、報酬の引上げにつきましては、財政状況も加味しながら検討を行なっていきたいというふう考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 3番 吉田憲司君。

○3番（吉田憲司君） 答弁いただきました。

現状はちょっと開きがあるようです。でも、前向きな答弁ありがとうございます。御検討のほどよろしく願います。

次は、これは何回となく指摘をしてきましたが、災害情報の市民への周知についてあります。先日の新聞に、昨年のもう豪雨災害時に防災無線が聞こえなかったという人吉市や球磨村の住民の方々の証言が掲載されておりました。私はあの豪雨の中、しかも家を閉め切っていれば当然のことだろうというふうに思います。だからといって防災無線がいらないかという、それはまた別の話かなというふうに思います。そこでやはり私は再三申し上げてきましたが、半強制的に安心メールを登録していただくシステムというか、体制を構築すべきだと思います。有明海や大小の河川に囲まれているこの玉名市においても、昨年の人吉、球磨のような状況になっても全くおかしくありません。熊本地震も豪雨災害も、まさか自分自身が被災するとは誰も思っていなかったのではないのでしょうか。そこで現在の安心メールの登録者数と、先ほど述べましたような今後の対応策。例えば、ワクチンの予約みたいにメールの登録の方法、サポートするとか全国でやっていますけど、登録したら何かを進呈します的な、プラスアルファがあれば登録者数も増えるのではないかと思います。その点についてお伺いいたします。

○議長（内田靖信君） 総務部長 永田義晴君。

○総務部長（永田義晴君） 議員御質問の安心メールの登録についてお答えいたします。

現時点での玉名市安心メールの登録者につきましては、7,790件登録をいただいております。昨年1年間で1,250件の登録者数が増加しております。登録の推進といたしましては、毎月の広報紙への掲載、公民館講座等での依頼、地域ふれあい活動等で防災講話等の際にも登録の依頼を行っており、昨年もそうですが、避難所開設時にも職員のほうで受付のチラシを配布したり、登録に対するサポートをさせていただいております。しかしながら、昨年からコロナ禍の影響によりまして会議や講話等も開催されない状況にあり、思うように推進ができていない状況ではあります。しかしながら、引き続き機会があるごとに安心メールの登録の推進は続けてまいりたいと思います。お近くでもし登録されていない方がいらっしゃいましたら、ぜひ、また声をかけていただければ非常に助かります。よろしく願いいたします。

○議長（内田靖信君） 3番 吉田憲司君。

○3番（吉田憲司君） 答弁いただきましたありがとうございます。

私が思っていたより増えています。ありがとうございます。今後も引き続きよろしく願いいたします。

いろいろなネット環境とかを駆使して、情報を収集できる方々はいいいのですが、今述べているのは特に高齢者の方々への周知です。中にはスマホやガラケーをもっておられない方もおられると思います。そういった方々には、戸別受信機を貸し出すというのも検討する必要があるのではないかと思います。その点についてお伺いいたします。

○議長（内田靖信君） 総務部長 永田義晴君。

○総務部長（永田義晴君） 議員御質問の戸別受信機についてお答えいたします。

本市におけます戸別受信機の配備につきましては、避難所や浸水想定区域内の要配慮者の施設、保育園や幼稚園、小中高校をはじめ、市議会議員の方や区長、民生委員の代表者、消防団の幹部等に配備または貸与させていただいている状況でございます。議員からありました携帯電話等を持っておらず、玉名市安心メール等からの災害情報の取得が難しい方への戸別受信機の配布につきまして、本市としましては、これまでどおり防災行政無線を活用しつつ、防災行政無線電話応答サービスやLアラートによるテレビ画面への避難情報の発信を補完して行ないたいと考えております。しかしながら、屋外の無線からの状況、聞こえないところもございます。そういったところに関しましては、また、戸別受信機の活用等も今後検討していかなければならないというふうにも考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 3番 吉田憲司君。

○3番（吉田憲司君） 答弁いただきました。

いつかも言ったかもしれませんが、基本的に情報というのは与えられるものではないと思います。自分でつかみにいくものだと、私は思っています。しかし、そのつかみ方が分からない方がおられたら、それをサポートするのが行政の役割かなというふうに思います。ただ、仮にその情報が伝わったとしても避難時の最後のスイッチを入れるのは、一人一人の判断です。その判断を促す役目、どうなったら避難するのかということを目ごころから個人で、御近所で、地域で考えておかなければならないと思います。

次に、本当はこの質問は考えていなかったんですけども、開会日の全員協議会で玉名市の最上位計画であります玉名市総合計画を見直す策定審議会について説明と様々な議論がありました。この見直しの理由として一番に挙げられたのが、防災、減災、災害の多発、激甚化をあげられました。であるならば、なぜこの審議会のメンバーに地元のことを一番把握されていて、これまで多くの災害活動をされてきた消防団長さんや副団長さんがなぜ入っておられないのかと指摘をさせていただきました。このことに関して、この審議会のメンバーの任命権者である市長にこの見解をお伺いします。

○議長（内田靖信君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 吉田憲司議員の御質問にお答えいたします。

総合計画は本市が進むべき方向を明確に示して、それに向かって行なうべき施策を体系化した市の最上位計画に位置づけております。現在は、平成29年3月に策定しました第2次玉名市総合計画の下、市の将来像を「人と自然が輝き やさしさと笑顔にあふれるまち 玉名」として定めまして、様々な施策に取り組んでおります。今年度は第2次総合計画前期計画の最終年度でありまして、引き続き令和4年度から令和8年度での後期基本計画を策定するために市の附属機関であります玉名市総合計画策定審議会を設置しまして、今月2日に第1回目の審議会を開催したところでございます。この審議会は本市の将来像を達成するための7つの基本目標を網羅する形で、学識経験を有する者及び市長が認める者として、様々な関係団体や一般公募から25人を委嘱し、専門的な視点などから御意見をいただくことといたしております。

議員御質問のこの審議会に消防団幹部を委嘱すべきではないかということでございますけれども、防災関係につきましては様々な災害に対しまして見識を有している国土交通省九州地方整備局菊池川河川事務所のほか、有明広域行政事務組合消防本部のほうから御推薦をいただいて、総合計画策定審議会委員をお願いしたものでございます。皆様御承知のとおり今般様々な社会情勢の変化がございました。その代表的なものとして新型コロナウイルスの対策、また、災害の激甚化などがあげられます。このような社会情勢の変化にも即応し、実効性のあるものとなりますよう、審議会委員はもとより議員が御指摘されておられますとおり、審議会委員以外の方々、消防団をはじめとした関係各位からもしっかりと御意見をいただいて、そのいただいた意見を精査し、最終的に「人

と自然が輝き やさしさと笑顔にあふれるまち 玉名」、この実現のために第2次玉名市総合計画後期計画を策定してまいりたいというふうに考えておりますので、どうか御理解をいただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 3番 吉田憲司君。

○3番（吉田憲司君） 答弁いただきました。ありがとうございます。

やはり玉名市の最上位の計画ですから、玉名市の地域に根ざした意見は大事なんだろうなというふうに思います。

熊本地震でも昨年の豪雨災害でも常備消防だけでは全く歯が立ちませんでした。地元消防団の手によって助けられた命は数え切れないほどあります。いざとなったら命がけで判断をし、命がけで活動をしなければなりません。また、日ごろから仕事の傍ら有事となれば、市民の安心、安全のために365日24時間いつでも駆けつけていただき、御苦労されている消防団の方々をメンバーに加えるのは当然のことというか、必須だろうと私は思いました。計画を見直す、アップデートするというのはすばらしいことだと思います。しかし、これでは市民の生命、身体、財産を守るという市の危機管理意識が低いものになってしまいそうな気がします。しかし、市長、御意見を必ず聞くとおっしゃいましたので、その点はよろしく願いしておきます。

では、次の質問に入ります。

○議長（内田靖信君） 吉田憲司議員の一般質問の途中ですが、議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時02分 休憩

午前11時12分 開議

○議長（内田靖信君） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行ないます。

3番 吉田憲司君。

[3番 吉田憲司君 登壇]

○3番（吉田憲司君） 次は、将来的な公共施設の方針についてであります。一つ目は、多目的競技場について伺います。平成30年3月議会で、市長はサッカー場の単独の建設は考えていない。しかし、400メートルトラックをもつ多目的競技場は未来に向け、夢と希望の実現につながるものとして公約の一つに掲げている。10年ビジョンのまちづくりにしっかりと位置づけをし、責任をもって政策を推進してまいりたいと答弁をされています。あれから3年以上が経過しています。場所の選定や時期等を検討されていると思いますが、その進捗状況を教えてください。

○議長（内田靖信君） 教育部長 藤森竜也君。

[教育部長 藤森竜也君 登壇]

○教育部長（藤森竜也君） 吉田議員御質問の多目的競技場について場所や時期は検討されているのかについてお答えします。

議員御指摘のとおり、平成30年3月議会での一般質問で、市長からサッカー場を単独で整備することは考えておらず、例えば、400メートルトラック内であればサッカー、ラグビー等のフィールドを整備することは可能であることから、複合的に利用できる多目的競技場を整備することで実現性があるとイメージしている旨の答弁がなされており、この点については、現在も変更あるものではございません。担当課においては、既存の社会体育施設の拡充、改修を含め検討を継続しているところでございます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 3番 吉田憲司君。

○3番（吉田憲司君） 答弁いただきました。

具体的にはまだ動いていないということだったと思いますけども、このコロナの状況で様々なスポーツイベントができなくなりました。高校総体も無観客での開催となりました。また、東京2020オリンピック・パラリンピック大会が開催されるかどうか、いまだに不透明です。また、言うまでもありませんが、玉名市は大河ドラマの主人公金栗四三先生のふるさとでもあります。改めてスポーツの持つ力、スポーツとまではいなくても運動する喜び、ストレス解消など、心に与える影響とスポーツの素晴らしさをこのコロナで私たちは再認識しました。どうか市長が言われている夢と希望の実現を1日も早く本当に実現させていただきたいと思います。

次は、閉館した勤労青少年ホームについてであります。閉館、条例等の廃止をしてちょうど1年となりました。今後の利活用や売却、譲渡、あるいは取壊しなど、今どういった検討がなされ、どういった方向性なのか、今後の方針を伺います。

○議長（内田靖信君） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員御質問の閉館した勤労青少年ホームの今後の利活用等の方針についてお答えいたします。

閉館となっております旧勤労青少年ホームの利活用につきましては、令和2年9月の一般質問でも答弁しておりますとおり、一つの案として文化センター内にある公民館機能を移管する検討を進めておりますが、周辺施設の集約化などの検討もあることから、利活用方針をお示しするまでに時間を要しているところでございます。

現在の活用についてですが、コロナ禍により本庁舎でのオンライン会議や少人数での会議などの機会が大幅に増え、会議室が不足している状況であることから、当面の間施設の有効活用を図るため、職員用会議棟として運用しているところでございます。また、東京2020オリンピック・パラリンピック大会の聖火リレーに伴う資材置場での活用

や、現在、実施しております新型コロナワクチンの集団接種に必要な資材などの保管場所として活用しているところでございます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 3番 吉田憲司君。

○3番（吉田憲司君） 答弁いただきました。

最初に公民館機能をとのお話がありましたけれども、ここもハザードマップにかかってくる。その辺もなかなか難しいところでもあります。また、ランニングコストもかかってくる。今、空き家が問題になっていますが、公共施設の空き家も市のまちづくりからすると大問題です。これも早急に何らかの方向性を示していただきたいと思いません。

では、公共施設の最後は、玉名中央病院跡地についてであります。またもや、くまもと県北病院の不祥事が発覚してしまいました。コロナの重症の患者さんを抱えている医療機関の医師が、しかも呼吸器系の医師が白衣のまま隠れてたばこを吸っている映像が流れたとき、患者さんや市民はどう思われたでしょうか。この喫煙の件は2019年2月に続き2回目です。そのときは禁煙に関して診療報酬加算2,500万円を返還しています。このことはコロナだけではなくて、入院や通院されている患者さん、その御家族、そして献身的に働いておられるドクター、ナース、そして市民の皆様は毎回毎回出てくるものが目や耳を疑うものばかりです。それともう一つびっくりしたのは、処方箋を偽造したドクターの戒告処分と4月1日付で昇格していた人事を取り消すと発表しました。悪いことをした人が偉くなるって、隣に玉陵小学校中学校がありますが、玉名の未来をつくっていく子どもたちの目にはどう映るでしょうか。これは通告していませんが、この偽造したドクターが勤務しておられたこと、そして偉くなられていたこと、組合長として知っておられたのか、まず、お聞きします。

○議長（内田靖信君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 病院側から事後になりますけれども報告はいただきました。したがって、報道であった時点でそれを認知しましたので、理事長のほうに速やかに報告をしていただくようお願いをして報告を受けたというものであります。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 3番 吉田憲司君。

○3番（吉田憲司君） 答弁いただきました。

では、私たちと同じようなレベルということですね、はい、分かりました。

市長は3月議会の一般質問の答弁で、まだ調査の結果が出ていないのではないかと、想像ですと答弁をされています。私と市長がこのやりとりをしているときに、既に昇格する人事案が作成されていたのかと思うと、本当残念で仕方ありません。普通だったら調

査結果が出るまで役職を外すとか、自宅待機とか、総務課付とか、そうするのが普通だと思います。

では、跡地の件に戻ります。1年前の6月議会でこの跡地の件についてこのように答弁をされています。「跡地利用検討会を立ち上げ検討に入っていると聞いているが、コロナの影響で少し遅れていると聞いている」と述べられています。現在の跡地利用検討会の進捗状況を組合長として知っている範囲というか、言える範囲で構いませんのでお聞きします。また、組合長として、市長として、跡地利用についてどういう思いがあられるのかお伺いいたします。

○議長（内田靖信君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 吉田議員の御質問にお答えいたします。

玉名中央病院跡地につきましては、くまもと県北病院が所有する財産となりますので、その利用についても病院で検討しておりますけれども、病院跡地の利活用の問題がやはり近隣住民の皆様にとって大きな問題であることも十分認識をしておりますとともに、病院跡地の状況についても病院側から組合長である私に対して定期的に報告がなされております。跡地利用検討会、これまで5回開催されたというふうにお聞きしているところであります。それからもう一つ後の質問になりますけれども、病院の跡地の利用につきましては、地元商店街、あるいは地元住民の方々から直接御意見、御要望を随時伺ってきておるといふふうに伺っております。これらの意見も踏まえた上で、これまで地域医療の場に加えて、地域コミュニティーの形成を担ってきた重要な地域資源であることから、地域の新たなにぎわい、活性化につながることを目的として、民間事業者の活力やノウハウ、創意工夫を生かした健康と福祉のまちづくりに寄与する提案をしていただきたい。そしてまた、地元の行事や地域活動などにも協力してもらえるような事業者による跡地利用が望ましいというふうなことを病院側にも伝えておるところであります。そして併せまして、これからその跡地の利活用の選定が進んでいくというふうに思いますけれども、選定がなされたとしてもその後に契約の前に地域住民の方々に十分な説明会を行なってほしいというようなことも併せて申入れをしているところであります。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 3番 吉田憲司君。

○3番（吉田憲司君） 答弁いただきました。

今、市長から説明会というお話がありました。ちょっと次の質問とちょっと相反することになるかもしれませんが、一応続けます。

市長はこうも述べられています。「検討に当たっては近隣住民の皆様や自治体の意見を十分に拝聴し、不手際なく進めるように言い渡しております」と答弁をされております。そこで近隣住民の意見を聴取する機会というのは、組合長としてどのようなやり方

がいいと思われまうでしょうか。岱明町公民館のときのように1か所に住民の方々に集まっていたとか、例えば、周辺の住民や高校生にアンケートをとってみるとか、どういったことを想定されているのか、思っておられるのかその点をお伺いします。

○議長（内田靖信君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 実際に行なっていくのは恐らく病院側になるというふうに思いますが、先ほど申し上げたとおり、例えば、市のほうにであったり、病院に直接であったり、随時要望といいますか、御意見等々はいただいているというふうに伺っております。例えば、私のほうの話はできますので、私には地元の商店街の方々が御要望に来られたり、地域住民、近隣住民の方も直接お話をいただいたりというようなことを行なっております。ですので、例えば、意見を収集するための会合というものを持ったほうがいいんだろうというふうに私思っておりますけれども、ただコロナ禍で人を集めて行なうということができるとかどうか、そういったことも含めながらこれは随時、それぞれの思っておられる御意見を伺って、それをしっかりと精査していくことが大事なのではないかというふうに思っているところであります。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 3番 吉田憲司君。

○3番（吉田憲司君） 答弁いただきました。ありがとうございます。

ぜひ、そういった地元の意見をくみ上げられるようにしていただきたいというふうに思っています。

私は、生まれたときからあの辺に住んでいました。私がたしか中学生のときに玉名中央病院が建設されると記憶しています。そして、元の病院の入り口に北本議員が勤めておられます薬局と喫茶店がありますけれども、あそこもともと銭湯だったんです。私お風呂がありませんでしたので、銭湯に行っていました。そんな私のふるさとに対する個人的な思いですけど、あの辺は御存じのとおり、くすのき保育園、玉名高校、北稜高校、玉名女子高校、玉名中学校、玉名町小学校、そして九州看護福祉大学があつて、文教地区でもあります。私は保育園児から大学生までと一緒に交流できるような空間、スペース、例えば、図書館だったり、カフェだったり、あるいは何も建てなくてもいいです。広い芝生の防災公園でもいいと思います。そこにはもちろん高齢者も行くことができ、どの世代が訪れても様々な世代と交流ができる空間となればすばらしい場所になるのではないかとわくわくしながら想像しています。6月1日に開催されました玉名市都市計画審議会でも立地適正化計画の説明があり、事務局から玉名中央病院跡地は、玉名市としても都市機能誘導区域に設定をされ、将来の玉名市において重要な場所であると説明を受けました。先ほど述べた文教地区であること、乗降客の多い玉名駅が近いということ、ハザードマップにかかっておらず浸水のおそれがないこと、そのような理由からだ

そうです。

最後に、都市計画審議会でも重要な場所とされているこの玉名中央病院跡地は、今後どのようなスケジュールで進んでいくのでしょうか。別組織なので、市長も私たち市民もくまもと県北病院から来る連絡を待つだけなのでしょうか。報告とか公募とか、住民からの意見聴取とか、どういった手続を経て、最終的にはいつ頃決定され、地元住民に対する内容の説明であったり、事業が開始されるまでのプロセスを組合長と言える範囲で結構ですので、教えていただきたいと思います。

○議長（内田靖信君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 吉田憲司議員の質問にお答えします。

今後の跡地利活用のスケジュールにつきましては、病院の設立団体である病院組合の議会議員の方にも病院側から6月29日に全員協議会で説明される予定であるというふうに伺っております。現時点で詳細についてこの場で申し上げることはできませんけれども、その6月29日の全員協議会での説明があれば、全体像というものが全て把握できるのではないかというふうに思っております。私としましても跡地利用について1日も早く決定していただきたいと切に願っておりますとともに、病院の理事長にも申入れを行なっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 3番 吉田憲司君。

○3番（吉田憲司君） 答弁をいただきました。

病院組合がありますので、私もそこまで突っ込んだことは言いませんので、それが終わったらまたいろいろ聞きたいというふうに思います。

執行部の皆さんはじめ、職員の皆様からくまもと県北病院や消防やごみ処理を担っている有明広域行政事務組合は別組織で、玉名市の仕事ではないとよく言われます。そのこともある程度は理解できます。しかし、それらの組織は玉名市もお金を出し、紛れもなく玉名市にあるのです。消防、救急、それから医療、病院、これらは全て市民の生活に最も身近で、命に関わる最も重要なものです。しかし、全て市の単独の業務ではありません。だからといって知りません。できません。一般質問には答えられませんでは、市民が納得されるのでしょうか。また、玉名市の未来のまちづくりにも大きく影響をします。玉名市の人口、税収、学校の存続、公共交通、防災、防犯等々です。であるならば、どんなに別組織といわれても、玉名市の未来が、病院の未来が、市民の命が関わっているのであれば、市民の幸せのためにそのニーズに応じていくことが職責であると、私は思います。国は今後、こども庁をつくります。私が先ほど述べたようなこの文教地区で学んでいる玉名の未来を担うたくさんの子どものために、そんな場所であればいいなと、私は思います。

昨年、高校生が市長に提言されたようなものを市長つくりましょう。これも何回も言っていますが、子どもたちが生きていく未来は、子どもたちでは決められません。だから私たち大人たちの都合とかで、しがらみとかで未来を決めたら駄目だと思います。そのことをお伝えして次の質問に移ります。

[3番 吉田憲司君 登壇]

○3番(吉田憲司君) 次は、将来的な教育環境の方針についてであります。まず、本市の小学校、中学校の制服について伺います。そもそもですが、今現在でも荒尾市や南関町、長洲町は小学校は制服ではなくて私服です。制服、私服どちらにしてもメリットデメリットがあると思いますが、私は約50年前玉名町小学校に入学した頃から制服が当たり前だったので、私服にはちょっと違和感があったりします。また、制服であっても紺色だけではなく、茶色だったり、グレーだったり、玉名中学校の男子の制服は黒ではなく青色の制服です。各学校にもいろいろな経緯があると思いますが、現在の市内小中学校の現状を伺います。

○議長(内田靖信君) 教育部長 藤森竜也君。

[教育部長 藤森竜也君 登壇]

○教育部長(藤森竜也君) 吉田憲司議員御質問の小中学校の制服についてお答えいたします。

小学校の場合は制服という言葉ではなく、標準服という言葉を用いておりますが、本日は全て制服という言葉で統一して答弁させていただきます。

まず、小中学校の制服の現状についてでございますが、玉名市の小学校15校は全て男女別に制服を適用しています。制服の色に関しましては、紺が12校と最も多く、グレーが2校、茶色が1校となっております。また、玉名市の中学校6校も全て制服を適用しています。男子の学生服の色は黒が4校と最も多く、紺が1校、議員おっしゃるとおり玉名中学校については青がその1校のみでございます。女子のセーラー服冬用の色は紺が5校と最も多く、黒が1校となっております。

以上でございます。

○議長(内田靖信君) 3番 吉田憲司君。

○3番(吉田憲司君) 答弁いただきました。

色が紺とかグレーとか茶色とかありますが、全て玉名市は制服を着用しているということでした。

私は、大学以外は全て制服の学校に通いました。この制服、私服のそれぞれのメリットデメリットはどのように認識をされているのか、様々な学校に勤務されたと思いますが、教育長にお伺いをしたいというふうに思います。

○議長(内田靖信君) 教育長 福島和義君。

○教育長（福島和義君） 吉田議員の再質問の小学校における私服と制服のメリットとデメリットはということについてお答えいたします。

私服は色、デザイン、大きさ、ブランドなど、それぞれの好みで選択ができ、自分の好きなものが着られるというよさがあります。しかし、私服は家庭の経済状況に左右されるという面があり、高品質を求める傾向が上学年になるにつれてより大きくなることから、身につけている服の相違によって友人関係に影響を及ぼすなど、いろいろな心配事が生じる懸念があると捉えております。

一方、制服は児童の意思、好みにかかわらず、皆が着用しなければなりません、全ての児童が同じ制服を着ていることによって、周囲を気にせず安心して学校生活を送ることができると思います。また、一旦制服を購入すれば長く着用することができますし、制服を譲り受けるということは、日頃から知り合いの間で行なわれていることもあり、新たな経済負担が少ないと捉えております。加えて、入学式、卒業式等の儀式的行事の際も全員制服での出席となりますので、新たな服を購入しないというメリットもあると考えられます。

現在、玉名市の小中学校では、先ほど教育部長が申しあげましたように制服を適用しておりますが、これまでの長い歴史があり、児童生徒や保護者、地域の方々にも愛着や誇りを感じる大切なものとなっていると考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 3番 吉田憲司君。

○3番（吉田憲司君） 答弁いただきました。

ちょっと荒尾市とか南関町の方にはちょっと怒られそうですけど、私も制服のほうがいいのかと思ったりします。

今日、何でこの質問をしているのかというと、理由は2つあります。1つは、女子の制服がスカートだけではなくスラックスも選べる学校が最近増えています。今年度から新たに八代高校附属中学校、それから熊本高校もそうです。地元では、専大玉名高校も2年ぐらい前から女子のスラックスが追加されているようです。今、私が男子とか女子とか言っていることすらおかしいのかもしれませんが、この女子のスラックスの導入については、幾つか理由があるようです。まずはLGBTに配慮していること、それと冬は寒いとか、また、自転車、バイク等で通学している学生への配慮等々です。それと質問しているもう一つの理由は、また後ほど出てきますが、将来的に小学校、中学校の合併が進んでいくと思います。合併すれば元の学校の制服が混ざり合うことになります。そのとき考えればいいことだと思いますが、段階的に標準服にそろえていくとか、もちろん名札とか中学生のバッジはそのままでもいいと思いますが、今年度新しい学校規模・配置適正化基本計画を更新というか、アップデートされますので、制服の今後のことも

検討されてもいいのかなと思います。

以上、2点、中学校の女子のスラックスの件、将来を見据えた制服の在り方、今後の方向性を伺います。

○議長（内田靖信君） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 吉田憲司議員の将来を見据えた方針についてお答えいたします。

まず、女子のスラックスについてどう考えているかについてでございます。今年度から玉名市内でも、ある中学校では、議員おっしゃるとおりLGBTへの配慮などから、制服の男女別を取り除く試みを開始し、現在、スラックスズボンを履いて登校する女子もいるということです。5月に開催しました玉名市中学校生徒指導連絡協議会では、各中学校の校則見直しの状況について意見交換がなされ、LGBTに関する配慮についても話題となったところです。今後、制服をはじめとするLGBTへの配慮に向けた各学校の動きはより一層進んでいくと思われま。

次に、統廃合に際して制服をどう考えているかについてお答えいたします。平成30年4月、玉陵中学校区の6つの小学校が統合し、玉陵小学校が開校しました。この6つの小学校のうち、梅林小学校、月瀬小学校、石貫小学校、小田小学校、この4小学校は制服の指定があり、玉名小学校と三ツ川小学校は制服の指定はありませんでした。そこで統合するまでに玉陵中学校区の新しい学校づくり委員会において制服や校則などについて十分に協議を行ない、結果として玉陵小学校は制服を適用するということが決定いたしました。また、天水地区の小天小学校では、制服の決定まで小天東小学校との統合後5年間の猶予期間が設けられております。

議員御提案の玉名市内で制服を統一した場合、市内での転校などで制服の買換えが不要になる、また、知り合いの間で制服の譲り受け、譲り渡しの幅が広がるなどのメリットは考えられます。玉名市教育委員会としましては、市内全校統一までは考えておりませんが、貴重な御提案として受け止め、今後の検討課題にしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 3番 吉田憲司君。

○3番（吉田憲司君） 答弁いただきました。

先ほど教育長言われたとおり、そういうことを簡単に変えたり決めたりすることはできないというふうに私も思っています。しかし、先ほど部長言われたとおり、近い将来この議論は必ずしなければなりません。合併したときに「どっちの制服に合わせるや」とか「新しかつばつくるや」とか。この辺は共通認識を持って、ウォーミングアップを始めていかないといけないと思います。私の頃も、私の子どもたちも、市長、多分分かっておられると思いますけど、玉名中学校の体操服は男が青で女が赤だったですね、

これ平成28年から今、Tシャツになったんですけど、それまで玉名中学校は男が青で女が赤だったんですけど、その頃はもうほかの中学校は全部Tシャツになってました。有明とか、天水とか書いてある男女同じTシャツを着ていたと思うんですが、玉名中学校もようやく一緒になりました。部長、よろしく願いしておきます。

次は、天水中学校区の新しい学校づくり委員会について伺います。令和元年12月から始まりました天水中学校区の新しい学校づくり委員会は令和2年4月に小天東小学校と小天小学校が合併し、さらには小天小学校と玉水小学校も統合が望ましいとの基本的な方向性を踏まえ検討を重ねてこられました。私も文教厚生委員会の委員として毎回傍聴させていただきました。特に今年、1月26日の委員会は、統合についてかなり激しいやりとりがありました。とても子どもたちには見せられないような状況でした。そして翌月の2月19日は急遽中止となり、3月19日は突然教育長から一旦立ち止まりますというゲームセット宣言がありました。教育長も12月に就任されたばかりで、この役目は大変だったと思いますが、その理由が学校規模・配置適正化基本計画の一次計画が今年度で終了し、二次計画を策定するから。新学習指導要領が改訂されるから。また、社会情勢の変化や人口動態の変化、このことによってまだ計画が定まっていないから等々。私の記憶が正しければ、そんな説明だったというふうに思います。しかし、そんなことは何年も前から分かっていたことです。あの白熱した議論を急にやめる、委員会を急に解散させるというような理由にはならないのではないかと思います。何があったんでしょうか。出席されていた保護者からは、こんな意見がありました。「ほんならこれまでの議論は何だったのか、私は納得いきません」と言われました。私も同感です。せっかく2年間続いていた議論が、何が残ったかという、地区と地区との分断と、保護者を中心とする若い世代と年配の方々との間にできた溝ではないかと私自身は感じています。本当に終わり方がまずかったなと思います。後味の悪い終わり方になってしまいました。なぜ、このように急な方針転換に至ったのか、改めてその理由を伺います。

○議長（内田靖信君） 教育長 福島和義君。

○教育長（福島和義君） 吉田憲司議員の御質問にお答えいたします。

なぜ、急な方向転換だったのかという御質問でございますが、基本的には決して方向転換ではなく、より丁寧な議論を進めていきたいということでございます。

玉名市では平成24年度に策定しました玉名市学校規模・配置適正化基本計画に基づき、学校再編に取り組んでおります。天水中学校区では、まず、令和2年4月に小天小学校と小天東小学校を統合し小天小学校となりました。そして次の段階として玉水小学校と小天小学校の統合につきましても、地域、保護者、学校の代表の17名の委員からなる新しい学校づくり委員会において協議を行なってきております。この学校づくり委員会では、これまで6回の会議を開催し、子どもたちの現状と課題、また、統合しない

場合と統合した場合の学級、あるいは学校規模のメリット、デメリット等について協議を行ないました。その結果として、玉水小学校と小天小学校は学校規模を考えた場合は統合が望ましいという基本的な方向を踏まえて協議を継続することになりました。しかしながら、その中で、学校の位置、あるいは時期等についての議論には至らず、委員会としての最終的な方向性については慎重かつ丁寧に検討を行なってまいりたいと存じます。そこで市といたしましては、現在、玉名市学校規模・配置適正化基本計画の第二次計画策定に向け、玉名市学校規模適正化審議会を設置し協議を行なっているところですが、天水中学校区の協議につきましましては、今後この審議の状況を見ながら進めてまいりたいと考えているところです。また、天水中学校区の学校規模・配置適正化の議論の機運が下がらないよう、適宜参考となる事例の紹介、あるいは学校の視察などを行なってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 3番 吉田憲司君。

○3番（吉田憲司君） 答弁いただきました。

教育長は方向転換ではないというふうに言われました。ただ、私は方向転換があってもそれ自体を否定するものではありません。しかし、この激しい議論をするだけして、突然「はい、一旦終わりです」というのは、いかがなものかなと私は思います。最後の委員会は、玉名市の教育委員の方々も傍聴されていましたが、納得されていない様子だったと私は感じました。これは玉名市としてやっぱり変更するわけですから、これはやはり市長が行かれて委員の皆様にも思いを伝え、御説明するべきだったと私は思います。それがこれまで地元のことを、子どもたちのことを思って真剣に議論されてきた市民の皆様に対する対応ではないでしょうか。また、この学校づくり委員会には当然予算措置もあります。議会も議決をしているはずですから、この件についても議会へ何らかの形で報告がなければならぬと思います。なぜならば、このことは今後ほかの学校やほかの校区、いや、玉名市全体の教育環境に影響が及ぶことになるからです。では、3月の最後の委員会の後、天水中学校区の保護者、PTAの皆さんには市として何らかの御説明があったのかお伺いします。

○議長（内田靖信君） 教育長 福島和義君。

○教育長（福島和義君） 吉田議員の天水中学校区の保護者への説明はということの御質問にお答えいたします。

天水中学校区の保護者への説明につきましては、新しい学校づくり委員会の進捗状況について記載をしております教育委員会だよりを作成いたしまして、天水中学校区の各世帯を対象に広報たまな5月号とともに配布を行ない、周知をしているところです。また、玉名市ホームページにおいても随時情報を掲載し周知を図ってまいりたいと考えて

おります。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 3番 吉田憲司君。

○3番（吉田憲司君） 答弁いただきました。

教育委員会日より、それからホームページという答弁がありましたけれども、多くの保護者、地域の方々はこの委員会の議論に注目をされていたと思います。その方々に対しても直接説明する機会があってもよかったのかなと個人的には思いました。

では、最後に今年度学校規模・配置適正化基本計画の第二次計画を策定されると思いますが、今後の玉名市全域の学校再編の方向性について伺います。

○議長（内田靖信君） 教育長 福島和義君。

○教育長（福島和義君） 吉田議員の今後の玉名市全域の学校再編の方向性についての御質問にお答えをいたします。

現在、第二次計画の策定に向け、玉名市学校規模適正化審議会を設置しまして協議を始めたところですが、第二次計画におきましては、今後10年を見通した計画とする予定であります。その方向性についてですが、玉名市教育委員会といたしましては、大きな柱となる部分については、基本的には前回同様と考えております。平成24年に策定をしました計画においては、学校規模・配置適正化の方向性として、玉名市を6つのゾーンに分けた中学校区で統合を進める。また、統合の優先度基準は小規模校、特に過小規模校から順次検討することとしております。今回の計画におきましても、この方向性を踏まえながら各地域の特性やコミュニティーにも配慮した上で、児童生徒数の推移、あるいは時代の変化に応じた計画を策定していきたいと考えております。なお、中学校の規模適正化につきましても前回の計画と同様に極端な児童生徒数の減少など、今後の社会情勢、あるいは教育環境等を注視して長期的な視点に立ち、継続して検討していくことが望ましいと考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 3番 吉田憲司君。

○3番（吉田憲司君） 答弁いただきました。

今、教育長言われたとおり、少子高齢化が進んでいるんですけど、コロナでまたもう一つ人口減少が進んでいると思います。やっぱりそういうことも見越して計画をつくっていただきたいというふうに思います。

天水校区は結果的には議論に急ブレーキがかかってしまいました。これまでの大人たちの議論の過程を天水の子どもたちが見たらどのような印象を持つでしょうか。この学校づくり委員会の最後の最後に地元の年配の委員の方がおっしゃられた言葉が印象的でした。その方は若い委員に向けて、どのような教育環境をつくっていくのか、若い皆さ

んが真剣に考えてほしいと思いますとおっしゃいました。この言葉は超少子高齢化が進展する中、玉名市の未来の教育環境をつくるためには欠かせないものだと私は思います。この言葉を胸に、子どもたちにとってどういう環境がいいのかというのを私たちも真剣に、そして早急に考えていかななくてはならないと思います。

では、最後の質問に移ります。

[3番 吉田憲司君 登壇]

○3番(吉田憲司君) 最後は、担当課は非常にお忙しい中、大変恐縮ですが、あえて新型コロナウイルスワクチンの接種についてお伺いします。

通告した時点と今の状況は日々状況が変わっておりますので、ずれた質問になるかもしれませんがよろしくお願ひします。

このワクチン接種は全国の自治体の大小にかかわらず早いところ、遅いところ格差が生まれているように感じます。昨日、熊本県のまん延防止等重点措置が解除されましたが、当初、国においても曖昧な部分が多く、都道府県で対応が分かれ、また、ワクチンについても各都道府県、あるいは市区町村の対応も様々なパターンがあり、市民の皆様にはわかりにくくなっているのかもしれない。こんな中、担当部署である保健予防課の皆さんをはじめ、応援の市職員の皆様も大変だと思います。しかし、ほかの議員の皆さんどうか分かりませんが、私も問合せとか、状況報告とか、あるいは苦情とかを市民の皆様から結構いただきます。紹介しますと「どここの病院に電話したらつながらんけん、直接病院に行ったら行列のできとった。予約できたばってん8月だった。やっぱり集団接種に切りかえようかな」とか、「市役所の集団接種に行ったばってん、職員さんや医師、看護師さんの対応がすばらしかった。スムーズに接種できました」など、これまでいろんなお話をいただいています。このように苦情もあればお褒めの言葉もあります。世界中がこのパンデミックのまっただ中で混乱するのはある意味当然だと思います。それは災害であり有事であるからです。熊本地震や昨年の豪雨災害と同じだからです。しかし、その混乱の中、組織として、あるいはその立場、立場でどう動き、どう判断するかが重要だと思います。それを一つ一つお伺いを立てていたのであれば、助かる命も助からなくなります。これは地元の話ではありませんが、接種が始まった当初、ある医療機関でワクチンが余ったそうです。そのワクチンを近くの消防署の救急隊に連絡をして来てもらい、そのドクターが接種をしたそうです。救急隊は設備の整った医療機関とは違って、いろんな状況の現場に行かなくてはなりません。救急隊には当然家族もいます。私はそのドクターの判断はすばらしいなと思いました。その頃ほどこの自治体もまだワクチンの廃棄防止の指針等が策定されていない頃の話です。それと、小池東京都知事は、東京消防庁1万8,000人、警視庁4万6,000人にワクチンを接種すると発言されました。理由として都民の命を守っていただいているので、都内に住んでい

なくても接種可能とされました。このことを聞き、私は熊本市消防局の知り合いに連絡をしたところ、その時点では熊本市内に住んでいないと接種できないとの話でした。このように組織としての判断、それにその組織の中でのレベル、レベルごとの判断が重要になってくるような気がします。その自治体がやれそうなこと、やれることを判断してやっていく、ただその判断がまだまだ災害のまっただ中ですので、どれが正しくて、どれが正しくないかまだ分かりません。しかし、それでも判断をしていかなければなりません。今、規模の小さい自治体が接種のスピードが早いような印象があります。お隣の玉東町は予約制ではなく、地区と日時を指定して接種を行ない、高齢者はもう2回目が終わろうとしています。しかしながら、大きい自治体でも東京の墨田区は16歳から64歳までの接種券を6月1日にもう発送しています。また、中野区は6月28日から16歳以上64歳までの予約を始めると報道があっていました。さらには神戸市のように、高齢者が終わった後は20代、30代から接種を始めるところもあります。このように全国の自治体では、その地域性に応じた判断と様々なパターンがあるようです。そして市長も開会のあいさつの中で国からの方針が日々刻々と変わるとのお話がありました。担当課も言葉は適切ではないかもしれませんが、国に振り回されている感はあると思います。そんな中、この質問は大変恐縮ですが、現時点で高齢者の接種は国に報告されているとおり7月末で完了する見込みなのかお伺いします。

○議長（内田靖信君） 吉田憲司議員の一般質問の途中ですが、議事の都合により、午後1時まで休憩いたします。

午後 0時01分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（内田靖信君） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行ないます。

健康福祉部長 酒井史浩君。

[健康福祉部長 酒井史浩君 登壇]

○健康福祉部長（酒井史浩君） 吉田議員の御質問の高齢者の接種は、国への報告どおり7月末で完了する見込みかについてお答えします。

本市では、新型コロナウイルス感染症の重症化、死亡のリスクが高いことで接種が優先されている65歳以上の多くの皆様に7月末までに順次接種ができるよう鋭意努力をしているところでございます。

4月下旬から高齢者施設、5月31日から個別接種、6月5日から集団接種を開始しており、国からのワクチンの供給量も6月下旬には高齢者が2回接種できるワクチンを確保するめどが立ったところであり、高齢者のワクチン接種はおおむね7月末までに完了する見込みでございます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 3番 吉田憲司君。

○3番（吉田憲司君） ありがとうございます。

7月末で完了する見込みということでございました。

高齢者の接種が完了し、玉名市民の16歳から59歳の接種について伺います。この方々への接種券の発送、予約開始や予約の時期、接種の内容等分かっていたらお伺いします。

○議長（内田靖信君） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員の16歳から59歳の一般の市民への接種についてお答えいたします。

高齢者ワクチン接種の次の優先順位は16歳から64歳までの基礎疾患を有する人及び60歳から64歳までの方が対象となっています。59歳以下の一般に入りますと、優先接種の必要性が高い居宅サービス、訪問系サービス、障がい者施設等の事業所の従事者や保育士、教職員などの接種を実施し、次に間を開けることなく16歳から59歳までの方の接種を順次進めていく予定です。今後のワクチンの供給量に応じて御希望される方に1日でも早く接種いただくため、医師や看護師の確保、接種会場の運営方法、スタッフ体制など、準備段階での調整を随時行なっております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 3番 吉田憲司君。

○3番（吉田憲司君） 答弁をいただきました。

では次に、関係機関との連携についてお伺いします。

菅総理大臣は、打ち手の確保として、歯科医師、薬剤師、救急救命士等の活用を容認しました。そうすると関係機関とのコミュニケーションがさらに必要になってくると思います。歯科医師会、薬剤師会、有明広域消防本部、それにもっとくまもと県北病院にも協力をお願いしてもいいのかなというふうに思います。そのことによって接種のスピードを加速させていくことにつながると思います。これら関係機関への要請を考えておられるのかお伺いします。

○議長（内田靖信君） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員の関係機関との連携についてお答えいたします。

お近くの医療機関や通い慣れた医療機関でワクチン接種を受けられる個別接種は地域住民の皆様にとって安心してワクチン接種を受けられる方法でございます。また、集団接種につきましては、個別接種を補完する形で、玉名郡市医師会、くまもと県北病院、玉名郡市薬剤師会などの御協力の下、4会場にて順次行なっているところでございます。現在、65歳以上の方の接種を行なっていますが、次の段階の64歳以下の方のワクチ

ン接種には、多くの関係機関の皆様の御協力は必要であると考えております。

本市ではこれまで、医療関係者のほか、副反応、アナフィラキシーショック時の病院の搬送や会場内治安などの体制確立のために、玉名消防署、玉名警察署などから協力をいただいております。さらには九州看護福祉大学からも御協力できるような相談も受けていられるところがございます。今後も市民の皆様が安全に安心してワクチン接種をしていただけるよう各関係機関とどういった形で連携できるかを模索していきたいと考えているところがございます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 3番 吉田憲司君。

○3番（吉田憲司君） 答弁いただきました。

私は接種会場の運営とか接種者のサポートなどにも、地元には玉名女子高校との看護科もありますし、先ほど言われました九州看護福祉大学等もあります。夏休みにも入りますし、そういった医療系の教育機関とも連携しながら、そうすれば学生も実戦訓練になりますし、勉強になると思います。ただ、いろいろな立付け、法律などがあると思いますが、可能な限りやってみればマイナスはないと思います。このように玉名市内の関係機関が一丸となってコロナを封じ込めていく一体感が出てくるような気がします。

では、もう一つ、職場、職域での接種について伺います。玉名市内にも幾つか大きい規模の企業があります。ここの市役所もそうですけど、ある程度の塊があるところは、医療従事者に出向していただき、接種をするというのが効率的で仕事への影響も少ないと思われまます。この職域での接種についてどのようなお考えか伺います。

○議長（内田靖信君） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員の職域での接種についてお答えいたします。

厚生労働省の説明によりますと、職域での接種はワクチン接種に関する地域の負担を軽減し、接種の加速化を図っていくため医療従事者や会場などは企業や大学等において自ら確保し、職域単位でおおむね1,000人規模でワクチンの接種を行なうこととされています。本市では、企業単独実施や中小企業が商工会議所等を通じた共同実施、大学や各学校での集団接種などが考えられますので、より多くの人にワクチン接種ができる環境を図ってまいりたいと思っております。また、ワクチン接種を受ける方には、感染予防の効果と副反応のリスクの双方を理解した上で、自らの意思で接種をしていただき、職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをすることがないように周知してまいります。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 残り時間が2分程度となっておりますので申し添えます。

3番 吉田憲司君。

○3番（吉田憲司君） 答弁いただきました。

全員協議会のときだったですかね、かかりつけ医は市町村をまたいでも接種ができるということのお話がありましたけども、そういった職域に関してもその近隣の市町村と連携をして柔軟に対応していただきたいと思います。

では、最後に市長。市長は既に接種をされているのか聞いてよろしいでしょうか。私と同じ年なんですけれども、すみません。

○議長（内田靖信君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 最後の質問でよろしかったですか。

○3番（吉田憲司君） はい。

○市長（藏原隆浩君） 私はまだ接種はしておりません。16歳から59歳、私は該当するというふうに思っておりますが、順番が来れば速やかに接種したいと思っておりますけど、今、いろんな考え方があるというふうに思いますけれども、私自身の考え方は、自分自身がしっかりと感染防止の策を講じて、一刻も早く接種を希望されている多くの市民の方々に先に接種をしていただいた後に接種したいというふうに、私は個人的に考えております。

○議長（内田靖信君） 3番 吉田憲司君。

○3番（吉田憲司君） 答弁をいただきました。

お言葉を返すようですが、私は真っ先にしていただきたいというふうに思います。これは危機管理上もそうですけども、やっぱり市民の健康と命を守るのが市長の一番の私は責務だと思います。

コロナ対応の陣頭指揮を今現在執られているわけですから、堂々と私は、いろんな考え方があると思います。全国のニュースでも流れていますけど、私は堂々と接種をしていただきたいと思います。それから副市長、それから教育長におかれまして、私は同等ではないかなというふうに思います。また、議会においても議長、副議長におかれましては、危機管理上接種をしていただきたいと、私はそんなふうに思っています。

今日はくまもと県北病院に余りがあるかどうか分かりませんが、もしそういったことがあれば、私はされてもいいんじゃないかなと、これ個人的な見解で相違がありますが、ちなみにあと1分になりました。管轄の有明広域消防本部の職員はどこの判断、誰の指示か分かりませんが、現場の消防職員は全員2回接種を終わっています。熊本県内の消防職員もほとんどのところが終わっていると聞いています。その消防職員を優先されたその判断は素晴らしいと感じました。そのことをお伝えして、あと40秒ですが、私の一般質問を終わりたいというふうに終わります。ありがとうございました。

○議長（内田靖信君） 以上で、吉田憲司君の質問は終わりました。

引き続き一般質問を行ないます。

16番 近松恵美子さん。

[16番 近松恵美子さん 登壇]

○16番(近松恵美子さん) 皆様お疲れさまです。16番、新生クラブの近松です。

3年前、私はある福岡で開催されたセミナーでおもしろい話を耳にしました。文明はある周期をもって変化している。現代社会は、その変わり目にあり物質中心主義から、精神性を大切にしたい目に見えない世界を大切にする時代に突入したというお話でした。確かに、近年は物質的な豊かさを求める生き方とは別の生き方、つまり一般社会の価値観に同化するのではなく、個人の独自の価値観を追い求める人が少しずつ増えてきたように感じています。そして農業に関心を持つ若者が少しずつ増えてきていることもやはり時代の変化を感じます。

では、通告に従いまして質問いたします。まず、最初に有機農業の推進について。まず、有機農業とはの定義ですけれども、平成18年の有機農業の推進に関する法律では、有機農業とは、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと。並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行なわれる農業と定義されています。有機農業推進法が平成18年に成立し、その後平成26年に有機農業の推進に関する基本的な方針が出されました。主なものとして、有機農業の取組面積を倍増とあります。しかし、倍増どころか0.5%が0.6%になった。つまり0.1%増加しただけにとどまり、目標の1%にはとても届かなかつたと言われていています。増えない理由として有機栽培技術の問題、そして安定的販路がないなどの問題があり、有機栽培が趣味ならともかく、業として成り立つのか、それは誰しも疑問に思うところであり、それが有機農業が広まらないゆえんであると思います。しかし、それにもかかわらず驚くことに令和3年今年の5月12日に農林水産省はみどりの食料システム戦略を策定、そこには2050年までに目指す姿として、耕地面積に占める有機農業の取組面積を25%にするとあります。そのほかに化学農薬の使用量50%低減、化学肥料の使用量50%低減などの目標を掲げています。有機農業の耕地面積25%到達はとても無理だろうと多くの関係者が感じていることと思います。そのような中でも国が25%という目標を掲げたことは、環境保全や地球温暖化防止など、差し迫った問題が表出していることからもう避けられない問題として踏み切ったものだろうと思います。

ここで世界の潮流を見てください。

[拡大投影にて画像を示す]

○16番(近松恵美子さん) ここにありますように、これは何年でしたのでしょうか。2017年の資料ですけれども、このときにはイタリアは有機農業の面積が16%近くとなっておりますけれども、最新の情報ではオーストリアが24%となっております。そしてド

イツ、フランス欧州各国は急速に延びておりますので、これはあくまでも2017年と
いうことですが、日本が0.6%、最近で0.6%ぐらいですから、これを見ます
と日本の有機農業がいかに世界の潮流から見て非常に少ないということがよく目に見え
ると思います。

次をお願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

○16番（近松恵美子さん） これは有機農産物の消費額です。この消費額においても非
常に日本は少ないと。アメリカであつても非常にオーガニックのものは消費されている
というふうなことです。私の娘も10年ぐらい前でしょうかアメリカに住んでいたん
ですけれども、スーパーに行くとオーガニックのものがあるからオーガニックのものを
買うとよく言っておりました。あのジャンクフードの国で、そんなに簡単にオーガニッ
クのものが入るのかと、私は信じられない思いでおりましたけれども、これを見ますと
やはり一般生活の中にアメリカでもオーガニックのものが使用されているんだなとい
うことがよく分かります。ありがとうございました。

このような世界の動きの中で、玉名市も有機農業の推進について早く腰を上げたほう
がよいとさらに強く考えるに至ったのは、玉東町に住んでいるある方からのお話でした。
近年菊池山鹿地方はすごく都会からの移住者が多くて定住率も相当なものなんです。近
頃はこちらのNPOを通して世界中から空き家探しに来られるようです。既に20年の
実績があつて、定住率は90%以上だそうです。というふうな記事でした。え、なぜ玉
名でなくて、山鹿菊池にこんなにたくさん移住者が来るの。そういう思いもありまして、
私は早速、先日菊鹿町でこの移住者のお世話をされている方のお話を聞きに行ってき
ました。今までに移住してきた人は450人と言われていました。私は定年後の方がち
よっと農的暮らしをしたいということで都会から来るのかなというふうに思ってお
りましたけれども、30代の方がほとんどだそうです。暮らしていけるのということで聞
きましたら、コロナ禍で自然農や有機農業を目指している方が85%で、その方々が節
約しながら、工夫しながら自分たちの暮らしを築いているというふうにお話しされ
ていました。高齢者が多い地域では空き家が増え、農地も荒れてきますが、そこに3
0代の子ども連れの家族が移住してきてくれる、そして農業を希望している。豊かな
土地がたくさんある玉名市にとってこんなありがたい話ってないと思いませんか。3
月議会でも提案しましたように、玉名市も一刻も早く五反要件を緩和して、そして
山鹿だけではなく、玉名にもたくさん来ていただきたいものです。そしてまた、有
機農業に取り組む農家の情報収集や学習の場を設けるなどの施策も展開し、選ば
れる自治体になってほしいと思います。そこで市としてどのように準備を進めてい
く考えであるかお伺いいたします。

○議長（内田靖信君） 産業経済部長 上野伸一君。

[産業経済部長 上野伸一君 登壇]

○産業経済部長（上野伸一君） 近松議員御質問の有機農業の推進についてにお答えいたします。

本年5月に国の施策としてみどりの食料システム戦略が策定され、2050年までに環境負荷軽減に向けた取組を全国的に推進していくこととなっており、本市におきましても目標達成に向け取組方法など、どのように対処していくべきか検討する必要があると考えております。

現在の玉名市内における補助事業を活用した有機農業への取組事例について御紹介しますと、取組要件が前年度に変更されたことに伴い、取組団体が減少しましたが、令和2年度環境保全型農業直接支払事業により、1団体が347アールの面積にて無農薬栽培で水稻、大豆を作付けされております。そのほかにも有機JASを取得され営農されている水稻や果樹の生産農家も有機農業に取り組まれているところでもあります。先ほど近松議員の御指摘もありましたが、従来の慣行農法から本格的に有機農法への転換を図る場合においては、化学農薬や化学肥料の使用料削減等に伴い、生産コストの増加、収量の減少や品質の低下による販売額への影響が危惧されます。そのため実際に減収した場合の所得補償や従来農法からの変更に伴う生産農家の意識や知識の更新をはじめ、作業手法や時間の変更に伴う労働生産性の変動、県やJAの新たな技術指導方法や体制の構築、有機農産物への消費者の認知度や価値観の向上、需要拡大するため新たな市場や販路の確保、化学農薬等の使用量を抑えられる新品種の開発など、様々な課題が有機農業を推進する背景に存在するのも事実であります。しかしながら、冒頭の国の施策に基づく、農業版カーボンニュートラルによる環境負荷軽減に向けた取組を推進していくに当たり、山鹿市や津奈木町、そのほか県内の先進地域における優良取組事例の情報収集や研究を行ないながら、庁内各課や県、JAなどの関係機関と必要な協議を重ね、玉名市にあった有機農業の推進を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 16番 近松恵美子さん。

○16番（近松恵美子さん） 私は有機農業の推進というのは、環境のためだけでなく、中山間地の活用や定年後の就労、生きがい対策としてもとても大切なことではないかというふうに考えています。また、農福連携も注目されています。しかし、先ほどお話ししたように、自然農に魅了される若者がいることも忘れてはなりません。北稜高校とも連携して、玉名の風土においての栽培技術を確立していただくことも考えていただきたいというふうに思います。さらに、販路が一番の問題となりますので、保育園の給食で活用していただくなども今後の活用検討課題かなというふうに思います。また、先ほど答弁いただきましたけども、視察、研修におきましては、県内といわずオーガニックビ

ビジネス実践拠点が国内には令和元年度で26地区ありますので、県外にも視野を広めて、研究し玉名に有機の里づくり協議会をつくるべく取組を期待しています。

ちなみに、先ほど収量が取れないと生活保障の問題が挙げられましたけども、ちなみに私は、近辺で有機農法をなさって、保育施設等に入れてる方に伺いました。収量どんなですかというふうに伺いましたけども、畑では作物によって収量の差はあるけども、2倍の収量があると言われました。やり方次第で慣行農法と同量か3倍までの開きがあるということです。実践している方のお話に耳を傾けて聞いていただきたいというふうに思います。また、近所でいわゆる自然農。自然農というのは堆肥も入れないと、動物由来の堆肥を入れない、草だけという考えですけど、堆肥も入れない米の自然栽培をしている方がおりまして、その方に聞きましたところ、収量は3割落ちるが徐々に回復してくる。農薬や化学肥料の費用がかからないので、トータルとして収益は同じであるというふうなことでした。ただ、草取りに追われるので大規模はできないというお話でした。現場で取り組んでいる方、一人一人のお話を聞きまして、私としてはそういう方々を講師としての勉強会を開いて、やはりネットワークをつくるということをしていただきたいというふうに思います。

有機農業につきましては、非常に困難なこともあると思いますけども、取り組んでいかれるということですので、ぜひ、玉名版をしっかりとつくっていただくようお願いして次の質問に移ります。

[16番 近松恵美子さん 登壇]

○16番（近松恵美子さん） 次は、女性・子ども相談室の活動についてお伺いいたします。

女性・子ども相談室が市役所の入り口の一番近いところに設置されたことでなんとなく親しみやすくなった感じがします。窓口で相談されている方の姿を見かけることはありませんが、私の知り合いも大変お世話になったと。そしてとても丁寧に専門的なアドバイスをいただいて、心強かったと、そういうふうに言うておりましたので、私たちの見えないところで多くの方の力になっておられることに感謝いたします。

そのように席が温まる暇もなく、相談業務で奔走されている日々かと思いますが、ちまたにはまだまだ困っている人が多く、私も何かと相談されます。それでもっと目立つところに、例えば、ただいま空いている旧勤労青少年ホームなどに、女性センター・子どもセンターを設置し、土日も相談を受けられる体制をつくったほうがいいのではないかと日々感じています。

そこで、まず、現状をお伺いしたいと思います。まず、女性・子ども相談室に訪れる方々の相談経路、そして相談の内容、トラブルの根本原因、そして設置場所についてお伺いいたします。

○議長（内田靖信君） 健康福祉部長 酒井史浩君。

[健康福祉部長 酒井史浩君 登壇]

○健康福祉部長（酒井史浩君） 近松議員の女性・子ども相談室の活動についてお答えいたします。

まず、相談の経路についてですが、令和2年度における婦人相談は、受理した件数77件中本人が直接相談されたものが52件、福祉事務所経由が16件、警察関係からのものが2件、その他が7件でございました。年度別では、平成30年度が69件、令和元年度が67件、令和2年度が77件と増加傾向にあります。また、家庭児童相談は玉名市要保護児童対策地域協議会で受理しました計159件の経路の統計になりますが、学校や教育委員会経由が68件、児童相談所経由が44件、保育園などの児童福祉施設経由が13件、教育事務所経由が12件、家族や本人からが7件、その他15件でございました。

次に、相談者の年齢と内容についてでございますけれども、令和2年度の婦人相談では、20代が20名、30代が17名、40代が11名、50代が7名、60代以上が11名、年齢不詳が11名で、その相談内容は、夫などからの暴力に関するものが18件、離婚に関するものが16件、経済関係が15件、医療関係が4件、その他が24件でございました。また、家庭児童相談では、相談者の年齢は統計を取っておらず把握できておりませんが、児童虐待の対象児童の年齢であれば把握しておりますので、令和2年度の状況を申し上げますと、3歳未満が11件、3歳以上の未就学児が18件、小学生が38件、中学生が23件、高校生が2件でございました。相談の内容につきましては、児童虐待相談92件を含む養護相談が122件、障がい相談が6件、育成相談が30件、その他の相談が1件でございました。

次に、トラブルの根本的要因はについてお答えいたしますが、先にお示ししました令和2年度の婦人相談と家庭児童相談の相談内容のデータからも暴力、離婚、経済状況、体調の不具合、養護、障がい、育成などのキーワードがトラブルの原因として浮かびますが、婦人相談、家庭児童相談ともにトラブルの原因は様々な要素が絡み合っており、根本的な原因を究明することは難しいと感じております。しかしながら、乳幼児期にお子さんや保護者の方と関わりの深い保健師等がいる関係部署と連携することで、早い時期から適切な対応ができると思いますので、このような観点からも保健師などと連携を深め、少しでも原因の芽を摘むよう努力してまいります。

次に、相談場所として適切なのかについてお答えいたします。女性や子どもに関する相談窓口につきましては、昨年4月から本庁舎の玄関から入って右側手前に女性・子ども相談室を設置し、そこに婦人相談員、家庭児童相談員、心理相談員、保健師を配置して児童虐待や配偶者への暴力をはじめ、特定妊婦や育成が困難な児童に関することなど、

多様な相談に対応しています。相談対応に当たっては、きめ細やかな配慮が必要な場合が多くございますが、相談の内容によっては、相談室の職員のみで対処するのではなく、関係する他の部署の職員とも即座に連携し対応する必要がある場合も少なくありません。その際は、連携する頻度が多い健康福祉部や市民生活部の各課が配置されている本庁舎1階が有利であり、現在、相談室が配置されている場所は、このようなことから適当であると考えております。なお、相談を受けるに当たりまして、人目につかないようにするなど、特段の配慮が必要な場合にあつては、正面玄関以外の入り口を案内したり、相談場所を相談室内ではなく、別途用意するなどして適宜適正に対応できるよう努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 16番 近松恵美子さん。

○16番（近松恵美子さん） いろんな相談に対応しておられるということで、まずは、今まで奥まったところからあの入り口に設置したことは非常によかったんじゃないかなと思いました。そして関係する皆さん方が本当に細やかに相談に乗ってくださることで救われた女性も多いのではないかなと思います。

ただ、私、先ほど離婚の相談が16名ということでしたけれども、大体年間100件ぐらい玉名市に離婚があります。離婚が悪いとは限らない、本当に離婚して再出発して幸せになる方も多いので、一概に悪いとは限らないんですけど、まだまだ相談に来る方は一部なんだろうなというふうに思います。ここに来られる方16人ですけど、実際100人近く離婚されているわけだから、もっと問題を持ってる方、困っている方は多いのだらうと。だからここだけで多くが解決できているわけじゃないというふうなことも言えるんじゃないかと、十分なさっついても、まだまだ知らなくて活用できてない方がいるのではないかなと思います。そういう意味で私は、あそこの、隣の、後で3番目の質問でも申し上げますけども、勤労青少年ホームのところに女性センターとか、女性・子どもセンターと看板をどんと置いたら通るたびに目につくので「ああ、ちょっと行ってみようかな」という、そういう宣伝効果もっと大きいので、あそこじゃなくてもいいですけど、どこかそういうものを設置してほしいなという気持ちがありますけど、今のところ、庁舎内でいろんな各部局と連携を取るのでも今のほうがやりやすいというふうなことでしたので、そのほうがいいのかもかもしれませんけども、もっと多くの人に知られるためには、せめてこれからコロナが終息しましたら、いろんなイベントをするときに子ども・女性相談コーナーみたいな旗をつくって、よくあるじゃないですか、献血コーナーとかですね、あんな感じをして、やはり土日じゃないと相談できない方とか、そういう方もいますので、そういうイベントのときにぜひ、出て行ってほしいなとそんなふうに思います。市役所で、市でこんなこともしてるんだみたいなことを、それをきっかけ

に分かっていただけたらなというふうに思います。

私は、子どもをそこら辺で遊ばせといて、そして相談できるようなそんな施設が最終的には欲しいと、早め早めにそういう相談ができたなら悲惨な目に遭わないで済むのかなというふうなことは思っておりますけども、とりあえずそういうイベントのときにそんなことをすることも考えていただいたらありがたいなというふうに思っています。

それからトラブルの根本原因のことなんですけど、私が思っているのは、トラブルの根本原因って自己肯定感の低さではないかなというふうに思っているんです。もっともっと遡ったときに。ですからそういう視点でも見ていただきたいなというふうに思います。やっぱりDVに遭うのも、そこから逃げられないのも、共依存になってしまうのもやはり自己肯定感の低さかなというふうに思います。そんなことで人間の生まれてからの基礎。そのときに会う保健センターがどういうふうに子育てに関わっていくかということが大切になりますので、その辺を保健センターともまた連携を取って、どういふふうな子育て支援をしていくか、お母さん方にどういふ視点でアドバイスしていくかということをお話し合っただけいただけたらなと思います。それこそ世界的に見ますと、自己肯定感の低さというのは、日本は先進国の中でもとても低いんです。よそがどのくらいでしたか、今日、データもってきてませんが、よその国が80だったら日本は50ぐらい、かなり低かったと思います。そのようなところから人間関係がうまくいかないというふうなことが出るんじゃないかなと思いますので、ぜひ、その辺の連携をお願いしたいと思います。また、保健センターで子育てママさんの心理相談というか、心理カウンセリングを受けられるようにされていますよね、そういうことはこれに対して非常に有効じゃないかと思うんですけど、ぜひ、この虐待が発生したことに対して対応するのも大事だけど、発生しないようにということで、DVも発生しないようにということで、もっともって人間の根源を見つめて支援していただきたいなというふうなのが私のお願いです。どうぞよろしく願いいたします。

次は、勤労青少年ホームについてお伺いします。

[16番 近松恵美子さん 登壇]

○16番(近松恵美子さん) では、勤労青少年ホームについて、若者に愛された勤労青少年ホームも閉館となりました。先ほどは女性・子ども相談室を旧勤労青少年ホームに設置しないかという質問でしたが、それもまだ諦めてはいないんですけれども、今回は別の案で、市民会館別館という案も検討してみてもどうかという視点も含めて始めます。ちょっと写真を見ていただきたいと思います。

[拡大投影にて画像を示す]

○16番(近松恵美子さん) 勤労青少年ホームです。次お願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

○16番(近松恵美子さん) 御覧になったことがない方もいらっしゃるかと思いますが、これは和室です。これはたしか、13畳の和室が3つあって、13畳か、14畳か忘れたんですけど、勤労青少年ホームの中にあります。実は、市民会館は市町合併した年に今の会議棟が出来上がったわけです。合併前に設計ができていたらしくて、私は市民会館の会議棟ができるときに議員として口出しする場面がなかったんですけど、勤労青少年ホームにこの和室があったせいか、もともと市民会館会議棟に和室あったんです広い和室が。ところがなくなったんです今度の市民会館には。だからきっとここにあるからいいと思ってつくらなかつたんだろうなと思うんですけど、広い和室がなぜ大事かというと、子ども連れで集まる時に、後援会とかあるとき。1歳ぐらい、2歳ぐらいの子ども連れてきたら、はいますし、また、途中で昼寝しますし、この畳の部屋というのは子ども連れて勉強するのに欠かせない部屋なんです。そのほか着付けとか、日本舞踊とか、今はやりのヨガとか、畳じゃないといけないというのがあるんですけども、その市民会館が出来上がったときに畳の部屋がなくなってしまった。それは非常に不便なことなんですけども、ここがあるからつくらなかつたんだろうというふうに思っているんで、これが使えなくなったら本当に不便だなと思っています。

次、お願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

○16番(近松恵美子さん) これは音楽室だそうです。防音装置があるので、若者がいろいろするのにいいんだろうと思うんですけど、今、こんなふうに前来た人が放置したままいなくなっているんですけど、この部屋があります。

次、お願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

○16番(近松恵美子さん) これは調理室です。調理室なんですけど、市役所周辺に公共施設がいっぱいあります。市役所、福祉センター、体育館がありますし、それから高齢者就労何とかがあります。それから保健センターがあります。ところが最初の建て替え前の市民会館には調理室があったんです。それが建て替わったときに調理室がなくなつたんです。調理室と和室がなくなつたんです。新しい市民会館会議棟に。なぜかという、やっぱりここにもあるからということでつくらなかつたんだろうなと思うんですけど、それでこれがまた使えなくなると、食育といいながら料理の勉強をする施設がないんです。保健センターは一般に貸し出すためにつくってませんので、夜はもちろん貸さないでしょうし、土日も開いてませんし。高齢者等就業支援センターもそうです。休みの日には開いてないです。この界限でないんです。そういうことで次お願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

○16番(近松恵美子さん) これが会議室というか、勉強する。今、市役所が会議室に

使っているらしいですけど、講義室というか、そういう勉強する部屋です。次お願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

○16番(近松恵美子さん) これ暗くて見えないんですけど、軽スポーツができる部屋です。天井が高いからバドミントンしたりそういうこともできるんですけど、ブルーシート敷いてあるのは雨漏りがするらしくて、バケツが置いてありました。

私は、勤労青少年ホームは先ほど言いましたように、母と子の施設にいいなと思うのは、子どもがちょっと大きい子が来ますと退屈しますから、お母さんが勉強して託児してもらうのに退屈しますが、こんなに大声出して走り回れる部屋があったり、赤ちゃんを寝かせておける和室があったり、そこに調理室があったりということは、本当にお母さん方が勉強するのに何ていいところだろうとほれぼれとします。

ありがとうございました。

それで私が申したいのは、これを女性・子どもセンターにして、お子さんをこういうところで遊ばせながら相談したり、それからまた、ここを使ってお母さん方が学習活動をしたり、そういう拠点になったらいいなと非常に思っていたんですけど、先ほど市役所のほうが各課と連携取れていいということでしたので、それはそれとして一段階考えていただくとして、もう一つの案として、これを市民会館の別館として使用できないかという思いなんです。なぜかというと、先ほど申し上げたように今の新しく合併してできた市民会館には調理室と和室がないということと、非常に利用率が高くてなかなか部屋を借りられないという声を聞くんです。そういうことで今の市民会館では足りないんじゃないかということで、まずは稼働率をお伺いします。

○議長(内田靖信君) 企画経営部長 今田幸治君。

[企画経営部長 今田幸治君 登壇]

○企画経営部長(今田幸治君) 近松議員御質問の旧勤労青少年ホームの活用についての考え方を伺うの中の市民会館会議室の利用状況についてお答えいたします。

市民会館会議室の時間帯別利用状況についてですが、直近3年間の状況を確認しましたところ令和元年度と2年度の実績につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により利用件数が減少しておりますので、影響を受けていない平成30年度の稼働率をお答えいたします。

市民会館会議室は、和室を含め6部屋ございます。その稼働率について午前9時から正午までを午前、午後1時から午後5時までを午後、午後6時から午後10時までを夜間と3つの時間帯に区分したものをそれぞれ平日と土日、祝日ごとに申し上げます。平日につきましては、午前49%、午後71%、夜間36%で、1日平均は52%となっており、土日、祝日につきましては、午前65%、午後67%、夜間26%で1日平均

は53%という状況であり、近隣自治体の類似施設と比較しましても高い稼働率であると認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 16番 近松恵美子さん。

○16番（近松恵美子さん） 今、稼働率を出していただきました。

高いところが昼の午後で71%だったですね、これは部屋が幾つもありますので、あの中で和室は6畳ぐらいだから使い勝手が悪くて、利用率、稼働率が低いと思います。そしてまた、第1会議室はとても広いので、一般の方がちょっと借りるには広すぎて、あの2つがちょっと稼働率が低いんじゃないかなと思いますので、それを考えますと小会議室みたいなのは75%ぐらいじゃないかなと思います。

じゃあ、公共施設のこういう市民が使う建物の稼働率というのの目標といいますか、適正な稼働率はどのくらいと行政は考えておられるのかということなんです。私以前、10年ぐらい前でしょうか、ネットで調べたとき30%というのがでてきて、30%だったらいんだなと、そんなに無駄もなく市民も使いやすいというんだなとずっと思っていたんです。でも、今回質問するに当たって、もう1回調べたんです。稼働率というのはどのくらいが理想なんだろうかと。調べましたらやはりどこかの自治体がありました。70%というのは、非常に市民に迷惑がかかるから50%を目指していると書いてあったんです。ああ、やっぱり考えてるところがあるんだなと、70%は厳しいと分かっているところがあるんだなというふうに思って、非常にうれしく思ったわけなんですけども、近隣の施設から見てもこの稼働率が高いと今、部長がおっしゃられたけど、確かに市民会館の稼働率というのはとても高いんです。玉名市の周辺の各地にあります公民館の稼働率はどのくらいでしたでしょうか、10%ぐらいのところ、たしかあったと思います。それに比べて70%といたら飛び抜けて高いんです。何を言いたいかといいますと、市民会館あれだけでは足りないんです。市民は不自由しているんですということを分かっていたかかったんです。何かの催物を午前、午後するときに午前中空いてますけど、午後は空いてませんよと言われるともう使えないわけですよ。だから稼働率100%なんてあり得ないんです。4日連続でセミナーしたいんですけどもと言ったら、いや2日しか空いていませんと言ったら、その4日全部使えなくなるわけですよ。そういう意味で70%、75%といたら信じられないぐらいの稼働率で、断られた人はどこに行っているか分からないんですけども、涙をのんでいるという情報なので、これはやっぱりなんとかしないといけないんじゃないかなと思うところもありまして、元勤労青少年ホームを市民会館別館にしたら、合併後建ったときになくなった和室と調理室もあるじゃないかと、そして子どもも退屈しない部屋もあるじゃないかというのが私の思いなんです。もともとあの市民会館、何度も申し上げますけども、会議棟

は勤労青少年ホームとか、あそこにある機能はつくらないと、あそこもここもあるじゃないかということでああいう会議だけのにしたんじゃないかなという思いが私としてはしております。そういうことで、別館にするという案はどうでしょうかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（内田靖信君） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 近松議員の再質問の旧勤労青少年ホームを市民会館別棟としての利活用計画はないのかについてお答えいたします。

旧勤労青少年ホームの利活用の方針につきましては、先に吉田憲司議員の御質問に対しまして、一つの案として文化センター内の公民館機能を移転することで検討しておりますが、周辺施設の集約等の検討もございますため、方針をお示しするまで時間を要しているところでございますと答弁をさせていただいたところです。したがって、現段階では市民会館の別棟としての利用は計画していないところでございます。御理解のほどよろしくお願いたします。

以上です。

○議長（内田靖信君） 16番 近松恵美子さん。

○16番（近松恵美子さん） 市民会館の別棟としては考えてないということでしたけど、こんなに市民会館の稼働率がいいということはそんなに御存じなかったときの判断でしょうから、また、考え直してみてください。

それから、文化センター内の公民館移転のことも検討にはしているということですけど、私が申し上げているのは、公民館が足りないじゃなくて、市民会館機能が足りないんです、あそこに。つまり、有料の催物をするところが市民会館なんです。だから公民館になってもねという気がいたしますけども、文化センターの今の稼働率について、稼働率はどうなのかについて伺います。

○議長（内田靖信君） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 近松議員御質問の文化センターの中の中央公民館の部分について、施設稼働率でございますが、先ほど企画経営部長からの答弁にありました市民会館の会議室と同じ理由で、平成30年度の数字でお答えいたします。

大研修室が36%、第1研修室が22%、第2研修室が24%、第3研修室が34%、和室が22%、視聴覚室が25%、調理室は6%、工作室5%、創作室というのもございますけど、こちらは4%となっており、全体で平均しますと20%になります。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 16番 近松恵美子さん。

○16番（近松恵美子さん） 多分、今、コロナ禍ですから市民会館の利用もちょっと制限がありますけども、市民会館ホールもすごく利用が多いです。稼働率としてみたらか

なりだったと思います。こんなに利用中止になる前は、そこのマルチホールがまた便利です。そうすると文化センターのあの研修室よりマルチホールのほうがとても使い勝手がいいわけです。ですから今後、文化センターの稼働率はもっと減っていくだろうと。あの研修室の稼働率などはもっと減っていくだろうというふうに思います。そういう意味で今調べていただいただけでも、玉名市の中心部の文化センター、利用料が安い文化センターの稼働率が平均20%だと、片やこちらは75%だと、そして不自由していると、これをどうしていきましょうかという話なんですけども、私は文化センター並びに各地の公民館もそうですけども、もう少し使い勝手がいいように、経済活動にでも使えるように、そういうふうにやはり変えていく時代になっているんじゃないかというふうに思います。有料の催物も物によっては1,000円ぐらいの物はいいと、そのようなお話もありましたけども、何がよくて、何が悪いのか。その辺のところもはっきりさせていたら、この市民会館会議棟ですか、ここが殺到しなくて済むのではないかと思うんですけども、ここを緩和するために新しい物建てるんじゃないければ、この勤労青少年ホームを改修して使うのでなければ、公民館そのものの形を変えていったほうがいいんじゃないかと、そして市民会館のこの使いづらさを解消したほうがいいんじゃないかと思えますけども、このことについての考えを伺います。

○議長（内田靖信君） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 近松議員の再質問にお答えいたします。

議員御承知おきとは存じますが、社会教育施設である公民館は社会教育法第23条により、営利を目的とした経済活動には貸出しができないこととなっております。公民館を営利を目的とした活動ができるような建物にすることにより、社会教育法の適用除外となり、これまで公民館でできなかった収益を生む活動ができるようになることで、利用者の幅が広がるメリットは確かにございます。一方、デメリットとして住民の学ぶ権利を保障する場としての機能や住民主体の活動を基本とする社会教育施設としての理念が維持できなくなる可能性もあり、貸し館業務中心の施設となることも懸念されます。公民館からそういった施設へ移行しているほかの自治体においては、営利事業を可能としているところ、反対に社会教育施設と同じ条件で運営している自治体もございます。今後、他自治体の状況を調査研究し、メリット、デメリットの精査を行ない、玉名市としてよりよい施設の在り方を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 16番 近松恵美子さん。

○16番（近松恵美子さん） では、ぜひ、よりよい形を研究していただくようお願いしておきます。

どこか視察に行きましたときにありました。公民館の看板だけあって、運営そのもの

はもっと自由にしているというふうな地域もありましたので、今の時代にあった公民館の在り方と申しますか、そういう物をぜひ、考えていただきたいなと思います。

では、次に移ります。

ちょっと話前後しますが、勤労青少年ホーム、どんなことが、講座があるのかなど前、言ったことがありましたけど、本当に若者が飛びつきやすいような講座をされていて、男女の出会いの場ともなるし、とてもいいなと思っていたんですけども、そういう若者向けの講座は今、どこが引き受けているのかについてお伺いいたします。

○議長（内田靖信君） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 近松議員の再質問にお答えいたします。

勤労青少年ホームは、令和2年6月いっばいで廃止されており、それまで利用されていた団体が、この廃止に伴ってどこに移られたかについては、ちょうどコロナ禍ということで、はっきりと把握できておりませんが、市民会館の会議棟や武道館など、複数の施設に分散されているものと考えます。

うち、文化センター内の中央公民館に活動の拠点を移された団体については、コロナ禍で活動を自粛されているところもありますけども、把握できている限りでは、ヨガのサークル、それから茶道教室、パソコン教室、百人一首の会、この4団体は中央公民館のほうに移られているというのは把握できております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 16番 近松恵美子さん。

○16番（近松恵美子さん） とりあえず文化センターのほうで継続されているならよかったですなと思います。ただ、新規の講座については、やはり勤労青少年ホームで開催していたような講座をまた、玉名の公民館が、中央公民館が引き続いて若者向けの講座を開催していただくようお願いしておきたいなと思います。

それから、いろいろ改めて検討していただくということでしたけども、私は、まずは市民会館の会議棟を利用している団体が、その団体のうちに公民館でもいい人がいるかもしれないんです。経済活動ではないようなものもあるかもしれないし、だからその団体をずっと調べていただいて、すみ分けができるのか、どういう条件だったら文化センターでもできるのか、ちょっと市民会館の利用者の実態を、内訳を調べて、この75%がもうちょっと分散するように市民会館の窓口の職員とも話し合っていていただきたいなと思います。

やはり便利がいいので、文化センターと比べますと非常に駐車場降りて入り口も分かりやすいし、何か講座したときあそこですというと分かりやすいですね、文化センターといったら入り口はどこですかとか、何階ですかとか、部屋もちょっとわかりにくいですし、そういうことであそこを使うようになったのか、この経済活動ができるから使

っているのか、どういう状態か、まだ中身が詳しく分からないと思うんですけど、その辺を分析なさって、この75%が少し減るようにしていただきたいなというふうに思います。

ただ、私としては最初申し上げたように、女性・子ども相談室とそれから福祉センターにある子育て支援センター、たまっ子らんどですか、あれがここに入って子育てママが、子育てについて学ぶ場であり、相談する場であり、仲間を得る場であり、そして子育てについての支援を得られるその拠点とすることを私としては一番に望んでいます。それに非常に適した施設であると思います。ここに、議場におられるほとんどの方はここで生まれて、ここで育ってきた方だと思います。女性は結婚を機に玉名で暮らすことになったと、そういう人も結構います。慣れない土地で子どもを産み育てていく、そのことに対して子どもを育てる女性には手厚い行政サービスが求められます。しかし、改修費用も結構かかると聞きましたので、多方面から検討の上、このような施設がまたどこか空いている場所がありましたら、どうか市長にはこの私の構想を忘れずにいて、どこかいい施設があったら、これを実現しようとか、市長の新たな公約に入れていただいたらありがたいなというふうに思っております。

そしてまた、この市民会館は75%、70%を超えているけれども、各幾つもある公民館は20%に満たないところもあると思います。10%ぐらいのところがあるかもしれません。これをどうやって平準化していくかと言うことも有効活用という面でしっかり考えていただきたいなというふうに思っております。これを機会に全ての公共施設をもう一度利用状況調べて、そして市民にとって学びの場として、生活の向上の場として利用されているかどうかをもう一度考えていただきたいなというふうに思います。

では、私最後になりましたので、有機農業推進とそれから女性と子どもの特に子どもの健全育成のために、女性の支援をという視点をもって質問いたしましたので、市長からまた新たなお考えがありましたら伺いたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（内田靖信君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 近松議員からの最後の質問、どれについてお答えをすれば、最後の部分で大丈夫でしょうか。

○16番（近松恵美子さん） 市長の心に残ったものについて。

○市長（藏原隆浩君） 有機農業の推進については、やはり部長からの答弁でもあったとおりでありまして、願わくばやはり有機農業に対して主体的に、自発的にやっていただける方がどんどん、どんどん増えてくればありがたいなと思っているんですけど、そういった主体的にやっといこうと思われる方がどうやれば増えていくのかということをして市のほうでは、いろんな検討をしたり、何らかの手立てができるのではないかとというふうに思っています。

それから女性・子ども相談室と勤労青少年ホームの件ですけれども、市民会館の会議室も含めて、ちょっとひっくるめてお話をさせていただきますと、私は市民会館会議棟が営利目的に活用できる施設として稼働率が75%、これは高ければ高いに越したことはないと思います。ただ、近松議員がおっしゃられているように、公民館としての稼働率が20%から30%、極めて低すぎるんじゃないかというふうに思っています。どちらかの自治体で50%というようなお話もありましたとおり、これは公民館の今、活動がしっかりなされている中で、その公民館の施設自体が玉名市公民館条例によって運用されているということもあって、例えば、市の職員たちは当然そのバイブルとなる条例に沿って業務を行なっていきますので、やはりそこから逸脱することはできません。だからこそその根幹となる市の条例といいますか、公民館条例を当てはめて、それを運用していくのかどうかということをしっかり議論しなければならないというふうに思っています。考え方としては、公民館としてそこにあるけれども、公民館活動を優先して貸し館を行なっていく。それから収益事業であったり、営利目的であっても活用できるような体系を取るというようなことがその条例の制定の中でできるのであれば、恐らくそういった稼働率も上がっていくだろうし、生涯学習の場であるその公民館活動も損なわれることがないというふうに思っていますので、その辺はこれからしっかりと議論をして、私自身も今のままでいいと思っていないです。中央公民館、それから岱明公民館、横島、天水、それぞれの公民館が玉名市公民館条例に沿って今、運営されているものをどのような形に改善をしていくのか、進化させていくのかということは検討課題としてしっかり担当課とも話をしていきたいと思っていますし、実はその話もやっているところでもあります。

それから、勤労青少年ホームについては、今、様々な活用の仕方を市として今、しているわけでありましてけれども、さっき部長答弁では、その市民会館の別棟としての話はしてないですけれども、実は自治振興公社とその件についても別棟として活用するかどうかという検討もこれまでしてきた経緯もあります。その中で、今、判断ができず、何とか今、臨機応変に例えば、コロナの対策であったり、いろんな会議であったり、そういったものに市として活用はしているものの、決定づけて今後の将来の部分についてはっきり申し上げられないのは、今、非常に玉名市の施設の部分において過渡期であるということがあります。新玉名駅周辺整備があります。それから旧庁舎跡地の利活用の整備があります。そしてこの集積された市役所庁舎一帯、そこで議員が先ほどおっしゃられたとおり、玉名市の将来のこの周辺部、中心部分の公共施設のありようというものをしっかりと決めていかなければならないちょうど過渡期にあって、それぞれがある程度確定していく中で、それぞれの施設、どこに配置をしていくのかということが決まっていくというふうに思っておりますので、場合によっては公民館になるかもしれません。

場合によっては市民会館の会議棟として活用しなければならなくなるかもしれません。そして場合によっては、その必要がなく除去する、解体をするというような結論になるかもしれません。そこをまだ判断ができないので、今、その見極めをやっている最中であるということで、これは玉名の10年、20年、30年後の将来に向けて適正に公共施設を配置していくという考え方の中で、今、拙速に判断できるものではないので、そこは御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 16番 近松恵美子さん。

○16番（近松恵美子さん） ありがとうございます。

稼働率が高ければ高いほどいいと言われましたけども。

○市長（藏原隆浩君） 民間施設はですね。

○16番（近松恵美子さん） はい。何度も繰り返しますけど、75%というのは非常に厳しい状態なんです。借りれないことがあるということです。それでやはり50%ぐらいがいいんじゃないかなというふうに思います。

岱明の公民館も結構稼働率が高くて、あれがぎりぎりかなというふうに思っているんですが、やはり多い部屋は40%ぐらいいってるんじゃないかなというふうに思います。ですからやはり混雑緩和を考えていかなくちゃいけないですし、言われたように玉名市の将来像を考えてということ分かるんですけども、刻々と子どもは育っていきますので、再度申し上げますけども、とにかく和室がなくなったんだと、調理室がなくなったんだと、これがあれがあるがために多分つくらなかつたんだらうと、そういう意味で玉名の中心部の市民会館としては、ちょっと物足りない、会議だけで物足りない、女性、子どもには優しくない建物だなというふうに思っております。

別館にできないか、女性・子ども相談室にできないか、いろんなことを申し上げましたけども、それも一つこれからの検討課題として、いろいろな案を作り上げていただいていたらありがたいです。

これで私の質問を終わります。

○議長（内田靖信君） 以上で、近松恵美子さんの質問は終わりました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明15日は、定刻より会議を開き、一般質問を行ないます。

本日は、これにて散会いたします。

午後 2時14分 散会

第 4 号

6月15日 (火)

令和3年第5回玉名市議会定例会会議録（第4号）

議事日程（第4号）

令和3年6月15日（火曜日）午前10時00分開議

開議宣告

日程第1 一般質問

- 1 8番 多田隈 啓二 議員（創政未来）
- 2 6番 古奥 俊男 議員（新生クラブ）
- 3 9番 松本 憲二 議員（自友クラブ）

散会宣告

本日の会議に付した事件

開議宣告

日程第1 一般質問

- 1 8番 多田隈 啓二 議員（創政未来）
 - 1 新型コロナウイルス感染症について
 - (1) コロナ禍での災害時の避難所運営、また、昨年の問題点をどのように精査し、避難所運営に反映するのか
 - (2) コロナ禍での市職員の在宅勤務の状況は
 - (3) 幼稚園・保育所（園）・認定こども園・小中学校・学童クラブでの対策について
 - (4) コロナ禍における公共施設の休館の判断基準について
 - (5) コロナ禍におけるアンゴラ代表チーム事前キャンプ受入れについて
 - (6) コロナ禍での東京2020オリンピック聖火リレーの公道での実施について、新型コロナウイルス感染症対策本部での協議・問題・課題、また、市長の決断について
 - (7) 新型コロナウイルスワクチン接種について
 - (8) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者支援及び今後の地域経済回復支援について
- 2 6番 古奥 俊男 議員（新生クラブ）
 - 1 新玉名駅前整備及び周辺整備について
 - (1) 新玉名駅前整備について
 - (2) 周辺整備について
 - 2 都市計画道路について

(1) 都市計画道路について

(2) 土地開発公社について

3 9番 松本 憲二 議員 (自友クラブ)

1 小中学校及び保育施設の新型コロナウイルス感染症対策の状況は

2 新型コロナウイルス感染症ワクチン接種について

3 市の基幹産業である農業、農地に対して将来的な考えは

散 会 宣 告

出席議員 (20名)

1番	坂 本 公 司 君	2番	吉 田 真樹子 さん
3番	吉 田 憲 司 君	4番	一 瀬 重 隆 君
5番	赤 松 英 康 君	6番	古 奥 俊 男 君
7番	北 本 将 幸 君	8番	多田隈 啓 二 君
9番	松 本 憲 二 君	10番	徳 村 登志郎 君
12番	西 川 裕 文 君	13番	嶋 村 徹 君
14番	内 田 靖 信 君	15番	江 田 計 司 君
16番	近 松 恵美子 さん	18番	前 田 正 治 君
19番	作 本 幸 男 君	20番	森 川 和 博 君
21番	中 尾 嘉 男 君	22番	田 畑 久 吉 君

欠席議員 (なし)

欠 員 (2名)

事務局職員出席者

事務局 長	糸 永 安 利 君	事務局 次長	松 野 和 博 君
次 長 補 佐	酒 井 裕 之 君	書 記	前 田 もと子 さん
書 記	入 江 光 明 君		

説明のため出席した者

市 長	藏 原 隆 浩 君	副 市 長	村 上 隆 之 君
総 務 部 長	永 田 義 晴 君	企画経営部長	今 田 幸 治 君
市民生活部長	蟹 江 勇 二 君	健康福祉部長	酒 井 史 浩 君
産業経済部長	上 野 伸 一 君	建設 部長	片 山 敬 治 君

企業局長 荒木 勇 君
教育部長 藤森 竜也 君
会計管理者 二階堂 正一郎 君

教育長 福島 和義 君
監査委員 元田 充洋 君

午前10時00分 開議

○議長（内田靖信君） おはようございます。ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（内田靖信君） 日程第1、「一般質問」を行ないます。質問は、通告の順序によって許すことにいたします。

8番 多田隈啓二君。

[8番 多田隈啓二君 登壇]

○8番（多田隈啓二君） 皆さんおはようございます。8番、創政未来、多田隈啓二です。傍聴の皆様、お疲れさまです。いつもありがとうございます。

それでは、通告に従い一般質問を始めます。

新型コロナウイルス感染拡大する中、大切な命を守るため、医療の最前線にて感染リスクと向き合いながら、過酷な現場に従事されている皆様にまずもって感謝申し上げます。本市も市長を中心とし、職員の皆さん一丸となって感染症対策に取り組んでおられます。市民の皆様は、感染しない、させない対策を徹底され、現在では感染者数も減少傾向にありますが、まだまだ警戒が必要な状態です。1、新型コロナウイルス感染症について。昨年7月豪雨時に避難所が想定以上の混雑となり、避難者の定数を超えた施設や避難者の別の避難所への移動がありました。また、分散避難として、車中泊が多く見受けられました。そこで質問いたします。

(1) コロナ禍の中、災害時避難所運営の受付や対応、空間を確保する対策、また、昨年の問題点をどのように精査し、避難所運営に反映するのかお伺いいたします。

○議長（内田靖信君） 総務部長 永田義晴君。

[総務部長 永田義晴君 登壇]

○総務部長（永田義晴君） おはようございます。

多田隈議員御質問のコロナ禍での災害時の避難所運営、また、昨年の問題点をどのように精査し、避難所運営に反映するのかについてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、昨年のコロナ禍における避難所運営に関しましては、7月の豪雨とそれから続いて大型台風が連続し、コロナ対策を行なった上での避難所運営でございましたが、想定以上の混雑となり、避難者の定数を超えた施設も見られ、避難された方には御不便をおかけしたところでした。昨年の問題点等も踏まえ、今年度につきましては、避難者数が多いと想定される場合については、初期で開設する避難所数を通常よりも増設をし、避難所での混雑解消に努めてまいりたいと思っております。また、避難所内のゾーニング、健康管理表の作成など、コロナ対策を十分に実施したところで感染予

防については、避難所運営ガイドラインに沿った運営について協議を重ねております。

今般、コロナ禍で分散避難が推奨されており、玉名市においても広報たまの6月号で分散避難等の内容を盛り込んだ防災特集を行なっております。防災対策についても周知を図っており、広報紙に併せて熊本県発行のくまもとマイタイムラインというチラシを全世帯に配布し、早めの避難行動を啓発する内容や警戒レベルの見直し等が掲載されておりますので、一度熟読していただければと思います。

そのような中で、議員が言われるように車中泊等の増加も懸念されるため、今後は車中泊を想定した避難場所についても検討を重ねる必要性を感じております。また、去年は情報配信の中で、避難所情報が行き届かない部分も見受けられましたので、安心メール等をはじめとしたツールを活用しながら、適時正確な避難所情報の配信を行なっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 8番 多田隈啓二君。

○8番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

答弁の中では、初期の避難所開設の増設を行なっていきながら、定数が限られた避難所運営をされるという趣旨の答弁だったと思います。

私も7月豪雨、昨年豪雨時には私と嫁と桃田運動公園のほうに行きまわってまいりまして、どういう状況かというのを夜確認に行ったところでもあります。また、多くの皆さんが車中泊をされておりまして、駐車場もなく、本当に満車状態でした。やはりその中で、夜だったんですけど、携帯の電気を照らしながら、皆さんがトイレに行く姿をよく拝見いたしました。本当にトイレ、桃田運動公園だったんですけど、トイレ周囲にいっぱい駐車してありましたが、遠い中でも歩いて行かれました。なぜならば、その駐車場を出た時点で、また、そこに違う車が止められてもうそこに駐車できない、車中泊ができない状態が生まれておりました。本当はコンビニとかに行ってトイレ済ませて、また戻られればよかったんですけど、なかなかそういう状態ではなかった状況を目の当たりにしました。

そこで、北本議員の一般質問にもありましたけど、やっぱりそういう公園でのトイレ整備、もちろん駐車場整備もあるんですけど、災害時の今から分散避難、もちろん車中泊が多くなると思いますので、やはりコロナ対策にもなりますし、そういう整備の方向で今後検討していただければと思います。去年は本当に情報が、避難所に来て避難所ここいっぱいなので次の避難所という市民の方もおられました。やっところまで来たのにという市民の方もおられましたので、さっき部長の答弁にもありまして、的確な情報発信をまずお願いしたいと思います。また、重ね重ねになりますけども、コロナ禍の分散避難所として車中泊を想定したトイレ、駐車場整備の検討をお願いし次の

質問に移ります。

(2) コロナ禍での職員の在宅勤務を行なった人数と内容についてお伺いいたします。

○議長（内田靖信君） 総務部長 永田義晴君。

○総務部長（永田義晴君） 多田隈議員のコロナ禍での市職員の在宅勤務の状況はについてお答えいたします。

新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づき、令和2年4月16日に全国を対象といたしました緊急事態宣言が発出されました。また、国から事業者等に対し、出勤者の7割削減の要請がございました。その要請を受けまして、職員の出勤者削減目標を検討し、各所属において在宅勤務、分散勤務及び休暇取得等により出勤者を3割から4割削減することを目標に、令和2年4月20日から平日の16日間実施をいたしております。実施期間における在宅勤務、分散勤務及び休暇取得等を実施した職員数は延べ1,830人でありまして、削減率は約2割と目標を達成することはできませんでした。理由といたしましては、市の業務には個人情報が多く存在し、その情報を使用しなければ進まない業務が大半を占めます。セキュリティなどの観点から庁舎外や自宅等で個人情報を取り扱えないことにより、事業計画の検討や業務マニュアルの更新などの業務に限られたことなどがあげられます。議員御指摘のとおり新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、今後人と人との接触を避けるための取組は継続していかなければならないと考えており、本市といたしましては個人情報の取扱いや勤怠管理が困難であった点などを考慮し、分散勤務及び休暇の取得などを中心に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 8番 多田隈啓二君。

○8番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

国は7割削減ということでありましたけど、本市としては1,830人、減少率は2割という答弁がありましたが、目標達成はできなかったという答弁でした。理由は部長が述べられたとおりいろいろあるかと思えます。

そこで、他自治体はこれに対応していろんな取組をされている自治体もありますので、ちょっとスクリーンのほうをよろしくお願ひいたします。

[拡大投影にて画像を示す]

○8番（多田隈啓二君） 今出ておりますけど、地方公共団体におけるテレワークの推進のための手引きの概要版ということで、令和3年4月に総務省から出されております。

次、よろしいでしょうか。

[拡大投影にて画像を示す]

○8番（多田隈啓二君） その中では、推進体制の構築ということで、導入の検討に向け

て、トップのリーダーシップによる組織の壁を越えた推進体制の構築が不可欠ですと書いてあります。役割分担を明確にした部門で構成される全庁的、横断的なプロジェクトチームを結成することが必要ですとも書かれており、特にテレワーク導入に向けては、首長の強力なリーダーシップ、変革への意欲が重要ですともこの文章には書かれております。その中で、国の対策といたしましては、一番にテレワークマネージャーの相談事業について対策事業を行なわれております。テレワークの知見、ノウハウ等を有する専門家、無料でテレワーク導入に関するアドバイスを行なう総務省事業ですとこれには書かれております。これがまず1点目、次の写真をお願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

○8番(多田隈啓二君) 2点目にこの事業に関して国の支援策2として、地方公務員のテレワーク導入経費に係る特別交付税措置がされております。やっぱりこうやって特別交付税措置ということで、国は導入を前向きに検討されているのが現状です。

次の写真をお願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

○8番(多田隈啓二君) 次の写真では、自治体のテレワークの推進の実証実験についてもう始められております。国の支援策3番として。これではL G W A Nを活用した自治体テレワークの推進実証実験を開始していますと書かれております。具体的には、自治体職員の自宅にある端末から、庁内のL G W A N接続系端末へセキュリティーを確保しつつリモートアクセスを可能とするもので、全国の地方公共団体を対象に公募の上、今実際に全国で460団体において無償で提供されて、国は推奨されております。玉名市はこれにまだないんですけど、やはり他自治体はいろんな国の施策等も活用しながら、このテレワークに力を入れておられますし、やっぱり今後デジタル化の波がもう来ております。ぜひ、在宅勤務や分散勤務、今後他自治体も取り組んでおられますので、ぜひ、玉名市も取り組んでいただきたいと思います。

分散勤務や在宅勤務について実施する環境づくりを他自治体に取り残されないよう、十分な協議と検討をお願いします、次の質問に移ります。

(3) 市内の幼稚園・保育所・認定こども園・小中学校、また、学童クラブでのコロナウイルス感染症対策についてお伺いいたします。

○議長(内田靖信君) 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長(酒井史浩君) 議員の幼稚園・保育所・認定こども園・学童クラブでの新型コロナウイルス感染症対策についてお答えいたします。

現在本市には、幼稚園が2園、保育所が公立3園と私立15園の計18園、地域型保育施設が小規模保育施設2園と事業所内保育施設1園の計3園、認定こども園が幼保連携認定こども園3園と幼稚園型認定こども園2園の計5園、認可外保育施設が6園、ま

た、放課後児童クラブ、いわゆる学童クラブが19クラブございます。これらの施設における新型コロナウイルス感染症の感染防止につきましては、基本的な対策といたしまして厚生労働省及び文部科学省からの通達等に従って実施されておりますけれども、これらに加え各施設の関連団体等において作成されたマニュアルなども参考にされながらそれぞれに各施設内の感染拡大防止に努めていただいております。

具体的な対応といたしましては、手洗い場のタオルなどの共同使用の廃止、除菌シートやアルコール消毒液での清掃、消毒の徹底、給食時の三密、飛沫感染の防止、行事等の保護者の参加人数制限などでございます。また、令和2年度には厚生労働省管轄の保育施設等につきましては、国からの補助金といたしまして、保育環境改善等事業と新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業という、二つの新型コロナウイルス感染症対策の補助金がございました。各施設におかれましては、これらの補助金を活用しましてマスク、消毒液のような消耗品だけではなく、非接触型体温計や空気清浄機等の備品等も購入いただいて、新型コロナウイルス感染症対策に必要な物品等をそろえ、現在も継続して感染拡大防止に熱心に取り組んでいただいております。また、公立保育所の3園につきましては、市の公共施設に準じて水栓を自動化するための経費を今議会に補正予算として計上しております。なお、自動化に当たっては、保育所における生活訓練という側面も維持できるように、1施設当たり10か所の自動化にとどめることとしています。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 8番 多田隈啓二君。

○8番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

感染対策は各施設ともしっかり行なっているという答弁でした。また、水栓について今から取り組まれていくということの答弁でしたけど、学校トイレ研究会において全国自治体アンケート調査の結果、今後の方針として非接触の自動水栓が74%に上ったとの結果でした。

そこで再質問いたします。小中学校の自動水栓の設置状況についてお伺いいたします。

○議長（内田靖信君） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 多田隈議員の再質問の前に、先ほどの御質問に対して、小中学校の分を答弁しておりませんので、そちらを答弁いたしまして続けて再質問に答弁させていただきます。

まず、小中学校での対策についてお答えいたします。学校では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために、日常からマスクの着用や手洗いの徹底、手指のこまめな消毒、密集、密接、密閉の回避など、基本的な感染症対策を徹底しています。その上で、各教科の授業においては、感染リスクの高い活動の制限を行なうなどの対策をとっています。例えば、児童生徒が長時間近距離で対面形式となるグループ活動を制限している

ほか、音楽では、室内で児童生徒が近距離で行なう合唱やリコーダーの演奏等を制限するなどしております。また、給食では、机を向かい合わせにせず、会話も極力控えて食べております。運動会、体育大会等の行事においても規模の縮小や時間短縮等の措置を行ないながら実施したところですが、また、部活動では、密集する運動、近距離で組み合わせ運動などを制限して実施しております。その他教室の常時換気や児童生徒の机の間隔をあける、登校前の検温と健康観察表による児童生徒の健康状態の把握等基本的な感染症対策に徹底して取り組んでいるところです。

続けて、先ほどの再質問にお答えいたします。

水道の自動水栓については、コロナ禍の中、感染症対策として一定の効果が期待されておりますが、小中学校においては、一部の学校のトイレや多目的トイレなど、部分的な設置にとどまっております。その理由としましては、電源が必要であるため、災害などの停電時には使用できなくなることや、自動水栓になれてしまうと手動の水栓の締め忘れの可能性があることなどが上げられるほか、学校現場としましては、教育的視点から考えると、やはり便利になりすぎることによる児童の成長発達へ及ぼす影響などを心配されているところもあります。今後も水栓などの設備改修については、原則として各学校の建て替えや中規模改修などの際に必要に応じて行ないたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 8番 多田隈啓二君。

○8番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。すみません、ちょっと先に進んでしまいましたすみません。申し訳ありません。

今、答弁にもありました学校での自動水栓はという説明じゃなかったのかなと思っています。ただ、今、部長の説明の中では災害時、停電時に自動水栓が使用できないとの答弁があったと思います。ただ、石巻市では災害時でも使用できる乾電池式の自動水栓に交換を今されております。感染予防を図られています。また、菊池市では6月定例会に小中学校のトイレの洗い場の児童水栓化のための4,579万円の補正予算が上程されております。また、日本教育新聞には、神戸市内約300の幼稚園や小中学校を対象に自動水栓器具の設置をはじめ、担当者は感染対策として、非接触が有効であることから、全校・園での導入を決めたとのこと。また、福岡市でも自動水栓を導入されるという記載もありました。今後はコロナ変異ウイルスやインフルエンザ予防策として、学校クラスターが起らないように、自動水栓の設置について検討していただき、早急な対応をお願いし、次の質問に移ります。

（4）コロナ禍における公共施設の開館、閉館の基準について、また、クラブチーム、各団体の練習場所がない、今後の展開についてお伺いいたします。

○議長（内田靖信君） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 多田隈議員御質問のコロナ禍における公共施設の休館の判断基準についてお答えいたします。

まず、玉名郡市、荒尾市の有明地区の公共施設の休館情報につきましては、各市、町、それぞれの担当課にて情報を共有しているところでございます。特に社会体育施設については、市民以外の利用も多く、当初まん延防止等重点措置の期間は終了日まで、休館予定で話を進めておりましたが、地域の実情を踏まえ、荒尾市においては6月1日から市民に限るとの条件を付して、屋外の施設、グラウンドなどに限り利用を開始され、玉東町におかれても6月1日から町内在住者に限定して屋外施設の利用開始、6月8日から屋内の一部施設で利用を開始したと聞いております。本市におきましては、荒尾玉名管内では特に陽性患者数が多いことから、県の基準に従って感染予防を行なうべきと判断し、休館を継続したところでございます。また、本市のスポーツ振興課所管の社会体育施設については、熊本県リスクレベルに対応した玉名市社会体育施設の開館判断基準を策定し、運用しているところです。内容を紹介しますと、県のリスクレベルが5、厳戒警報の場合には、状況を踏まえて社会体育施設は原則閉鎖または市民限定とし、学校体育施設は閉鎖、利用不可といたしております。レベル4、特別警報の場合は、社会体育施設は県内在住者、在学に限るとし、学校体育施設におきましても県内在住、在学に限りますが、市登録団体の小中学生のクラブのみとなっております。レベル3の警報では、両施設ともに県外の利用者も使用可能となり、レベル2警戒、レベル1注意では、注意喚起を強化継続し、新生活様式を実行してもらうこととしております。また、その社会体育施設の利用者から感染者が確認された場合は、その利用施設を閉鎖し、それ以外の施設は開放することとしております。

今回、体育施設を閉鎖したことにより、利用者の方々には大変御迷惑をおかけしたかと思えます。閉鎖期間中、中学校の部活動については、教育活動の一環ということで施設が使用できる一方、社会体育の位置づけであるクラブチームは施設が使えない、活動ができないということで、不公平じゃないかとの意見もございました。今後は判断基準についても利用者の意見を反映できるように見直しを行ないたいと思っております。しかし、現状を見ますとルールを守られていない事例があるのも事実で、市民の方々から頻繁に連絡がございました。ルールを緩和しても守られなければ無意味ですので、ルールを守っていただけることを前提に、今後見直し、改善は定期的に行なっていきたいと考えております。

次に、コミュニティ推進課所管の公民館、図書館におきましてもスポーツ振興課同様、県のリスクレベルに対応した判断基準を作成しており、それに基づき運用しております。具体的には4月23日からの県のリスクレベル5、厳戒警報が発令されたことを受けまして、玉名市公民館4館につきましては、新規予約の受付を停止し、施設予約者へ順次

連絡を取り、感染拡大による利用自粛のお願いをした上で、4月27日から完全休館といたしました。また、市の図書館4館についても公民館と同様に4月27日から全館休館としております。ただし、図書の貸出しにつきましては、電話とインターネットによるウェブ予約に切り替え、準備のできた本から順次窓口のみでの貸出しの受渡しにて対応したところです。

最後に、文化課が所管しています市民会館、博物館においては、県のリスクレベルを基準としており、同時に県内の施設状況を把握し、最終的には教育部内での施設間の統一を図って運用しております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 8番 多田隈啓二君。

○8番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

いろんなリスクレベルで判断基準を行なっているという答弁だったと思います。今回、山鹿市と荒尾市は6月1日から体育施設を開放されておられます。また、今回、近隣市町村と調整を行なって、今後判断していかなければ玉名市だけ開放できていないという不満の声が結構今回上がってまいりました。ぜひ、その辺で近隣市町村とは体育施設、特に、いろんな体育施設があると思いますけど、運動系に関しては公平感をもって対応していただきたいと思います。また、先ほど答弁でもありましたけど、中学校での部活動はされているが、クラブチームでは施設が使えず活動できないのが問題であり、ルールを守らなければいけないと答弁ありましたが、もちろん大前提のもとに、クラブチームも、例えば申しますと、和水町の人が1人だけ入っているから貸し出しできないという今、決まりになっております。ぜひ、そういう人が1人、2人であれば、やっぱり追跡者を追求できるように、名前と住所と連絡先を聞いて、そういう柔軟な対応を今後求めていけたらなと思っております。やはりその1人をのけ者にして、ほかの者でクラブチームの練習ができるかという、なかなかそういう状態にはなりませんので、ぜひ、そういう配慮も今後行なっていただければと思います。また、図書館や博物館については、本当に感染対策がしやすい施設でもありますので、ぜひ、その辺はほかの公共施設とは切り離して、ちゃんと開放できるときには開放していただきたいと思います。

今後、公共施設の判断基準をもっと明確にさせていただき、見直し、改善をしていただくことをお願いし、次の質問に移ります。

市民の方への本の貸出し、学生のための学習スペースなど、図書館の開館について、また、早急な電子図書の導入についてお伺いいたします。

○議長（内田靖信君） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 多田隈議員の御質問にお答えいたします。

玉名市文化センター2階の学習スペースにつきましては、マスクの着用、入館の際の

手指消毒、使用後のテーブル及び椅子の消毒などの感染対策を講じて、6月21日から開放することを広報たまな6月号にも掲載しておりましたが、先般6月13日に熊本県のまん延防止等重点措置が解除されましたので、開放日の前倒しに向けて今準備を整えているところです。なお、利用時間につきましては、午前9時から午後6時までとしております。

次に、電子図書館につきましては、玉名市、玉東町、南関町、和水町で構成する玉名圏域定住自立圏の事業の一つとして、現在、図書館利用者の利便性を高めるために玉名圏域電子図書館を令和3年7月1日午前10時に運用開始するよう準備を進めているところです。電子図書館はインターネットを通じて電子書籍を無料で借りられるサービスのことで、図書館で所蔵する本のデータベースにアクセスし、電子化された本を閲覧できるウェブ上の図書館のことです。実際に図書館へ出向く必要がなく、自宅にしながらタブレット端末やスマートフォンで閲覧でき、貸出期間が過ぎると自動的に閲覧できなくなりますので、返却されたことと同じ取扱いになります。実在の図書館が休館となった場合でも、電子図書館の運用開始によってサービスの提供が可能となっており、また、様々な事情で図書館まで足を運ぶことができない方、例えば、高齢者などで交通手段がない、いわゆる交通弱者や育児中の方、開館時間中は仕事の方に対しても24時間でサービスが提供できるようになります。さらに、文字の拡大や音声での読み上げ、外国語への変換機能を備えているものもあることから、利用者の広がりも期待されます。また、市立小中学校では、タブレット端末を今年から導入しており、全ての児童生徒にIDを付与することとしておりますので、学校や家庭での調べ物や学習にも活用されることを期待しています。

今後も従来の図書館サービスと電子図書のサービス、どちらもより多くの市民の皆さんに利用いただけるように取り組み、玉名市図書館の基本理念である市民と共に学び育てる図書館を目指してまいります。

以上です。

○議長（内田靖信君） 8番 多田隈啓二君。

○8番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

図書館は前倒しの検討をされているという答弁でした。また、電子図書の導入については7月1日10時からされるという答弁がありました。

やはり、今、コロナ禍の中で人が触れた本を触れなくてよいことやスマートフォン、タブレットで貸出しができ、学生の学習支援にもつながります。また、24時間サービスの提供、高齢者の交通手段がない方のサービス拡大が考えられる取組であります。今後は、毎年電子図書をぜひ、増やしていただいて、いろんな人が利用できる、そしてコロナ禍だからこそ電子図書の事業が必要になってくると思いますので、ぜひ、よろしく

お願いします。

次の質問に移ります。

(5) コロナ禍におけるアンゴラ代表チーム事前キャンプ受入れについてお伺いいたします。

○議長（内田靖信君） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 多田隈議員御質問のコロナ禍におけるアンゴラ代表チーム事前キャンプ受入れについてお答えいたします。

現在、東京オリンピックの開催に向けて準備が進められており、本市もアンゴラ女子ハンドボール代表チームの事前キャンプ地として、アンゴラオリンピック委員会、駐日アンゴラ大使館、在アンゴラ日本国大使館と連絡を取り合いながら、受入れ体制の準備及び情報収集等を行なっているところでございます。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、ホストタウンの目的の一つである国際交流や地域活性化のための事業として予定しておりました市民との交流につきましては、この感染リスクを回避するため残念ながら全て中止とさせていただきました。ただ、東京オリンピックが開催されるのであれば、アンゴラ共和国のホストタウンとして開催国の地方自治体の役割として、事前キャンプについての協力及び応援は実施していく必要があると考えております。

全国では、528の自治体がホストタウンとして登録されております。そのうち100を超えるホストタウンにおいて、事前キャンプや事後交流などが中止になったと聞いておりますが、今も多くのホストタウンが本市と同様に受入れ準備を進めているところでもあります。熊本県内におきましても八代市で予定されておりました台湾バドミントンチームとの事後交流につきましては、本市同様に中止されたとお聞きしております。

本市での事前キャンプについての内容を御説明いたしますと、アンゴラ女子ハンドボール代表チームは、選手14名、コーチ3名、セラピスト1名、ハンドボール連盟役員1名の総勢19名で、7月8日から12日の間に成田空港に到着されます。入国の際には新型コロナウイルス感染症対策として空港内の検疫所にてPCR検査を受検し、検査結果判明まで滞留されることになります。その後、本市の受入れ体制となり、入国した空港から一般の方との動線分離を行ないながら、事前キャンプ地である本市に入る予定です。事前キャンプの滞在期間は最大10日間であり、時差の解消や気候への対応及び体調を整えられ、競技開始の5日前に選手村へ入村される予定となっております。本市では入国から選手村まで一般の方との接触がないよう最後までアテンドを行なう計画で進めております。

このようにアンゴラ女子ハンドボール代表チームが万全の体制でオリンピックに参加できるように、事前キャンプ地としての受入れ体制について準備を進めておりますが、

引き続き今後の両国の感染状況や国の動向、受入れガイドラインの変更等につきましては、注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 8番 多田隈啓二君。

○8番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

他自治体は答弁にもありましたが、交流自体が中止をされている中、本市といたしましては、市民との交流事業は中止するけど、キャンプ受入れをされるとの答弁でした。市民の皆さんの中には不安を抱いている方がおられます。

そこで再質問いたします。コロナウイルス感染症対策、交流事業、宿泊ホテルの対策についてお伺いいたします。

○議長（内田靖信君） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 多田隈議員の再質問にお答えいたします。

まず、コロナ感染症対策についてでございますが、内閣官房のガイドラインに基づき、出国前14日間の健康モニタリングの提出、出国前96時間以内のPCR検査2回の受検、出国前72時間以内の陰性証明の提出が義務づけられております。また、入国の際にも空港内の検疫所においてPCR検査を受検し、検査結果が判明するまでは指示された待機場所にとどまることになっております。

ワクチン接種は義務づけられておりませんが、アンゴラオリンピック委員会からはワクチンを接種した上で来日するとの連絡を受けております。また、本市での事前キャンプ滞在中は、代表チームや帯同する市職員等はPCR検査を毎日受検するなど、徹底したスクリーニング検査を行なうこととしております。入院施設、隔離施設につきましては、有明保健所と現在協議を行なっており、もし選手などから陽性反応が出た場合の対応として、軽傷者や無症状者については、宿泊施設内の隔離部屋での隔離、中等症や重症者については、有明保健所の指示に従い、一般市民と同様の措置を講じることになります。

次に、本市滞在中の行動につきましては、宿泊施設から練習会場のみ移動とし、移動の際は専用バスで移動します。宿泊施設においては、1棟を借り上げ、入り口からの動線も分けておりますので、一般市民と接触することはございません。

次に、当初予定していました交流内容についてですが、歓迎会の開催、公開練習、小中学生とのハンドボール教室、学校訪問での給食交流などの計画を立てておりましたが、先ほど述べましたとおり、全て中止し、オンラインでの交流ができないかなどを検討しております。

最後にアンゴラ代表チームの受入れによる予算についてでございますが、当初アンゴラオリンピック委員会からいただいた情報では、選手など総勢35名の14日間という

ことで算定しておりましたが、最新情報では選手など19名、滞在期間10日間となっており支出も減少することとなりましたので、その分新型コロナウイルス感染症対策に充当できるものと試算しております。なお、入国から選手村へのアテンドに係る費用、航空機内においてほかの乗客との分離に係る空席費用、宿泊施設においてほかの宿泊客との分離にかかる空き部屋費用、毎日行なうPCR検査の受検費用など、コロナ感染症対策に特化した費用につきましては、全額国費での対応となっております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 8番 多田隈啓二君。

○8番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

ワクチン接種はされて来日されるという答弁もありました。また、宿泊ホテルに関しても1棟借り上げされてからの対応をされるということでした。今後本当に心配される市民がおられますので、有明保健所と十分に協議され、市民の方が不安や心配がないよう万全の新型コロナウイルス感染症対策の徹底をお願いし、次の質問に移ります。

（6）コロナ禍での東京五輪、パラリンピック聖火リレーの公道での実施について、新型コロナウイルス感染症対策本部での協議・問題・課題、また、市長の決断についてお伺いいたします。

○議長（内田靖信君） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 多田隈議員御質問のオリンピックの聖火リレーでの公道での実施に関してお答えいたします。

まずもって申し上げなければなりません、5月6日に開催されました聖火リレーにつきましては、主催は組織委員会及び熊本県の実行委員会となっております、聖火リレーが走行する自治体、この玉名市には決定権はございません。確かに4月下旬からは熊本県内において新型コロナウイルスが感染拡大しており、特に有明保健所管内は県内でも感染者が多く、不要不急の外出を控えるよう県から要請が出ていた時期でもあります。そのため、組織委員会及び熊本県実行委員会に対し、聖火リレーが通る県内全ての自治体から公道での実施について反対の意見が出され、特に玉名市、和水町においては強く反対を表明いたしましたが、残念ながら熊本市を除き本市やほかの自治体では公道を走ることが、組織委員会及び熊本県実行委員会により決定をされたところです。そこで本市においては、極力人の流れを起ささない対応を取るため、裁量権のあります出発に係る式典や北稜太鼓の演奏など、全てを中止しております。市民の皆様への周知につきましては、玉名市ホームページや広報たまな4月号、5月号、SNS等において聖火リレーは開催されること、しかし、沿道での閲覧は御遠慮いただくこと。御覧になりたい場合は、インターネットライブ中継で御視聴いただけること。また、御不便をおかけするお断りのお知らせとして、聖火リレーが走行する市役所前道路の交通規制や、市役

所や玉名合同庁舎などの来庁者への臨時駐車場の御案内などを行なったところでございます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 8番 多田隈啓二君。

○8番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

県の実行委員会が行なう事業だったというのも分かりました。多くの市民の皆さんがよくおっしゃいますのは、なぜこのような状況の中で藏原市長さんはされたのかなという声を、その当時よく私たちは耳にしました。ぜひ、こういうことも4月の市長の会見では、ちょうど取りやめされたというところもありましたので、ぜひ、今後市長、こういう時だからこそいろいろな臨時会見を何回もしていただいて、こういう問題提起をしていただければと思っております。また、そのときはちょうど市長からも不要不急の自粛要請をお願いしている中、しかも有明保健所管内でも感染者が多く、県のリスクレベルもステージ5の状態であり、国のまん延防止等重点措置の適用が間近に検討されている中での公道での聖火リレーの実施をしたのか疑問に思われている方がおられます。私も今、答弁を聞いて分かったんですけど、市長の判断での公道での聖火リレーをしたのだと思っておりました。賛否はあろうかと思いますが、重要なことです。今後、きちっとした議会にも説明していただくことがあってもいいのかなと、私は思っています。

そこで再質問いたします。聖火リレーでの密、接触者の追求、多くの人流、接触リスクの増大の見解についてお伺いいたします。

○議長（内田靖信君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 私のほうから多田隈議員の再質問にお答えいたします。

議員御質問の聖火リレー観覧者のほうにつきましては、事前に観覧場所等の問合せが多くありましたので、相当数の観覧者が予想されまして、危惧しておりましたけれども、事前の観覧自粛要請を行なったことで予想された観覧者数を抑えられたというふうに考えております。また、当日も沿道で密にならないように常に注意喚起をするスタッフを増員するなど、準備を行なって三密防止対策を講じております。その聖火リレー開催時の感染状況につきましても、熊本県の感染状況報告には、聖火リレー観覧を起因とした陽性者発生の報告はありません。

最後に、先ほどもお伝えしましたが、聖火リレーの公道での実施決定につきましては、組織委員会及び県のほうの実行委員会主催で決定したものでありまして、もし、そういった誤解があるのであれば、市民の皆様方に多田隈議員のほうからも御説明をいただければありがたいと思っておりますし、また、今回、そういった誤解があっているということで、説明をさせていただく機会をいただいたことを感謝申し上げたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 8番 多田隈啓二君。

○8番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

答弁では、スタッフを増員して三密防止を徹底した対策を講じたとの答弁でした。私もそのときインターネットでライブ中継で視聴いたしました。本当に市庁舎入り口の地点が一番人流が多くて密になっているんじゃないかなという画像ももちろん見受けられたところもありました。玉名市長として、公道での聖火リレーを強く県に反対したとの答弁でした。市民の方、また、医療従事者の皆さんのことを思えば、やっぱり賛否はもちろんです。これには、賛否はあるんですけど、当時のコロナの感染状況を考えれば、私もやっぱり公道での聖火リレーをする状態ではないのかなと思いました。市長と一緒にの気持ちだったということです。

では、次の質問に移ります。

（7）新型コロナウイルスワクチン接種について、新型コロナウイルスワクチン接種の例外として住所以外の人への接種対応や周知についてお伺いいたします。

○議長（内田靖信君） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員の新型コロナウイルスワクチン接種における例外としての住所地以外の人への接種対応についてお答えいたします。

ワクチン接種場所は、住民票がある市町村で接種を受けることが原則でございますが、住民票がない場合でも接種できる例外がございます。例えば、長期間滞在している方などのやむを得ない事情による場合に、住民票所在地以外でワクチン接種を受けることが可能となるものでございます。この場合、市町村に手続が必要な場合と不要な場合があります。必要な場合の例といたしましては、里帰り出産のための妊産婦、遠隔地で生活する学生、単身赴任者などがございます。具体的な手続方法でございますけれども、住所地外接種届出をお住まいの市町村に提出し、住所地外接種届出済証を発行してもらうことで接種が可能となります。

次に、市町村への手続が不要な例といたしましては、入院、入所者、基礎疾患をもつものが主治医のもとで接種する場合、副反応のリスクが高いなどのため体制の整った医療機関での接種を要する場合などがございますが、これらは医療機関に相談することで接種可能となるところでございます。なお、かかりつけ医が住所地以外の他の自治体にある場合、住所地で発行された接種券をそのかかりつけ医に提出することで接種可能となります。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 8番 多田隈啓二君。

○8番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

答弁では、里帰りのための妊産婦さんであったり、遠隔地で生活する大学生とか学生、単身赴任の方への住所地外の接種届の、やっぱり届出がちょっと分からない方が多数おられますので、やっぱりそういう人たちに対して行政手続がいるということの周知をよろしくお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

本市への相談、苦情内容やかかりつけ医がない方への対応についてお伺いいたします。

○議長（内田靖信君） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員の本市への相談、苦情内容やかかりつけ医がない方への対応についての再質問にお答えいたします。

新型コロナワクチン接種の準備を進めていくに当たり、ワクチン接種の概要、ワクチンに対する疑問、接種の予約方法など、市民が相談できる体制を整えるため、玉名市民専用コールセンターを本年3月1日に開設させたところでございます。これまで市民の皆様が市役所代表電話に新型コロナウイルスワクチンの接種にお電話をかけていただいた場合には、市民専用コールセンターを御案内させていただいたところでございます。コールセンター開設から6月5日までの間でののお問合せ総数は7,124件で、問合せ内容別では、接種予約に関して4,682件、予約開始日、予約方法に関して2,067件、ワクチンの概要に関して155件、自治体の取組・対応に関して89件、その他131件でございます。これまで個別接種に関してコールセンターで対応できていないなどの御指摘がございますが、個別接種ができる医療機関名の公表が関係機関との協議で時間を要し、市からコールセンターへの情報提供が遅れたこと、個別接種の予約時期、予約方法が医療機関によって様々でコールセンターで十分な対応ができないことなど、お問合せの方々に御不満を与えたことは申し訳なく思っているところでございます。また、集団接種の実施時期が前倒しになり、調整に時間を要し、予約時期の案内が遅れたこと、さらには個別具体的な相談内容には対応できない部分があることなどの理由により、コールセンターでの対応に行き届かなかった点があったことは市にも要因があったと認識しております。今後は、市とコールセンターでさらに情報共有を密にし、改善につなげてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 8番 多田隈啓二君。

○8番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

コールセンターでの対応がなかなか十分じゃなかったという答弁だったと思います。やはり何が問題かと私に分かったのは、透析をくまもと県北病院でされている方からの相談でした。その方は10年以上透析をされておられて、玉名中央病院の時からのかかりつけ医が二次病院ということで、本当に地元にかかりつけがない、長く闘病されてい

る方でした。その方が、くまもと県北病院に新しくなって、相談されたんですけど、やはり言われたのが二次病院でできるという周知も何もなかった、広報紙もなかったもので自分は受けられると思っていたと。なぜならば透析もしておるし、院内感染も考えられるのだからくまもと県北病院で注射が打てるんだという思いだったんですけど、実際はやっぱり打てなくて、そういう周知が分からないで、代表に電話をされるんです、玉名市役所の。そうしたらさっき言ったとおり、コールセンターが集団接種のコールセンターなので、個別接種はなかなか対応してもらえなかったというのが現状だったんです。集団接種のコールセンターでたらい回しとなって、市の代表またかけて、堂々巡りがあったということで、その本人さんたちも、奥さんのかかりつけ医に打ってもらえないかとか、眼科で打ってもらえないかとか、いろいろ模索されたけど、なかなか打っていただくことができなかつた。そのうちに個別接種が始まった。また、その中で集団接種が前倒しにならなかつたというところもまずその当時ありましたので、いつ打たれるか分からない。透析する中で、病院で不安ということで、大変不安を抱かれた問題があります。また、そして新聞等でもありましたように、コールセンターの20秒10円ですか、問題があつたり、本当にいろいろな問題がありまして、問題は何だったかというところ、やっぱり個別接種の玉名市の窓口を早急に初めにつくらなければいけなかつたと、私は思います。それがあればたらい回しもなくて、個別接種は個別接種の窓口、集団接種はそのコールセンターの窓口ということで、すみ分けがなかなか市民の方もできなかつたのかなというところがありますので、今後は各課のつながりをしっかりもっていただき、市民の方へきちんとした対応をしていただくことをお願いし、次の質問に移ります。

○議長（内田靖信君） 多田隈啓二議員の一般質問の途中ですが、議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時11分 開議

○議長（内田靖信君） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行ないます。

8番 多田隈啓二君。

○8番（多田隈啓二君） 再質問いたします。

学校での新型コロナウイルスワクチン接種についての見解をお伺いいたします。

○議長（内田靖信君） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員の学校での新型コロナウイルスワクチン接種についての見解についての再質問にお答えいたします。

現在、日本で承認されているワクチンは、ファイザー社製、モデルナ社製、アストラゼネカ社製の3種類でございますが、アストラゼネカ社製は使用を見送られているとこ

ろでございます。これまでファイザー社製ワクチンは16歳以上、モデルナ社製は18歳以上の接種とされておりましたが、6月1日にファイザー社製ワクチンは12歳から15歳への接種も予防接種法上の臨時接種に位置づけられ了承されたところでございます。一部の自治体におきましては、12歳以上の学生に対し、集団接種を行なう方針を表明されたところでございますけれども、今後熊本県教育委員会、市教育委員会、玉名郡市医師会と協議を行ない検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 8番 多田隈啓二君。

○8番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

今後の検討について、学生のワクチン接種については、保護者の方のもちろん同意もいりますけど、保護者の方は副反応を心配される方が多くおられます。また、学校での集団接種になれば、コロナ差別、ワクチン差別にもなりかねませんので、将来ある子どもたちへの接種については、慎重に判断していただくことをお願いし、次の質問に移ります。

新型コロナウイルスワクチン接種の高齢者への医療機関や集団接種会場までの移動に利用できるタクシー券の配付が必要と考えるが、市の見解をお伺いいたします。

○議長（内田靖信君） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員の新型コロナウイルスワクチン接種の高齢者への医療機関や集団接種会場までの移動に利用できるタクシー券の配付が必要と考えるがについての再質問にお答えいたします。

ワクチン接種会場へのタクシー利用券につきましては、各自治体での取組は様々でございますが、おおむね自家用車や公共交通機関等を利用できない、いわゆる移動困難者を対象としての取組が多くございます。このことにつきましては、本市といたしましても検討はいたしておりましたが、65歳以上の高齢者接種の前倒しなど、喫緊の課題に対処する必要がございましたことから、タクシー利用券の取組が個別接種の直前となり、周知を市のホームページで行なったところでございます。今回、本市での取組に当たりましては、玉名市内のタクシーの稼働状況などを勘案し、65歳以上の方で徒歩、自転車、自家用車、公共交通機関等を利用して個別接種や集団接種のワクチン接種会場に自力で行くことが困難な方を対象として取り組んだところでございます。市では、避難行動要支援者台帳を保有しておりますので、今回、登録されている65歳以上の方1,250名に1回当たり500円を補助するタクシー利用券4枚を送付したところでございます。このタクシー利用券は一般乗用タクシーと福祉タクシーで利用できることとしております。また、避難行動要支援者台帳に登録していない方でも、総合福祉課や各支所に相談していただくことで利用券を配付しております。さらに現在はタクシー乗車時に

乗務員から声かけをしていただき、タクシー利用券がなくても接種券や接種済証を提示していただくことで500円の補助を受けることができるよう改善したところでございます。このことにより、もらすことなくタクシーを利用した移動困難者への支援ができるものと考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 8番 多田隈啓二君。

○8番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

スクリーンのほうをよろしいですか。

[拡大投影にて画像を示す]

○8番（多田隈啓二君） 今出ておりますけれど、熊本市のワクチン接種会場までの高齢者移動支援についてということで、5月10日月曜日に発送して、18日ぐらいには届くということで、重症化リスクの高い高齢者がワクチン接種機会を逃すことがないように会場までの移動支援をしますということで、熊本市もなされております。

[拡大投影にて画像を示す]

○8番（多田隈啓二君） また、次の写真では、これは菊陽町なんですけど、4月23日時点で、もう菊陽町がすごいのは、予約可能な医療機関を載せてあります。そして、これにもあるんですけど、交通手段をお持ちでない方は、医療機関までタクシー運賃を一部助成されますという、こういう折り込みも出されております。

[拡大投影にて画像を示す]

○8番（多田隈啓二君） 次の写真なんですけど、これも菊池市のやつなんですけど、これも4月のうちには配布されておりますけど、ワクチン接種のチラシの印刷、主な内容では、チラシの印刷等も含めた、また、対象者を菊池の場合は、菊池市の住民全員に対象者を広げられ感染症の対策の移動支援、ワクチン接種の移動支援を行なわれております。

もう一つありますか。

[拡大投影にて画像を示す]

○8番（多田隈啓二君） またすごいのが、これは宇土市なんですけど、新型コロナワクチン接種移動支援で、宇土のコミュニティバス「行長しゃん号」というのがありますが、これを期間限定で5月17日から9月30日、無料運行をされております。これは玉名市内に走っている周遊バスと一緒のような感じでありますけど、これがもう一つすごいのは、この5月17日から9月30日まで、ワクチン接種以外の方も無料で利用いただけますということで周知もしてあります。やはり他自治体はあらゆる手段を使って、このコロナウイルスワクチン接種に取り組んでおられることが分かります。やっぱりここはどうしてもリーダーとしての市長の判断が出てくることだろうと思います。ぜひ、

蔵原市長、いろんな財政面的にも補助事業メニューでもありますので、本当に一人も取り残すことなく接種会場に運ぶんだと強い思いで取り組まれたらどうかという提案でございます。また、菊池市、山鹿市、荒尾市などに私もお聞きしました。そうしたら市の広報紙で市民の方に全部のタクシーの件は、広報が全市に渡っております。ただ、残念ながら玉名市では広報紙での周知がまずなされていないのが現状であり、問題じゃないのかなと思っております。今、現状でタクシー券を知らない方が多数おられますので、いろんな手段を使って周知のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。また、タクシー券に関して相談された方からの相談も受けました。5月26日9時10分に市民の方が市役所に電話をされて担当課に相談されました。父の体が不自由で母は免許を返納したため、ワクチン会場までタクシー券があればと思ひ、娘さんが本市に連絡されたそうです。そのとき、担当者の方が、避難行動要支援者登録されている方のみ配布していますということが5月26日の問題だったんです。その後どうなったかという、タクシー券が配布されるとの回答だったそうです。しかし、10日もたたないうちに65歳以上ワクチン接種会場に自力で行くことが困難な方に対し、タクシー券の一部を助成する事業が始まりました。また、6月4日市長が言われております「市長室からこんにちは」では、市長がタクシー券のことを発言されております。事業が急展開されたことに対して、相談者の方は市の対応に不満を持たれております。また、今月7日にタクシー会社との事業決定がなされておりますが、しかしながら実際は既にもう個別接種は始まっており、タクシーを使って接種された方がおられ、平等性に欠けておったということになります。行き当たりばったりの事業では混乱を招きます。今後はこのようなことがないように、しっかり協議をしていただき、事業していただきたいと思ひます。

次の質問に移ります。再質問です。新型コロナウイルスワクチン接種会場までの乗り合いタクシーの利用についてお伺ひいたします。

○議長（内田靖信君） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員の再質問にお答えします。

御質問の新型コロナウイルスワクチン接種会場までの乗り合いタクシーの利用についてですが、まず、小田、梅林地区のいだてんタクシーにつきましては、土日、祝日は運休しておりますので利用できませんが、横島、大浜地区のいちごタクシー、岱明、滑石地区のしおかぜタクシーについては、それぞれの運行エリア内の接種会場への利用は可能です。天水地区のみかんタクシーも運行ルート上に限りますが、会場までの移動は可能です。ただし、玉名会場である市役所本庁舎までは乗り合いタクシーを利用して直接行くことができませんので、玉名駅の特定乗降場所から路線バスへ乗り換えていただく必要がございます。なお、接種会場までのタクシー利用券につきましては、健康福祉部長から答弁がありましたように、その利用は一般乗用タクシーと福祉タクシーに限って

おり、既に公費を投入しております安価で御利用いただいております乗り合いタクシーでは利用できないことを申し添えておきます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 8番 多田隈啓二君。

○8番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

先ほど来、コミュニティーバスの問題もあるし、あらゆる手段で接種会場にどうやって市民の方を接種受けさせるかというのが問題になってきます。ただ、今答弁にありましたとおり、大浜町、私出身なんですけど、大浜から庁舎の接種会場、集団接種に行こうとしたときに、乗り合いタクシーで来られないという問題があります。大浜の皆さんもなぜ、接種会場に行けないのか、もちろん昔からなぜ、市役所にも行けないのかということをごんざん言われてまいりましたけど、実際、今のところできないということの説明でした。

そこで、再質問いたします。接種期間の停留所の変更、登録費用などによる高齢者の対応が必要と考えるが、本市の見解をお伺いいたします。

○議長（内田靖信君） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員の再質問にお答えいたします。

まず、乗り合いタクシーの停留所の変更についてですが、運行エリア内の特定乗降場所の設定は、地域公共交通会議での同意や、九州運輸局から認可を受ける必要があります。現在の特定乗降場所についても同様の手続で認可を受けているため、市の判断で臨時的に変更ができるものではございません。

以上です。

○議長（内田靖信君） 8番 多田隈啓二君。

○8番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

菊池市、山鹿市、荒尾市は相乗りタクシーがありまして、また、乗り合いタクシーの接種会場への乗降はできます。しかしながら、玉名市だけが、特に大浜なんですけど、乗降ができない状態です。もちろん登録制でありますし、みんなが乗られるわけでもありません。横島町の接種会場には行けますので、ぜひ、そういう周知もしていただければと思っております。玉名市だけ乗降できない状態です。また、荒尾市については、平成30年度にお聞きしますと、バス事業者との協議を行なって、バス路線の競合路線については取決めを変えられております。今、部長答弁ではなかなか競合する路線じゃないんだという答弁だったんですけど、荒尾はどうされているかということです。乗り合いで近くの停留所何か所か決まっているんですけど、そこまで行って、後は病院まで行く手段が競合するんです、路線バスと。そのときに路線バスに乗り換えれば110円ぐらいでいけるという話でした。ただ、しかしながら乗り合いでそのまま競合すると

ころに乗った場合はプラス300円ぐらいすれば、お金を出してもらえれば直接病院まで行けるように乗り合いタクシーの改善をされております。そしてバス業者と合意の上、さっき言いました九州運輸局に提出されて、取組が今、まさに行なっておられます。また、岱明、横島、大浜の場合は乗り合いタクシーは、以前は玉名中央病院まで乗降できていましたが、今では、病院移転によりくまもと県北病院まで乗降ができなくなっており、不便に思っておられる方の声をよく聞きます。市長が掲げている健康と福祉のまちづくり逆行しているように思います。今後は市長、ぜひ、そういう近隣市町村でも競合路線についての対応がもう始まっております。ぜひ、今後は荒尾市モデルのような市民の方が使い勝手のよい路線を検討していただくことをお願いし、次の質問に移ります。

(8) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者支援及び今後の市内での地域経済回復支援についてお伺いいたします。

○議長（内田靖信君） 産業経済部長 上野伸一君。

○産業経済部長（上野伸一君） 多田隈議員の御質問にお答えいたします。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者への支援につきましては、感染拡大を防ぐための支援として、感染防止対策に要する費用の補助を全業種に拡大して行なっているものと、さらなる感染防止の徹底として、昨年度重点的に行ないました飲食店、理容・美容店、小売店への感染防止対策第2弾を行なっております。また、第4波の到来と5月の連休中に出されました有明保健所管内の酒類を提供する飲食店などへの時短営業要請の影響を懸念し、今年4月、5月の売上げと2019年の同月を比較し30%以上売上げが減少している事業者に対し支援する中小事業者緊急支援事業を行なっております。営業時間短縮の協力金につきましては、昨日14日より熊本県での受付が始まっておりますが、申請から支給までに時間がかかることが予想されます。また、営業時間短縮や休業された飲食店等との取引業者への支援として、国が6月16日から月次支援金の受付を開始しますが、給付までの期間等を考え、市といたしましては国、県の制度を補完する意味で早期の支援として中小事業者緊急支援事業を行なっている次第です。

今後の経済対策につきましては、新型コロナウイルス感染症の収束予測がつかない状況であること、また、熊本県における感染者が減少してきてはいるものの、まだまだ予断を許さない状況であることなどから、感染の収まり具合に応じて継続的な支援を実施したいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 8番 多田隈啓二君。

○8番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

今後、ワクチン接種の動向やもちろん感染症の収まり具合に応じてしっかりとした地

域経済対策をお願いし、再質問に移ります。

緊急支援として、市民の方への支援（プレミアム商品券発行）が早急に必要だと思うが、市の見解をお伺いいたします。

○議長（内田靖信君） 産業経済部長 上野伸一君。

○産業経済部長（上野伸一君） 多田隈議員の再質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり昨年度実施しました商品券事業につきましては、好評を得ており、再度実施してほしいという声が届いております。県内のいくつかの市や町では、今年度に入って商品券事業を打ち出しているところもあるようです。本市におきましてもコロナ収束後の地域経済の回復のための支援策を考えており、新型コロナウイルス感染者の推移、ワクチン接種の状況等を鑑みて、適切な時期に経済回復のための支援策を打ち出したいと考えております。

御提案の商品券事業は、有効な経済対策の一つだと認識しておりますが、その実現には内部調整や関係機関との調整も必要と考えますので、今後、実現に向けて調整してまいります。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 8番 多田隈啓二君。

○8番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

市長、たまな好得券、すばらしく好評で、私はすごくいい取組じゃなかったのかなと思っております。この1年ちょっと市民の方は本当にコロナ対策を毎日しながら、そしてコロナと闘っておられます。そうした中、本当に生活が大変だという方のお話も、よく最近耳にするようになりました。こうしたプレミアム商品券発行となれば、やはりいろんな人の助けになると思います。もちろん普通の買い物から使えるあのたまな好得券、そういうプレミアム商品券が必要だという声も聞きますので、ぜひ、市長、これは市長の判断だと思いますが、コロナの収束、また、ワクチン接種の推移等をしっかり考えられて、そしてそれと並行しながら検討は進めていただいて、そして来るべき時にしっかりと経済対策をしていただきたいと思います。また、全国多くの自治体が6月の補正でプレミアム事業に取り組まれています。熊本では水俣市でも6月議会でプレミアム商品券2万冊の発行をする事業費4,718万円が上程されており、阿蘇市でも甲佐町でも取り組まれています。新型コロナウイルス感染拡大により大きな影響を受けた市内飲食店や小売店など、市民の皆さんの消費により応援するため、商品券の発行を1日も早く皆様へお知らせできるように、早急な検討だったり対応をお願いします。

最後になりますが、コロナ禍で大変だと思いますが、今後は市独自の緊急経済支援や感染拡大防止対策やスムーズなワクチン接種のために、市長はじめ、職員の皆さんも一丸となって取り組んでいただくことをお願いし、私の一般質問を終わります。ありがと

うございました。

○議長（内田靖信君） 以上で、多田隈啓二君の質問は終わりました。

引き続き一般質問を行ないます。

6番 古奥俊男君。

[6番 古奥俊男君 登壇]

○6番（古奥俊男君） おはようございます。傍聴の皆様ありがとうございます。6番、新生クラブ、古奥俊男です。

新幹線開通後、新幹線を利用していただくために、在来線の特急列車が廃止になったと私は思っておりました。皆様もそうではないでしょうか。もし、新玉名駅ができていなかったら、博多まで行くのに熊本駅まで行っての利用になります。私は新玉名駅に感謝です。先人に感謝しております。

では、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

1、新玉名駅前整備及び周辺整備についてであります。先人がなぜ、新玉名駅をつくられたのか調べてみましたら、九州新幹線ルート決定に当たり、開通後JR在来線の博多行き駅特急が廃止になるという説明があったそうです。在来線特急で博多まで1時間弱で通勤やその他の用事で使っていた列車がなくなればどうやっていけばいいのか、これは大変なことだということで、新玉名駅の誘致に向け、運動が始まったそうです。当時、新幹線の駅は1県2か所までという決まりがあり、難しい事柄でありました。また、駅には計画駅と請願駅の2種類があり、計画駅は100%鉄道運輸機構の負担で、請願駅は2分の1が機構、2分の1が地元負担となっていたそうであります。そこで計画駅にするための運動が始まったそうです。計画駅の決定まで数年かかり、決定に至ったそうです。その後、駅前整備に移行したわけですが、その後、縣市協定をつくり縣市一体で駅前周辺整備に取り組んでられました。県は約束を守り、市は約束を守っていないのが現状であります。また、ある議員が、駅前開発に関して税金の無駄遣い、どぶに捨てるようなものだと言われたそうです。地区民として残念でなりません。地元は、開発を願っております。先人の思いを受け止め、みんなで開発整備に関わり実現するために努力すべきではないでしょうか。

そこで（1）、新玉名駅前整備について、（2）、周辺整備について、質問をさせていただきます。まず、（1）、新玉名駅前整備について、ここで写真をお願いいたします。

[拡大投影にて画像を示す]

○6番（古奥俊男君） これお分かりになると思うんですが、赤い線であるのが道路であります。今、駐車場がありますけども、この横に6反ぐらいの地区が残っております。まずこれを開発せんと、右側に移行ができません。写真をお願いいたします。

[拡大投影にて画像を示す]

○6番(古奥俊男君) これが今、道路をつくる中牟田線という農道だったんですが、今、市道認定されております。もう1枚お願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

○6番(古奥俊男君) これが分かりにくいですが、さっき凸凹になっていた6反ぐらいの残地でございます。まず、ここを開発せんと次の右のほうの移行に移れないのが現状となっております。ありがとうございました。

新玉名駅は、県北の拠点づくりの名目のもとに計画駅としての整備がされました。今回整備予定の中牟田線、新玉名駅西側駐車場の西側に面する中牟田線、左側にマンション用地となっております。計画がどうなっているのか。民間による土地買収になれば土地代は高くはないかなと、私は思っております。市の考え方をお聞きします。

○議長(内田靖信君) 建設部長 片山敬治君。

[建設部長 片山敬治君 登壇]

○建設部長(片山敬治君) 古奥議員御質問の新玉名駅前整備についてお答えいたします。

現在、去年8月に策定しました新玉名駅周辺整備方針における優先的に整備する範囲6.7ヘクタールの一部におきまして、区画道路であります中牟田線、排水路、下水道整備の計画を先行的に着手しております。進捗状況といたしましては、1月に関係地権者へ第1回目の説明会を開催し、2月には現地にて用地境界及び事業に必要な面積について確認いただいているところです。その後、2回の説明会を開き、事業内容については理解をいただいております。現在は、用地買収単価に関する交渉を行なっている状況で、今後も粘り強く交渉を行なう予定です。なお、この区画道路東側の土地につきましては、民間開発の打診がございますので、道路などインフラを先行して整備することで、民間開発の後押しにつながればと考えております。

以上でございます。

○議長(内田靖信君) 6番 古奥俊男君。

○6番(古奥俊男君) 答弁ありがとうございます。

民間が開発を希望しているのであれば、協力するのは当然であります。地権者と開発業者の間に入り、協力し、諸問題に努力してほしいと思います。

これはまた質問をするとさっきの答弁と同じになるかと思っておりますので、さっきの答弁でこれは結構かなと思っております。

では、次の2番の周辺整備についてお尋ねをいたします。ここで図面をお願いいたします。

[拡大投影にて画像を示す]

○6番(古奥俊男君) これちょっと見にくいかもしれません。これ当初の縣市協定に載

っていた図面であります。上から来て、新玉名駅のところで止まっているのが現況の県道で、玉名八女線です。それから頭のほうに稲佐津留玉名線までつなぐのが市が計画している道路であります。次、お願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

○6番(古奥俊男君) これは前に一般質問させていただきました野球場の話が出たときに、一応、図面として入れられた図面であります。これでいきますと、今東西線の道路がちょうどそこにかかりますもんですから、ちょっとできないのかなと思っておりました。しかし、まだまだ県のスポーツ施設も今すぐできるような状況ではありませんので、一応、河崎迫間2号線というのは調査は進んでおります。2枚だけだったですかね。

[拡大投影にて画像を示す]

○6番(古奥俊男君) 写真がこれはこっちが県道玉名八女線、高規格道路であります。もう1枚お願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

○6番(古奥俊男君) 今、写真で農道が通っておりますけども、当初は途中から曲がっておりましたんですが、なるだけまっすぐ行っていただきたいなと、私は思っております。ありがとうございました。

そこで質問をいたします。県市協定は、駅と駅前周辺整備を兼ねた開発の拠点づくりのための協定書であります。この県市協定によると、通称東西線、県道は玉名八女線ありますが、市道は河崎迫間2号線となっております。県道は約束どおり開通しておりますが、市道側は今からであります。県道玉名立花線は令和4年度完成から6年完成に延びたそうですが、市道河崎迫間線も同時に開通させていただきたい。これはなぜかといいますと、県市協定によりますと、玉名立花線も河崎迫間2号線も平成30年度の完成と協定書にはなっておりました。なるだけ同時に開通のほうが経済効果も高いと考えております。そこで市の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○議長(内田靖信君) 建設部長 片山敬治君。

○建設部長(片山敬治君) 古奥議員御質問の周辺整備についてお答えいたします。

まず、県市協定とは、平成18年2月9日に当時の熊本県知事と玉名市長が締結した協定書で、新玉名駅周辺地域等の整備に関する協定書でございます。新玉名駅周辺地域のみならず、県北全体の活性化に向けて駅前広場や周辺施設の整備、周辺地域への民間機能導入、道路網の構築など、県と市が協力し連携を行なうものとして協定が締結され、現在、その協定に基づき、主要地方道、玉名立花線の整備が県において実施されており、令和6年度完了予定となっております。また、この協定では、新玉名駅の東西を結ぶ主要地方道、玉名八女線を延伸する計画道路として、河崎迫間2号線もございまして、これは市が整備する道路として平成30年度に予備設計及び測量業務を実施しております

が、その後、熊本県と起終点の県道に接続する交差点計画の協議を行なっていたところ、令和元年度に玉名市議会、熊本県議会において県営野球場誘致の質問があり、本計画道路に影響があるためひとまず休止としておりました。

今回、議員の御質問の中で、玉名立花線と同時に開通していただきたいとありました。このため今後、誘致にかかる動向を見極めて、早期に事業化できるよう準備を進め、新玉名駅周辺地域を含めた県北全体の活性化に向け、引き続き努めてまいります。

以上です。

○議長（内田靖信君） 6番 古奥俊男君。

○6番（古奥俊男君） 答弁ありがとうございます。

県市協定は、やっぱり県と市とちゃんと結んで約束を守らんといかんと、私は思っております。駅前のところには地域交流施設をつくるという、玉名市がつくると約束のもとに出店いただいておりますグッデイさんとケーズデンキ、それは平成18年に県市協定が締結されております。だから平成30年ということは10年間以上その期間があります。その間、玉名駅に何もなくちゃいかんようなということで、県が先んじて農振除外をされたと、私は聞いております。約束は守ってこそ信頼を得るものです。市当局の努力をお願いいたしておきます。

では、次の質問に移らせていただきます。

[6番 古奥俊男君 登壇]

○6番（古奥俊男君） 2、都市計画道路についてであります。先日岱明玉名線都市計画道路の開通式がありました。計画から約30年、また、3.7キロメートルに53億円、このうち1.1キロメートルに38億円を要しています。1.1キロメートルに38億円、かかりすぎではないでしょうか。事業費の内訳をお尋ねいたします。

○議長（内田靖信君） 建設部長 片山敬治君。

[建設部長 片山敬治君 登壇]

○建設部長（片山敬治君） 古奥議員御質問の都市計画道路についてお答えいたします。

都市計画道路は都市の骨格を形成し、都市交通における最も基幹的な都市施設として、都市計画法に基づいて計画決定された道路でございます。また、本市の都市計画道路は19路線、総延長は46.99キロメートルで、整備率は約71%でございます。現在、平成17年度から都市計画道路岱明玉名線を重点に整備を行なっておりましたが、去る5月24日に開通式を行ない、玉名市の東西の幹線道路を南北に結ぶ都市計画道路として全線開通いたしました。

まず、この事業費の内訳でございますが、1期工事として平成4年度から実施した区画2.6キロメートル約15億円、2期工事として平成17年度から実施した残りの区画1.1キロメートルに約38億円となり、総延長3.7キロメートルに総事業費が約5

3億円かかっております。議員御質問の1.1キロメートルに38億円はかかりすぎではというお尋ねであります。事業費38億円の内訳を申しますと、委託費1億9,000万円、工事費19億8,000万円、うち橋梁部は6億円、用地補償費11億4,000万円、文化財調査費約4億5,000万円、事務費4,000万円でございます。このうち工事に係るJRをまたぐ橋梁部の工事費用の割合が3割に及ぶなど、さらには文化財調査など特殊な増加要因があり、通常の道路整備に比べ事業も長期間を要し、費用も増加したところでございます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 6番 古奥俊男君。

○6番（古奥俊男君） 答弁いただきました。

都市計画道路は、一般道路と違いくねくね曲がった道路ではなく、ある程度直線が緩やかな線になる計画道路でないと、都市計画道路に認定されないかと思えます。都市計画道路の概念をちょっとお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（内田靖信君） 建設部長 片山敬治君。

○建設部長（片山敬治君） 議員御質問の都市計画道路についての概念でございますが、都市計画道路は、都市を形成する都市施設として、土地利用や交通などの現状及び将来を見通して広域的な視点で配置し、円滑な都市機能、良好な都市環境を保持するために、道路の区域を都市計画法に基づき都市計画決定された道路であります。このように都市計画道路は、その都市の根幹をなす道路として、安全性、快適性の向上を図るため、幅の広い歩道や植樹帯などを設け、歩行者と自動車を分離し、自動車が安全で円滑な通行ができるように整備を進めております。今後も計画的な都市づくりの一環として都市計画道路網の整備を推進してまいります。

以上です。

○議長（内田靖信君） 6番 古奥俊男君。

○6番（古奥俊男君） 答弁ありがとうございます。

ここで再質問をさせていただきます。岱明玉名線の用地補償費が11億4,000万円、非常に高いように感じます。内訳は住宅移転なのか、工場等などの内容かをお聞きしたいと思います。そうなれば今後、旧国道208号線、今県道であります。それからの国道208号バイパスまでもっていく都市計画道路、これ非常に難しいように私は感じております。しかしながら、市民の幸せ度や利便性の向上、地域の発展のために作り上げるのが行政の役目であるはずで、金がかかりすぎるからつくらないというのは行政にあらずと考えます。しかしながら、言うは易く行なうは難しであります。この内容をお聞きいたします。

○議長（内田靖信君） 建設部長 片山敬治君。

○建設部長（片山敬治君） 古奥議員の再質問にお答えいたします。

用地補償費 1 億 4,000 万円の内、建物移転補償に係る費用が約 7 割を占めております。内訳としまして住宅が 12 軒、事業所及び店舗が 10 軒となっております。

以上です。

○議長（内田靖信君） 6 番 古奥俊男君。

○6 番（古奥俊男君） 答弁ありがとうございます。

これは計画道路ですので、金がかかっても作り上げるのは当然かと思えますけれども、あそこの場合は恐らく今、暫定 2 車線の開通になっているかと思えます。玉名市において 4 車線の道路は恐らく私、1 本もないのかなと思っておりますけれども、これはまた後の質問にちょっと出てきますので、後の答弁を確認していただきたいと思えます。

次の質問に移りたいと思うんですけど、次の質問いいですか。

○議長（内田靖信君） はい。

○6 番（古奥俊男君） では、次の質問に移らせていただきます。

土地開発公社についてであります。ここで図面をお願いいたします。

[拡大投影にて画像を示す]

○6 番（古奥俊男君） これは市が計画していらっしゃる都市計画道路になります。今、赤の線が、ピンクのところは岱明玉名線開通したところであります。今、県道なんです、旧国道 208 号の境川沿いからバイパスまで、バイパスから下りてきたところにつながる道路を都市計画道路として境川沿いに、黄色に計画をしてあります。そこに今、岱明玉名線を結ぶように計画をしてあるのが都市計画道路であります。ここで国道 208 号線、現在は県道ですが、境川沿いに都市計画道路として線引きされていますが、現在、その周辺は住宅が建ち並び計画推進が不可能ではないでしょうか。今後、どうするのかをお尋ねします。また、土地開発公社はないそうですが、なぜなくしたのか。あれば用地先行取得資金として政府資金の金利の安いのがあったと思えます。つくるのであれば住宅が建つ前に先行して、この資金を活用し、先行取得するべきでは。今となつてはこの計画は不可能ではないでしょうか。まず、今後の都市計画道路はどうするのか、都市開発公社はなぜなくしたのか、お尋ねをいたします。

○議長（内田靖信君） 古奥俊男議員の一般質問の途中ですが、議事の都合により、午後 1 時まで休憩いたします。

午後 0 時 01 分 休憩

午後 1 時 00 分 開議

○議長（内田靖信君） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行ないます。

建設部長 片山敬治君。

○建設部長（片山敬治君） 古奥議員御質問の土地開発公社についてお答えいたします。

今後の都市計画道路の整備も残り10路線となり、市街地を通過する計画区域には既に多数の住宅や事業所などが建ち並び、事業費も膨大となることから、改めて見直しを行ない、必要性が低下している路線は廃止とするなど、真に必要な路線に選択と集中を図るために、今年度から2か年かけて都市計画道路の見直しに入る予定であります。一方、土地開発公社については、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、地方自治体が道路や公園などを整備するために必要な土地を代理で取得するために設立された法人であります。玉名市土地開発公社を昭和43年に前身である財団法人玉名市開発公社が設立され、昭和49年に公有地の拡大の推進に関する法律に基づく土地開発公社として設立され、平成24年度まで先行取得事業を進めておりました。しかしながら、バブル経済崩壊後、地価の下落が続き公共用地の先行取得の必要性も減少してきたため、公社による用地先行取得の役割はほぼ終了したと判断されました。また、平成21年4月に地方公共団体の財政の健全化に関する法律が全面施行され、土地開発公社も将来における財政負担の明確化と計画的な削減に取り組むことが求められておりました。そのような社会情勢の中、平成23年度に事業も全て完了し、銀行などへの償還も完了し、保有する土地もなく、平成24年度以降の事業計画も当時はありませんでした。市としては、公社を存続させていくには、法人税等の固定費が毎年かかっていくことや、当時はまだ土地の下落が続いていたことなど、社会経済情勢に合った事業を展開していくことが行政の務めではないかと考えられ、解散の決断をし、議会の議決を経て、平成24年10月23日に熊本県知事より解散の認可が下りた経緯がございます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 6番 古奥俊男君。

○6番（古奥俊男君） 答弁ありがとうございます。

それでは、再質問に移らせていただきます。公社に法人税の固定費がかかるとありました。議会の議決を経て、解散の許可が下りたとも分かりました。この先、取得事業は有利な資金、利息0.02%であります。これは原則幅員が22メートル以上、これに接続する道路の場合16メートル以上が対象となっております。当時において、22メートル以上、これに接続する16メートル以上の道路はあるのかお伺いをいたします。

○議長（内田靖信君） 建設部長 片山敬治君。

○建設部長（片山敬治君） 古奥議員の再質問についてお答えいたします。

本市の都市計画道路の残り10路線のうち、有利な資金である用地先行取得資金の対象となる要件、幅員22メートル以上及びこれに接続する16メートル以上の都市計画道路は、どちらも該当はありません。

以上です。

○議長（内田靖信君） 6番 古奥俊男君。

○6番（古奥俊男君） 答弁いただきました。

そうならば今後、見直し路線決定後は、住宅、商店、工場などができないよう先行取得すべきではないでしょうか。それも併せてお聞きいたします。

○議長（内田靖信君） 建設部長 片山敬治君。

○建設部長（片山敬治君） 議員の再質問にお答えいたします。

都市計画道路の整備には、完了までに長期間を要します。このため計画の見通しが立っていない用地を先行取得した場合、長期にわたりその土地が塩漬けとなり、維持管理も長期にわたります。このためまずは、都市計画道路の見直しで、早期事業化の見通しを立てた計画道路に、先行取得を活用していきたいと考えております。

以上です。

○議長（内田靖信君） 6番 古奥俊男君。

○6番（古奥俊男君） ありがとうございます。

そうってきますと、道路はやっぱり公共がすべき問題だと思います。いろんな問題があるかと思いますが、今後、速やかに進むように進めていただきたいと思います。

これを持ちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（内田靖信君） 以上で、古奥俊男君の質問は終わりました。

引き続き一般質問を行ないます。

9番 松本憲二君。

[9番 松本憲二君 登壇]

○9番（松本憲二君） 9番、自友クラブの松本憲二です。お昼ご飯の後で、皆さん多分眠い時間だろうと思いますけれども、本日、最後の質問になります。今しばらくお付き合いをいただきたいと思います。

昨日、感染者ゼロ、熊本県63日ぶりの感染者ゼロ人でした。しかしながら日曜日明けということで、月曜日だったので果たして今日が何人なのかなというあれもあります。しかしながらゼロというのが63日ぶりに出て、まん延防止等重点措置が明けた日に、そういううれしいニュースもあって、ましてや昨日から熊本県議会始まりまして、蒲島県知事が11月で県民のある程度の方の接種が完了ということで、グランメッセに大規模接種会場を設けるというような記事も大きく載っておりました。玉名市も5月31日から新型コロナウイルスワクチンの接種が始まっております。高齢者の方々が7月で終わるというふうなことで、まず、重症化を防いでいただきたいと思いますというふうに思っております。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。何人かの議

員さんと若干かぶるところがあります。これは、私は私なりのちょっと考えで質問させていただきたいと思います。

まず最初に、小中学校及び保育施設の新型コロナウイルス感染症対策の状況はということでお伺いします。小学校中学校、そしてまた、保育施設、学童保育なり、いろんな施設がありますけれども、そういうところの感染症対策に関しまして、感染症対策のいろんな取決めであったり、いろんな設備であったり、そういうのが、現状はどういうふうになっているのかということをお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（内田靖信君） 教育部長 藤森竜也君。

[教育部長 藤森竜也君 登壇]

○教育部長（藤森竜也君） 松本議員御質問の小中学校の新型コロナウイルス感染症対策の状況についてお答えいたします。

小中学校におきましては、文部科学省が示した学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルに沿って、先ほど多田隈議員の御質問にも答弁しましたが、こまめな手洗いや咳エチケット、換気といった基本的な感染症対策に加え、感染拡大リスクが高い三つの密の回避や身体的距離を確保するといった対策の徹底を図り、感染拡大の防止に取り組んでいるところです。

このような基本的な対策のほかにも、国の補助金を活用した感染症対策支援のために必要な物品の購入及び整備を昨年度から行なっており、これまでの整備状況を申し上げますと、市内小中学校21校のうち、自動検温器、サーモグラフィと申すかと思いますが7校、非接触型体温計が20校、自動手指消毒器が10校、フェイスシールドが19校、パーティションが8校、サーキュレータが18校となっております。引き続き学校における感染を防止するため、日常的な基本的対策を徹底すると同時に、必要な物品の整備を行ない、衛生環境を整えるなど、感染防止対策のさらなる徹底に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 健康福祉部長 酒井史浩君。

[健康福祉部長 酒井史浩君 登壇]

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員の保育施設の新型コロナウイルス感染症対策の状況についてお答えいたします。

保育が必要なお子様を保護者の代わりに保育する児童福祉施設である厚生労働省所管の保育施設は現在、本市には保育所が18園、認定こども園が5園、地域型保育施設が3園、認可外保育施設が6園の合計32施設ございます。これらの施設の新型コロナウイルス感染症の基本的な感染防止対策は、厚生労働省からの通達に従って、アルコール消毒液等での清掃や消毒の徹底、給食時の三密、飛沫感染の防止などを実施してござい

す。さらには国からの補助事業も活用していただき、マスクや消毒液のような消耗品だけでなく、空気清浄機等の備品も購入され、感染拡大防止に努めていただいております。また、放課後児童クラブにおいても、国が示しました感染防止のための指針等に従い、同様の対策を実施されているところがございます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 9番 松本憲二君。

○9番（松本憲二君） 今、答弁をいただきました。

サーモグラフィで検温するのが7校と、あとは非接触型体温計の検温が20校、小学校、中学校ではということだったんですけれども、私は以前、小中学校に空気清浄機を導入してはどうですかという質問をさせていただきました。今、サーキュレータが18校入っているということだったんですけれども、何でこの質問をしたかといいますと、この6月議会に公立の保育園だけ、それと公共施設に自動水栓が設置をされます。公立の保育園3園で10基、それと体育施設5施設で19基ということに予算が上げられております。果たして公立だけでいいのかという思いがあるわけです。やっぱり私立であってもちゃんと認可の保育所であったりとか、放課後児童クラブであったりだとか、それと小中学校は玉名市立ですので、先ほど多田隈議員の質問でもあったんですけれども、乾電池式ということもあります。そんな中で、空気清浄機を何で言いますかという、結局、近隣の荒尾市は小中学校に全部空気清浄機が入っているわけです。それと自動水栓もほとんどがコロナが始まったときに入れられております。それとサーモグラフィ、ほとんどの学校が入っております。働き方改革じゃないですけども、学校の先生たちの少しでも仕事というか、教育のほうのあれを省いてやろうということもあって、荒尾市では入っているんだらうと、市長の判断で多分入れられたのかなという思いがあります。小中学校に一遍に市の予算で入れてありますもんですから、特別臨時交付金ですね、そういうのを使って入れてあります。梅雨の時期、ほとんどの小中学校を見てみますと、窓が南向きで建っております。雨が降ったら窓が開けられない状態です。廊下側の窓だけしか開けられません。空気は回りません。サーキュレータで18校入っているということで、循環型で、今回、公民館にサーキュレータが69台、この6月議会の予算で入れるようになっております。しかしながらそれは空気が循環することであって、風通し、この議場でいえば、密閉した中でサーキュレータを回しても同じ空気がただ単に循環するだけです。空気清浄機とは全然違います。雨が降るときに窓が開けられない。子どもたちに感染のリスクが低いといいましても、玉名市でも未就学児にも出ておりますし、小学生にもコロナの陽性反応が出ております。そしてまた、変異ウイルスがどのような形で若年層にも広がっていくのかというのは、まだ未知の世界であります。そういう観点から、空気清浄機を入れないという判断だったんですけど、どうして空気清浄機が入

れられないのか、そこをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（内田靖信君） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 松本議員の再質問にお答えいたします。

空気清浄機につきましては、熊本県の方針として、新型コロナウイルスに対する有効性が確認できていないことから、一般的な設置は認められておらず、換気が悪い場所についてのみ設置を認めてある状況で、本市においても県と同様の取扱いとしているところです。また、先ほど申し上げました文部科学省の学校における衛生管理マニュアルに、これには密閉を回避するため、換気は可能な限り常時、困難な場合はこまめに、こまめにとというのは30分に1回以上、数分間程度、窓を全開するという換気を行なうことと、この換気の徹底について示されております。このような対応を求められている中で、御提案の空気清浄機については、その設置によって空気清浄機に頼ることによって換気がおろそかになることも懸念されます。また、自動検温器についてもよろしいですか。サーモグラフィにつきましては、既に整備されている学校もありますが、学校の規模によってはハンディタイプの非接触型体温計で対応することが十分可能な状況でございます。

以上のことから全ての小中学校に一括して整備する必要がないと考えているところです。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 9番 松本憲二君。

○9番（松本憲二君） 今の答弁を聞きますと、熊本県の基準に全て沿うような形です。そうしたら市でいろいろな予算措置というのは何なのかなというふうにやっぱりなってしまうわけですね。いろんな経済対策にしろ、全て県と同様な形にしていけばいいというような考えにしかないじゃないですか。やっぱり市は市独自なんです。だから市にちゃんと特別臨時交付金というようなことでくるわけですから。やっぱり教育環境、これは保護者の方から長洲町の職場であったり、同じ玉名市内の職場であったり、荒尾市の職場であったり、そういうところで荒尾市のお父さん、お母さん方、玉名市のお父さん、お母さん方が職場が同じところで、荒尾市はこうよ、こうよという話が出て、玉名市の保護者の方からどうして玉名市は空気清浄機とかそういうの設置されないんですかというような声が私にも非常に届きまして、そのとき空気清浄機入れられないんですかというような話をしたんですけれども、入れられなかったと。

これはちょっと若干話がそれますけれども、やっぱり対策、結局玉東町は人口が若い世代が増えているというのは、やっぱり子育てに特化した予算をきっちりつけているから若者が増えている。移住者も増えている。じゃあ、結局玉名市はそうやってよその近隣の市町村がやっていることをやらないというんだったら、それはやっぱり移住者も増

えるのかなというふうにも考えますよね。若い世代はネット社会でいろんな情報を持っています。あそこはこうよ。あそこはこうよ。こういう子育ての支援があるわよ。だからやっぱり引けを取らないような政策、そして教育の環境は大人たちがしっかりつくってやるというのが必要じゃないかというふうに思います。

だからこの公立の保育所に自動水栓を入れる、そして公共施設に自動水栓を入れる、今後のそういう認可の私立の保育園であったり、小中学校は先ほどあったんですけれども、そういうところに対しての予算措置は今後どのようなお考えをお持ちなのかということをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（内田靖信君） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員の自動水栓はなぜ私立保育園に設置しないのかについてお答えいたします。

今議会で補正予算の増額をお願いしております公立保育所に自動水栓を設置する経費につきましては、市が管理する他の公共施設と同様に、管理責任者としての立場から感染防止対策の一環として計上したものでございます。私立保育園への対応といたしましては、公立保育園に設置した自動水栓の園児への影響や効果等を検証した後、その有効性が高いと判断できれば、私立保育園への自動水栓の設置についてもその実現に向けて検討を進めたいと考えております。

以上です。

○議長（内田靖信君） 9番 松本憲二君。

○9番（松本憲二君） 私立保育園の会が多分あると思います。そういうところにお伺いを立てて、やっぱり設置をしていただきたいというお申出があれば、速やかに公立の保育所だけじゃなくて、そういう私立の認可保育園であったり、学童保育であったり、そういうところにも積極的に設置を進めていただきたいというふうに思っています。子どもたちがどうしてもコロナにかかるのか、かからないのか、そしてその先生たちも非常に保育園だったりというのは、抱っこしたりだとか、非常に密接な関係を子どもさんといつも接触をしてらっしゃるわけでもありますし、学校規模で小中学校も大規模校であったり、小規模校で人数は違いますけど、先生たちの仕事の量も大規模校と小規模校では若干違いはあるかもしれませんが、そういうリスクといいますか、少し軽減がなされれば、そしてその子どもたちの教育の環境も他市に引けを取らないような環境をしっかり整えていただきたいというふうにお願いをします。

空気清浄機は熊本県の基準というようなことで、入れないというようなのが非常に固いというふうな認識を受け止めました。今後も多分空気清浄機は入らないんだろうなというふうに思います。そうしたら結局、循環でこのサーキュレータが非常に有効性が高いと考えて、この公民館にも入れられるのであれば、若干単価も安いですし、それは全

校ぐらいに普及をしていただきたいなというふうをお願いをいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

[9番 松本憲二君 登壇]

○9番(松本憲二君) 次は、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種についてお伺いをいたします。これもいろんな議員が御質問をされております。5月31日から本市では接種が始まっております。まずは75歳以上ということで、昨日吉田憲司議員がおっしゃったんですけども、私も若干耳にしたのが、1回目は7月中には打てるけれども、2回目の予約は8月何日ですよというかかりつけ医でののがあって、集団接種が始まって、そっちに切りかえて、昨日の答弁でもあったように7月中には何とか終わらせると。今議会開会の時に保健予防課からこのワクチン接種に対しての説明があったわけですけども、高齢者75歳以上が70%、65歳以上が70%、64歳以下、そのときまでは16歳だったですね、16歳以上が50%というような予想を玉名市ではとっておりますというようなことだったです。大規模接種会場もなんですけれども個人の病院で接種が始まっているわけですけども、急遽キャンセルをされて、余った余剰ワクチンの利用に関して、これは答弁もあっているわけですけども、大規模接種会場、そしてまた、個人病院での接種に関しての余剰ワクチンの取扱いに関してどういうふうな対応になっているのかということをお聞きしたいと思います。

○議長(内田靖信君) 健康福祉部長 酒井史浩君。

[健康福祉部長 酒井史浩君 登壇]

○健康福祉部長(酒井史浩君) 議員御質問の集団接種会場において、当日の予約キャンセルにより発生した余剰ワクチンへの対応は、余剰ワクチンは保育士や教職員など感染リスクの高い者へ接種したらどうかということについてお答えいたします。

先の西川議員の一般質問にも御答弁いたしましたけれども、集団接種会場で予約キャンセルによりワクチンの余剰が発生した場合の対策といたしまして、5月末に玉名市ワクチン廃棄防止指針を策定し、接種対象者リストを作成しまして、余剰ワクチンの廃棄防止に取り組んでおります。保育士や教職員についてもこの余剰ワクチンの廃棄防止対策の対象者としておりまして、指針に基づき接種対象者リストを作成しているところでございます。また、かかりつけ医の医療機関における個別接種におきましても余剰ワクチンの廃棄防止対策は市と同様でありまして、医療機関独自の接種対象者リストの作成をお願いするとともに、場合によっては市で作成した接種対象者リストからも対応できる連携体制をとっているところでございます。

以上でございます。

○議長(内田靖信君) 9番 松本憲二君。

○9番(松本憲二君) 今、答弁をいただきました。

初日に西川議員も学校の先生方や保育士さんたちに優先して余剰ワクチンを打ったらいかがかなという事で質問されました。私もまさにそれも必要だなというふうに思います。

ちょっとここで1点お伺いしたいんですけども、熊本県でも約70人分のワクチンが、他の市町村で廃棄されていたという記事が載っていたんですけど、まだ玉名市はそれはないですよ。

○議長（内田靖信君） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 大規模な廃棄ワクチンというのはございません。ただ、1瓶、例えば、瓶の中に注射針がちょっと入ってしまって廃棄というのは、いわゆる使えない、使ったら危ないかなというような部分等は聞いておりますけれども、そのほかにはちょっと私の耳に入っているところではございません。

○議長（内田靖信君） 9番 松本憲二君。

○9番（松本憲二君） 非常に貴重なワクチンですので、しっかりその余剰ワクチンにしましては、廃棄することなく、接種に回していただきたい。もちろん保育士さん、学校の先生方もそうなんですけども、私的には市役所の職員さん、それも窓口対応をされる職員さん方ですよ、やっぱり市民がいつもいらっしゃるじゃないですか、市民課、いろいろな証明書を発行するところであったり、子育て支援課であったり、そういうところもやっぱり職員さんは市民に安心を与えるという観点から、ワクチンを接種したほうが、もちろんパーティションがありますけれども、やっぱり市民のまだワクチンを接種していない方々が市にいろいろ用事があっていらっしゃるわけじゃないですか、窓口。その窓口対応の職員さん方はもちろん余剰ワクチンが出たときには、打ったほうが市民に対して安心感を与えるという面で、そういうことも検討をしていただきたいなというふうに思います。

それと若い世代が50%という結局2人に1人しか打たないという、今、玉名市ではそういう予測を立てられてますよね。この引上げについては何か検討をしないと、2人に1人しか打たないということは、医療関係者はずっとこの重症患者がいつ出るかわからないということで、ずっと緊張感を持って、病院運営に当たらなければならないというふうに思うんですけども、この若い世代の接種率の引上げについて、何かお考えがあるのかというのをちょっとお聞きしたいんですけども。

○議長（内田靖信君） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 御質問の低い接種率が見込まれる若者へのワクチン接種の促しについてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の収束のためには、若い世代の方にも接種してもらうことが非常に大事であると認識しております。若い世代の接種率を高めるためには、新型コ

コロナウイルス感染症による影響やワクチンの効用と副反応についてなど、若年層に対する正しい情報発信に努めまして、ワクチン接種を理解していただきながら接種を促していきたいと考えております。

若い世代の接種率の低下が見込まれる一因には、平日に時間を作りにくいことがあるため、本市では集団接種を週末に設定して、若者の接種率を上げることができるよう準備をしているところでございます。また、現在、本市では国の示す接種順位に従いまして、重症化リスクの高い高齢者への接種を実施しておりますけれども、高齢者接種完了の一定の見通しがついたところで、保育園や学校等を含めた職域ごとの接種に取り組みまして、若い世代の接種率を上げることができるよう検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 9番 松本憲二君。

○9番（松本憲二君） 若い世代の接種率を引き上げないと、本当に医療現場というのはなかなか休まる時間がないのかなというふうにも思っています。そしてまた、高齢者の70%、65歳以上、75歳以上でも70%というよりもどっちかといったら100%打っていただいたほうが一番いいのかなというふうに思うわけです。そのコロナのワクチン接種、今、高齢者が始まっていますけど、先ほどの多田隈議員がプレミアム商品券をおっしゃいましたけれども、ワクチン接種率を上げるためにクーポン券であったりだとか、市内の飲食店だったり、いろんなところで使えるクーポン券事業なんか、接種をした方にあげる、で、接種率を高める。100%に近いほどいいんですから、そうやってそういう事業をして、若者の接種率も上げる。高齢者もちゃんと打った方々は分かっていますので、後でそういうのを郵送するなり、そうやって接種率を100%ぐらいまで引き上げる。そうしたら経済も、接種率を90%ぐらいまであげる、ずっと上がっていくじゃないですか、クーポン券がもらえるということであれば、じゃあ、打とうかなと。5,000円のクーポン券、1万円のクーポン券か分かりませんが、そういうのをもらえるとなれば、ああ、じゃあ、ちょっと打とうかなと思う気にもなるんじゃないかなと思うんですけども、そういうことも視野に入れながら、接種率も上げていただきたい。そしてまた、接種率が上がることによってそういう飲食店であったり、玉名の経済の下支えにもなってきますし、そこでまた、クーポン券であったり、商品券であったり、接種をした人にそういうのを配布するという考えで接種率を上げていただきたいなというふうな思いもあるんですけども、ちょっとそれについてなんかお考えがもしあるのであれば、今ちょっと、私の一般質問に対して、ちょっとどういうお考えかというのをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（内田靖信君） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員御質問の接種した方に食事券やクーポン券を配布してはいかがか。そうすることで接種を控えている方を接種につなげ全体的な接種率を引き上げるとともに、新型コロナ感染症で疲弊している飲食店等の活性化の一助となるということにつきまして、若い世代や接種を控えている方を接種につなげ、経済の活性化を図るという議員の御提案につきましては、今後すみません、庁内で検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（内田靖信君） 9番 松本憲二君。

○9番（松本憲二君） 全体的にこの接種率、ちょうど聞き取りをするときに高齢者の接種の70%、若者の50%というのは、どこからの数字ということ、担当課に聞いたら、インフルエンザの接種率が大体それぐらいということで聞きました。インフルエンザの場合はリレンザ、タミフル、特効薬が既にできておりますので、結局、接種をしなくてもかかって、リレンザ、タミフルで3日間ぐらい休養をとれば治るというようなこともありますけれども、コロナに関しては特効薬もまだないですし、とにかく接種率を上げる。多分熊本県下でナンバーワンになってもいいのかなと思います。接種率を上げるということに関しまして、市長はどのようなお考えをお持ちなのか、ちょっと通告はしてませんでしたけれども、70%、70%、50%という数字が担当課から出ておりますけれども、やっぱり100%近い数字を私は目指してほしいなというふうに思いますけれども、どういうお考えかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（内田靖信君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 松本議員の御質問にお答えいたします。

当初の計画の割合からすると、始まる前の段階から既にもっと割合としては上がっていくであろうと、予想は変わってきております。当初立てた計画の部分でのお話しになるであろうと思います。その中で若い方々がなかなか接種率、接種の割合が上がっていかないんじゃないかという懸念があるんですけれども、その中には休日で対応する部分はしっかり対応していきますけれども、やっぱり接種時の副反応の問題だけではなく、将来的な副作用の問題を心配されておられる方々がいらっしゃいますので、現時点での正確な情報というものをしっかりと発信をしながら、なるべく多くの方々に、私もより多くの方々に接種をいただいて、早期に集団免疫を獲得していきたいと思っておりますので、その点については7月末までに高齢者接種、重症化を防ぐために、とにかく取り組んでおりますけれども、並行しながら職種別、この前も申し上げた保育士さん、学校の先生方、それから学童クラブの支援員さん、それ以外にも昨日も質問でありましたとおり、消防の職員さんあたりは医療従事者と同等に扱っていただいて、もう先行して接種をしていただいたり、そういったこともしておりますので、臨機応変にその辺は取り扱

いながら、割合というものをあげていきたいというふうに思っています。

それから、もう一つ、一番初めの質問のことについて、部長の補足をさせていただいていいですか。

学校の空気清浄機の話でありますけれども、先ほどの答弁で解釈の中では、県の方針に従ってであるというようなことでの解釈になっているかと思っておりますけれども、決してそれだけの話ではなくて、十分に議論を庁内でもやっております。その中で、一番大切にしなければならないのは、学校の現場の先生方の御意見だということで、先生方からどういった御意見があるのかというふうに、その中で、空気清浄機をさほど必要視、重要視されておられない。むしろ定期的に換気を行なっていく、雨でも窓を開けたりはできるということで、子どもたちの例えば、生活習慣、生活態度のほうにも非常にいい影響があるので、さっき部長からもあったとおり、ずっと空気清浄機をつけっぱなしということのほうがいかなもなかという話もあって、やはり現場の声を聞いてみると、こっちからよかれと思って押しつけるのではなくて、やはり現場として必要かどうか。その必要性があるならば当然入れていきたいと思っていますし、それは自動水栓も同じことなんですよね。私も非接触で、いや、そのほうがいいんじゃないかと、こちらは勝手に思っていますけれども、現場としてはあながちそうではないというような話を聞くときに、ああ、これはもうちょっと検討の余地があるんじゃないかと思っていますので、決してやらないとか、県の方針に従ってでしかないとか、そういうことじゃ全然ありませんので、そこはちょっと誤解がないようお願いしたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 9番 松本憲二君。

○9番（松本憲二君） 今、市長補足をされたわけですがけれども、私は玉名市内に働いている学校の先生方からもいろんなお話を聞いて、荒尾から転任をされた先生方からも「荒尾はよかですよ、空気清浄機も入っていて、窓の換気はちゃんとやっていますけれどもね」ということもお伺いをいたしております。

その点は私もいろんなところからの情報を得ながら発言をいたしておりますので、その辺は市長が臨機応変に対応していくということでありましたので、その辺はしっかり対応していただきたいと。

それとコロナワクチンに関しては、接種率をとにかく上げていくということが、今まで1年半ぐらい本当に苦労されている医療従事者に報いるためにも、やっぱり本市でしっかり接種率を上げて、熊本県ナンバーワン、日本でもナンバーワンの接種率を勝ち取っていただく対策をしっかりと、全庁あげて練っていただいて、接種率100%を目指してしっかりと取り組んでいただきたいなというふうをお願いをいたしまして、一番最後の質問に移らせていただきます。

[9番 松本憲二君 登壇]

○9番（松本憲二君） 一番最後には、市の基幹産業である農業、農地に対して将来的な考えはということで質問をさせていただきます。

まず最初に、実際この玉名市の農家の平均年齢、それと、後継者の推移についてお伺いをいたします。

○議長（内田靖信君） 産業経済部長 上野伸一君。

[産業経済部長 上野伸一君 登壇]

○産業経済部長（上野伸一君） 松本議員御質問の市の基幹産業である農業、農地に対して将来的な考えはについてお答えいたします。

まず初めに、本市の農家の平均年齢につきましては、令和2年に実施されました農林業センサス上の数値では、60.72歳で、男性59.97歳、女性61.67歳となり、県全体では、62.23歳で、男性61.37歳、女性63.31歳となります。なお、県下14市で見ますと八代市の59.59歳に次いで、2番目に平均年齢が低い状況でございます。

次に、新規就農者の推移というふうに読み替えて答弁させていただきますが、令和2年度の数値が未確定ではございますので、平成27年度から令和元年度までの5年間における新規就農者数の推移及び旧市町別の内訳についてお答えいたします。平成27年度が20人で、内訳は玉名5人、岱明2人、横島9人、天水4人、平成28年度が12人で、内訳は玉名11人、岱明1人、平成29年度が21人で、内訳は玉名11人、岱明4人、横島6人、平成30年度が11人で、内訳は玉名5人、横島6人、令和元年度が4人で、内訳は玉名1人、横島1人、天水2人となり、年によって増減はありますが、年平均では13人で、玉名地区と横島地区が多くを占めるという就農状況でございます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 9番 松本憲二君。

○9番（松本憲二君） 今、お聞きをしまして60.72歳、市役所とか普通の会社ではとっくに定年を迎えているのが平均年齢ということですね。私も実際農家をやっていますけれども、周り近所を見て本当後継者が少ないなど、御年配の先輩方が一生懸命御苦労なされてハウス、いろんな仕事、ミカンなりいっぱいつくっていらっしゃると。何でこの質問をしますかという、持続可能な農地という、結局、農振法というのが非常に厳しくなって、なかなかいろんなところに建物が建てられないというふうな農地法があるわけですが、結局、これだけの広いこの玉名平野の農地、それと山間部のミカン畑であったり、そういうところもこの農家が減っていく中で、どうやってこの農地を維持して守っていくか、耕作をしていくかというような面が非常に急ピッチでやってくるんじゃないかと、やっぱりそこに対策をしっかりと打っていかないといけないんじ

やなかろうかという思いで質問をしているわけです。

続きまして、現在、その用排水分離がされていない、圃場がきっちり圃場整備がされていない地区というのも多分あると思うんですけれども、今の圃場整備の進捗状況についてお伺いしたいと思っておりますけれども。

○議長（内田靖信君） 産業経済部長 上野伸一君。

○産業経済部長（上野伸一君） 松本議員の再質問、玉名市の圃場整備の状況についてお答えいたします。

現在、玉名市では県営農業競争力強化農地整備事業におきまして、横島町の神崎、富新、明丑地区の117ヘクタールが令和2年度に事業採択を受け、換地委員会を設立しまして、換地事務を行ない、本年度は実施設計を行なっており、令和4年度から工事に着工し、令和9年度までに工事並びに確定測量や登記を行ない、事業完了を目指しております。

今後の圃場整備につきましては、地元からの要望を受け、横島町の大豊地区や岱明町鍋地区を予定しており、仮同意率は9割を超えておりますが、事業採択申請までに相続登記完了や原則同意100%が必要となるため、採択に向けて事業推進を進めているところです。一方で、圃場整備の要望がない地区や要望を含む相談がある地区もありますが、仮同意率が低いなどの課題があり、採択基準にまで届かない地区もある状況でございます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 9番 松本憲二君。

○9番（松本憲二君） 今、答弁をいただきました。

横島地区3地区、今、換地委員会がきっちり進んで、ある程度の測量もできて、また、未整備地区であった大豊地区も同意が大体95%ぐらい印鑑がいただいているのかなと、それと岱明地区、国道501号より南側、海岸沿い、非常にこの田植えのシーズンになりますと、よく圃場整備ができていないところで目にするのが、高齢者の方々が一輪車に水揚げポンプを乗せて、ずっと圃場を次から次に水揚げポンプで田んぼに水を入れるために持ち歩いてらっしゃる姿をよく拝見をいたします。そういう圃場整備が整っていないところはなかなか借り手もないということで、だんだんと荒地地になっていきます。その現場を見ても、草が生えているところが年々増えてきて、やっぱり圃場が一枚がきっちり整備されている、やっぱり広い圃場じゃないと、なかなか借り手もできないのかなというふうにも思います。この未整備地区に対して、一つの地区で、100人いらっしゃるのじゃないですか、50人はしたい。でも、50人はしたくない。ここの一つの集落にずっと点在をしてるじゃないですか、田んぼが。それを極端に言えば真っ二つに、したくない人を全部こっちに集めて、したい人をこっちの圃場に全部換地じゃないですけ

れども、集めてやるというような方法もとっていかないと、じゃあ、できませんと、したい人は50人いるんだけれども、したくない人が50人。やっぱりしていかないと、1回一般質問でもいいましたように、10年前と天水の山が、風景が本当変わったんですね。国道501号線のホームセンターダイキのところから農免道路植木に抜ける、あそこよく私使うんですけれども、10年前は鉄柵なかったんですよ。しかしながら廃園がものすごく増えて、イノシシの被害が多いということで、鉄柵だけですよずっと。あの畑もここで見て分かれるように、雑草が生えているすぐ隣でつくられる人は、雑草の分まで1メートル以上草刈りを向こうにしながら、御苦労されながら、自分の圃場をしっかりと守っていくというふうなこともやっておられるので、その辺についてしっかり対策をとっていただきたいなというふうに思います。

この未整備地区、先ほどいろいろ要望が上がっているところもありますけれども、なかなか数字的に同意が得られないということなんですけれども、その辺について、未整備地区に関しては、やっぱり将来を見越した上で、集積、集約、そしてまたしていかないといけないし、それと1個は圃場整備をしてあるところがあるじゃないですか、極端に言えば、一瀬議員の地元で小田地区、梅林地区、あの辺は圃場整備がきちりできていますよね。今度の岱明玉名線の右側であったりとか、あの辺もきちり圃場整備ができていますし、豊水なんか圃場整備ができています。そういうところのもう1回、面はさわらないんですよ、換地で1枚1枚を大きく、大きい規格、高規格の農地にするというようなそういう対策を打ち出していかないといけないなというふうに思うんですけれども、極端に言うなら、私の住んでいる横島干拓、1ヘクタールがほとんどの1枚の規格が1ヘクタールから2ヘクタールです。そういう農地をつくっていった玉名平野に、圃場整備をしてあるところは、ソフト面でのそういうのが必要と思うんですけれども、その辺についてはどのようなお考えをお持ちなのかというのをちょっとお聞かせ願いたいなと思います。

○議長（内田靖信君） 産業経済部長 上野伸一君。

○産業経済部長（上野伸一君） 松本議員の圃場整備の未整備地区について、どのように市として考えているかという質問にお答えいたします。

本市の農業及び農村の振興と発展を図っていくためには、議員もおっしゃられたとおり将来を見越した農地の集積、集約、大区画化、省力化、汎用化等が可能となる優良農地を創出する生産基盤整備が必要であると考えております。圃場整備の未整備地区におきましても、地域の実情に応じ、農家負担を軽減した基盤整備等に取り組む必要があることから、関係機関と協議を進めながら、採択可能な事業を検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 9番 松本憲二君。

○9番（松本憲二君） 未整備地区に関しましては、いろんな会合を何度となく開いていただいて、どのように圃場整備が進められるのかということを地元の方々としっかりと協議をしていただいて、未整備地区解消に努めていただきたい。それとこれは最後になるんですけど、先ほどから申しましたように、この少ない人数で、これだけの農地を守っていかないといけないというふうになるわけです。市長もバッジはめられています。今日は副市長ははめとんなはらんですね、私もはめています。SDGs 持続可能ということですから。ちょっとこういう話を聞きました。ある酪農家の方が、日本の北海道で酪農をされているその頭数です。北海道全域での酪農をやっている頭数。何十万等、何百万等、何千万頭いるか分かりませんが、それぐらいの規模が中国の一つの企業で、今、酪農家として提供されている。それは高度経済成長によって牛乳を国民が飲むようになって、自国で牛乳の生産をしなければいけないということで、北海道ですよ、日本の北海道全部の頭数が中国の一つの企業で経営をされている。そのニューヨークというか、先物取引があるじゃないですか、トウモロコシ、牛の飼料ですよ、何の飼料でもあります。結局、ニワトリも食べますし、トウモロコシの相場が、中国の一つの企業によって左右されるぐらい、それだけその値段、中国が買い占めに走っている。それと乾燥のわらです。結局、2050年には人口が爆発的に世界では増えて、穀物が足りないというような状況にもなっていくというような話も出ていますし、そんな中で、玉名としてソフト面、ハード面じゃなくて、圃場をさわるんじゃないで、そういう換地であったりだとか、ある一定の期間3年間なら3年間、5年回なら5年間売買。売買に関してのもちろん農振地域は1,500万円までは税金かかりませんが、それ以上になったら税金がかかりますよね、しかし、農振地域以外であったらもちろん税金がかかりますし、それから個人売買でやった場合、どうしても登記するのに結構なお金がかかります。しかしながら圃場整備事業に引っかけますと、登記簿、ほとんど安くできるというメリットがありますよね。そういうことをしっかり促していかないと、本当の意味で田んぼばかりじゃなくて、ミカン畑もそうでありますけれども、そういうところに関しまして、どのような今後進め方をされるのかということをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（内田靖信君） 産業経済部長 上野伸一君。

○産業経済部長（上野伸一君） 松本議員の再質問にお答えいたします。

持続可能な農業の取組というような御質問かと思いますが、担い手への農地集積は堅調でございますが、一方、分散する複数の農地を一か所に寄せる集約化に関しては、そうとはいえない状況でございます。農地集約化については、国や県も推進しており、この集約化の支援を目的とする、国の機構集積協力金交付事業の地域集積協力金がございます。これは地域内の一団の農地を農地中間管理機構を介し、担い手同士で交換し集約

化する場合、その面積に応じ定額で協力金が交付されるものです。また、圃場整備や農地売買以外に考えられるものとしましては、小作料や農地の形状、そして水利など、交換する上でのいくつかの条件が双方で整えば、貸し借りの契約でも農地集約は可能であると考えます。また、既に本市では4つの農事組合法人が設立され、集約化に取り組まれておりますが、集落営農組合組織の法人化等によっても農地集約は可能であると考えます。これらにより団地化、集団化された農地の形成が進めば、おのずと作業効率が高まり、生産性の向上が期待できるため、圃場整備による換地処分や農地売買以外の方法により、農地集約を図ることは有益であり、持続可能な農業につながると考えております。

また、議員御提案の農振農用地区域に属さない農地の売買に対し、税制上の特例措置及び嘱託登記の適用につきましては、現行では農業経営基盤強化促進法による農振農用地内の農地の売買に限り、農地売却者は最大1,500万円が非課税となる譲渡所得の特別控除を受けることができ、また、農地購入者についても登録免許税の税率軽減や市への嘱託登記により、登記費用が安価で済むなど、優遇される面が多いこの制度を農振農用地以外の農地の売買にも適用することにつきましては、国の制度であるため、現状では難しいと考えられます。しかしながら、様々な機会を捉え、県などを通じ国に対し意見してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 9番 松本憲二君。

○9番（松本憲二君） 今、部長から答弁をいただきましたけれども、もちろん集落営農組合ができてきているのは私も知っています。熊本県下いっぱいできていますよね、嘉島町なんかが多分大きいと思いますけれども、小さい圃場なんです。小さい圃場を集めて、コンバインで刈り取るときも1枚1枚、3反間とか4反間を移ってやっているわけですね。時間もかかりますし、省力化できるといってもごくわずかなんです。持続可能、そしてまた、環境に優しいということであれば、大規模化をしてある程度の本当の意味での省力化というふうに進んでいかないといけないと私も捉えております。

玉名市の本当の意味での基幹産業、これだけの玉名平野というぐらいの広い広大な農地、そしてミカン畑も有明海に面して非常においしいミカンが採れる地域でもあります。そんな中で玉名市の基幹産業である農業の将来に向かっての市長のお考えをちょっとお聞かせ願いたいなというふうに思います。

○議長（内田靖信君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 松本議員の再質問にお答えします。

基幹産業である農業が将来的にも持続発展し続けていくことは、本市にとりましても大変重要なことであって、農業の活性化が本市の活力を左右すると言っても過言ではあ

りません。農業を取り巻く昨今の情勢、新型コロナの影響等から、依然として予測困難な状況ではございますけれども、玉名市食料農業農村基本計画にも掲げておりますように、収益性の高い農業経営の確立や、多様な担い手及び後継者の育成確保などなど、目指すこととしております。そのような意味におきましても、国、県、市の各種補助事業の活用など、行政の関係機関との連携強化によりまして、玉名の農業を支える担い手へのソフト面での支援の充実、さらには農業生産の基盤整備等ハード面での対策の強化がますます必要になるばかりか、同時に重要度も増してくるというふうに認識しております。

今後は、担い手への農地の集積だけで終わらず、先ほど部長からの答弁もありましたように、農地集約による団地化や集団化を推進して、作業効率、そして生産力を一層高めることで、農業者の農業所得の向上、並びに足腰の強い農業づくりに微力ながら尽力してまいりたいと考えております。

それから、この玉名が全国有数の産地として、これからも全国に誇れる魅力ある農業の実現に向けて、様々な角度から検討を積み、そしてこれを実践し、本市農業が持続的な産業基盤として発展し続けるように未来につなげていきたい、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 9番 松本憲二君。

○9番（松本憲二君） 今、市長から答弁をいただきました。

やっぱりこの農業で本当の意味である程度大規模化して、その生活がきちりできるというような体制がとれば、しっかり地元に残って、北稜高校もありますし、しっかり農業に取り組む若者がいる。一次産業が潤わないと、なかなか全体的な景気の底上げというのは、非常に厳しいのかなというふうにも思います。

そんな中で、この玉名平野をしっかり守って、そして有数の農産地、そしておいしいものを全国に、世界に発信できるようなそういう玉名市を目指していただきたいなど。認定農業者協議会もあります。そういう人たちと何回でも、持続可能な残って、認定農業者協議会というのはある程度、横島でもほかの地区も見てみますと若者が主力で残っていますよね。そこの組織なんですけども、その人たちとの会合で要望を聞いて、どういう施策をとったら農地として、農業として生業ができていくのか。そしてまた、持続、継続して農業をやっている、農地を守っているというのを、しっかり形として見える化の施策をしっかりとつくっていただきたいなというふうに思います。ここもなかなか圃場整備が進まない地区で、農地面積がなかなか足りないということもありますし、後継者も少ないということも聞いております。しかしながら、しっかりした非常にいい農地がありますもんですから、2050年には本当の意味で世界的な食糧難も控えており

ます。自給自足の生活にまた返らなければならないかもしれません。そういうことを見据えまして、この玉名市の基幹産業である農業、そして農地が持続、継続できるような施策づくりにしっかり取り組んでいただけるよう要望をいたしまして、私の一般質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（内田靖信君） 以上で、松本憲二君の質問は終わりました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明16日は、定刻より会議を開き、一般質問を行ないます。

本日は、これにて散会いたします。

午後 2時09分 散会

第 5 号

6月16日 (水)

令和3年第5回玉名市議会定例会会議録（第5号）

議事日程（第5号）

令和3年6月16日（水曜日）午前10時00分開議

開議宣告

日程第1 一般質問

- 1 18番 前田 正治 議員（無会派：日本共産党）
- 2 2番 吉田 真樹子 議員（創政未来）
- 3 15番 江田 計司 議員（無会派）

日程第2 議案及び請願の委員会付託

散会宣告

本日の会議に付した事件

開議宣告

日程第1 一般質問

- 1 18番 前田 正治 議員（無会派：日本共産党）
 - 1 新型コロナウイルス感染症に関して
 - (1) 新型コロナウイルス感染拡大の抑え込み、収束に向けての施策について
 - (2) ハンドボールアンゴラ代表チーム事前キャンプについて
 - 2 防災に関して
 - (1) 想定を超える災害が多発する今日の防災対策について
 - 3 消費者行政に関して
 - (1) 消費生活センターの業務内容について
- 2 2番 吉田 真樹子 議員（創政未来）
 - 1 市内の景観について
 - (1) 本市景観への考えは
 - (2) ボランティア団体の美化作業状況は
 - (3) 玉名バイパスの景観について
 - 2 コロナ禍における市民生活について
 - (1) 生理用品の無償配布について
 - (2) 「たまデリ！」の運営状況について
 - 3 学校教育におけるタブレット使用について
 - (1) 配布後の状況は
 - (2) 学校現場（教師・児童生徒）の声は

(3) 家庭のWi-Fi環境について

(4) 今後の計画は

3 15番 江田 計司 議員 (無党派)

- 1 異常気象による災害対策 (避難所) について
- 2 大野下地区の基盤整備について
- 3 学童保育の今後の取組について
- 4 通学路の安全性について

日程第2 市長提出追加議案上程

(議第82号及び議第83号)

議第82号 令和3年度玉名市一般会計補正予算 (第6号)

議第83号 玉名市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 提案理由の説明

日程第4 議案及び請願の委員会付託

散 会 宣 告

出席議員 (20名)

1番	坂 本 公 司 君	2番	吉 田 真樹子 さん
3番	吉 田 憲 司 君	4番	一 瀬 重 隆 君
5番	赤 松 英 康 君	6番	古 奥 俊 男 君
7番	北 本 将 幸 君	8番	多田隈 啓 二 君
9番	松 本 憲 二 君	10番	徳 村 登志郎 君
12番	西 川 裕 文 君	13番	嶋 村 徹 君
14番	内 田 靖 信 君	15番	江 田 計 司 君
16番	近 松 恵美子 さん	18番	前 田 正 治 君
19番	作 本 幸 男 君	20番	森 川 和 博 君
21番	中 尾 嘉 男 君	22番	田 畑 久 吉 君

欠席議員 (なし)

欠 員 (2名)

事務局職員出席者

事務局 長	糸 永 安 利 君	事務局 次長	松 野 和 博 君
次長 補佐	酒 井 裕 之 君	書 記	前 田 もと子 さん

書 記 入 江 光 明 君

+++++

説明のため出席した者

市 長	藏 原 隆 浩 君	副 市 長	村 上 隆 之 君
総 務 部 長	永 田 義 晴 君	企画経営部長	今 田 幸 治 君
市民生活部長	蟹 江 勇 二 君	健康福祉部長	酒 井 史 浩 君
産業経済部長	上 野 伸 一 君	建 設 部 長	片 山 敬 治 君
企 業 局 長	荒 木 勇 君	教 育 長	福 島 和 義 君
教 育 部 長	藤 森 竜 也 君	監 査 委 員	元 田 充 洋 君
会 計 管 理 者	二階堂 正一郎 君		

午前10時01分 開議

○議長（内田靖信君） おはようございます。ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（内田靖信君） 日程第1、「一般質問」を行ないます。質問は、通告の順序によって許すことにいたします。

18番 前田正治君。

[18番 前田正治君 登壇]

○18番（前田正治君） おはようございます。日本共産党の前田正治です。

今年は、例年より20日も早い梅雨入りとなりました。大雨災害が大変心配されます。昨年は、人吉、球磨、坂本、芦北などで甚大な被害がありました。私の近所でも崩れた土砂が屋敷に流れ込むという、そういう被害がありました。災害が起きない程度の雨で、梅雨が早く明けてくれるのを祈るばかりであります。

それでは、通告に沿って一般質問を行ないます。

コロナ、アンゴラ、防災関係は、これまでほかの議員の質問と重複するところがあると思いますが、どうぞよろしく願います。

1、新型コロナウイルス感染症に関して。新型コロナウイルス感染拡大の抑え込み、収束に向けて市長が考えておられる戦略をお聞きいたします。昨年から広がった感染拡大は、第4波が国民の暮らしに襲いかかってきました。そういう中で、ワクチン接種がやっと始まりましたが、東京2020オリンピック・パラリンピック大会の延期や中止を求める声は大きくなっております。感染防止のために三密の回避や手洗い、消毒の徹底、そしてマスクの着用など、基本的な対策はもはや常識となりました。私は、さらに積極的な感染防止対策として、学校、保育所、訪問ヘルパー、給食センターなどの職員、従業員にワクチンを優先的に接種する。また、そういう施設で定期的にPCR検査を実施して、陽性者の発見、隔離に力を入れることが感染リスクの縮小、感染の抑え込みに大きな効果があると思います。市長が考えておられる感染を抑え込むための戦略を聞かせていただきたいと思います。

○議長（内田靖信君） 市長 藏原隆浩君。

[市長 藏原隆浩君 登壇]

○市長（藏原隆浩君） 前田議員御質問の新型コロナウイルス感染拡大の抑え込み、収束に向けての施策についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大の抑え込みとして、学校、保育所、給食センターなどに勤務している方に対してのワクチン優先接種につきましては、1日目の西川議員、3

日目の松本議員で答弁しておりますとおり、必要な職業として捉えておりますし、玉名市私立保育園協会等から優先接種の要望もっております。現在、高齢者の接種における余剰ワクチンの廃棄防止対策、また、64歳以下の一般接種時の優先接種者、さらには職域、職別など、多方面での検討をし、準備をいたしているところであります。新型コロナウイルス感染拡大防止につきましては、三密、手洗い、消毒、マスク、この基本的なことは今後も重要であることには変わりはないと考えております。特にクラスターの発生につながらないように、感染リスクの高い業種の店舗に対し、感染対策の環境整備等補助を行っております。また、高齢者施設での感染防止対策の徹底を促しているところでもあります。さらに、定期的なPCR検査の実施に向けては熊本県が現在、高齢者施設等従事者へのPCR検査の実施については、唾液を用いた民間検査機関のスクリーニング検査を全額負担し、感染者を早期に探知し、施設内での感染拡大防止を図ることを目的として実施しているところでございます。本市としましては、対象施設への積極的な受検を働きかけているところでもあります。今後は、学校、保育所、給食センターなどにおいてのPCR検査について、県と連携を取りながら検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 18番 前田正治君。

○18番（前田正治君） 優先接種についてもキャンセルが出たときに、それを使うということもありました。それはそれで、ワクチンを無駄にしないという点では、重要であります。さらに優先接種については、例えば、保育所とか学校とか給食センターとかそういうところで考えているということでもあります。

7月末で高齢者の接種が一応、終了する予定になっております。8月からの接種の順序といたしますか、計画の中で64歳から60歳の方で、基礎疾患のある人、早くする人がです。そのほかに64歳から60歳までの人。だんだん、だんだん年齢が下がっていくというふうな計画であります。そういう中で、積極的に先ほどおっしゃった保育所、あるいは学校給食センターなどの施設の職員、従業員を対象に入れ込むと、検討するんじゃないなくて、計画の中に入れ込んでしっかり優先接種を含めた形で、接種の終了といたしますか、そういったことは図ってもらいたいと思います。

再質問しますけど、2つ目にPCR検査についてであります。PCR検査の重要性は、今の市長の答弁から重要性非常に認識されているというふうに感じました。新型コロナウイルスの特徴は、無症状の感染者からも感染が広がることにあります。無症状だからウイルスが少ないということではなくて、無症状者からもウイルスが出ているということが重大であります。したがって、PCR検査の重要性が大切な点がそこにあるわけですけど、ワクチン接種とPCR検査、この二本立てでコロナを抑え込むという、そ

う戦略というかな、抑え込みのための。そこをしっかりと市長に認識をしてもらって、決めてほしいなというふうに思っています。流れのままに自然に任せるのではなくて、やっぱりはっきり位置づけてやっていただきたいというふうに思うわけですが、ちょっと市長の考えを今一度お聞きします。

○議長（内田靖信君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 再質問にお答えいたします。

やはり今現在、最重要課題として捉えているのが、集団免疫の獲得でありますので、ワクチン接種というものは、先ほどから答弁しておりますとおりしっかりと推進しながらもPCR検査の普及促進にも努めたいというふうに考えております。ただ、実は国から示されているルール、県が示してきたルール、それぞれにありますけれども、既に先行してやっていくというようなことをお答えしておりますけれども、それも市長が認めるものとしてやっているだけであって、県はまだ認められてはいないということでもありますので、流れに流されながらやっているわけではなくて、市としてやるべきことを今、必要であろうと思われることをしっかりやっているつもりではあります。それにあわせて、これは今、とにかくワクチン接種が大注目されているわけでもありますけれども、これは第1段階というふうに自分の中では捉えています。といいますのも、ワクチンの有効性は今、示されているものの、その効果の持続期間というもの、これは検証がなされていないので、まだ明確なものが示されていません。ファイザー社のほうから示された見解としては、少なくとも6か月間は有効なのではないかというふうに示されているだけであります。となりますと、もう年末には2回目を始めなければならないということにもなりかねない。ただ、これは1年有効期間がある。いや、永久的に免疫を持つんだ、そういったことがまだ分からない状況でありますので、今回の第一弾のワクチン、とにかく全庁挙げて、必死になって今取り組んでおりますけれども、それで終わりではないというふうに認識をしながら、今後にも備えていかなければならないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 18番 前田正治君。

○18番（前田正治君） おっしゃるように、ワクチンの接種はやはりもれなく最大限多くの方が接種してもらおうと、そういうことで進めてもらいたいと思います。

ワクチンの有効性という点で市長の言及がありましたが、今、報道などではイギリスは日本よりワクチン接種率はかなり高いんですけど、なんかインド型といいますか、デルタ型、いろいろ難しくて、ちょっと質の違うウイルスがはやってきたというふうな報道もあります。ですからやはりワクチンの接種と同時にPCR検査の徹底というのがコロナウイルス収束のためには欠かせないんじゃないかなというふうに思いますので、検

査の充実という点でもしっかり力を入れてもらいたいというふうに思います。

では、次の質問します。利用を休止している図書館の休館解除についてであります。不要不急の外出自粛が続く中で、市民の我慢は限界に来ております。いつになったら図書館が開くのかと聞かれます。熊本市の図書館は開いているのに、玉名はどうしてと食い下がられることもあります。市民の知的欲求や生涯学習推進など、図書館の本来の役割からして、閉館することは決して好ましいことではありません。今後、第5波、第6波がこないとも言えませんが、開館時間の縮小や入館人数などを考慮してでも図書館を開館することが待たれております。休館解除、そして今後の図書館運営について見解を聞きます。

○議長（内田靖信君） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） おはようございます。

前田議員御質問の新型コロナウイルス感染症に関する御質問のうち、図書館を休館した経緯等についてお答えいたします。なお、昨日の答弁と重複いたしますが、御了承いただきますようお願いいたします。

本市の図書館4館、文化センター内の市民図書館、岱明、横島、天水の各図書館は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本年4月27日から6月13日までを全館臨時休館としておりました。4月23日に熊本県のリスクレベルが最大のレベル5、厳戒警報に引き上げられたことや5月14日に熊本県のまん延防止等重点措置の決定がなされ、県下独自の熊本まん延防止宣言を発出したことにより、それに基づく感染症対策をより強化するために5月16日から6月13日までの期間、県内全域に対して不要不急の外出自粛とさらなる徹底を含めた要請が行なわれています。このようなことを踏まえ、玉名市図書館としては、不要不急の外出自粛の徹底という県からの要請に応えることで、感染リスクの軽減を図っていく責務があるという考えの下、まん延防止宣言の期間終了日である6月13日まで休館することといたしました。

なお、休館中における図書の貸し出しにつきましては、電話及びインターネットによるウェブ予約に切り替え、準備ができた本から順次貸出窓口のみでの受け渡しにて対応をしてきたところであります。また、昨年度、新型コロナウイルス感染症対策臨時交付金を活用し、各図書館の受付カウンターや閲覧室のテーブルにパーティションなどの設置や図書消毒器の設置など、感染対策を講じていることや玉名市、玉東町、南関町、和水町で構成する玉名圏域定住自立圏における図書館利用者の利便性を高めるためにたまな圏域電子図書館を7月1日午前10時に運用開始するよう、今、準備を進めております。この電子図書館の運用開始により、新型コロナウイルス感染症などの影響による外出抑制時や図書館の休館中におきましても、自宅にいながら24時間利用ができ、自動で返却されるので返し忘れがないなど、日中の来館が難しい方、身体的に来館困難な方

などにもサービスの提供が可能となります。

コロナ禍における図書館の運用につきましては、本市における社会教育施設の判断基準を基に、判断を行なうこととしており、今後ワクチン接種が進むことで市内の感染状況も変化していくと思われませんが、短時間の利用や入館制限などを行なうなど、閉館することなく図書館サービスが継続できるような方法も取れるよう検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 18番 前田正治君。

○18番（前田正治君） 図書館の好きな人はいろんな形で本を読むかもしれません。外出自粛は続いているからこそ、図書館に行ってお本を読みたいと、本の好きな人は本の中で本を触ってみたい、読みたい、そういう気持ちが多いわけです。今後、もちろん感染の広がり状況にもよりますが、閉館するということは、私は決して好ましいことではないと思っておりますので、答弁があったように、いろんな工夫をして、図書館がいつも開いていると、いつも利用できると、そういう状態になることを求めます。

2つ目に移ります。ハンドボールアンゴラ代表チーム事前キャンプ、情報や計画の公開についてであります。これも昨日の一般質問の中にあつたわけですけど、6月号の広報たまなに。

[広報たまな6月号を示す]

○18番（前田正治君） これです。これにまちづくりの充実としてオリンピックキャンプ誘致推進事業2,500万円と載っております。アンゴラチームのキャンプがまちづくりと何の関係があるかと市民から聞かれました。いつ、何人来るか聞かれました。私、何も知りませんでしたので「分かりません」と答えたら、何のための議員か、とそういうふうにならされたわけでありまして。オリンピック選手の事前キャンプにつきましては、現在、全国でキャンプ予定528の市町村の中で、105の自治体が中止を発表しています。国は、事前キャンプのみを行なう自治体におきましても、コロナウイルス感染症対策をまとめた受入れマニュアルを作成すること。そして、滞在期間中は選手などの行動管理を行なうなど、玉名市に受入れ責任が生じるとしております。玉名市とアンゴラの間でマニュアル遵守を含めた合意書を取り交わすことも求めております。コロナ問題が発生したために、玉名市にも事務的、経費的、体制的に大きな負担がかかっております。アンゴラチーム事前キャンプの情報や計画についてお示してください。

来日する人数や日程は、もう今日の報道でもありますから結構です。コロナ対策、玉名市側の受入れ体制、練習や移動方法、市民との交流やイベントなどについては、昨日とダブる点があるかもしれませんが、お聞きいたします。

○議長（内田靖信君） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 前田議員のハンドボールアンゴラ代表チーム事前キャンプについてお答えいたします。

こちら昨日の答弁と重複いたしますけれども、御了承お願いいたします。

日程や人数については結構ということでしたので、まず、コロナ対策からお答えいたします。コロナ対策につきましては、内閣官房のガイドラインに基づき、アンゴラ出国前14日間の健康モニタリングの提出、出国前96時間以内にPCR検査を2回受検し、出国前72時間以内の陰性証明を提出することになっております。また、入国時に空港内の検疫所においてPCR検査をさらに受検し、その検査結果が判明するまで指示された場所にとどまることとなっております。入国にワクチン接種は義務づけられておりませんが、アンゴラからはワクチンを接種した上で来日するとの連絡を受けております。また、本市での事前キャンプ滞在中は、代表チーム、帯同する市職員等はPCR検査を毎日受検するなど、徹底したスクリーニング検査を行なうこととしております。仮に代表チームから陽性者が出た場合、軽症者や無症状者については宿泊ホテル内の隔離部屋で隔離し、中等症や重症者については、有明保健所の指示に従い一般市民と同様の措置を講じるようになるよう現在協議を行なっております。

次に、本市滞在中の行動については、専用バスによる宿泊施設から練習会場のみの移動とし、宿泊施設については1棟を借り上げておりますし、練習会場である桃田の総合体育館も全て貸切りとしておりますので、一般の方との接触はございません。

本市の受入れ体制については、入国され成田空港から事前キャンプ期間、選手村に入村するまではホストタウンでのアテンドが義務づけられておりますので、全ての行程において一般の方との動線分離を行ないながらアテンドすることとしております。受入れを行なう上での職員、ボランティアにつきましては、当初は担当課に加えて関係各課15名程度、また、一般ボランティア数名を予定しておりましたが、直接的な交流を中止したことから、職員については担当課のみの最少人数4名から5名程度、一般ボランティアについては募集しないこととしております。ホストタウンの当初目的の市民との交流については、昨日申しましたとおり全てできなくなっておりますので、オンラインを活用した交流方法を検討しているところでございます。イベントについては、当初の計画では、アンゴラの試合時間に合わせたパブリックビューイング等を予定しておりましたが、これも中止とし、インターネットなどでの放送が予定されれば、市民に御視聴いただき、御自宅で応援していただくよう、市のホームページや公式LINE等を使い、広報を行なっていきたいと考えております。

次に、事前キャンプ地を辞退することについての見解についてですが、先ほど議員もおっしゃったとおり、全国で528の自治体がホストタウンとして登録されておりますが、今、全国100を超えるホストタウンにおいて、事前キャンプや事後交流について

中止と聞いております。また、逆に先月11日には、早稲田大学がオリンピック難民選手団の受入れ、これは紛争地域の出身者や母国で迫害を受けた選手らで29名を受け入れる旨の発表をされるなど、新しく事前キャンプの受入れを決めた団体、自治体もごさいます。

このように現在も数多くのホストタウンや事前キャンプ受入れ自治体が本市同様に受入れ体制を進めているところでもあります。内閣官房のガイドラインにおいては、本来各国の代表チームにおいては、競技開始5日前からしか入国ができないこととなっておりますが、ホストタウンで事前キャンプすることにより早期に入国でき、時差の解消や日本の気候に体を慣らすなどの体調を整えることができることとなります。本市といたしましては、2019年8月にホストタウンの登録以降、アンゴラ代表チームが万全の態勢でオリンピックに参加できるよう協議を重ねてまいりましたことから、ホストタウンとしての責務として、また、開催国の地方自治体の役割として受入れが実施できるよう準備を進めてまいります。今後も日本、アンゴラ両国の大使館等の関係機関と情報交換を行ないながら、感染状況や国の動向、受入れガイドラインの変更等を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 18番 前田正治君。

○18番（前田正治君） 市民との交流やイベントは全て中止と。交流することで地域活性化に生かすなどのホストタウン効果は、今回は大きく損なわれております。なのに、事務的、経費的、体制的負担は増えるばかりであります。私は、今、着々と受入れに向けて準備が進んでおりますが、今回のコロナ禍におけるアンゴラチーム事前キャンプ、残念だが辞退したほうがよいというふうに思います。

再質問します。選手と接触する機会がある関係者。職員は毎日PCR検査をするということの答弁がありました。それでは、滞在するホテルの従業員、あるいは移動に使うバスの運転手などのワクチン接種やPCR検査など、感染防止対策はどうするのかお聞きします。

○議長（内田靖信君） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） アンゴラチームを受け入れる職員につきましては、集団接種のキャンセルワクチン、これを接種しております。すみません。ホテル滞在のホテル従業員等につきましては、ちょっと今、手持ち資料を持ち合わせておりませんので、ちょっと分かりかねます。後で答弁させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（内田靖信君） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 前田議員の再質問に答弁いたします。

バスの運転手については、毎日PCR検査を行なう。それから、ホテルの従業員については、4日に1回ということだそうです。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 18番 前田正治君。

○18番（前田正治君） ホテルの従業員も毎日検査したらどうですか。4日に1回でよかつかなそら、科学的にという心配があります。

再質問をします。市長にお尋ねします。一昨年だったかな、女子ハンドボール世界選手権が熊本県であったとき、そして今回のオリンピックと連続したアンゴラチームの事前キャンプフィーバーはこれで終了でありませうか。今回はコロナが原因であります。事前キャンプのホストタウン効果は全く期待できません。キャンプを誘致して、玉名市に何が残ると思われますか。アンゴラハンドボールチームの誘致事業を一過性で終わらせないために、アンゴラ共和国、あるいはその地域との交流において、今後における市長の構想をお聞かせください。

○議長（内田靖信君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 前田議員の再質問にお答えいたします。

部長答弁でる説明があったとおりでありますけれども、今回の事前キャンプの受入れに関しては、交流事業等々全て中止をする。そして例えば、事後交流というものは今後も続いてまいります。それは、ホストタウンとしての登録をされていて、これはオリンピックが終わったら終わりというわけではありませんので、例えば、八代市がバドミントンの事後受入れを、交流を中止したという話がありますけれども、それと同様に、玉名市では事前キャンプ時における交流は中止にしました。ですけれども、これは国際交流、また、国際教育、要は地域の活性化も含めて、そういった様々な趣旨の下に今回の事前受入れ、事前キャンプを予定してきていたわけでありまして、現時点となつては、そういった交流事業ができない中では、その目的は果たせないというふうに思っております。その辺を前田議員も御指摘なんだろうというふうに思いますけれども、今、それでもなぜ、受け入れるのかという部分に関しては、先ほど部長答弁の後半部分であったとおりでありまして、東京オリンピックが国を挙げてどうしても開催するということであるならば、オリンピック難民を何とか競技ができる状態にしてあげなければならない。そしてそれが受け入れをすることが地方としての役割であったり、担うべき責任なんではないかというふうな状況で、今回、受け入れは市民の方々とは完全に隔離した形で行なっていくということでもあります。

そして、冒頭に申し上げましたとおり、ホストタウンとして国に登録をされておりますので、これまでも事前の交流をオンラインでやってきましたし、事後交流につきましてもオンライン、様々な形で、絵手紙だとか、いろんなやりとりをやってきております。

これは子どもたちの情操教育にとっても非常に有効であるというふうに思っておりますので、そういった将来的な部分、今は、目の前のオリンピックをどうやって受け入れることが、感染防止を講じながら受け入れることができるのか、そこを一生懸命やっておりますけれども、そこで終わりではなく、その後の交流、コロナが収まってからまた、いろんなやりとりができればいいかなというふうに思っておりますけれども、それについてはまだこれからしっかり検討していくべき、していかなければならないというふうにも思っております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 18番 前田正治君。

○18番（前田正治君） はい、分かりました。では、次の質問をします。

[18番 前田正治君 登壇]

○18番（前田正治君） 次に、防災に関してであります。想定を超える災害が多発する今日の防災対策について。

線状降水帯、命の危険が迫る状況、想定外などなど、最近はまさに過去に経験がない災害が全国で多発しております。空振りを恐れるなどと言われておりますが、早めの避難呼びかけや早めの行動がますます重要となります。皆さん御覧になりましたでしょうか。

[広報たまな6月号を示す]

○18番（前田正治君） 6月号の広報たまなです。非常に良いと、私は思います。この考え抜かれたこの表紙が目につくと同時に、防災についての意識が醸し出されてくると、まさにタイムリー、クリーンヒットと思ったわけです。防災対策について、気象や避難の情報を迅速に把握し、市民に知らせるための対策はどのようにするかお尋ねいたします。

○議長（内田靖信君） 総務部長 永田義晴君。

[総務部長 永田義晴君 登壇]

○総務部長（永田義晴君） 前田議員御質問の気象情報や避難情報を迅速に把握し、市民に知らせるための施策についてお答えいたします。

本市におけます気象情報、避難情報を市民に知らせるための取組としまして、防災行政無線、玉名市安心メール、緊急速報メール、Lアラート、防災行政無線電話応答サービス、LINE、ホームページ、ひまわりてれびなど、多様な手段で情報発信を行っております。なお、緊急速報メールにつきましては、登録等の必要はなく、各個人の携帯電話に自動的に避難情報、河川水位の情報などが発信される仕組みとなっております。また、Lアラートの配信により携帯電話等をお持ちでない方でも、各家庭のテレビで市の避難所開設情報などが見られるようになっておりますので、このような情報の収集の手段を市民の皆様へ周知を図り、特に有事の際には注意をしていただけるように今後も取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 18番 前田正治君。

○18番（前田正治君） 防災行政無線、戸別受信機の配備についてであります。防災行政無線は、屋外機から離れた家ではあまり聞こえませんが、雨が降るとき余計聞き取れなくなります。菊池川が氾濫危険水位に達して避難を呼びかけても菊池川堤防に沿った家々に情報が迅速に伝わらない、防災無線からの情報が迅速に伝わらない危険があります。水俣市、阿蘇市などは全戸に戸別受信機が設置してあります。また、人吉市はラジオ型の戸別受信機を配備する計画と聞きました。玉名市でも屋外防災行政無線機が聞き取れない住宅や地域などでは、戸別受信機の配備も検討すべきと思いますがどうですか。

○議長（内田靖信君） 総務部長 永田義晴君。

○総務部長（永田義晴君） 前田議員御質問の防災行政無線戸別受信機の配備についてお答えいたします。

本市における戸別受信機の配備につきましては、避難所や浸水想定区域内の要配慮者施設、保育園や幼稚園、小中高校をはじめ、市議会議員や区長、民生委員の代表者、消防団の幹部等に配備または対応させていただいているところでございます。議員御承知のとおり、戸別受信機につきましては、屋内で放送を聞くことができるというメリットがございますが、設置した部屋や階数によっては聞こえないこともあり、高価格であることなどのデメリットもございます。

本市としましては、先ほども申し上げましたとおり、これまでどおり防災行政無線を活用しつつ、緊急速報メールや安心メール、SNSをはじめ、電話応答サービスやアラート等により防災行政無線での発信を補完するとともに、議員が言われたように、戸別受信機の活用についても今後は検討したいと思っております。また、それと併せて自助の観点から、自ら積極的に情報収集に努めていただけるよう、市といたしましても市民の皆様へ周知を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 18番 前田正治君。

○18番（前田正治君） 再質問します。気象や避難情報を市民に知らせるために安心メールのことをおっしゃいました。私も安心メールは大変有効だと思います。しかし、この安心メールは、防災行政無線の代用ではありません。あくまで、市民が情報を得るための二次的な手段ではないかと、そういうふうに思います。だからこそ、戸別受信機の検討も否定できないわけではないかなと。防災行政無線屋外機から離れた住宅や地域では、聞こえない、普段聞こえても雨の日は聞こえない、これが市民の声であります。一番大事なときに役に立たない、これではいかがかかと。戸別受信機の活用を検討するという答弁であります。災害は待ったなしであります。戸別受信機配備は緊急性があり、

これも待ったなしではないでしょうか。実は、戸別受信機の配備促進のための取組と言うことで、消防庁がインターネットにあげている文書があります。ちょっと読みますと。各市町村の戸別受信機等の配備を促進させるため、消防庁では数々の取組を行なっているところであり、最近の取組について紹介するというので、戸別受信機などの配備に係る財政措置云々と。市町村が戸別受信機を配備するに当たっては、緊急防災・減災事業債の特別交付税による地方財政措置の活用ができることとしており、市町村に対する手厚い財政措置を行なうことにより、戸別受信機などの配備促進を図っている。防災行政無線などの親局を整備する際に、戸別受信機などを一体で整備する場合に活用することができる。こういうふうな文章であります。

外につけてある防災行政無線がデジタル化になったときに、今までよりは聞こえるようになるということで、確かに聞こえるようになった地域もあります。しかし、実際はそれでも聞き取りにくい、聞こえないという声があります。そのたびに外の防災行政無線局をどんどん追加して立てていっていますけど、それも必要かと思えます。私は、戸別受信機の活用、必要性を執行部が認めるのであれば、これから活用を検討するというのではなく、配備に向けて早急に動き出すことを求めていると思いますがいかがですか。

○議長（内田靖信君） 総務部長 永田義晴君。

○総務部長（永田義晴君） 今、前田議員の御質問の戸別受信機の配備を早急に進めるようにというふうな御質問でございます。

市としまして、議員が申し上げられたように、防災行政無線なかなか聞こえにくい地域であるとか、雨のときは聞こえないであるとか、そういったお声をよくお聞きすることがございます。市といたしましてこの戸別受信機に対する検討というのは早急に始めなければならないというふうにも防災のほうとも話をしております。財政的な問題については、緊急防災・減災事業債の利用であるとかの中に、今、言われたように親局の整備をする際に戸別受信機も一体的に整備をすることができるなど、いろんな条件等もございますので、その辺も財政面と相談をしながら、早急に検討してまいりたいというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 18番 前田正治君。

○18番（前田正治君） ちょっと幾つかまとめて質問しますので、安心メールは重宝なもので役に立ちます。そう思います。そのためには登録者を一気に増やすことが決定的となります。スマホなどの携帯電話を持っている人はもれなく登録するなど、安心メール普及を爆発的に広げるための対策を講じていただきたいと。

質問なんですけど、有明海の満潮時間を市民に適時に知らせて注意を喚起する取組。

大雨が降ったときに有明海の潮の干満が菊池川やそこに流れ込む河川の水位に大きく影響します。大雨や洪水の情報が発令されると、直ちに防災行政無線で広報があります。その際に、菊池川の満潮時間も一緒に知らせて、大雨洪水に対する注意を喚起する取組をしたかどうかと思います。これをちょっと聞きます。

○議長（内田靖信君） 総務部長 永田義晴君。

○総務部長（永田義晴君） 議員御質問の有明海の満潮時間を市民に適時知らせて注意喚起するという取組についてお答えしたいと思います。

議員からございましたとおり、本市の河川においては、有明海の干満による河川水位の変動がございます。本市の防災対応につきましても、大雨時には満潮時間を注視しながら河川の水位状況と照らし合わせ警戒をしているところでございます。しかしながら、河川の水位については、干満だけではなく、菊池川上流部での雨量、流域雨量等も大きく関係しており、一概に満潮だから危険、干潮だから安全といえるわけではありませんので、市民の皆様が混乱する恐れも考えられますので、今後につきましても決壊等に直結するおそれのある水位情報のみ情報配信を考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 18番 前田正治君。

○18番（前田正治君） 各市で想像を絶する災害が多発することから、ある職員がアイデアを出しておりました。防災行政無線で放送する際に、最初にサイレン音を鳴らす。防災行政無線機に赤色灯を設置して点滅させる。非常事態、非常事態という危険信号を従来以上に強烈に発信するという工夫であります。市民一人一人が危険を直ちに認識して、直ちに行動することがなにより重要となります。

次の質問は、総務省が出した消防団員の確保に向けた消防団員の処遇改善についての通知に関することです。昨日の質問でこのこともありました。玉名市は、総務省が出した通知を受けて、報酬や手当の引上げを実施すべきだと思います。これが一つ質問です。

二つ目に、それでは、報酬、あるいは手当の改善に向けて引上げ幅や引上げ額についてどうするかという問題です。一番いいのは、総務省が示しております消防団一般団員の年額報酬は3万6,500円、手当は1日当たり8,000円に改定したほうが一番分かりやすいと思います。ちなみに、有明消防管内における現在の年間報酬は、荒尾市1万7,000円、玉名市1万8,000円、玉東町1万9,400円、南関町が2万2,600円、長洲町が2万900円、和水町は1万9,000円であります。報酬手当の見直しについての見解と、じゃあ、見直すためにどういうことを考慮してやっていくかということをお願いします。

○議長（内田靖信君） 総務部長 永田義晴君。

○総務部長（永田義晴君） 前田議員御質問の消防団員の報酬等の引上げについてお答え

いたします。

一昨日の吉田憲司議員からの質問と同様の回答になりますが、消防団員の出動報酬については、令和3年4月に消防団員の処遇改善に関する検討会からの中間報告を受け、消防庁長官から消防団員の報酬等の基準の策定等について通知が発出されております。その中で、消防団の団員の階級にあるものの年額報酬、出動報酬を標準額に引き上げるよう記載されているところでございます。中間報告においては、処遇の改善は消防団員の士気向上や家族の理解にもつながり、ひいては団員の確保に資するとの報告でございます。消防団員の年間報酬に対する本市の交付税算入額の合計が約4,180万円、令和2年度の消防団への報酬・手当の決算額が約4,000万円でございますので、現在のところ交付税の範囲内で賅っている状況となっておりますが、現在、本市におきましては、1,440人の消防団員が在団しております。団員については、議員が申し上げられましたとおり、年額報酬が1万8,000円、出動手当が1回当たり1,500円となっております。国が示す標準団員数は10万人に対し583人となっております、年額報酬が3万6,500円、出動報酬が7,000円から8,000円とされております。報酬額の引上げについては、今後財政状況も加味しながら検討を行なっていきたいと考えております。

次に、引上げ額等についてはということの御質問でございますが、先ほど申し上げましたとおり、本市の人口が約6万5,000人に対し、1,440人の団員数でございます。団員の確保は十分にできていると思っておりますが、地方交付税の算定基準としましては、国は人口10万人に対し583人を基準団員とし、そこから人口割で算定された交付税の配分がなされております。そのため、基準に基づき算定された交付税を1,440人の団員に配分する形となっております。このようなことも踏まえ、現段階では、幾ら引き上げることができるのかということはまだ言える状況ではございませんが、今後、近隣の城北の市、町、他市の状況等も考慮した上で報酬額の見直しの検討を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 18番 前田正治君。

○18番（前田正治君） はい、分かりました。では、次の質問をします。

[18番 前田正治君 登壇]

○18番（前田正治君） 次に移ります。

消費者行政について。玉名市消費生活センターの業務内容についてであります。昨年からはじめたコロナウイルス感染症は市民生活に重大な影響をもたらしております。熊本県の消費生活センターでは、2020年度の相談件数の3割がコロナ関連だということです。コロナ禍における玉名市消費生活センターの相談状況をお聞きします。

○議長（内田靖信君） 前田正治議員の一般質問の途中ですが、議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時09分 開議

○議長（内田靖信君） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行ないます。

健康福祉部長 酒井史浩君。

[健康福祉部長 酒井史浩君 登壇]

○健康福祉部長（酒井史浩君） 前田議員のコロナ禍における消費生活センターの相談状況についてお答えいたします。

現在、玉名市消費生活センターに寄せられている相談といたしまして、多重債務のほか、還付金などの被害、ネット詐欺、通信販売等の消費者トラブルなどが寄せられています。件数といたしまして、令和元年度が1,184件、令和2年度が1,270件、前年度と比べると約90件あまり相談件数が増加しており、うち、収入の減少等により多重債務に陥ったなど、コロナに関連した相談が24件ございました。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 18番 前田正治君。

○18番（前田正治君） センターにおける多重債務相談の現状と課題、そしてその対策についてお尋ねします。

○議長（内田靖信君） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 多重債務の相談の現状、課題、その対策についてお答えいたします。

多重債務相談の現状といたしましては、玉名市消費生活センターへ来庁される方の多くに、各種依存症、発達障がい、統合失調症等、何かしらの生きづらさを抱えている場合が見受けられ、これらの多様な資質を持たれている相談者の対応には、多くの時間を要し、かつ相談者に応じた対応、手法が求められているところでございます。このため相談員のスキルの向上及び人材の確保が課題となっている状況でございます。このような課題に対応するため、国民生活センターへの研修参加はもとより、市が設置しております玉名市生活安心ネットワーク委員会による庁内連携、また、弁護士等の法律家、臨床心理士、民間の福祉関係者との他職種連携により、包括的な支援体制を築き対応している状況でございます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 18番 前田正治君。

○18番（前田正治君） 玉名市消費生活センターのホームページには、相談者の生活再

建のために家計管理をお手伝いしますと紹介があります。金銭管理教育をセンターでは行なっているというふうに聞いているわけではありますが、金銭管理教育とは一体どういうことなのかをお尋ねします。

○議長（内田靖信君） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 現在、玉名市消費生活センターでは、多重債務相談の対応策の一つとして、家計改善支援業務を行なっております。この業務は、多重債務の相談者に計画的な金銭管理の必要性について理解していただき、また、自分に合った金銭管理の方法を考え、工夫することにより二度と多重債務に陥らず、安定した生活を営むことができるよう、生活再建の一つとしての支援業務でございます。

市といたしましても、今後も引き続き多様な相談者の資質や能力に応じた家計改善支援を心がけ、誰一人取り残さない多重債務者の生活再建に向けて支援を行なってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（内田靖信君） 18番 前田正治君。

○18番（前田正治君） 次の質問をします。

玉名市の消費生活相談員が南関町、和水町、玉東町に出向いて困難な事例に対して支援を行なう取組、これは熊本県内で初めてということでもあります。出張して相談に応じる際に事故が起きた場合、公務災害が適用されるのか心配であります。消費生活センターの組織及び運営に関する条例の施行規則に、業務内容を追加すべきと思いますが、条例の改正は必要ありませんか。

もう一つ、続けて質問します。熊本県内初の玉名市消費生活安心条例に基づく、地域連携支援事業、今言いました連携支援事業は、日本消費経済新聞に全国初の画期的な取組として注目されると紹介してありました。条例が制定されて、2年ありますが、この条例に関する視察研修などの状況はどうでしょうか。

○議長（内田靖信君） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員のまず、相談員の3町への派遣につきまして、消費生活センター条例に定めるべきではないかの質問についてお答えいたします。

相談員の3町への派遣につきましては、本年3月23日に玉名市、玉東町、和水町及び南関町により調印した消費者行政に関する協定書に基づき派遣を行なっておりまして、この事務協定をもって事務処理上、条例の改正等は必要なかったことから条例には派遣について明記をしていない状況でございます。

次に、消費生活安心条例制定に関する視察研修などの現状についてでございますけれども、昨年6月に制定いたしました消費生活安心条例につきましては、訪問販売の制限等を盛り込み、かつ自治体間共同では全国初の取組でもあったため、昨年11月には熊

本県が主催する国、県、自治体職員を対象といたしました研修会において、先進事例としての発表、紹介をはじめ、大阪、福岡、熊本の弁護士会からの視察、関東の大学、県外のNPOからの視察や県内外からの自治体職員からの問合せを受けている状況でございます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 18番 前田正治君。

○18番（前田正治君） 1年余りで多数の視察研修があっているようです。

金銭管理教育についてであります。これは、センターで多重債務相談に応じる中でたどり着いた問題解決のための具体的な対策かと思えます。専門家からは、多重債務問題の解決に向けて、玉名市が取り組む金銭管理教育は全国的に例がない。相談者の家計管理支援について、他自治体の参考になる。消費者行政についての市長や担当課の卓越した見識を感じる。このように評価されております。

市長にお尋ねします。玉名市消費生活安心条例は、市は消費生活に関する情報の収集を行ない、啓発教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動、その他市民の消費生活の安定及び向上を図るために必要な情報の提供、助言、その他の支援を行なう責務を有するとしております。つまり、玉名市は市民の消費生活の安定及び向上を図るための支援を必ずしなければならない務めがあると条例で定めております。玉名市消費生活センターのホームページでは、今後もこれまで以上に消費者行政体制の充実とともに、維持、強化を図っていきますと紹介してあります。センターでは、熊本県内初、全国初の取組を推進するわけであります。消費者行政体制をどのように充実して維持強化を図るのか。センターへの職員配置を増やすのか、相談員の人数を増やすのか、業務内容の見直しを行なうのか、消費者行政体制の充実とともに、維持、強化を図っていくために、どのような対策を講じていくのか、消費生活センターの運営について、今後の方針をお尋ねいたします。

○議長（内田靖信君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 前田議員の御質問にお答えいたします。

まず、本市では一昨年来より、市民生活の深刻な問題に対しまして、庁内連携を目的に組織しました玉名市生活安心ネットワーク委員会のさらなる充実、それから昨年10月に日本消費経済新聞の一面で紹介されました消費生活安心条例の制定及び訪問販売お断りステッカーの全戸配布について、また、本年3月に行ないました玉名市、玉東町、和水町及び南関町による消費者行政に関する協定書の締結など、消費者行政の充実を図ってきたところでございます。

前田議員御質問の維持、強化の計画でございますけれども、今年度の新たな計画、取組として、訪問販売お断りステッカーのより貼りやすい縮小版をつくってほしいと市民

からのニーズに応える形で、名刺サイズ版のステッカーを新たに作成配布いたします。併せて市民に対する情報発信として、市内で悪質な消費者被害が発生した場合には、速やかに玉名市安心メールでありますとかLINE等のSNSを活用いたします。また、市のホームページ上におきまして、これは仮称でありますけれども、消費トラブル注意報、このバナーを作成いたしまして、市民に分かりやすい形で消費者被害の防止に向けた注意喚起を行なう計画であります。また、多重債務問題解決に当たっては、消費生活センターの枠を超えて、各関係機関の支援が必要でありますことから、生活困窮者支援における新規連携先の開拓など、現状に合わせた見直しを図ってまいりまして、多種多様な悩みを持つ市民の皆様方に対し、重層的に支援をする仕組みづくりを強化していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 18番 前田正治君。

○18番（前田正治君） 最後に一つ市長にお尋ねします。

全国的に注目される画期的な取組を推進する玉名市消費生活センターの相談員は、全員身分が不安定な会計年度任用職員であります。玉名市消費生活センターの組織及び運営に関する条例では、消費生活相談員の専門性に鑑み、適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずるものとする条例で相談員の処遇に必要な措置を講じることを定めております。民間で働く従業員には、有期雇用が5年で無期雇用に転換する制度があり、非正規従業員の解雇、雇い止めの歯止めになっております。このような制度を玉名市消費生活センター相談員に活用できないものかと思えます。相談員の処遇を改善して、スキルアップを図っていくことについて見解を求めます。

○議長（内田靖信君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 前田議員の再質問にお答えいたします。

現在、消費生活センターのフロア内に正職員は常駐こそしていないものの、専属の消費生活行政担当職員を1名配置してありまして、適宜相談員と連携を図っているところであります。また、くらしサポート課長を消費生活センター長として、生活支援係長が消費生活センターの係長業務を兼務しているところでありますので、現時点ではそれでいいかというふうに思っておりますけれども、議員からの御提案もあり、今後その職員の配置等々については検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 18番 前田正治君。

○18番（前田正治君） センターの体制をこれから充実していくと、大事なことだと思います。今、ありましたように消費生活センター長はくらしサポート課の課長、そして事務を執り行なう職員が配置してあります。課長と職員は、センターに常駐するわけで

はありません。したがって、今まで以上に相談員と連携を密にして、業務状況、成果や課題をしっかり把握して、消費生活センターの強化を図ってもらいたい。全国が注目する画期的取組で、消費者行政がさらに充実発展することを求めまして、私の一般質問を終わります。

○議長（内田靖信君） 以上で、前田正治君の一般質問は終わりました。

引き続き一般質問を行ないます。

2番 吉田真樹子さん。

[2番 吉田真樹子さん 登壇]

○2番（吉田真樹子さん） 皆さんこんにちは。2番、創政未来、吉田真樹子です。

今回の一般質問、4日間にわたっております。会派が1人ずつ、1日目から4日目まで、私が最後の会派のトリを務めさせていただきます。インターネット中継を御覧の皆様よろしくお願ひします。

通告に従って一般質問させていただきます。

1、市内の景観について。景観とは、人の目で眺め、心に刻む風景をいいます。景観が地域の特徴やまちのイメージと結びつくものとなります。今年は花の開きが例年より早かったようで、山田の藤、高瀬裏川のハナショウブと、コロナ禍の中でも変わることなく見事に花は咲き誇っております。現在も桃田方面から高瀬大橋の信号で止まったときの菊池川河川敷駐車場に植えられたマリーゴールドと堤防のグリーンも玉名のすばらしい景観に入るほど見事な姿を見せております。

まず目に映るものが印象を植え付けます。以前行った鹿児島県の知覧の沿道の槇の木が見事に剪定をされていて感心をいたしました。歩道脇の水路には、清流の中に鯉が泳ぎ、そばにある武家屋敷との風情がとても素敵だったと今でも思い出します。外見でなく内面とよく言いますが、実際に後に残る印象は9割方外見、見た目ではないでしょうか。どこを見ても美しいと気持ちがいい、市民も感心するような景観を目指し、維持してほしいと希望いたします。しかし、荒尾市と比べても100平方キロメートル弱広さがあります玉名市です。どこを見ても美しくというのが厳しいのは理解しております。良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定、そのほかの施策を総合的に講じることなどを定める景観法があります。本市でも景観行政団体に移行し、景観計画を平成28年、前高寄市長のときに策定してありましたが、景観について、本市の考えをお聞かせください。

○議長（内田靖信君） 建設部長 片山敬治君。

[建設部長 片山敬治君 登壇]

○建設部長（片山敬治君） 吉田議員の本市景観への考えはについてお答えいたします。

玉名市には、先人からの脈々と受け継いだ味わい深い魅力的な景観がたくさんありま

す。そのような玉名らしい景観の価値を高め、未来へつなぐため本市は平成28年6月に景観行政団体に移行し、同年9月に玉名市景観計画を策定いたしました。市民の皆さんが地域の景観に関心を持ち、景観づくりに関わることで、市の景観を意識する人が増えてくれば、玉名の景観を守り育むための行動、活動につながります。本計画は、そういった活動がまちの景観を魅力的にし、住みたくなる、歩きたくなるまちに高め、市民や将来を担う子どもたちが、自信を持って玉名の景観を語れるようになることを目指し、玉名市の景観の将来像を「菊池川が育んだ味わい深い景観をかたるまち」と掲げ、景観まちづくりに重点を置いた計画となっております。また、本計画は令和3年度から令和4年度にかけて見直しを行ない、現計画の理念を継承しながら、区域設定や届出の基準を見直し、より実効性の高い計画としていくこととしております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 2番 吉田真樹子さん。

○2番（吉田真樹子さん） では、再質問です。

今の答弁で将来を担う子どもたちが自信を持って玉名の景観を語ることができることを目指していくと言われました。何か実践されていることがあればお聞かせください。

○議長（内田靖信君） 建設部長 片山敬治君。

○建設部長（片山敬治君） 吉田議員の再質問にお答えいたします。

子どもたちが自信を持って玉名の景観を語ることができるようになるための具体的な取組についてですが、本市では、景観形成推進事業の一環としまして、絵札となる写真をフォトコンテストとして募集し、玉名かるたを作成いたしました。この玉名かるたには、玉名市の自然、歴史、特産物、祭り、人びとの生業など玉名市の景観を形作る様々な要素が盛り込まれております。子どもたちが玉名かるたを使って遊びながら玉名の景観を知り、学び、親しんでいただけるよう、学校や学童クラブ、保育施設などにも配布し普及に取り組んでおります。また、地域の団体におかれましても子どもたちと一緒に地域の歴史について学習活動を取り組まれているところもあり、そういった活動が玉名らしい景観づくりにつながっていくものと考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 2番 吉田真樹子さん。

○2番（吉田真樹子さん） ありがとうございます。

5月末には市役所の玄関に来庁者に楽しんでもらおうと、田畑議員と私の後輩になります北稜高校の生徒さん5人が箱庭づくりを慣れた手つきで2時間で完成させてくれました。北稜高校には造園科があります。行政とのコラボ企画で案を出しあってみるのも一つの考えだと思います。生徒さんにとっても実践的訓練になりますし、玉名市の景観計画に関われ、互いにメリットがあるとも思われます。

ごみのポイ捨ても後を絶ちませんが、除草も現時点からの改善の余地がまだまだあると考えます。私は、毎月2週目の日曜日は肥後伊倉駅の草むしりの美化作業へ行きます。13日の日曜日も行ってきました。この日は人数が少なく15名ほどの参加でした。伊倉のコミュニケーションの場でもありますし、私にとっては終わって一言報告をさせていただける場でもあります。毎月美化作業は楽しみの場、女性にとってはおしゃべりの場にもなっております。なんと、このコロナ禍の約1年4か月、真冬の2か月を外して休むことなく活動をしてまいりました。この伊倉の美化部はリーダーの頑張りを応援したいと来られる方、私のように草むしりが好きな人、誘われて参加するようになった方、肥後伊倉駅の職員さん3人は、お休みの日だけど必ず来られます。このようにして集まった20数名に1年間の予定表がリーダーより配られます。無理を言われることもなく、できる人ができるだけいいと言われます。既にこの美化部はいいリズムが取れているのでとても私も感心いたします。また、こうやって自分が学生のころに大人の方々がやってくださっていたのかなと感動さえあります。

長くなりましたが、お伝えしたかったのは、活発に活動しているボランティア団体が存在することをお伝えしたかったのです。また、ここでお願いいたします。玉名市にはボランティア団体がたくさんあると思いますが、その団体の美化作業の状況と玉名市景観計画に記載されておりました各種団体は、現在も活動されているのかをお尋ねいたします。

○議長（内田靖信君） 建設部長 片山敬治君。

○建設部長（片山敬治君） 吉田議員御質問のボランティア団体の美化作業状況についてお答えいたします。

玉名市には各行政区や各校区のまちづくり委員会をはじめ、地域の公園や史跡、道路などの景観を維持するため、花づくりや清掃、除草活動など、幅広く活動されている団体などがたくさんあります。玉名市景観計画の中でも協働のまちづくりを進めるアクションプランとして、良好で魅力的な玉名らしい景観を育んでいくための景観まちづくりを住民、まちづくり団体、行政が協働で進めていくことの大切さをうたっております。

しかしながら、そういった景観まちづくりに関わる団体の中には、高齢化等により継続的な活動が難しくなっていく団体もあります。まずは、玉名市の景観に関心を持つ人を増やし、市民一人一人が玉名市の景観に誇りを持つことが自発的で継続的な景観まちづくりの活動につながるものと考えております。

今回実施する景観計画見直しの中では、関係各課へのヒアリングシートなどを用いて、景観まちづくりに関わる団体や取組を把握するとともに、広報紙やホームページなどを通して玉名らしい景観づくりに関する周知活動や景観交流会などを通して、市民一人一人に玉名市の景観に関心を持ってもらうための取組を行ない、景観に対する意識醸成を

図ってまいります。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 2番 吉田真樹子さん。

○2番（吉田真樹子さん） 見直しをするに当たって、関係各課にヒアリングシートを活用すると答弁いただきました。そういう多くの意見を聞くのはとてもいいことだと思います。そして周知の方法も広報紙、ホームページに載せるだけでなく、例えば、美化作業ボランティア募集の案内を企業団体に送ったならば、返事までいただくというもう一歩踏み込んだ取組を取り入れていただきたいと要望いたします。

昨年よりコロナ禍でコミュニケーション不足が大いにありますし、おしゃべりして笑って健康増進にもつながる一石三鳥の活動を共にやれる仕組みがあればいいと考えます。玉名の景観計画が平成28年9月に策定され、あと3か月で5年がたちます。これまでにまちづくりの活動、アクションプランを行なってこられていますがと答弁されましたが、高齢化などで継続が難しくなっている団体が増えているとのことでした。このことに対する対策は何か考えられ、実践されたことがあられるのでしょうか。重ねて除草についての取組についても、ボランティア団体の協力も含めて何かやってみられたことがあられるかお尋ねいたします。

○議長（内田靖信君） 建設部長 片山敬治君。

○建設部長（片山敬治君） 吉田議員の再質問にお答えいたします。

高齢化によりボランティア団体による除草作業等の取組が困難になった場合は、公共施設におきましては、道路・公園など、それぞれの管理者として市が引き継いで除草などを行っております。しかしながら、管理者としては、市全域で管轄しており、予算などの制限がありますので、ボランティア団体の皆様の御協力が得られなければ、除草などの頻度が落ちるなどの課題があります。できるだけ継続的にボランティア団体の活動が維持できますよう、御相談をいただければ、市も一緒になって解決策を考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 2番 吉田真樹子さん。

○2番（吉田真樹子さん） 皆さんは、営業でいう三まめを御存じでしょうか。私が携わる仕事では、三まめというのを23年前に習いました。三まめとは、手まめ、足まめ、口まめ。手まめは手紙やメールをすること。足まめはせつせと通い続けること。口まめは電話をかけて連絡を取るということを言います。ぜひ、玉名らしい景観を育むための景観まちづくりを住民、ボランティア団体、行政が協働で進めていくことの大切さをうたっておりますので、高齢化で継続が厳しい団体の後継者探しの声かけをやってみる。関心を持ってもらうためには、参加していただき、趣旨、思いを伝え、こつこつ伊倉の美

化作業部を参考に努力していただきたいと思います。徐々に人の喜びが我が喜びに変わってくると思います。ぜひ、担当課の職員の皆さん、次回は7月11日の日曜日、6時半より肥後伊倉駅で美化作業がありますので、視察研修にお越しいただけたらと思います。

では、次の質問に移ります。数か月前から気になっておりましたが、新幹線駅の国道208号線バイパスの中央分離帯の荒れた植木の事です。あのバイパスは玉名市内につながる直線の玄関口だと思っております。6月上旬はこのような状況でした。写真をお願いいたします。

[拡大投影にて画像を示す]

○2番(吉田真樹子さん) 鳥が食べた木の実がふんに入り、落としたふんから芽を出したものが立派に木となったのだろうと、勝手に私は推測しております。開通して10年、一度も手を入れられてないのではと、あまりにも荒れ果てた中央分離帯の写真を何枚か撮り続けました。これは上のほうの青々したグリーンの部分がない木です。もう雑草ではなく、木になっておりました。見えますでしょうか。木の下にあるのはペットボトルが転がっております。では、2枚目の写真をお願いいたします。

[拡大投影にて画像を示す]

○2番(吉田真樹子さん) これも荒れた状態と、右下には白く映っておりますけど、右下もごみです。3枚目の写真をお願いいたします。

[拡大投影にて画像を示す]

○2番(吉田真樹子さん) これは、真ん中にちょっと見にくいですが、真ん中にビニールに何本か缶をまとめられて捨てられておりました。ビニールに入った缶です。4枚目の写真をお願いいたします。

[拡大投影にて画像を示す]

○2番(吉田真樹子さん) これは右と左の丸っぽい植木以外はいらない木です。真ん中の大きいやつです。立派に成長しておりますが、これはいらないものです。5枚目の写真をお願いいたします。

[拡大投影にて画像を示す]

○2番(吉田真樹子さん) これは歩道の様子です。大きな草が枯れておりました。6枚目の写真をお願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

○2番(吉田真樹子さん) ちょっとこちら見にくいですが、サツキが咲いておりました。赤いサツキがせつかく咲いておりますが、このような状態。真ん中の木も立派に成長をした、いらない木です。ありがとうございました。

このように木々は荒れ果て、ゴミ捨て場と化している中央分離帯。この植木は全てな

い方がいいんじゃないかという市民の声がありました。現にバイパスの道路の端にはごみはちらちらと落ちてはいるんですけど、道路の真ん中にごみは落ちていないです。中央分離帯の植木の箇所を全てなくして、4車線にすればすっきりとしたバイパスになると考えますが、4車線になる計画が先にあるのでしょうか。玉名バイパスの景観についてお尋ねいたします。

○議長（内田靖信君） 建設部長 片山敬治君。

○建設部長（片山敬治君） 吉田議員の玉名バイパスの景観についてお答えいたします。

国道208号玉名バイパスについては、国土交通省の管轄となるため、4車線化についての計画は本市としては把握しておりません。また、中央分離帯の植樹をなくすことについても市の判断ではお答えできません。市としましては、良好な道路環境の維持管理を継続的に行なっていただきますよう今後も国に働きかけてまいります。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 2番 吉田真樹子さん。

○2番（吉田真樹子さん） 国道なので、市の管轄ではない。だから目が行かなかったのかもしれませんが、市民は管轄がどこかなどは分かりません。知りません。景観計画を定める区域は、玉名市全域となっております。ですので、9月の景観計画の見直しの時期には、もちろん玉名市全域、そしてこの国道も含んだ見直しの検討をお願いしたいと思います。

吉田憲司議員の質問の中でも出てきました。別組織で玉名市の組織ではないとありましたが、それでも玉名市に存在します。玉名市にありますので、ぜひ、今後も気にかけていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

では、次の質問に移ります。

[2番 吉田真樹子さん 登壇]

○2番（吉田真樹子さん） コロナ禍における市民生活について。経済的理由で生理用品の入手に苦しむ生理の貧困とも言われる時代となっております。生理用ナプキンを配布する自治体が全国225ありますが、本市でも取り組む必要があると考えます。既に行なっている自治体では、地域女性活躍推進交付金を活用しているとお聞きしました。①生理用品の無料、無償配布についてお尋ねいたします。玉名市では生理の貧困についてどのような考えか。そして生理用品を公共施設のトイレや学校のトイレに設置を希望いたします。無償配布の予定はあるのかをお尋ねいたします。

○議長（内田靖信君） 健康福祉部長 酒井史浩君。

[健康福祉部長 酒井史浩君 登壇]

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員御質問の生理用品の無償配布についてお答えいたします。

ここ数年、災害時の避難所生活や長引くコロナ禍での生活上の問題としてメディア等でも頻繁に取り上げられているいわゆる生理の貧困につきましては、当市でも生活困窮者支援における深刻な課題であると認識をしているところでございます。

まず、現状といたしまして、生活困窮者やDV被害者など、差し迫った状況の方のためにくらしサポート課にて若干数生理用品の用意をしておりますが、市からの無償配布は行っていない状況でございます。市内の小中学校においては、保健室に常備されておりまして、いろいろな理由で急遽生理用品が必要になった生徒に対し配布している状況でございます。また、地域女性活躍推進交付金の概要といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、孤独や孤立で不安を抱える女性や解雇等で様々な困難に直面する女性に対してアウトリーチ型相談支援、居場所の提供、女性用品の提供などの事業をNPO法人等に委託して実施できるというものでございます。なお、今回の本交付金の申請期間は終了しておりますが、継続して交付金措置がなされ、今後本市の事業として実施を検討する場合には、NPO法人等の見地を活用したきめ細かい支援が望まれることから、本事業を受託可能なNPO法人等の存否について十分な調査が必要と考えております。

議員御提案の生理用品の無償配布や公共施設のトイレ等への設置など、誰でも生理用品を気軽に使用できる環境づくりの実施につきましては、需要の程度の把握や管理方法、衛生面の確保など、様々な問題がございます。したがって、事業実施の可否につきましては、まずもって課題の整備を行ないまして、十分な検討と関係者間の協議を重ねていくことが必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 2番 吉田真樹子さん。

○2番（吉田真樹子さん） 生理の貧困はナプキンだけではなく、生理痛がひどい人は鎮痛剤がなければ、学校、職場に行くどころか日常生活さえままならない人もおります。また、ナプキンが手頃な価格で、20個入りで300円ほどであります。本当に困窮している、そして毒親といって必要なものすら与えてくれない親もいるのです。女性だけの支援なんて不公平との声もありますが、女性に生まれたただけである時期から固定費がかかる。いわば、生まれながらマイナスがあるのです。災害も今回の生理の貧困を自分事として考えるとよく分かります。東北の津波被害にあった子どもが自分の家族だったら、自分の子どもが生理の出血で気持ち悪い思いをしていたら、血液で服を汚して恥ずかしい思いをしていたらと思うと、母親としてはいてもたってもいられない気持ちとなります。人ごと、他人事ではなく、自分事として考える取り組む姿勢であってほしいと考えます。担当課の前向きな姿勢にありがたいと感じております。3月4日に5人に1人が生理用品の入手に苦労していると報道があり、今月12日の熊本日新聞には、

生理用品の支援県内に広がると大きく掲載がありました。コロナ禍でバイトもできない学生にとっては、一番に優先するのが学費、次が食費、生理用品にお金をかけるのはもったいないとトイレトペーパーをぐるぐるにして代用していたという学生の話には、そこまでコロナ禍の影響がきているのかと驚きました。時代が変わるときなのかなと感じた記事もありました。貧困対策にとどめず、トイレトペーパーのように、生理用品が当たり前にある社会にこの掲載がありました。生理用品のトイレ常備は当たり前にと。考えてみれば、トイレトペーパーも常備されていない時代があったはずです。先ほど言われましたアウトリーチ型相談支援、アウトリーチ型というのは援助が必要であるにもかかわらず、自発的に申出をしない人々に対して、公共機関などが積極的に働きかけて支援の実現を目指すこととありました。まさに生理用品の無償配布はアウトリーチ型支援ではないでしょうか。最近はメディアでも頻繁に言っております。全ての人に健康と福祉を。ジェンダー平等を実現しようという、ほか15項目ありますが、SDGs、持続可能な開発目標にも相当いたしますので、生理用品の無償配布は少しでも早い取組をお願いいたします。

では、2番のたまデリ！の運営状況についてお尋ねをいたします。今月20日までに延長されました宅配サービス事業についての質問をさせていただきます。新型コロナウイルス感染症により、時短営業を強いられ売上げ減で多大なるマイナス影響を受けられた飲食業はもとより、そこに関係する方々への支援事業と聞いております。4月12日から5月31日までだった今回の企画ですが、利用が少なかったため延期になったと商工会の関係者よりお話しをいただきました。せっかく企画したのに、企画して始めたのならば市民に知ってもらいたい、利用していただけるよう周知方法をさらに考えて協力を強化してほしいと考えます。私は、5月の広報紙でチラシを見ました。写真をお願いいたします。

[拡大投影にて画像を示す]

○2番(吉田真樹子さん) こちらが5月の広報紙にチラシで入っていたので、このチラシを見て頼んでみました。テイクアウトのお持ち帰りはお店まで取りに行かなくては行けませんが、伝えていた時間に届けてもらえるというこのたまデリ！は主婦にとってはとてもありがたく便利なことです。昨年と比べるとお店での外食はするようになりましたが、まだまだ気を許せない時期ではないでしょうか。一時期はテイクアウトの御利用をととても市民の皆様には御協力をいただきました。では、ここでお尋ねをいたします。今回の協力支援事業の玉名デリバリーサービス、こちらはチラシ、ホームページ以外、ほかに周知をされたのでしょうか。熊本市は5月1日より飲食店デリバリー利用促進キャンペーンが開始されました5月1日から31日までの間に8回、熊本市公式LINEで配信されておりました。5月31日には6月1日より対象店舗の追加情報が届きまし

た。そこで御提案ですが、玉名市にもLINEがございますので、LINEでたくさん
の情報が流れてきておりますが、このたまデリ！の情報を毎日配信されたらと提案いた
しますが、いかがでしょうか。

○議長（内田靖信君） 産業経済部長 上野伸一君。

○産業経済部長（上野伸一君） 議員お尋ねのたまデリ！の運営状況についてお答えいた
します。

まず、ここで言いますデリバリーは、第三者が飲食店の飲食物を消費者に宅配するとい
うもので、コロナ禍でさらにその需要は増えております。都市部においては民間事業
者により展開されておりますが、本市において民間事業者の参入は現在ございません。
そのような中、玉名商工会議所がコロナ禍で経営が厳しい状況にある飲食店及び飲食店
従業員の支援を目的として実施している事業がたまデリ！であり、その運営費を市から
の補助と一部自己財源により実施されております。開始から6月第1週までの約1か月
半のデリバリー事業の利用状況は、登録店舗が17店、デリバリー利用が81件となっ
ており、予想を下回っているものの徐々に利用者数も増えてきているとお聞きして
おります。当初5月末までで終了とされておりましたが、先ほど議員おっしゃられたとおり
6月20日まで期間を延長し実施される予定です。また、デリバリーに携わる方たちは、
休業を余儀なくされている飲食店などの従業者の方が多いとお聞きしており、飲食店
の事業継続の一助になっているものではないかと考えております。

議員お尋ねの本事業の周知についてでございますが、玉名商工会議所では、4月中旬
の専用サイト立ち上げと併せて、会議所ホームページ、会議所LINEにて発信、広報
たまな5月号折り込み、5月18日に各種新聞折込等々の方法で周知を図られて
おります。市といたしましても、専用サイトの構築された直後より、市のホームページ
での本事業の周知を図ってきました。また、先日、ちょうど吉田真樹子議員の聞き取り
のときに担当課に御提案をいただき、市のLINE、Facebookにて情報発信をした
ところでございます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 2番 吉田真樹子さん。

○2番（吉田真樹子さん） 6月4日にLINEの配信をお願いした夕方には、もうすぐ
にたまデリ！の配信がされてきましたので、即対応をしていただきましてありが
ございました。

今回、通常業務に加えて、デリバリーの対応に商工会議所の関係者の方々は大変だ
ったかと思っております。今後、民間事業者の参入を期待したいところであります。
この世界的なパンデミックにより、夢、希望、意欲をへし折られた方が数え切れない
ほどいらっしゃると思われまいます。では、ここでお尋ねです。また、今後も何
らかの支援は考えてい

かれる予定でしょうか。

○議長（内田靖信君） 産業経済部長 上野伸一君。

○産業経済部長（上野伸一君） 議員の再質問にお答えいたします。

まちのにぎわい創出に飲食店が果たす役割は非常に重要なものであり、コロナ禍において厳しい状況にある飲食店への支援は、継続的に実施していく必要があると考えております。また、新型コロナウイルスの影響は飲食店のみならず、多くの業種に深刻な影響を与えており、これまでもそのときの状況に応じて業種を限定したり、幅広い業種に対応する支援事業を展開したりして、事業者への支援を行なっております。感染症の収束後、地域経済の回復を迎えるまでが一連の経済対策と捉えて、今後も支援事業を展開していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 2番 吉田真樹子さん。

○2番（吉田真樹子さん） 今回、関係の方々にとってはとても励みになった事業だったのではないのでしょうか。20日までにはまだ数日ございます。皆さんもぜひ、常任委員会終了の日でも、家飲みにも御利用されてみてください。もちろん我が家の今夜は、この一般質問が終了しましたお疲れさま会を自宅でするために、たまデリ！予約を昨夜のうちに済ませております。当日の10時までの御予約まで受け付けております。お昼、そして夜は19時までの配達をしていただけます。詳しくはたまデリ！で検索されてください。最初にお伝えしました口まめをさせていただきます。あと数日、皆さんよろしく願いいたします。

○議長（内田靖信君） 吉田真樹子議員の一般質問の途中ですが、議事の都合により、午後1時まで休憩いたします。

午後 0時01分 休憩

午後 1時01分 開議

○議長（内田靖信君） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行ないます。

2番 吉田真樹子さん。

[2番 吉田真樹子さん 登壇]

○2番（吉田真樹子さん） 学校教育におけるタブレット使用の状況についてお尋ねいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、昨年の春休みから休校となり、国が進めてきたGIGAスクール構想が一気に加速いたしました。写真をお願いいたします。

[拡大投影にて画像を示す]

○2番（吉田真樹子さん）　そしてこちらのタブレットが今、子どもたちの手元に届いているそうです。

玉名市の小中学校全ての子どもたちに1人1台のタブレットが配布されておりますが、その状況についてお聞かせください。

○議長（内田靖信君）　教育部長　藤森竜也君。

[教育部長　藤森竜也君　登壇]

○教育部長（藤森竜也君）　吉田議員御質問の学校におけるタブレット使用のタブレットの配布の状況はについてお答えいたします。

本市の小中学校では、タブレットの配布と同時に、児童生徒及び教職員、それぞれにユーザーIDとパスワードを配布し、本年4月から活用を始めております。しかしながら、小学校低学年においては、ローマ字をまだ習っていないため、アルファベットと数字を組み合わせた複雑なパスワードでは入力するのが難しく、授業をスムーズに進められない学校が確かにございました。その点については、その子どもたちへの配慮が不足していたと感じております。そこで、小学校1年生から3年生については、パスワードを比較的簡単なものに統一しまして、現在では低学年でもスムーズにログインすることができ、授業での活用が徐々にですが進んでいる状況です。

以上でございます。

○議長（内田靖信君）　2番　吉田真樹子さん。

○2番（吉田真樹子さん）　子どもたちには十分に習得する能力があるとはいえ、平仮名、片仮名を習う1年生にまで同じ状態で配布されたのは配慮が不足していたと言われましたが、厳しい言い方になりますが、初めてのこととはいえ雑なやり方だったのではないかと感じました。では、学校現場の声もお聞かせください。

○議長（内田靖信君）　教育部長　藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君）　吉田議員の御質問にお答えいたします。学校現場からの声についてお答えします。

本市でタブレットの活用を始めましたのが今年度の4月でございますので、ほかの市町村での経験があるタブレットを活用されたことがあるごく一部の先生を除き、みな初めての経験であり、操作はできるのでしょうか、どんな授業ができるのだろうかという不安解消のため、4月上旬はICT支援員を中心に、先生方を対象とした研修をまず行ないました。そして授業でのタブレットの使用は、おおむね4月中旬には始まり、まずはタブレットの起動や基本操作について学んでおります。現在、導入から2か月が経過し、活用の範囲も徐々に広がってきています。各学年でその内容は違うものの教育委員会が立てた2021年度目標の、活用研修を行なうとともに、各クラス1日1回から2回以上の活用については、十分に達成できていくものと捉えております。ただ、操作上

の不具合等についても各学校から報告が上がっておりますので、それらの課題をできるだけ解消し、より効果的なタブレットの活用が図れるように今後さらに努力していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 2番 吉田真樹子さん。

○2番（吉田真樹子さん） 初日の徳村議員の質問での答弁でもありました支援員の5人の配置、1校に月に7回入っていただけるというのは、ありがたいなと思って聞かせていただきました。これまでに4回ほど研修をされたと聞いております。その際に先生方の声をまとめられた中から2点お尋ねいたします。それと私からのちょっと質問になりますが、再質問させていただきます。

①前回の研修内容と似通っていたように感じましたが、研修は年間に何回ほどされる予定で、どんな内容なのか、今後の見通しが知りたい。②タッチペンがほしいと感じましたが、市からの支給はないのですよね。最後に私から、タブレットを使用することで保護者への負担が増えてはならないと考えますが、故障時の対応はどうなっているのでしょうか。3点お尋ねいたします。

○議長（内田靖信君） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 吉田議員の再質問にお答えいたします。

まず最初に、1番目のタブレット研修の予定でございますけれども、先生方を対象としたタブレット研修については、学校の要望に応じてICT支援員と連携しながら、随時行なっております。また、これとは別にテーマを設け、希望する先生方を対象にした校内での個別研修もこの6月から始めたところでございます。

次に、タッチペンについてでございますが、今回導入したタブレットは指で操作することが可能であり、先生方からは指での操作がしにくいとの声もありますが、子どもたちが操作する上では支障がないものと認識しております。

3番目のタブレット故障時の対応についてですが、原則修理を実施しますが、修理ができない場合、不可能な場合は買換えでの対応になると考えております。その際の費用負担でございますけれど、故意による破損の場合は保護者負担、そのほかについては教育委員会負担ということで考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 2番 吉田真樹子さん。

○2番（吉田真樹子さん） 熊本市は5年前の熊本地震に一気にGIGAスクール構想が進みましたので、昨年の休校時には小学生はZoomで健康観察、30分ほどの授業をされていたそうです。中学生は毎日6時間のオンライン授業をされていたとお聞きしました。政令指定都市の熊本市と比べるとはちょっと差がありすぎますが、お隣の荒尾市

は、昨日も松本憲二議員の空気清浄器の質問でも出ておりましたが、お隣なので、すぐ電話して尋ねてみるのですが、荒尾市の子どもたちは既に持って帰っているところがあると、いよいよ持ち帰りの準備を進めているという学校があるとお聞きしました。では、玉名市ではタブレットを持ち帰るに当たっての家庭のW i - F i 環境について、そしてタブレット使用に当たっての今後の計画についてお尋ねいたします。

○議長（内田靖信君） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 吉田議員の御質問にお答えいたします。

家庭でのW i - F i の環境については、昨年6月に調査を行ない、未回答を含めて約16%の家庭でW i - F i 環境が整っていないと把握したところですが、今現時点での状況までは把握できておりません。本市では、タブレットの使用についてオンライン上での活用も想定しており、家庭においてタブレットを使用する際はW i - F i 環境が整っている必要があります。そのため昨年度W i - F i 環境が整っていない家庭に貸し出しするためのモバイルルーターというものを購入しております。今後のタブレットの持ち帰りについては、現在、教育委員会内で持ち帰りの時期、ルール、モバイルルーターの活用など、様々な角度から検討を行なっているところです。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 2番 吉田真樹子さん。

○2番（吉田真樹子さん） 昨日、南関町の方とお話をしたところ、南関町はタブレットを持ち帰ったときの学校外での補償の保険をP T A会費から徴収するかなど、持ち帰り前提の話まで進んでいると言われました。では、W i - F i に関してとタブレットの持ち帰りについて再質問をさせていただきます。

職員室にW i - F i がなく、仕事がやりづらいという先生方の声をお聞きしましたが、職員室にW i - F i 環境が整っていない学校が何校あるのでしょうか。部長答弁では、タブレットの持ち帰りの時期など、検討を行なっていると言われました。大まかでも目標期日を決めて計画を進めますが、タブレットの持ち帰る明確な期日があれば目標をお尋ねいたします。

○議長（内田靖信君） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 吉田議員の再質問にお答えいたします。

本市の小中学校の職員室には、有線の教育用ネットワークがあるため、このためW i - F i 環境は全ての学校で整備しておりません。ただ、職員室の隣に教室がある場合は、そのW i - F i が届くような席もあるかと思えます。職員室では、先生方に先ほど申しました教育用ネットワークを活用していただいております。タブレット授業の準備もこの職員室のパソコンからネット上でできるようになっております。

タブレットの持ち帰りにつきましては、開始の期日等を含め、現在、教育委員会内で

検討を行なっているところでございます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 2番 吉田真樹子さん。

○2番（吉田真樹子さん） 先生方が授業の段取り、準備をされるところが職員室です。別教室からWi-Fiが届いているので、うちは問題ないですと言われた小学校がありました。届いているから問題はないということなので、届かないのは先生方にとって問題であって、困ることなのではないでしょうか。昨日は、松本憲二議員の空気清浄器の質問の答弁で、市長は現場の声を聞いていますと言われておりましたが、これまでの質問と答弁を聞かれて、市長の御意見をお聞かせください。

○議長（内田靖信君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 吉田真樹子議員の再質問にお答えいたします。

今、市の教育総務課、教育委員会になりますけども、指導主事の先生方が3人、それから首席審議員が1人ということで、4名の学校の先生方が私も職員も共々に仕事をさせていただいています。私が情報を得るのは、おおむね玉名管内の小中学校の先生方の意見を集約されたものを首席審議員から私が伺うというような流れであります。今回のWi-Fiが職員室に配備されていない件について、配備されていなくてもタブレット授業ができるというようなことで、Wi-Fiの設置に関して昨年、整備がされたわけですけれども、それこそ先生方の意見を聞いて、そこは必要ないだろうということでそうになっているにもかかわらず、そうじゃいかんというのが今出たという話であるならば、それはそれで議会の一般質問で出たということで重く受け止めて、再度それについてどう対応するかということ伝えていきたいというふうに思っておりますけれども、何をすることも賛否両論、いろんな御意見があるというふうに思います。全体のおおむねどうであるという意見を伺った中で進めておりますし、今回のWi-Fiに関しては、例えば、職員室から各教室に配線なりなんなりが出ているわけです。ですから必要だということであるならば、そこにルーターを設置すれば済む話ですので、すぐにでも多分できるんだろうというふうに思います。

個人的な話をしているんですか。「なんで一緒にせんだった」というふうに思います。ただ、なんで一緒にしなかったのかは、学校現場の意見も聞いたからそうになっていることでもありますので、それじゃいかんとおっしゃられる先生もいらっしゃるということで、今、意見を承っておりますし、昨日の空気清浄器の話も一緒であります。学校全体としての意見、集約された意見としてはどうである。それを基に判断をして事業を進めておりますので、今回のように、そして昨日の松本議員の質問のように、例えば、いろんなそういった個別の意見もあるんだというようなことは議会で質問で出たということも重く受け止めて、今後もしっかり協議したいと思っておりますし、Wi-Fiは何でか

など、私も思っていますけれども、ルーターつければ済む話ですので、なんかの機会にでもすぐできるものというふうに思っていますので、それでもつけないのか、つけるのかということをしかりと協議をさせたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 2番 吉田真樹子さん。

○2番（吉田真樹子さん） 私が尋ねた小学校では、うちはなんとか届いていますという教頭先生のお話だったんですけど、やっぱり届いていないところがあったようで声が届きましたので、どうぞよろしく願いいたします。

昨年6月の調査で、16%のWi-Fi環境が整っていないということも分かっております。環境が整っていない家庭に貸し出すために、モバイルルーターも購入されております。これからやることは、現時点での状況で把握できていない。まず、小学校1年生の御家庭のWi-Fiの調査、そしてモバイルルーターを貸し出したときの通信費について、通信費の支払いが困難な方に就学援助規則第4条の対象費用に通信費を追加する。有害サイトをブロックして、利用を制限するフィルタリングをするなど、クリアしなければならない問題がまだあると思います。また、昨日の多田隈議員の質問の答弁では、7月1日より電子図書館が10時開始、子どもたちにも家で読んでほしいと部長は言われました。開始と同時に電子図書を家で見られます環境をぜひ、早めに整えていただくことを目標にさせていただき、努力していただきたいと思います。また、多田隈議員の質問のタクシー券のときの話になりますが、行き当たりばったりと言われぬように、これまでの今回の2か月間の先生たちの現場の声、配慮が不足だったということ踏み台として、これからの使用、活用方法には調査研究をさらにさせていただき、他市町村の子どもたちと平等な学びができるようにしていただきたいと思います。そして、それぞれの状況に応じて、待遇を変え、公平に進めていただきたいと切に願います。

今回は、玉名市の景観についてとコロナ禍の市民生活について、そしてタブレット使用についてと大きく3つの質問をさせていただきました。私たちが、全てが私たちの生活と未来につながっております。私たち議員も先輩議員がつないでこられたことをさらにつないでいく役目があります。未来の玉名市のために、今後取り組むことも既にされていることとは思いますが、改めて「ホウ・レン・ソウ」報告、連絡、相談で互いに連携を取り合って進めていくことをお伝えいたしまして、以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（内田靖信君） 以上で、吉田真樹子さんの質問は終わりました。

引き続き一般質問を行ないます。

15番 江田計司君。

[15番 江田計司君 登壇]

○15番（江田計司君） 皆さんこんにちは。15番、無党派の江田です。

爽やかな真樹子議員の後に野暮ったいのが出てまいりました。最終日の最後でございます。もう少し御辛抱お願いしたいと思います。そして、いつもながら最後まで傍聴いただきましてありがとうございます。

市長から開会のごあいさつの中でもありましたように、5月24日、岱明玉名線が開通いたしました。岱明町野口交差点から旧国道208号線の野口北まで、1.1キロメートルが市町合併前より計画をされておりましたけれども、やっと開通をいたしました。開通後、私も度々利用しております。大変便利になりました。以前、野口の交差点から県道を通って松木方面に行くとき、この道は道路幅が狭いわけです。特に大型車と交差するときに高齢者の私には大変でありました。私も以前、2回ほど前輪の左のタイヤをちょっとこするわけです。そうするとタイヤの腹というのはものすごく弱いわけで、2回ほどパンクしたことがあります。この全線開通したおかげで、旧国道208号線、現県道には交差点が幾つもあります。しかし、結構スムーズに流れるわけです。安全で安心して通行ができております。全線開通に当たっては、時間も費用もかかりました。合併協議会ときには最初16億円の予算でした。しかし、最終的にはこの1.1キロメートルは38億円かかったそうです。それだけにこれまで携わってこられた方々、関係各位の皆さんには、心から感謝と敬意を表したいと思います。

それでは、通告に従いまして質問をいたします。

昨年よりもひと月も早く梅雨入りが発表されました。早くも大雨警報が出されました。しかし、昨日までは梅雨の中休みですか、しかし、夕べから今朝まではかなり降りました。これが異常気象ではなかろうかと思えます。昨年のような豪雨や台風など予想されるかもしれません。私からはこの異常気象により避難などに関する対策はどうなっているか質問いたします。

○議長（内田靖信君） 総務部長 永田義晴君。

[総務部長 永田義晴君 登壇]

○総務部長（永田義晴君） 江田議員の異常気象による災害対策に関する御質問にお答えいたします。

昨年7月の豪雨時は、菊池川をはじめとする河川の水位上昇により避難勧告及び避難指示を出すこととなり、7月6日に5か所の一次避難所を開設した後、7か所の二次避難所を追加し、合計12か所開設をいたしております。また、昨年9月の台風10号の際には、最大級の台風と予報されていたこと、7月豪雨の際の実績である程度の予測ができたことにより、当初から5か所の一次避難所に4か所の二次避難所を加えて開設をいたしました。しかしながら、それでも不足しましたため、さらに追加をし、最終的には14か所の避難所を開設したところでございます。避難所開設の基準につきましては、

突発的に発生する地震を除き、最も多いケースである大雨や台風であれば、気象警報が発表されていて、かつ、雨量や河川の水位などの状況により、災害発生が予見される場合に避難所を開設することとしております。ただし、実際に避難行動を取られる方の人数を予測することは非常に困難であり、避難所に不足が生じることがありましたので、昨年の実績や問題点等も踏まえ、今年度につきましては、避難者数が多いと想定される場合については、初期で開設する避難所数を通常よりも増設し、避難所での混雑解消に努めてまいりたいと思っております。

今年度は、昨年よりひと月早く梅雨入りとなり、既に大雨警報が1回発表されておりますが、幸いにも避難所の開設は行なっておりません。今後も予見される災害の状況に応じて必要と思われる避難所を開設いたします。また、避難情報や避難所の開設につきましては、防災行政無線をはじめ、玉名市安心メールなどの文字情報を併用し、情報を発信してまいります。携帯電話等をお持ちでない方は、防災行政無線で放送した内容を聞き直すことができる防災無線電話応答サービスを昨年度から稼働しております。市が出します避難所の開設情報等は、県のシステムへの入力に連動しており、テレビ画面上でも流れることになっております。有事の際には、このようなことも特に御注意いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 15番 江田計司君。

○15番（江田計司君） 答弁をいただきました。

昨年の7月6日、夕方7時頃、私は岱明ふれあい健康センターの避難所におりました。コロナ禍の中での対応でございましたけれども、すぐいっぱいになりました。入らなかった人は、桃田運動公園に避難してくださいということでありましたけれども、高齢者の方や体の不自由な人たちが多いために、岱明町公民館が手配されました。私もその後、岱明町公民館に行きましたが、また、ここもいっぱいでありました。そして車中泊をされている方も多くおられました。やはり、その前の日の県南の豪雨の影響があったんじゃないかと思います。皆様も御存じだろうと思いますけども、この市役所の前の駐車場、かなり車中泊がおられました。なんかワゴン車みたいな中に洗濯物まで干して、中には県外の人もたくさんおられたような感じがいたします。その後の台風10号のとき大変でした。テレビや新聞など、報道や气象台によると、これまでに経験したことのない記録にない暴風や雨になるおそれがあるとのことでありましたので、避難所開設が10時受付だったんですけど、9時前からいっぱい並んでおられて、すぐいっぱいになりました。受付をされていた職員さんたちは大変でありました。さすがにこのときは、いろいろ回りましたが、車中泊の人はおられなかったんです。やっぱり台風ですから、何が飛んでくるか分からないから、車の中の避難、車中泊はおられなかったのが記憶にあり

ます。結果的には、大事にならなかったからよかったものの、この避難に関しては、何人かの議員さんもいろいろ質問されておりますので、私からは避難場所についてお伺いをしたいと思います。

昨年の7月6日の夕方は、時間当たり30ミリ前後で菊池川の水位が4時間で2.8メートルも上昇したそうです。夜10時半、有明海が大潮で満潮と重なれば、これは大変なことになると消防の方からいろいろ言われておりました。結果的には、あと1.5メートルぐらいで、大変厳しい状況になったそうです。幸いにも、雨がその後小降りになったから、それで済んだんですけれども、今後のことを考えるとこの異常気象、もしくは、県南のときの豪雨のように、時間当たりの雨量が100ミリになれば恐らく菊池川、繁根木川、境川、これが大氾濫をするんじゃないかと思います。いろんな大惨事があったときに、よく使われるのが、想定外という言葉が使われます。この異常気象、気象庁がいろいろなことを予想されております。言われております。これからはそういうことも併せて対策を考えていただきたいと思います。

この菊池川も大変厳しい状況になっております。できれば、この菊池川にもしものことがあったときのために、なんか緊急防災対策辺り、例えば、盛土をして安全な場所をつくるとか、そういうことも考えていただきたいと思います。

私もこの一般質問のときに何回か申し上げております。国道501号線、この南側、ここに高齢者や体の不自由な人たちが4割近くおられます。特に海岸近くに住んでおられる方たちは、避難する避難所は国道501号線より南にはなかつです。ハザードマップを見ますと、JA高道支所があります。あれからちょっと国道501号線に行っところの南のほうにちょっと広場、ハザードマップの色が変わったところがあるんです、ここに4反ぐらいの荒地があるわけです。これがその地域よりも1.5メートルほど高いんです。よければこの海岸線の人たちがここに避難できるような、なんか避難タワーか、そういうのを緊急防災対策辺りでいろいろ考えていただいてはどうかと思います。ここは荒地で、近隣の人たちも大変困っておられます。結局、緊急防災・減災事業債が5年延長されました。どうかいろんなほうを勉強をしていただいて検討されていってはいかがでしょうか。この菊池川の対策に対しても同じことが言われます。

この前、5月の熊本日新聞の第一面に22日から原点あの日からの教訓というのが連載をされております。中でも自助・共助につながる避難。危険性の指摘。自動車での移動の危険性、また、何人かの議員さんからも言われましたが、防災無線が聞こえない。これがよく皆さんから言われております。この教訓を参考にして、対策を検討していただきたいと思います。この件に関しては、もう答弁はいりませんので、次の質問に入りたいと思います。

[15番 江田計司君 登壇]

○15番（江田計司君） 2番目の大野下地区の基盤整備についてお伺いいたします。

長年の懸案事項だった大野下地区の冠水対策について、令和4年度で基盤整備の工事は終了いたします。これで大雨のときの大野下駅前の冠水も防げるのではないかと期待をしております。これまで長い間、御苦勞されてこられました関係各位の皆様には感謝と敬意を表したいと思っております。ただ、当初から計画をされておりました馬場公民館西側の県道大野下停車場線までの事業、この水路の整備は県道まで計画されておったのが、結局、途中で終わりということになったそうです。今になって、この地区外ということで排水路工事はできないと県から言われたそうなんです。関係者の人たちは、その県道までは工事をするというになっていたのに、どうしてそれができないようになったのか、ちょっと写真を見てもらうと分かるんですけど。

[拡大投影にて画像を示す]

○15番（江田計司君） 今、手すりがあるんです。これから先、1トン袋というんですか、これはずっとしてあるわけです。この手すりまでは大体県が工をするということになっていたそうです。ところが今になって工事が終わりかけたところで、これはその手前までで終わりということらしいんです。どうしてそういうことになったのか、お伺いしたいと思います。

○議長（内田靖信君） 産業経済部長 上野伸一君。

[産業経済部長 上野伸一君 登壇]

○産業経済部長（上野伸一君） 議員御質問の大野下地区の基盤整備についての中で、写真にあります排水路整備について、なぜできなかったのということについてお答えいたします。

まず、扇崎・大野下地区の基盤整備の状況につきましては、議員おっしゃられたとおり令和4年度の事業完了を目指し進めているところでございます。先ほど写真にございました排水路整備につきましては、事業主体であります熊本県に確認したところ、農道幅員及び排水路断面を確保するためには、地区外の土地を利用して施工するため、基盤整備事業ではできなかったということでした。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 15番 江田計司君。

○15番（江田計司君） 答弁をいただきました。

計画から20年以上が経っていますので、これまでの経緯を私なりにかいつまんで説明をしたいと思います。

この事業は平成11年に岱明町で地元推進委員会ができました。地元地権者たちと協議がなかなか進まずに、当時の松倉町長は大変御苦勞されたわけでありまして。といいますのが、地権者の同意が100%にならないと、この前お話がありました、事業採択が

厳しいということらしいんです。それで行き詰まっておったわけです。そんな中で、1市3町は合併をし、この計画区域にあった都市計画道路が廃止になりました。廃止になったおかげで、その受益者の負担がまた大きくなったわけです。それで大変厳しい状況になったわけです。なかなか進展はしませんでした。平成21年8月14日、JA鍋支所において、県農地整備課、熊本県土地改良事業団体連合会、島津市長、当時のです。市の土地改良区、また、関係者、JAたまな、岱明出身の市議5人、関係区長さんたちが集まり、島津市長より説明がありました。大野下地区の長年の冠水問題は、この地区の湛水防除施設は十分な能力はあるが、幹線排水路未整備なので、圃場整備を推進し、防除に努めなければならない。幹線排水路は地区外からの8割が流入しているので、防災上の意義が極めて高い。幹線排水路整備は不可欠である。幹線湛水排水路整備事業費については、県、市、関係機関協議の上、農家の負担は用地の無償提供にとどめ、地元の意向に沿うように農家の負担金は求めない。そういうことで関係同意率が9月末までに95%に達すれば事業採択は可能と言われました。早速、地元の推進委員さんたちが頑張られ、努力をされまして、おかげで9月末までに95%の同意が得られ、平成24年度の事業採択となったわけであります。そのとき県関係の人たちから、島津市長だったからこそできたんじゃないかと、島津市長じゃなかったら恐らく進まなかったんじゃないかと言われたことが聞かれました。平成21年6月議会に、私の一般質問で、当時の植原岱明総合支所長の答弁で、県道を横断している排水路は流入路の量に対して、排水路の断面が不足している。県道より東の地区の住人は冠水の要因の一つである。

ここでちょっとスライドをお願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

○15番（江田計司君） これはちょっと見えにくいですね。この県道の排水路断面の確保については、県に道路改良の協議を要望するとの答弁がありました。ちょっと写真の写りが悪いものですから、分からないと思いますけど、この県道の南のほうに池があるわけです。その池のオーバーするのがこの県道をまたいで東のほうに行って、この先ほど言いました1トン袋、そこに通っていくわけです。だから先ほど見せました1トン袋はあれは恐らく排水路に全部行くから、恐らく崖が崩れたんじゃないかと思えます。

県はこの圃場整備が終わった後で、圃場整備のことばかりですね、先ほど答弁でありましたように、恐らく区域外という言葉が出ました。というのは、この1トン袋の横に、最初農地だったのが住宅が建ったわけです。ですから区域外になるからそこをすると結局、なんか工事費が2,000万円ぐらいかかるそうです。そうするとこれを逆に受益者が負担せんと、その一部を受益者が負担せんといかんようになる。結局、この幹線湛水排水整備事業のおかげで基盤整備ができたことはもう忘れられておるわけです。だからもし、これを整備するのを先ほども言ったように、受益者に負担が出てくるわけ

です。ですから、極端に言いますと、さっきお話をしましたけれども受益者に負担がかからないような方法は何かないものかと。例えば、一番最初に言いましたように、島津市長のときは防災上のことでいろいろ受益者が負担せんでいいような形をとられました。なんかそういうものが、先ほど言いました緊急防災・減災事業債ですか、そういうのを利用して災害解消のためにも県と十分協議をしていただくことをお願いしたいと思います。この件に関しましては答弁はおりません。私のほうは、あくまでもそういうことがありましたことを報告いたします。

それでは、次の質問に入ります。

[15番 江田計司君 登壇]

○15番(江田計司君) 3番目の学童保育の今後の取組についてお伺いいたします。

小学校の授業を終えた後に、家には帰らずに施設に預ける学童保育に私の孫二人もお願いをしております。保護者としては大変安心で、安全で、助かっておるわけでありませうけれども、夕方まで働いている方にとりましては、子どもさんには楽しくて便利ではないでしょうか。高道小学校では、教室の一部を借りて利用されております。現在はこの学童保育が高道小学校は50人を超えているようであります。そして今年の1年生が32人入学をされました。その32人のうち21名がこの学童に通っておられるんです。6年生は全然この中に入っていないです。私も夕方の時間が空いたときには、この学童保育は迎えに行かないとだめなんで迎えに行きますが、天気のいいときはこの子どもたちは運動場で遊んだり、走ったり、サッカーをしたりいろんなことをやっております。学校の施設はいろいろありますので、とても子どもたちにとりましては楽しく遊んでおります。ある日、私が迎えに行く途中に、一人の保護者の方が途中で待っておられました。「どうしたんですか」と聞きました。そうしたらその方が、あんまり早く行くと子どもから「早く来るな」と怒られるそうです。だから結局、5時半かそこまでそこでじっと時間を潰されております。それほど子どもにとりましては、放課後は楽しくて仕方がないんじゃないかと思えます。ただ、天気のいい日はいいんです、運動場で遊べるから。しかし、雨の日、また、コロナの今の時代、そして夏の暑い日などには学童保育は部屋の中、さっきも言いました狭い部屋の中では大変だと思えます。学童保育というのは遊ぶことだけじゃなくて、宿題をさせたり、学習を教えたり、そして講義などをされております。今の状況では、子育て支援課と学校にもいろいろ相談をされているようでもありますけれども、なかなか進展がしないようであります。そういうことをお尋ねしたいと思えます。

○議長(内田靖信君) 健康福祉部長 酒井史浩君。

[健康福祉部長 酒井史浩君 登壇]

○健康福祉部長(酒井史浩君) 議員の学童保育の今後の取組についてお答えいたします。

高道小学校区の放課後児童クラブは、岱明地区の4つの小学校区のそれぞれに放課後児童クラブを設立しました平成30年4月当初から、高道小学校の近くに適当な建物を確保することができず、当面の措置として高道小学校の教室を1つ借りて開所し、現在に至っております。今年度の利用者登録数は6月1日現在52人であり、これには夏休み期間の利用予定者も含まれるため、実態としての利用者は48人でございます。現在は、コロナ禍にありこの人数が活動する放課後児童クラブの場所としては一つの教室では手狭であることなどの理由で、教室に接する廊下の一部についても一時的に提供いただいているところでございますけれども、国の基準である1人当たりに必要な面積1.65平方メートルを確保できていない状況にあります。また、昨年度から放課後児童クラブで利用している教室前の廊下に間仕切りをつけ、クーラーを設置するなどの要望を放課後児童クラブ事業の委託先である事業者からいただいております。クーラーの設置やそのために廊下を間仕切することは、学校施設内の改修等となりますので、これを管理する学校長と教育委員会の判断が必要となります。また、高道小学校区の放課後児童クラブを小学校の施設以外で実施するための場所の確保につきましては、今後も業務委託先である事業者に対して、施設移転先の場所の確保に努めていただくようお願いしているとともに、抜本的な打開策の検討についても今後積極的に行なっていく所存でございます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 教育部長 藤森竜也君。

[教育部長 藤森竜也君 登壇]

○教育部長（藤森竜也君） 江田議員の御質問に学校側の立場から答弁させていただきます。

学校施設の学童保育での利用については、基本的に学校の施設に余裕教室があるなど、学校運営に支障がない場合に活用していただいております。教室以外の共用部分については、消防法や学校運営等の観点から、学童保育の利用のための拡張は原則としてできないと考えております。ただし、敷地に余裕がある場合はプレハブで対応されたところもございます。今後の拡張計画に対しては、学童保育運営側からの具体的な提案を受け、消防法と法令に抵触することがないかなどを確認し判断していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 15番 江田計司君。

○15番（江田計司君） 答弁をいただきました。

実際、子育て支援課、学校側、なかなか難しかったですね。私も子育て支援課にも相談に行きました。学校にも行きました。しかし、正直なところ学校側は今のところ教室がなかなか空いとらんとです。それと同時に、いろんな責任の問題で、本来ならばあまり

貸したくないのがどうも本音のようです。しかし、子育て支援課は精いっぱいなんです。結局、その借りてる人はいろいろ子育て支援課に相談に行ったり、学校に相談していかれているけれども、なかなか進まないんです。先ほど話がありましたように、今、使っている部屋は確か52平方メートルぐらいなんです。そこに52人いるんです。大体先ほど言いましたように、1人1.6平方メートルなんです。ところが52平方メートルしかないのに、それで廊下も実際使われているんです。廊下についたてをして、そっちのほうにされています。ところが今はいいけど、これが暑くなったときにどうなるか。それと廊下ですから蛍光灯が少ないんです。そこでも机を並べて宿題をされたりなんかしてるんです。この間、たまりかねてとにかく学校側はとにかく消防法とかいろいろあって、廊下は貸したくないというのが学校側の言い分なんです。だから極端に言いますと、その間仕切りというんですか、それはカーテンみたいなので消防法で触れないようにしてなんとかならないか、できないということをやったらできないんです。なんかできるような方法をやっぱりいろいろ研究せんといかんです。一番大変なのは子どもなんです。それは今まだ梅雨の中休みだからいいけど、梅雨がひどくなったら運動場も使えない。その部屋だけ。そうすると暑くなったらクーラーはつけてもいいと、しかし、クーラーが効くようなそういうなんか廊下をカーテン、消防法に触れないような、一応、それは業者さんをお願いしていろいろしてはおります。だから前向きに検討していただくのと、確かに部長言われたように、部長は間違いなかつですよ。間違いはないけども、やっぱりその辺はなんかお互いに方法を考えていってはどうか。

それで、先ほどちょっと部長の答弁もありましたけど、将来的に今の部屋は本来ならば教室もなんか校長先生に聞くと高道小学校も部屋が足りないらしいんです。ですから最終的には学校を離れて、幸いにして高道小学校には敷地が空いているところがあるんです。いろいろ調べますと、玉名町小学校、玉陵小学校、築山小学校、なんかプレハブを建ててあるわけです。そのような中に、敷地に建築ができないかどうか、市長にお伺いしたいと思います。

○議長（内田靖信君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 江田議員の再質問にお答えします。

現況におきまして、少子化と言われる中にも核家族化や共働き世帯の増加に伴いまして、当市におきましても放課後児童クラブの利用希望者は増加傾向にあると認識しております。放課後児童クラブの環境を改善するためには、子どもの安心と安全を最優先に担当課と業務委託をしている事業者と学校とが連携を密にして協力して対応していくことが必要であるというふうに思っております。

今後、各小学校区の放課後児童クラブの利用者数の推移や施設の状況等を注視して、適切な施設の整備と確保にしっかりと努めてまいりたいというふうに考えております。

なお、高道小学校については、小学校に隣接地等に放課後児童クラブの実施施設として適当な場所や建物がないことを見極めて、高道小学校同敷地内に放課後児童クラブ施設を建設することも視野に入れて検討を進めたいと思います。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 15番 江田計司君。

○15番（江田計司君） ありがとうございます。

市長の大変前向きな答弁をいただきました。合併したときに玉名市の人口は御存じのように7万3,159人、世帯数は2万5,049世帯、今年の3月末で玉名市の人口は6万5,146人、世帯数は2万8,239世帯、人口で8,013人減ってます。逆に世帯数は3,190世帯増えているわけであります。要するにいかに核家族が増えているかということです。この高道地区でも新築の家がどんどん建っております。不動産屋さんによると、やっぱり地震とか災害などでこの地区は人気があるということだそうです。しかも、やっぱり平屋が今は多いんです。ということは親元に住んでやっぱり自分たちだけで家を建てて、若い方が多いんです。子育てがしやすい環境が今の若い親に対しては人気があるそうなんです。ですから市長、定住促進にはやっぱり子育て、これが一番だろうと思うんです。高道小学校に限らず、考えていただきたいと思います。

それでは、次の質問に入りたいと思います。

[15番 江田計司君 登壇]

○15番（江田計司君） 最後になりましたが、通学路の安全性についてお伺いをしたいと思います。

私も時間があるときには、朝らか孫を幼稚園の送迎バスに送っていきます。ちょうど朝は子どもたちと通学が一緒になるわけです。交通指導をされている方たちが私のすぐ横が交通指導をされる場所です、交差点ですから。毎日一生懸命に学童の安全に御苦労されているわけでありますけども、そんな中で、昨年から西のほうから保護者の方が二人付き添いで私とこの横のそこまでこられるわけです。以前から気になっておりました。お聞きしますと、通学のそこに少し精神的に不安定な方がおられるらしいんです。それで子どもたちにもしものことがあっては大変だからということで、一緒に私の横の交差点までついてこられてます。昨年は学校にもちょっと相談に行きました。この通学路はそこだけちょっと変更したらどうでしょうかと、保護者の方もいろいろ検討されましたけど、やっぱり今の通学路が一番いいということで、そういうことになって、保護者の方は一緒に毎日ついてこられています。警察とか保健所とかいろいろ相談されますけども、なんせ人権の問題ということで、なかなか解決ができないようであります。なんかいい方法はないかお伺いしたいと思います。

○議長（内田靖信君） 教育部長 藤森竜也君。

[教育部長 藤森竜也君 登壇]

○教育部長（藤森竜也君） 江田議員御質問の通学路の安全性についてお答えいたします。

玉名市内の小中学校における通学路につきましては、児童生徒が事故や事件等に遭わないよう安心して安全に登下校できることが確保されなければならないため、それぞれの学校で学校長の責任の下、保護者や地域住民の意見を聞きながら、また、警察にもアドバイスをいただいた上で決定しており、かつ、毎年通学路を点検して危険箇所等を把握し見直しも行なっております。ただし、その安心安全を継続していくには、学校だけでは限りがありますので、子ども110番の家や保護者などによる見守りの充実を図ること、警察によるパトロールの強化など、地域の方々の協力も不可欠でございます。今後も地域の協力をいただきながら、必要な場合には随時見直しを行なうなど、通学路の安心安全の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 15番 江田計司君。

○15番（江田計司君） 答弁をいただきました。

問題は、その人なんですけど、以前、中学校の通学路で女子生徒がちょっとなんかあったらしいです。その女子生徒が逃げたから何事もなかったようでありまして。警察も呼んでいろいろありました。しかし、その本人が自転車がぶつかってきたと主張されたものだから、事件にはならなかったんです。近所でもいろいろ問題があつてるようでありましてけれども、事件があつてから、出てからじゃ遅いので、パトカーは何回か回ってきました。しかし、今でもそういうことが続いております。なんとかならないかよろしくお願ひしたいと思ひます。

蔵原市長は、初日にまだ道半ばの取組があると2期目の出馬表明をされました。今のところは対抗馬の様子は聞こえません。対抗しても絶対勝てないから出馬されないのか、それとも玉名市をどうかしようという人はおられないのか分かりません。市長、トップの力量というのは、2期目、3期目やってからこそ発揮されるのではないのでしょうか。玉名市の発展のためには、私も頑張つていただくことを御祈念いたしまして、一般質問を終わります。

○議長（内田靖信君） 以上で、江田計司君の質問は終わりました。

これをもちまして、一般質問は全部終了いたしました。

○議長（内田靖信君） 議事の都合により、休憩いたします。

午後 2時08分 休憩

午後 2時40分 開議

○議長（内田靖信君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長から、本日付で追加議案2件が提出されました。

よって、この際、さきの議会運営委員会の結論に基づき、日程の追加と日程の順序の変更について、お諮りいたします。

日程第2 市長提出追加議案上程

日程第3 提案理由の説明

以上、日程表のとおり日程に追加し、日程の順序を変更いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（内田靖信君） 御異議なしと認めます。よって、日程表のとおり日程に追加し、日程の順序を変更することに決定いたしました。

日程第2 市長提出追加議案上程

○議長（内田靖信君） 日程第2、「市長提出追加議案上程」を行ないます。

これより市長提出追加議案を上程いたします。

議第82号令和3年度玉名市一般会計補正予算（第6号）及び議第83号玉名市手数料条例の一部を改正する条例の制定についての市長提出追加議案2件を一括議題といたします。

お手元に配付しております議案の朗読は、これを省略いたします。

日程第3 提案理由の説明

○議長（内田靖信君） 日程第3、「提案理由の説明」を行ないます。

ただいま上程いたしました各議案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長 永田義晴君。

[総務部長 永田義晴君 登壇]

○総務部長（永田義晴君） 本日追加提案いたしました議第82号令和3年度玉名市一般会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行なう経費を早急に補正する必要が生じたので御提案いたすものでございます。

それでは、お手元の資料の1ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ5,818万8,000円を追加し、総額を318億9,846万円とするものでございます。

歳入につきましては15款国庫支出金は5,818万8,000円の追加で、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業、事業費補助金及び事務費補助金で、給付事業にかかる全

額が補助されるものでございます。

次に、歳出につきましては、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯への生活支援特別給付金給付事業として、令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受け、令和3年度分の住民税均等割が非課税の方などに対し、児童1人当たり一律5万円を給付する特別給付金5,680万円及び事務費138万8,000円でございます。

以上、主な内容等について御説明を申し上げましたが、詳細につきましては、所管の各委員会において御説明いたしますので、御審議の上、原案どおり御承認賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（内田靖信君） 副市長 村上隆之君。

[副市長 村上隆之君 登壇]

○副市長（村上隆之君） 追加提案いたしました議案1件の提案理由につきまして御説明申し上げます。

追加議案書の1ページをお願いいたします。

議第83号玉名市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条例の整備を図るものでございます。

内容といたしましては、現在、市で行なっておりますマイナンバーカードの再発行手続きにつきまして、法律の改正により地方公共団体情報システム機構が行なうこととなりますことから、その手数料について定めた別表中の規定を削除するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和3年9月1日から施行するものでございます。

以上、詳細につきましては、所管の委員会で御説明申し上げますので、御審議の上、原案どおり御承認いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

日程第4 議案及び請願の委員会付託

○議長（内田靖信君） 日程第4、「議案及び請願の委員会付託」を行ないます。

議第50号専決処分事項の承認について、専決第9号令和3年度玉名市一般会計補正予算（第4号）から、議第83号玉名市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてまでの市長提出議案34件、請第1号新型コロナ禍によるコメ危機の改善を求める意見書の提出に関する請願の請願1件、以上の事件を一括議題といたします。

まず、先に、ただいま議題となっております事件のうち、議第61号農業委員会委員

の任命についてから、議第 8 1 号人権擁護委員候補者の推薦についてまでの人事案件 2 1 件の委員会付託を省略することについて、お諮りいたします。

議第 6 1 号から議第 8 1 号までの人事案件 2 1 件については、議事の都合により、会議規則第 3 7 条第 3 項の規定に基づき、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（内田靖信君） 御異議なしと認めます。よって、議第 6 1 号から議第 8 1 号までの人事案件 2 1 件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議第 6 1 号から議第 8 1 号までの人事案件 2 1 件については、2 5 日の閉会日にその審議を譲り、会議にて直接審議することにいたします。

それでは、ただいま委員会付託を省略いたしました議案を除き、議題となっております事件につきましては、お手元に配付しております議案及び請願付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

議案及び請願付託表

総務委員会

議第 5 0 号 専決処分事項の承認について 専決第 9 号
令和 3 年度玉名市一般会計補正予算（第 4 号）
（総則・第 1 表歳入歳出予算補正 歳入の部）

議第 5 1 号 令和 3 年度玉名市一般会計補正予算（第 5 号）
（総則・第 1 表歳入歳出予算補正 歳入の部・第 1 表歳入歳出予算補正 歳出の部、①議会費、②総務費、③民生費 1 項社会福祉費中 8 目人権推進費 9 目男女共生推進費、④衛生費〔1 項保健衛生費を除く〕、⑤消防費・第 2 表地方債補正 変更）

議第 5 8 号 玉名市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例の制定について

議第 6 0 号 工事請負契約の変更について

議第 8 2 号 令和 3 年度玉名市一般会計補正予算（第 6 号）
（総則・第 1 表歳入歳出予算補正 歳入の部）

議第 8 3 号 玉名市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

建設経済委員会

議第 5 0 号 専決処分事項の承認について 専決第 9 号
令和 3 年度玉名市一般会計補正予算（第 4 号）

- (第1表歳入歳出予算補正 歳出の部、⑦商工費)
- 議第51号 令和3年度玉名市一般会計補正予算(第5号)
(第1表歳入歳出予算補正 歳出の部、④衛生費1項保健衛生費中9目浄化槽設置整備費、⑥農林水産業費、⑦商工費、⑧土木費)
- 議第54号 令和3年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第55号 令和3年度玉名市公共下水道事業会計補正予算(第1号)
- 議第56号 令和3年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算(第1号)
- 議第59号 市道路線の廃止及び認定について
- 請第1号 新型コロナ禍によるコメ危機の改善を求める意見書の提出に関する請願

文教厚生委員会

- 議第51号 令和3年度玉名市一般会計補正予算(第5号)
(第1表歳入歳出予算補正 歳出の部、③民生費〔1項社会福祉費中8目人権推進費9目男女共生推進費を除く〕、④衛生費1項保健衛生費中1目保健衛生総務費、⑩教育費)
- 議第52号 令和3年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第53号 令和3年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第57号 玉名市学校給食費の徴収に関する条例の制定について
- 議第82号 令和3年度玉名市一般会計補正予算(第6号)
(第1表歳入歳出予算補正 歳出の部、③民生費)

○議長(内田靖信君) 各常任委員会におかれましては、会期日程に従い、審査をお願いいたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

この際、お諮りいたします。委員会審査のため、明17日から24日までの8日間休会いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(内田靖信君) 御異議なしと認めます。

よって、明17日から24日までの8日間休会することに決定いたしました。

25日は、定刻より会議を開き、各委員長の報告を求めることにいたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後 2時48分 散会

第 6 号

6月25日 (金)

令和3年第5回玉名市議会定例会会議録（第6号）

議事日程（第6号）

令和3年6月25日（金曜日）午前10時00分開議

開 議 宣 告

- 日程第1 全国市議会議長会表彰状の伝達
- 日程第2 委員長報告
- 1 総務委員長報告
 - 2 建設経済委員長報告
 - 3 文教厚生委員長報告
- 日程第3 質疑・議員間討議・討論・採決
(議第50号から議第60号まで、議第82号及び議第83号)
- 議第50号 専決処分事項の承認について 専決第9号
令和3年度玉名市一般会計補正予算（第4号）
- 議第51号 令和3年度玉名市一般会計補正予算（第5号）
- 議第52号 令和3年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第53号 令和3年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第54号 令和3年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第55号 令和3年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第56号 令和3年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）
- 議第57号 玉名市学校給食費の徴収に関する条例の制定について
- 議第58号 玉名市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議第59号 市道路線の廃止及び認定について
- 議第60号 工事請負契約の変更について
- 議第82号 令和3年度玉名市一般会計補正予算（第6号）
- 議第83号 玉名市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 閉会中の継続審査の件
- 日程第5 市長提出議案審議（質疑・議員間討議・討論・採決）
(議第61号から議第81号まで)
- 議第61号 農業委員会委員の任命について
- 議第62号 農業委員会委員の任命について
- 議第63号 農業委員会委員の任命について
- 議第64号 農業委員会委員の任命について
- 議第65号 農業委員会委員の任命について

- 議第 6 6 号 農業委員会委員の任命について
- 議第 6 7 号 農業委員会委員の任命について
- 議第 6 8 号 農業委員会委員の任命について
- 議第 6 9 号 農業委員会委員の任命について
- 議第 7 0 号 農業委員会委員の任命について
- 議第 7 1 号 農業委員会委員の任命について
- 議第 7 2 号 農業委員会委員の任命について
- 議第 7 3 号 農業委員会委員の任命について
- 議第 7 4 号 農業委員会委員の任命について
- 議第 7 5 号 農業委員会委員の任命について
- 議第 7 6 号 農業委員会委員の任命について
- 議第 7 7 号 農業委員会委員の任命について
- 議第 7 8 号 農業委員会委員の任命について
- 議第 7 9 号 農業委員会委員の任命について
- 議第 8 0 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議第 8 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

閉 会 宣 告

本日の会議に付した事件

開 議 宣 告

- 日程第 1 全国市議会議長会表彰状の伝達
- 日程第 2 委員長報告
 - 1 総務委員長報告
 - 2 建設経済委員長報告
 - 3 文教厚生委員長報告
- 日程第 3 質疑・議員間討議・討論・採決
 (議第 5 0 号から議第 6 0 号まで、議第 8 2 号及び議第 8 3 号)
 - 議第 5 0 号 専決処分事項の承認について 専決第 9 号
令和 3 年度玉名市一般会計補正予算 (第 4 号)
 - 議第 5 1 号 令和 3 年度玉名市一般会計補正予算 (第 5 号)
 - 議第 5 2 号 令和 3 年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
 - 議第 5 3 号 令和 3 年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
 - 議第 5 4 号 令和 3 年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算 (第 1 号)
 - 議第 5 5 号 令和 3 年度玉名市公共下水道事業会計補正予算 (第 1 号)

- 議第56号 令和3年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）
- 議第57号 玉名市学校給食費の徴収に関する条例の制定について
- 議第58号 玉名市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議第59号 市道路線の廃止及び認定について
- 議第60号 工事請負契約の変更について
- 議第82号 令和3年度玉名市一般会計補正予算（第6号）
- 議第83号 玉名市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 閉会中の継続審査の件
- 日程第5 市長提出議案審議（質疑・議員間討議・討論・採決）
（議第61号から議第81号まで）
- 議第61号 農業委員会委員の任命について
- 議第62号 農業委員会委員の任命について
- 議第63号 農業委員会委員の任命について
- 議第64号 農業委員会委員の任命について
- 議第65号 農業委員会委員の任命について
- 議第66号 農業委員会委員の任命について
- 議第67号 農業委員会委員の任命について
- 議第68号 農業委員会委員の任命について
- 議第69号 農業委員会委員の任命について
- 議第70号 農業委員会委員の任命について
- 議第71号 農業委員会委員の任命について
- 議第72号 農業委員会委員の任命について
- 議第73号 農業委員会委員の任命について
- 議第74号 農業委員会委員の任命について
- 議第75号 農業委員会委員の任命について
- 議第76号 農業委員会委員の任命について
- 議第77号 農業委員会委員の任命について
- 議第78号 農業委員会委員の任命について
- 議第79号 農業委員会委員の任命について
- 議第80号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議第81号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第6 市長提出追加議案上程
（議第84号）

議第84号 令和3年度玉名市一般会計補正予算(第7号)

日程第7 提案理由の説明

日程第8 議案の委員会付託

(休憩中委員会)

日程第9 委員長報告

1 総務委員長報告

2 文教厚生委員長報告

日程第10 質疑・議員問討議・討論・採決

(議第84号)

議第84号 令和3年度玉名市一般会計補正予算(第7号)

閉 会 宣 告

+++++

出席議員(20名)

1番	坂本 公 司 君	2番	吉 田 真樹子 さん
3番	吉 田 憲 司 君	4番	一 瀬 重 隆 君
5番	赤 松 英 康 君	6番	古 奥 俊 男 君
7番	北 本 将 幸 君	8番	多田隈 啓 二 君
9番	松 本 憲 二 君	10番	徳 村 登志郎 君
12番	西 川 裕 文 君	13番	嶋 村 徹 君
14番	内 田 靖 信 君	15番	江 田 計 司 君
16番	近 松 恵美子 さん	18番	前 田 正 治 君
19番	作 本 幸 男 君	20番	森 川 和 博 君
21番	中 尾 嘉 男 君	22番	田 畑 久 吉 君

+++++

欠席議員(なし)

+++++

欠 員(2名)

+++++

事務局職員出席者

事務局 長	糸 永 安 利 君	事務局 次長	松 野 和 博 君
次長 補 佐	酒 井 裕 之 君	書 記	古 閑 俊 彦 君
書 記	入 江 光 明 君		

+++++

説明のため出席した者

市長	藏原隆浩君	副市長	村上隆之君
總務部長	永田義晴君	企画經營部長	今田幸治君
市民生活部長	蟹江勇二君	健康福祉部長	酒井史浩君
産業經濟部長	上野伸一君	建設部長	片山敬治君
企業局長	荒木勇君	教育長	福島和義君
教育部長	藤森竜也君	監査委員	元田充洋君
會計管理者	二階堂正一郎君		

午前10時00分 開議

○議長（内田靖信君） おはようございます。ただいまから、本日の会議を開きます。

日程に入ります前に申し上げます。

本日も、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、マスクの着用を許可いたします。また、傍聴人についても同様といたします。

日程第1 全国市議会議長会表彰状の伝達

○議長（内田靖信君） 日程第1、「全国市議会議長会表彰状の伝達」を行ないます。

本年度は、書面開催による全国市議会議長会第97回定期総会におきまして、自治功労者として、本市議会の3名の議員に表彰状が贈呈されました。

表彰状を贈呈されましたのは、議員20年以上の永年勤続特別表彰として中尾嘉男君、議員15年以上の永年勤続表彰として江田計司君、私、内田靖信以上の諸君であります。

ここに、その栄誉を讃え、心からお喜び申し上げますとともに、長年の御苦勞に対し、深く敬意を表する次第であります。

それでは、これより全国市議会議長会表彰状を伝達いたします。

被表彰の方は、演壇の前へお進み願います。

[15番 江田計司君、21番 中尾嘉男君 演壇の前へ]

○議長（内田靖信君） 表彰状。玉名市 中尾嘉男殿。

あなたは市議会議員として20年の長きにわたって市政の発展に尽くされ、その功績は特に著しいものがありますので、第97回定期総会にあたり、本会表彰規程によって特別表彰をいたします。

令和3年5月26日。全国市議会議長会 会長 清水富雄。代読。おめでとうございます。

[表彰状 授与]

[拍手]

○議長（内田靖信君） 表彰状。玉名市 江田計司殿。

あなたは市議会議員として15年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第97回定期総会にあたり、本会表彰規程によって表彰いたします。

令和3年5月26日。全国市議会議長会 会長 清水富雄。代読。おめでとうございます。

[表彰状 授与]

[拍手]

○副議長（多田隈啓二君） 表彰状。玉名市 内田靖信殿。

あなたは市議会議員として15年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第97回定期総会にあたり、本会表彰規程によって表彰いたします。

令和3年5月26日。全国市議会議長会 会長 清水富雄。代読。おめでとうございます。

[表彰状 授与]

[拍手]

○議長（内田靖信君） ただいま表彰状を授与されました諸君におかれましては、ますますご自愛の上、市政の発展と市民の福祉増進のため、なお一層の御活躍を賜りますようお願い申し上げます。

以上で、全国市議会議長会表彰状の伝達を終わります。

日程第2 委員長報告

○議長（内田靖信君） 日程第2、「委員長報告」を行ないます。

これより、各委員会に付託し、審査を終了いたしました事件の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

議第50号専決処分事項の承認について、専決第9号令和3年度玉名市一般会計補正予算（第4号）から議第60号工事請負契約の変更についてまで、飛んで、議第82号令和3年度玉名市一般会計補正予算（第6号）及び議第83号玉名市手数料条例の一部を改正する条例の制定についての市長提出議案13件、以上の事件を一括議題といたします。

お手元に配付しております委員会審査報告書の朗読は、これを省略いたします。

審議の方法は、各委員長の報告の後、質疑、議員間討議、討論の後、採決いたします。各委員長の報告を求めます。

総務委員長 近松恵美子さん。

[総務委員長 近松恵美子さん 登壇]

○総務委員長（近松恵美子さん） おはようございます。

今期、総務委員会に付託されました案件は、議案6件であります。委員会における審査の経過と結果について、御報告いたします。

まず、議第50号専決処分事項の承認について、専決第9号令和3年度玉名市一般会計補正予算（第4号）中付託分についてであります。

歳入歳出それぞれ8,164万8,000円を追加し、総額を316億1,140万1,000円とするもので、新型コロナウイルス感染症の再拡大に伴い、県が要請した飲食店等に対する営業時間短縮及び外出・移動の自粛等の影響を受けている中小事業者等への経済対策について、早急に対応するためのものであります。

歳入は、15款国庫支出金8,164万8,000円の追加で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で今回の補正の財源調整であるとの説明がありました。

委員から特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第50号中付託分については、原案のとおり全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議第51号令和3年度玉名市一般会計補正予算（第5号）中付託分についてであります。

歳入歳出それぞれ2億2,887万1,000円を追加し、総額を318億4,027万2,000円とするものです。

歳入の主なものは、15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金9,286万7,000円の追加は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、今回の補正の財源調整であります。16款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金1,692万円の追加は、主に予備保育士確保促進事業補助金等であります。4目農林水産業費県補助金は、4,487万6,000円の追加。21款諸収入は5,530万円の追加。

第2表地方債補正は、公営住宅建設事業ほか1件の限度額を変更するものであるとの説明がありました。

まず、委員から、多様な広域連携促進事業の内容について質疑があり、執行部から、玉名市が総務省からの委託を受け、宇土市、人吉市の3市で連携して行なう事業であり、自治体ごとに様式が異なるものを標準化し、マニュアル化するものである。来年2月までの事業であるとの答弁でした。また、委員から、議員等から提案し、工夫され独自性を出していたものが、標準化することにより、提案しても反映されなくなるのではないかとの質疑があり、執行部から、市役所内部での手続、手順を標準化するもので、サービスの提供については独自性があってもよいとの答弁でした。

次に、委員から、園芸産地における事業継続強化対策事業補助金の関連で償却資産の課税について質疑があり、執行部から、償却資産は事業用の設備等が対象となる。令和2年度は、認定農業者の方で申告のない方に対しても申告の案内を送付した。未申告の方については所得税等の申告における減価償却資産を確認するなど申告漏れの調査をし、適正に課税していくとの答弁でした。

次に、委員から、中学校英語検定チャレンジ事業補助金の算定内訳はとの質疑があり、執行部から、市内中学3年生の生徒数は約520名である。県の受験者率平均が65%であるため、本市では340名分を計上。県が3分の1、市が3分の2の補助率であるとの答弁でした。

次に、委員から、予備保育士確保促進事業補助金について質疑があり、執行部から、今年度から3年間の県単独事業であり、1市町村当たりの上限が10園、1園当たり2

人となっているため、最大限で予算計上したとの答弁でした。また、委員から、3年間の県補助事業が終了した場合、園の手出し分が出てくる可能性が想定されるが、市としての対策は考えてあるのかとの質疑があり、執行部から、3年後、この事業が継続するかわからないが、もし県補助が終了した場合は担当課と協議することになるとの答弁でした。

次に、委員から、地域の観光資源の磨き上げを通じた域内連携促進に向けた実証事業において、国の採択を受けなかった場合はどうなるのかとの質疑があり、執行部から、採択を受けなかった場合は、事業を縮小するなど今後検討していくことになるとの答弁でした。

次に、歳出の主な内容は、新型コロナウイルス対策関連として、たまな未来創造塾運営事業ほか1事業。また、4月の職員の定期異動等に伴う職員給与の調整及び共済費の負担率変更などによる人件費の調整。このほかコミュニティ助成事業補助金1,110万円の追加。9款消防費は、200万8,000円の追加などであります。

まず、委員から、たまな未来創造塾共同研究業務委託ほか3件の報告書作成や報告会等の計画予定はとの質疑があり、執行部から、報告書の提出は必要となる。報告会についても開催したいと考えるとの答弁でした。また、関連で委員から、たまな未来創造塾の開催内容、選考基準はとの質疑があり、執行部から、新規・既存の事業者、商工業、農業の方も対象とし、10名程度を想定している。年間12回開催し、講師延べ人数は18名程度を予定。共同研究する熊本大学と今後内容等詰めていき、次年度も継続し行なっていく。塾生の選考基準は明確に定めていないが、今後熊本大学とやりとりをしながら選考基準を作成していくとの答弁でした。

次に、委員から、高度人材ジョブケーション可能性調査業務と実証業務について質疑があり、執行部から、大都市圏の人材等を玉名に招聘し、地元関係者と連携しながら、地域の魅力等を発掘後、課題整理等を行なう。県内での取組例は少ないが、本市が先駆けとなり地域おこし協力隊を中心に展開していく予定であるとの答弁でした。

次に、委員から、コミュニティ助成事業補助金の申請状況はとの質疑があり、執行部から、天水尾田地区1件から申請があった。事業費1,850万円のうち、1,110万円が補助されるものであるとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第51号中付託分については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第58号玉名市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、行政手続における押印の見直しに伴い、条例の整備を図るものであり、内容は、申請、申出等の手続に押印が必要である旨定めてある4本の条例について、押印を

不要とするため、所要の改正を行なうものであります。

委員から特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第58号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第60号工事請負契約の変更についてであります。

これは、令和3年3月26日議決の工事請負契約の締結についての一部を変更するもので、主な変更の理由は、玉名漁港（大浜地区新港部分）しゅんせつ工事において、施工範囲の変更により、しゅんせつ土砂の土量が増加したことに伴い、当初契約金額1億6,192万円に対して、499万6,055円の増額となることから、変更を行なうものであります。なお、増額分については、現在契約の相手方と変更の仮契約を締結しており、本議会で承認後に、本契約を締結するものであるとの説明がありました。

まず、委員から、当初の計画から変更があっているが、組合側等からの要望を受けての変更なのかとの質疑があり、執行部から、発注後の漁協理事会等において、再度検討申入れがあり、港口よりも浮き桟橋周辺を先行ししゅんせつするよう変更してほしいとの強い要望を受けたためとの答弁でした。また、関連して委員から、変更になった工事の残りや残土はどうするのか、今後の方向性はとの質疑があり、執行部から、大浜漁港の残りの箇所については、令和4年度に国庫補助事業を活用し、しゅんせつ工事を行なう。また来年度以降の残土の処分については、玉名からより近い民間処分場の利用について費用対効果を踏まえ検討するとともに、将来的なしゅんせつ土砂の処分方法についても、引き続き関係機関と情報共有し調整していくとの答弁でした。

このほか、海洋投棄や漁港の統廃合等についても質疑がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第60号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第82号令和3年度玉名市一般会計補正予算（第6号）中付託分についてであります。

歳入歳出それぞれ5,818万8,000円を追加し、総額を318億9,846万円とするもので、新型コロナウイルス感染症対策について、早急に対応するものであります。

歳入の主なものは、15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金5,818万8,000円の追加で、これは新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対する生活の支援を行なうため、児童1人当たり5万円を支給する子育て世帯生活支援特別給付金の事業費及び事務費に係る全額が補助されるものであるとの説明がありました。

委員から、内容の確認はありましたが、他に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第82号中付託分については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しまし

た。

次に、議第83号玉名市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条例の整備を図るものであり、内容として、市で行なっているマイナンバーカードの再発行手続について、法律の改正により、地方公共団体情報システム機構が行なうことになることから、その手数料について定めた別表中の規定を削除するものであります。

まず、委員から、マイナンバー再発行者数などの質疑があり、執行部から、令和2年度は49件あり、紛失などによるものであったとの答弁でした。

次に、委員から、今後、再発行手続は市の窓口で行なえなくなるのかとの質疑があり、執行部から、今までの窓口手続と変更はない。支払の流れが変更になったものである。現在は条例に定められた手数料を本市が窓口で徴収し、一般会計に収納した後、システム機構に再発行手数料を納入していたが、今後は窓口で徴収した手数料を一度、歳入歳出外現金で保管した後、システム機構からの請求に応じて支払うことになるとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第83号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

また、6月17日の審査終了後に山部田の玉名リサイクルプラザを視察いたしました。

以上で、総務委員会に付託されました案件の審査報告を終わります。

○議長（内田靖信君） 建設経済委員長 田畑久吉君。

〔建設経済委員長 田畑久吉君 登壇〕

○建設経済委員長（田畑久吉君） 皆さん、おはようございます。

今期、建設経済委員会に付託されました、議案6件、請願1件について、審査の経過と結果を報告いたします。

初めに、議第50号専決処分事項の承認について、専決第9号令和3年度玉名市一般会計補正予算（第4号）中付託分についてであります。

内容は、新型コロナウイルス感染症の再拡大に伴い、県が要請した飲食店等に対する営業時間短縮及び外出・移動の自粛等の影響を受けている中小事業者等への経済対策について、早急に対応するため補正するものであります。

本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第50号中付託分については、原案のとおり全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議第51号令和3年度玉名市一般会計補正予算（第5号）中付託分についてであります。

本委員会関係は、6款農林水産業費4,023万6,000円の追加で、3戸以上の農

家が組織する団体への機械・設備等導入に対する攻めの園芸生産対策事業補助金の追加、産地の生産部会単位で行なうハウス補強など、園芸産地における事業継続強化対策事業補助金の追加などがあります。7款商工費は4,862万5,000円の追加で、玉名観光協会が観光庁の実証事業を活用して行なう持続可能な旅行商品造成事業ほか2事業に係る負担金の追加などがあります。8款土木費は380万6,000円の減額であります。

まず、委員から、次代につながる熊本の果樹強化対策事業補助金については少額の事業か、また、補助対象はとの質疑があり、執行部から、令和2年から始まった県の補助事業で、今回はJAたまな柑橘部会の農家1戸が15アールの園地において、不知火類のデコポンの品質向上のために、環境制御栽培技術を導入する実証実験事業であり、マルチシートの被覆資材や水分含有量が分かる土壤水分目視計を購入する少額の事業である。なお、補助対象は個々の農家でなく、果樹を生産する構成員で構成された任意団体やJA等であるとの答弁でした。

次に、委員から、持続可能な旅行商品造成事業負担金について、働きかける個人を含めた相手団体名及び実施時期はとの質疑があり、執行部から、3つの事業は、観光庁の補助事業で観光協会へ委託し、玉名温泉観光旅館協同組合、玉名ブランド物産協会等の各種団体と連携を図りながら取組を行なうもので、ミュージックツーリズム実証事業については、地元の音楽活動家に周知し事業実施、リトリート体験コンテンツの商品化に向けた実証実験事業は、草枕温泉てんすいにおいて地元団体と共に事業実施、事業実施時期については、新型コロナウイルス収束後、新型コロナウイルスワクチン接種状況等を見極めて、適切な時期に実施するものとするとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第51号中付託分については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第54号令和3年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出それぞれ258万1,000円を減額し、総額を4,000万7,000円とするもので、定期異動等に伴う職員給与等の調整であります。

本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第54号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第55号令和3年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

収益的支出の補正は、519万6,000円を追加し、総額を15億5,389万6,000円とするもので、定期異動等に伴う職員給与等の調整であります。

本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第55号については、

原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第56号令和3年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）についてであります。

収益的支出の補正は、16万8,000円を追加し、総額を3億7,954万2,000円とするもので、定期異動等に伴う職員給与等の調整であります。

本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第56号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第59号市道路線の廃止及び認定についてであります。これは、道路法の規定により、議会の議決を求めるもので、今回廃止及び認定をする路線は、新玉名停車場線で、その一部を県道である主要地方道玉名八女線として県に移管したため一旦廃止しますとともに、残りの部分について新たに市道に認定するものであります。

本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第59号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、請第1号新型コロナ禍によるコメ危機の改善を求める意見書の提出に関する請願についてであります。

これは、コロナ禍における米の需要損失により米の販売不振と米価下落は底なしの状態になっている。このような、かつてない危機的事態の中で苦しむ国民と農家への支援のために、従来の政策的枠組みにとらわれない対策が緊急に求められることから、コロナ禍で生まれた市場に滞留する在庫を政府が買い取るなどして市場から隔離し、需給環境を改善するとともに米価下落に歯止めをかけること、コロナ禍などによる生活困窮者・学生などへの食料支援制度を欧米並みに創設し、政府が支援すること、国内消費に必要な外国産米（ミニマム・アクセス米）について、国産米の需給状況に応じて輸入数量抑制を直ちに実行することについて、政府関係機関に意見書の提出を求めるものであります。

委員から、米生産者のことを考えると米の価格低迷は深刻な問題であり、在庫米に限らず農家支援の拡充をもっと図るべきであるものの、さらに多くの情報を収集し、判断すべきで、この件については、継続審査でお願いしたいと継続審査を求める動議が出され、採決の結果、請第1号については、全員異議なく継続審査とすべきものと決しました。

その他、工事に関する委託の公表、合併浄化槽の管理費について質疑がなされました。

以上で、今期、建設経済委員会に付託されました案件の審査報告を終わります。

○議長（内田靖信君） 文教厚生委員長 嶋村 徹君。

[文教厚生委員長 嶋村 徹君 登壇]

○文教厚生委員長（嶋村 徹君） 今期、文教厚生委員会に付託されました、議案5件に

ついて、審査の経過と結果を報告いたします。

初めに、議第51号令和3年度玉名市一般会計補正予算（第5号）中付託分についてであります。

3款民生費は4,932万3,000円の追加で、主なものは、本年度より県が新たに設けた待機児童解消事業として、年度当初より配置基準を超えて予備的に保育士を雇用する保育園等に人件費の一部を補助する予備保育士確保促進事業補助金であります。10款教育費は4,340万6,000円の追加で、主なものは、対面で行なわれている学校体育施設及び社会体育施設の利用予約等を、インターネット環境を利用して、非接触で行なう公共施設予約システム導入事業であります。また、各款において、定期異動等に伴う職員給与等の調整が行なわれております。

説明後、委員から、市民対象の手話奉仕員養成講座の受講者が、いずれ市の行事等で手話通訳者として活動することを想定しているかとの質疑があり、執行部から、いずれ手話通訳者として活動していただければ理想的だが、そのためには、ある程度長期の受講や経験が必要と考えるとの答弁でした。さらに、委員から、市役所の窓口等への手話通訳者の配置状況はとの質疑があり、執行部から、原則月曜日に本庁舎ロビーに1名を配置している。また、コロナウイルスワクチンの集団接種会場にも特定の日・会場に配置予定であるとの答弁でした。

次に、委員から、公立保育所に設置する自動水栓に関連して、現状の手動水栓数は。また、自動水栓化する場所の基準はあるのかとの質疑があり、執行部から、各園30基程度設置してあると思われる。自動水栓の設置場所については、特に基準は設けないが、各クラスの入り口には1基設置し、その他トイレ等に設置する予定であるとの答弁でした。

次に、委員から、予備保育士確保促進事業費の負担割合はとの質疑があり、執行部から、県と市が2分の1ずつであるとの答弁でした。さらに、委員から、1園当たり2名、かつ、市町村当たり10施設が上限だが、対象者を全てカバーできるのかとの質疑があり、執行部から、どうにかカバーできるのではないかと見込んでいるとの答弁でした。

次に、委員から、伊倉ふれあいセンターでの児童館事業において、1名増員する会計年度任用職員が必要な資格はとの質疑があり、執行部から、児童厚生員の資格が必要であるとの答弁でした。

次に、委員から、旧梅林小の緑地管理業務に関連し、跡地利活用の契約候補者が辞退した理由はとの質疑があり、執行部から、敷地内に里道が入っていたことが大きな理由だと認識している。その後、里道の付け替えを行っており、近く再度公募を行なう予定であるとの答弁でした。

次に、委員から、小天東小の不動産鑑定業務に関連し、跡地利活用の今後の予定はと

の質疑があり、執行部から、昨年度に境界確定業務を実施し、それを受け、不動産鑑定を実施する予定である。なるべく早めに、おおよその鑑定額を示して公募を実施したいとの答弁でした。

次に、委員から、基準単価が改正された児童就学援助費に関連して、周知と受付はどのように行なっているのかとの質疑があり、執行部から、周知は、入学前、学年が上がる前、転入学時等に行なっており、申請は随時受け付けているとの答弁でした。

次に、委員から、中学3年生への英検の検定料支援について、周知はどのように行なうのか、また、今後も継続して支援を行なうのかとの質疑があり、執行部から、英語教諭を通じで生徒へ周知したい。また、今後については、県が実施している補助事業であり、県の動向にもよるが、効果があるのであれば、続けていきたい思いはあるとの答弁でした。さらに、委員から、予算は受検者何名分かとの質疑があり、執行部から、昨年度受検者は155名であったが、熊本県全体の受検率約64%を目標にする観点から、3級の検定料で、中学3年生の約65%に当たる340名分を計上しているとの答弁でした。関連して、委員から、英語検定取得は高校入試に影響するのかとの質疑があり、執行部から、取得に関して、学校の指導要録に記録し、入試の際の調査票に記載はするとの答弁でした。

次に、委員から、体育施設の予約システム導入に当たり、システム利用が難しい方のために、窓口での予約も継続するのかとの質疑があり、執行部から、当面の間は、窓口での対応も継続する。あわせて、スマホ等でシステム利用が可能な方には、申請方法のレクチャーを行ないたい。また、団体内でシステム利用が可能な方がシステムで予約されるよう促したいとの答弁でした。さらに、委員から、窓口での対応は、どれくらい継続するのかとの質疑があり、執行部から、次年度からの本格運用の前に、2か月ほどテスト運用期間を設ける。その状況を見て、必要であれば期間延長も考えたいとの答弁でした。

以上審査を終了し、採決の結果、議第51号中付託分については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第52号令和3年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出それぞれ186万5,000円を追加し、総額を88億5,178万2,000円とするもので、定期異動等に伴う職員給与等の調整であります。

本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第52号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第53号令和3年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出それぞれ1,665万5,000円を追加し、総額を77億3,536万6,000円とするもので、主な内容は、定期異動等に伴う職員給与等の調整による追加、支払基金への償還金であります。

説明後、委員から、定期異動等に伴う調整により人件費が増額になる中、その他職員手当が減になっている要因はとの質疑があり、執行部から、扶養手当等の受給者の減が要因であるとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第53号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第57号玉名市学校給食費の徴収に関する条例の制定についてであります。

これは、学校給食費の公会計化に伴い、条例を制定するもので、その徴収、額、納付等に関し必要な事項を定めるものであります。

説明後、委員から、公会計移行後の徴収方法はとの質疑があり、執行部から、口座引き落としで徴収し、不能の場合は、納付書で納付いただく。数か月未納が続く場合は、児童手当等から差し引くことも考えている。なお、児童手当等からの差し引きについては、公会計移行前に保護者から書面で同意を得たいと考えているとの答弁でした。

以上審査を終了し、採決の結果、議第57号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第82号令和3年度玉名市一般会計補正予算（第6号）中付託分についてであります。

3款民生費、5,818万8,000円の追加で、対象者に対し、児童1人当たり一律5万円を給付するひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯への生活支援特別給付金給付事業であります。

説明後、委員から、対象者の見込みは1,136人程度とのことだが、対象者の範囲はとの質疑があり、執行部から、まず、申請不要の対象者は、令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けている者で、令和3年度分の住民税均等割が非課税である者。それ以外で、申請が必要な対象者として、対象児童である、令和3年3月末時点で18歳未満の子、障がい児については20歳未満の養育者で、令和3年度分の住民税均等割が非課税である者。または新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、令和3年度分の住民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者。以上が対象であるとの答弁でした。関連して、委員から、支給はいつ頃の予定かとの質疑があり、執行部から、申請不要の対象者については、7月15日に支給予定である。申請が必要な対象者については、申請を受け付けてからになるため、おおむね9月頃になるのではないかとと思われるとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第82号中付託分については、原案のとおり全

員異議なく可決すべきものと決しました。

そのほか、ワクチン接種の市民専用コールセンターのフリーダイヤルの運用、集団接種業務に従事する市職員のワクチン接種、後期高齢者の医療費窓口負担2割引上げ、今後の学校再編の進め方、公共施設の利用再開基準、アンゴラ共和国内のコロナウイルスの感染状況、全国のオリンピック事前キャンプの実施状況などについても、質疑がなされました。

以上で、今期、文教厚生委員会に付託されました案件の審査報告を終わります。

○議長（内田靖信君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

日程第3 質疑・議員間討議・討論・採決

○議長（内田靖信君） 日程第3、「質疑・議員間討議・討論・採決」を行ないます。

これより、質疑に入ります。

ただいままでの各委員長の報告について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内田靖信君） 質疑なしと認めます。

これより、議員間討議に入ります。

議員間討議はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内田靖信君） 議員間討議なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内田靖信君） 討論なしと認めます。

これより、採決に入ります。

まず、専決処分予算議案の採決に入ります。

議第50号 専決処分事項の承認について 専決第9号

令和3年度玉名市一般会計補正予算（第4号）

以上、専決処分予算議案1件について、採決いたします。

ただいま採決に付しております議第50号に対する各委員長の報告は、いずれも承認であります。

各委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内田靖信君） 御異議なしと認めます。よって、議第50号については、承認することに決定いたしました。

続いて、予算議案の採決に入ります。

議第51号 令和3年度玉名市一般会計補正予算（第5号）

議第52号 令和3年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議第53号 令和3年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

議第54号 令和3年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）

議第55号 令和3年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

議第56号 令和3年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）

議第82号 令和3年度玉名市一般会計補正予算（第6号）

以上、予算議案7件について、一括して採決いたします。

ただいま採決に付しております議第51号から議第56号まで及び議第82号の予算議案7件に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。

各委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内田靖信君） 御異議なしと認めます。よって、議第51号から議第56号まで及び議第82号の予算議案7件については、いずれも原案のとおり決定いたしました。

続いて、条例議案の採決に入ります。

議第57号 玉名市学校給食費の徴収に関する条例の制定について

議第58号 玉名市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例の制定について

議第83号 玉名市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

以上、条例議案3件について、一括して採決いたします。

ただいま、採決に付しております議第57号、議第58号及び議第83号の条例議案3件に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。

各委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内田靖信君） 御異議なしと認めます。よって、議第57号、議第58号及び議第83号の条例議案3件については、いずれも原案のとおり決定いたしました。

続いて、その他の議案の採決に入ります。

議第59号 市道路線の廃止及び認定について

議第60号 工事請負契約の変更について

以上、議案2件について、一括して採決いたします。

ただいま採決に付しております議第59号及び議第60号の議案2件に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。

各委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（内田靖信君） 御異議なしと認めます。よって、議第59号及び議第60号の議案2件については、いずれも原案のとおり決定いたしました。

日程第4 閉会中の継続審査の件

○議長（内田靖信君） 日程第4、「閉会中の継続審査の件」を議題といたします。

付託事件の閉会中の継続審査について、お諮りいたします。

建設経済委員長より、建設経済委員会において審査中の、請第1号新型コロナ禍によるコメ危機の改善を求める意見書の提出に関する請願の請願1件について、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（内田靖信君） 御異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

日程第5 市長提出議案審議（質疑・議員間討議・討論・採決）

○議長（内田靖信君） 日程第5、「市長提出議案審議」を行ないます。

議第61号農業委員会委員の任命についてから、議第81号人権擁護委員候補者の推薦についてまでの、市長提出議案21件を一括議題といたします。

これより、委員会付託を省略しておりました、議第61号から議第81号までの人事案件21件の審議に入ります。

審議の方法は、質疑、議員間討議、討論の後、採決いたします。

これより、質疑に入ります。

議第61号から議第81号までの人事案件21件について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（内田靖信君） 質疑なしと認めます。

これより、議員間討議に入ります。

議第61号から議第81号までの人事案件21件について、議員間討議はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（内田靖信君） 議員間討議なしと認めます。

これより、討論に入ります。

議第61号から議第81号までの人事案件21件について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内田靖信君） 討論なしと認めます。

これより、採決に入ります。

採決は、1件ずつ行ないます。

議第61号農業委員会委員の任命について、採決いたします。

議第61号については、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内田靖信君） 御異議なしと認めます。よって、議第61号については、原案に同意することに決定いたしました。

議第62号農業委員会委員の任命について、採決いたします。

議第62号については、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内田靖信君） 御異議なしと認めます。よって、議第62号については、原案に同意することに決定いたしました。

議第63号農業委員会委員の任命について、採決いたします。

議第63号については、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内田靖信君） 御異議なしと認めます。よって、議第63号については、原案に同意することに決定いたしました。

議第64号農業委員会委員の任命について、採決いたします。

議第64号については、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内田靖信君） 御異議なしと認めます。よって、議第64号については、原案に同意することに決定いたしました。

議第65号農業委員会委員の任命について、採決いたします。

議第65号については、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内田靖信君） 御異議なしと認めます。よって、議第65号については、原案に同意することに決定いたしました。

議第66号農業委員会委員の任命について、採決いたします。

議第66号については、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内田靖信君） 御異議なしと認めます。よって、議第66号については、原案に

同意することに決定いたしました。

議第67号農業委員会委員の任命について、採決いたします。

議第67号については、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内田靖信君） 御異議なしと認めます。よって、議第67号については、原案に同意することに決定いたしました。

議第68号農業委員会委員の任命について、採決いたします。

議第68号については、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内田靖信君） 御異議なしと認めます。よって、議第68号については、原案に同意することに決定いたしました。

議第69号農業委員会委員の任命について、採決いたします。

議第69号については、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内田靖信君） 御異議なしと認めます。よって、議第69号については、原案に同意することに決定いたしました。

議第70号農業委員会委員の任命について、採決いたします。

議第70号については、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内田靖信君） 御異議なしと認めます。よって、議第70号については、原案に同意することに決定いたしました。

議第71号農業委員会委員の任命について、採決いたします。

議第71号については、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内田靖信君） 御異議なしと認めます。よって、議第71号については、原案に同意することに決定いたしました。

議第72号農業委員会委員の任命について、採決いたします。

議第72号については、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内田靖信君） 御異議なしと認めます。よって、議第72号については、原案に同意することに決定いたしました。

議第73号農業委員会委員の任命について、採決いたします。

議第73号については、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内田靖信君） 御異議なしと認めます。よって、議第73号については、原案に同意することに決定いたしました。

議第74号農業委員会委員の任命について、採決いたします。

議第74号については、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内田靖信君） 御異議なしと認めます。よって、議第74号については、原案に同意することに決定いたしました。

議第75号農業委員会委員の任命について、採決いたします。

議第75号については、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内田靖信君） 御異議なしと認めます。よって、議第75号については、原案に同意することに決定いたしました。

議第76号農業委員会委員の任命について、採決いたします。

議第76号については、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内田靖信君） 御異議なしと認めます。よって、議第76号については、原案に同意することに決定いたしました。

議第77号農業委員会委員の任命について、採決いたします。

議第77号については、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内田靖信君） 御異議なしと認めます。よって、議第77号については、原案に同意することに決定いたしました。

議第78号農業委員会委員の任命について、採決いたします。

議第78号については、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内田靖信君） 御異議なしと認めます。よって、議第78号については、原案に同意することに決定いたしました。

議第79号農業委員会委員の任命について、採決いたします。

議第79号については、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内田靖信君） 御異議なしと認めます。よって、議第79号については、原案に同意することに決定いたしました。

議第80号人権擁護委員候補者の推薦について、採決いたします。

議第80号については、原案のとおり推薦に同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（内田靖信君） 御異議なしと認めます。よって、議第80号については、原案のとおり推薦に同意することに決定いたしました。

議第81号人権擁護委員候補者の推薦について、採決いたします。

議第81号については、原案のとおり推薦に同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（内田靖信君） 御異議なしと認めます。よって、議第81号については、原案のとおり推薦に同意することに決定いたしました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時25分 開議

○議長（内田靖信君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程の追加について、お諮りいたします。さきの議会運営委員会の結論に基づき、

日程第6 市長提出追加議案上程

議第84号 令和3年度玉名市一般会計補正予算（第7号）

日程第7 提案理由の説明

日程第8 議案の委員会付託

日程第9 委員長報告

日程第10 質疑・議員間討議・討論・採決

以上、日程表のとおり日程に追加いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（内田靖信君） 御異議なしと認めます。よって、日程表のとおり日程に追加することに決定いたしました。

日程第6 市長提出追加議案上程

○議長（内田靖信君） 日程第6、「市長提出追加議案上程」を行ないます。

これより、市長提出追加議案を上程いたします。

議第84号令和3年度玉名市一般会計補正予算（第7号）の市長提出追加議案1件を議題といたします。

お手元に配付しております議案の朗読は、これを省略いたします。

日程第7 提案理由の説明

○議長（内田靖信君） 日程第7、「提案理由の説明」を行ないます。

ただいまの議案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長 永田義晴 君。

[総務部長 永田義晴君 登壇]

○総務部長（永田義晴君） 本日、追加提案いたしました議第84号令和3年度玉名市一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症による影響を受けている生活困窮世帯への支援に要する経費と新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費を、早急に補正する必要が生じたので御提案いたすものでございます。

それでは、お手元の資料の1ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ1億6,788万2,000円を追加し、総額を320億6,634万2,000円とするものでございます。

歳入につきましては、15款国庫支出金は1億6,788万2,000円の追加で、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る全額が補助されるものでございます。また、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業費及び事務費補助金は、感染症の影響を受けている生活困窮者に対する自立支援金支給事業に係る全額が補助されるものでございます。

次に、歳出でございますが、新型コロナウイルス対策関連といたしまして、1事業2,941万2,000円を計上しております。内容といたしまして、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業は、社会福祉協議会が実施する総合支援資金の再貸付けが終了した世帯などで、求職活動を行なうなど一定の条件を満たす生活困窮世帯に対して、一月当たり上限10万円を、最長3か月支給するもので、102世帯分の自立支援金2,730万円及び事務費211万2,000円を計上しております。

このほか、4款衛生費は1億3,847万円の追加で、新型コロナウイルスワクチン接種事業は、7月末までに希望する高齢者へのワクチン接種を終えることができるよう、集団接種などの接種体制や接種スケジュールの変更に伴う追加経費などでございます。

以上、主な内容等について御説明申し上げましたが、詳細につきましては、所管の各委員会において御説明いたしますので、御審議の上、原案どおり御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（内田靖信君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

日程第8 議案の委員会付託

○議長（内田靖信君） 日程第8、「議案の委員会付託」を行ないます。

改めて、議第84号令和3年度玉名市一般会計補正予算（第7号）の市長提出追加議案1件を議題といたします。

ただいま議題となっております議案1件につきましては、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

議案付託表

総務委員会

議第84号 令和3年度玉名市一般会計補正予算（第7号）
（総則・第1表歳入歳出予算補正 歳入の部）

文教厚生委員会

議第84号 令和3年度玉名市一般会計補正予算（第7号）
（第1表歳入歳出予算補正 歳出の部、③民生費、④衛生費）

○議長（内田靖信君） 各常任委員会におかれましては、直ちに、審査をお願いいたします。

委員会審査のため、休憩いたします。

午前11時31分 休憩

午後 3時20分 開議

○議長（内田靖信君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第9 委員長報告

○議長（内田靖信君） 日程第9、「委員長報告」を行ないます。

これより、各委員会に付託し、審査を終了いたしました議案の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

議第84号令和3年度玉名市一般会計補正予算（第7号）の市長提出追加議案1件を議題といたします。

お手元に配付しております委員会審査報告書の朗読は、これを省略いたします。

審議の方法は、各委員長の報告の後、質疑、議員間討議、討論の後、採決いたします。各委員長の報告を求めます。

総務委員長 近松恵美子さん。

[総務委員長 近松恵美子さん 登壇]

○総務委員長（近松恵美子さん） 総務委員会に追加付託されました案件は、議案1件で

あります。委員会における審査の経過と結果について、御報告いたします。

議第84号令和3年度玉名市一般会計補正予算（第7号）中付託分についてであります。

歳入歳出それぞれ1億6,788万2,000円を追加し、総額を320億6,634万2,000円とするもので、新型コロナウイルス感染症による影響を受けている生活困窮世帯への支援に要する経費と新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費について、早急に対応するためのものであります。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金の新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金6,068万円の追加は、集団接種の派遣医師及び看護師や個別接種費用など予防接種に係る経費の全額補助であります。

2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業費補助金2,730万、事務費補助金211万2,000円の追加は、社会福祉協議会が実施する総合支援金の再貸付が終了した世帯などで、求職活動を行なうなど、一定の条件を満たす生活困窮世帯に対する支援金の事業費及び事務費に係る全額補助であります。3目衛生費国庫補助金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金7,779万円の追加は、集団接種会場設置委託料など実施体制確保に係る全額補助であるとの説明がありました。

まず、委員から、1会場当たりの医師や看護師の配置状況は。また、報酬はとの質疑があり、執行部から、集団接種会場においては1会場当たり、医師4名、看護師8名、薬剤師を配置し対応している。各会場では毎週土曜日に実施しており、玉名会場においては日曜日にも実施している。11月まで引き続き継続していく予定。また、個別接種においては各病院で対応していただいているところ。報酬については、集団接種会場対応の場合で、医師が1時間1万2,000円、看護師・薬剤師については1時間4,000円である。個別接種については、国の計算方法が異なるため1時間当たりの計算はできないが、接種1回当たり2,070円となっているとの答弁でした。また、委員から、今後、補助金が不足した場合、国から追加交付は受けられるのかとの質疑があり、執行部から、報酬の支払いについては各月支払っており、費用面については、必要な期間分予算確保している。今後計上していない費用も発生すると予測されるが、必要な場合は補正提案することになるとの答弁でした。さらに、委員から、4会場では医師4名で対応するとのことだが、7月中で高齢者接種は終了する予定なのかとの質疑があり、執行部から、集団接種、個別接種の二通りの方法により、7月末までには終了のめどが立つよう努力しているとの答弁でした。

次に、委員から、医師、看護師の person 費は国庫補助金7,779万円に該当するのかとの質疑があり、執行部から、医師、看護師の費用については国庫負担金6,068万

円が人件費に該当するとの答弁でした。

次に、委員から、市役所の窓口業務従事者の接種状況はとの質疑があり、執行部から、集団接種において、当日キャンセルなどが発生した場合、職員が接種できるように市の方針を定めている。それに基づいた上で、市職員がキャンセル分の余剰ワクチンを接種できるよう対応しているとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第84号中付託分については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員会に追加付託されました案件の審査報告を終わります。

○議長（内田靖信君） 文教厚生委員長 嶋村 徹君。

[文教厚生委員長 嶋村 徹君 登壇]

○文教厚生委員長（嶋村 徹君） 文教厚生委員会に付託されました、議案1件について、審査の経過と結果を報告いたします。

議第84号令和3年度玉名市一般会計補正予算（第7号）中付託分についてであります。

3款民生費は、2,941万2,000円の追加で、一定の条件を満たす生活困窮世帯に対して、1か月当たり上限10万円を、最長3か月支給する新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業であります。

4款衛生費は、1億3,847万円の追加で、新型コロナウイルスワクチン接種事業について、7月末までに希望する高齢者へのワクチン接種を終えることができるよう、集団接種などの接種体制や接種スケジュールの変更に伴う追加経費などがあります。

説明後、委員から、自立支援金支給に関連して、総合支援資金等の特例貸付により、生活再建に至った方はいるのかとの質疑があり、執行部から、貸付状況やその後の状況から、再建して自立できた方はごく少数ではないかと思われる。なお、一定の条件を満たせば償還は免除されるとの答弁でした。

次に、委員から、ワクチン接種事業の委託料が増額になった要因はとの質疑があり、執行部から、高齢者への接種を7月末までに完了させるための集団接種の回数増や、ウェブ予約の導入など、事業を拡大したことなどによるとの答弁でした。

次に、委員から、ウェブ予約は、もともと予定していたのかとの質疑があり、執行部から、計画にはなかったが、必要と判断し6月1日から運用開始したとの答弁でした。

次に、委員から、今後のワクチン接種の予約受付は、年齢ごとに区分して行なうのかとの質疑があり、執行部から基礎疾患を有する方、60歳以上64歳未満については、区分を設けるが、それ以下については、区分を設けずに受け付ける。ただし、予約が殺到しないよう、予約時間を考えて、分散予約に協力いただきたいとの答弁でした。

次に、委員から、政府が発表した職域接種等の申請一時受付中止の影響はとの質疑が

あり、執行部から、玉名地域で、職域接種の申請を予定していた企業等があれば影響は及ぶものと考えるとの答弁でした。

以上審査を終了し、採決の結果、議第84号中付託分については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上で、今期、文教厚生委員会に付託されました案件の審査報告を終わります。

○議長（内田靖信君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

日程第10 質疑・議員間討議・討論・採決

○議長（内田靖信君） 日程第10、「質疑・議員間討議・討論・採決」を行ないます。

これより、質疑に入ります。

ただいままでの各委員長の報告について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内田靖信君） 質疑なしと認めます。

これより、議員間討議に入ります。

議員間討議はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内田靖信君） 議員間討議なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内田靖信君） 討論なしと認めます。

これより、採決に入ります。

議第84号 令和3年度玉名市一般会計補正予算（第7号）

以上、予算議案1件について採決いたします。

ただいま採決に付しております議第84号に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。

各委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内田靖信君） 御異議なしと認めます。よって、議第84号については、原案のとおり決定いたしました。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

ここで、市長より発言の申出がっておりますので、これを許可いたします。

市長 藏原隆浩君。

〔市長 藏原隆浩君 登壇〕

○市長（藏原隆浩君） 閉会に当たりまして、御礼のごあいさつを申し上げます。

今議会に提案をさせていただきました、議案に対しましては、慎重審議の上、御承認を賜りましたことに、厚く御礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の情勢につきましては、全国的にワクチン接種の加速化が図られ、昨今の爆発的な拡大は収まりつつあるところであります。また、熊本県におきましても5月16日から適用されておりましたまん延防止等重点措置が6月13日に解除されたところでございますが、感染の再拡大を抑制するために市民の皆様には多大な御負担をおかけしておりますが、引き続き、感染防止対策への御協力をお願いしてまいりたいというふうに思っております。

また、ワクチン接種のほうにつきましては、玉名市でも現在、鋭意進行中でございます。接種順位の高い高齢者の接種状況は、個別接種と集団接種併せまして、1回目の接種率が昨日現在65%を超えており、国が公表した熊本県の接種率55%を上回り、県内においてはかなりハイペースで進んでいる状況であります。このように医療期間等の皆様の御協力により、順調に進捗しておりますが、現在は、64歳以下の一般接種のワクチン接種券をまもなく発送する予定でありまして、引き続きスピード感をもって対応してまいりたいと考えております。

この新型コロナウイルス感染症につきましては、まだまだ予断を許さない状況でもあり、今後も市民の命を守るための感染拡大防止策と市民の暮らしを守るための支援策、これを最優先に取り組んでいかななくてはならない、改めて考えているところでございます。また、現在、出水期を迎えております。一連のコロナ対策と併せまして、自然災害に対する備えをはじめとした防災・減災への取組につきましても今後緊張感をもって対応してまいりたいと考えているところでございます。

最後になりますが、議員各位におかれましては、今議会におきましても感染防止対策として、質問時間の短縮等に御配慮いただき大変ありがとうございました。引き続き、市政運営に対しまして、御指導と御支援をいただきますようお願い申し上げ、閉会に当たりましての御礼のごあいさつとさせていただきます。

大変ありがとうございました。

○議長（内田靖信君） これにて本会議を閉じ、令和3年第5回玉名市議会定例会を閉会いたします。

午後 3時35分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

玉名市議会議長 内 田 靖 信

玉名市議会議員 西 川 裕 文

玉名市議会議員 嶋 村 徹